



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	産業と教育 第5号
Author(s)	宮本, 憲一; 浅野, 慎一; 遠藤, 智恵子 他
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 30, 1-192
Issue Date	1986-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88044
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_30.pdf



北海道大学教育学部産業教育計画研究施設
研究報告書 第30号

I S S N 0385—6070

産 業 と 教 育

第 5 号

1 9 8 6

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

産 業 と 教 育

第 5 号

1986・3

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

産 業 と 教 育 第 5 号

目 次

特別論稿

現代日本資本主義下の地域問題

—大都市の衰退と再生— …………… 宮 本 憲 一 … (1)

低成長下における全国出稼労働市場の構造 (中)

—秋田県出身出稼労働者に関する実証研究— …………… 浅 野 慎 一 … (23)

学校統廃合と住民による教育の再編過程 …………… 遠 藤 知恵子 … (81)

農家婦人における農民的自立化の基本視角 …………… 千 葉 悦 子 … (127)

労働者・農民出身知識人の養成

—ソビエトの経験 [訳載その1] — …………… N. M. カトゥーンツェヴァ … (167)

訳者

竹 田 正 直

所 伸 一

桑 原 清

塚 本 智 宏

現代日本資本主義下の地域問題

一大都市の衰退と再生一

宮本憲一

1. 欧米大都市圏の衰退

現代は大都市化の時代と言われておりまして、世界的に都市化、特に大都市化がすすんでいる時代だと思います。産業革命以来、都市化というのは、いわば近代化の必然的なものと考えられており、先進工業国においては戦前すでに全国土が都市化といってもよいような状態になっていたのでありますけれども、戦後になりまして発展途上国や社会主義国においても都市化現象が著しく、特に最近では発展途上国の大都市化現象が、大変大きな問題を引き起こしているように思います。ところが、こういう都市化・大都市の時代と言われているなかで、60年代の終りから70年代の初めにかけて極めて注目すべき新しい現象があらわれてきたのであります。それが先進工業国における大都市の衰退といわれる現象であります。

これはヨーロッパ、アメリカを中心にして新しい社会問題として登場してきたものではないかと思いますが、例えばイギリスの都市論者であるエバースリー教授は『インナー・シティー』という大著の中でイギリスは1974年以来、再農村化現象に入ったというように言っています。re-ruralizationという言葉が使われているのでありますが、アメリカでも同じようなことが言われるようになりました。レーガン政権になりましてから環境庁が半ぐらいの人員削減をされて環境白書は出なくなってしまったため、まとまったものとしては最後といってもよいような1980年の環境白書の中で次のように書いてあります。産業革命以来、農村、或は地方都市から大都市への人口移動は、いわば経済の鉄則、アイアンローであると思われていたが、現代のアメリカにおける現象は、むしろ大都市から地方へという人口の逆流現象が始まってきていて、どうもこのアイアンローは修正しなければならないのではないかというふうに言っているのです。再農村化という言葉が正しいかどうかは大きい問題でありますけれども、先進工業国がおしなべてそういう新しい現象に直面しているといっているのではないかと思います。

(1) ニューヨーク市の財政危機

こういう問題を最初に露呈いたしましたのが、ニューヨーク市の財政危機であったのではな

本論文は、1984年12月20日、教育学部主催の学術講演会において、大阪市立大学教授 宮本憲一氏の「現代日本資本主義下の地域問題」と題する講演について、宮本教授のご了解をえて編集委員会でテープをおこし、同教授に若干の加筆をいただいたうえ、特別寄稿論文として掲載するものである。なお、文中の見出しは編集委員会がつけた。

ここに編集委員会として宮本教授に謝意を表したい（編集委員会）。

いかと思います。財政危機の進行過程は60年代の終りから始まっていたのでありますけれども、劇的な形で世界の人達に大都市の衰退を意識させたのが1975年のニューヨーク市の財政危機現象であったのではないかと思います。ニューヨーク市は、ロンドン市とならんで世界の金融市場の中心でもありますし、いわば世界資本主義の司令部とっていいような都市でしたので、この財政は、先進国の自治体財政の中で最大の規模を誇っていたのであります。例えばニューヨーク市立大学は、7つの州立大学を集めたぐらい大きい市立大学であり、最盛期は4年制の学生だけで24万、教職員数も2万人という大変大きな大学でした。市の職員数、最盛期の1975年に30万ありまりました。大阪市の職員は2万であります。いかに多かったかということを示すと思いますが、そういう30万人の職員をもつ、いわば最大規模の自治体であったのです。都市の経済としてみても先進工業国の中では最も繁栄しているとみられ、また世界中の剰余価値が集まっているような地域であると考えられていました。そして最大規模の財政を持っていたのであります。ところが破産状態に近い財政危機に陥ったというのは、非常に異常な現象として受けられたわけであり、どうしてニューヨーク市が財政危機に陥ったのかというのは、これは財政学者のみならず、社会科学者の共通する疑問であったのであります。

私は、丁度1977年に留学の機会があり、以後二年に一度はこの都市をたずねニューヨーク市の財政を調査しています。ニューヨーク市が財政破産状況に陥った最初の時期に出ていた議論というのは、ニューヨーク市の財政運営の放漫、或は福祉のやりすぎ、そういうような批判だったのでありますけれども、次第に論調がかわってまいりました。私どもが調査をしてわかってきたことは、ニューヨーク市の財政だけが悪いのではなく他の大都市財政も悪化しているのだが、この財政危機の背後にニューヨーク市経済の構造変化というものがある、実はそのニューヨーク市の経済そのものが衰退しはじめているということでした。或は正確に言えば経済構造の変化が財政危機に反映したのではないかとということに気付いてきたのであります。過去のニューヨーク市の経済構造の特徴といいますのはここが全米最大の工業都市でございましたので、製造業の雇用が全産業の中で最も大きな割合を占めていたのであります。製造業の雇用力が約100万人あり、その中で最も大きいのは約半分の50万人の雇用をもっております繊維ファッション産業、こういう都市型の工業がニューヨークの中心的な産業でした。それとよく似た性格をもっている皮革業とか印刷出版或は食品工業、木製家具というような都市型の工業がニューヨークの製造業の中心を占めていたのであります。次いで大きかったのが卸小売業であり、卸小売業が約50～60万の雇用力を持っておりまして、この2つがニューヨーク市の過去における最大の産業であったのであります。

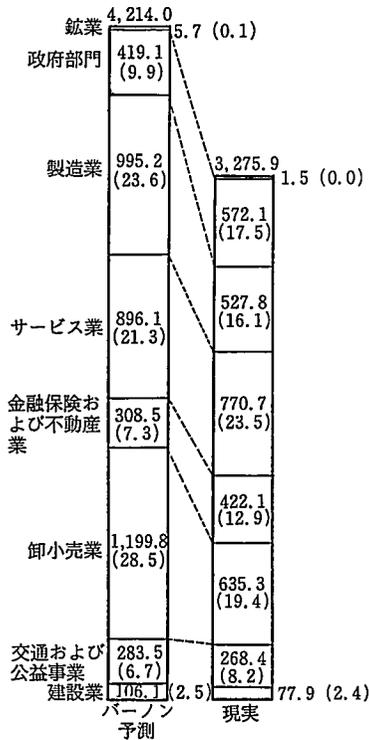
ところが60年代の半ばごろから、この製造業がまず日本、続いて発展途上国、或はアメリカの南部の成長にその地位を奪われはじめ、急激な衰退をしてきたのであります。これは予測を上廻る出来事でした。そのことは有名なバーノン（Vernon）研究にもみられます。私ども日本の社会科学者にとっては大変重要なことなのでございますけれども、アメリカは地域研究が非常に盛んです。ニューヨークの研究も1920年代、Regional Planning Associationがやりました非常に壮大なニューヨーク研究というのがあり、シカゴも有名なシカゴ学派がその都市を社会学の立場からやっただけでございまして、戦後もいくつかのすぐれたニューヨーク研究があります。いつもそういうものを見まして、私どもは非常に恥ずかしく思っておりまして、それに匹敵する東京研究とか大阪研究というのはついぞないのです。大変恥ずかしいことです。

戦後の中では有名なバーノン研究というのがあります。ハーバード大学の行政学の大学院の教授で今は確か教育の大学院に移った人じゃないかと思いますが、経済学者であるバーノン（R. Vernon）教授をヘッドにした9冊からなるニューヨーク・メトロポリタン・アナリシス、ニューヨーク大都市圏研究という非常に優れた研究成果があります。これが1960年～61年に50年代の研究の集約として発刊されたのであり、これは世界の大都市研究の白眉と言われてニューヨークを研究する者は必ず読む本です。日本でもこの9冊のうち3冊が邦訳されて蠟山正道先生の監訳で翻訳されており、お読みになった方もいらっしゃるのではないかと思います。大変いい本です。このバーノンが、1961年に9冊の研究成果を集約した結論として“Metropolis 1985”を出し、1985年の予測というのをやっているのです。この予測は参考になる非常に綿密な予測です。細かい業種別に産業を検討し、今後発展方向を持つかということ予測したうえで、全体のニューヨークの展望を出しているのですが、その1975年の中間の展望というのがあります。これは偶然のことなのですが、ニューヨーク市が破産状態に陥った1975年の展望が、この本の中に書いてあるのです。これは私だけじゃなく、アメリカの学者も1975年の現状をバーノン研究をあわせてみると、何が社会科学者として見損なったのかというのがよくわかりますので比較研究をしています。私がむこうで最初にやった仕事もバーノン研究が行った予測と75年の現状をあわせてみたのです。バーノンは理論的には非常に正しい予測をした。バーノンによれば、おそらくニューヨークは工業都市ではなくなるだろう、必ずサービス産業や金融保険不動産業というようなそういう中枢管理機能を主体とした産業構造に変わるだろうとしています。そして製造業もどちらかといえが、今の日本の流行の言葉でいえばソフト化するというような外部経済に依存するような製造業に変わるであろう。したがって、製造工業の相対的比重は75年になれば下がると考えておます。これは一般的理論としては正しいのですが、下がるとしておきながらですね、それでも75年における製造業の雇用人口、100万と推定しているのであります。つまり、60年代はほとんど横這いで75年までは製造業の比重は相対的に下落しても絶対的に横ばいでいくというのがバーノンの基本的予測になっており、それで雇用が支えられるだろうと考えていたのであります。

ところが現実は大きくこれを裏切ったのです。1975年の現実には製造業の雇用人口が50万です。ですから崩壊に近い状態にまで減っており、最近の80年代では40万になり、40万を割ることは確実になっているのであります。どんどん、バーノンの予測をした以上に産業構造は劇的な転換をして雇用がなくなってしまっているのです。図-1のようにこの工業について、卸小売業の雇用が減退しました。バーノンは、これは70年代も相対的絶対的に伸びていくと考えておったのでありますが、これが崩壊状態に近い状態になっており、約120万の雇用予測が現実には64万に激減しているのです。

この2つがニューヨークの産業構造にとっては致命傷になったのであります。いうまでもないのですが、産業構造がかわったからすぐに経済が衰退するとは言えません。今までのペティ（W. Petty）やコーリン・クラーク（C. G. Clark）の考え方のように、経済の成長は、一次から二次へ、二次から三次へというふうに変り、また三次の中でもサービス、或は金融保険・不動産や公務労働といったものがふえていくという現象でした。これは決して衰退ではない、「成長」と考えられていたのですから、そういう状態になったから悪いのではなく、むしろ、そうだったっていいという意見もあろうかと思うのです。しかし実態としては、金融・保険・不

図一 ニューヨーク市の雇用をめぐるバーノン予測と現実の相違
(1975年) (1,000人)



資料：R. Vernon, *op. cit.*, p. 236 (訳書255ページ) およびIII・7表より作成。

不動産やサービス業は確かにふえてきたのでありますが、その雇用増大が製造業や卸小売業の雇用の減少をまかなうだけのものでもないであります。それに加えてむこうの研究者の指摘するミスマッチング現象がおこった。50万のブルーカラーの職がなくなったが、このブルーカラーはホワイトカラーの仕事にマッチできないのです。つまり、金融・保険・不動産の仕事に、職工さんたちがなれないわけであり、マッチングしようとするれば当然学校へ行かなきゃならない、職業訓練を受けなきゃならないのです。大学出てなきゃならない職場が多くなってくるのですから、少数民族或は地方から集まってきた低賃金のブルーカラーは、まさにミスマッチングになるわけであります。

この予測に反した50万人のほとんどが失業してしまうのです。勿論、サービス業の底辺のところ、例えばホテルのドアボーイとか、レストランの皿洗いとかいう職業は確かにニューヨークでは増えつつあるのですけれども、しかし、このホワイトカラー族の底辺にある者のふえ方は、これはブルーカラーの減少に比べますと、とても間にあわないのでありまして、完全なミスマッチングを起こしてくるのです。

そうすると、この職場を失った人達は、結局福祉受給者になっていくのであります。この人達は結局、市から福祉をもらわなければ生きていけない、という状態になります。ニューヨーク市というのは低賃金の労働者の職場が沢山ある

というので農業の近代化や重化学工業化であふれた少数民族たちが流れ込んできたんですけれども、それがミスマッチングになり、生活保護を受けなきゃならない。生活保護世帯は最高時120万人でした。人口800万のうちの120万ですから、これは大変な数であります。こういう数になるというのはミスマッチングのせいです。こういう産業構造の転換に大都市の経済が完全に適合しなかったのであり、このためにどんどん福祉の受給者がふえてくるというので市の経費は一方的に膨張していくのであります。この財政ストレスはあとで、イギリスの問題とも関係して申しあげます。

一方ではこういうふう職場が減って人口もこれにつれて急減したのであります。表1のニューヨーク市の人口、これは中心市の人口と書いてあるところですが、1970年、789万5千人あったのであります。1984年の国勢調査では703万5千人になるというように激減したのであります。人口が減るだけでなく企業がどんどん南部へ移動を始めており、そのこともあいまって、1975年の財政の収入はあがらない、一方福祉の経費は増大するというので財政破産に陥ったのであります。

ニューヨーク市立大学は御存知のように当時一種のユートピア的なことをやっておりました。無試験、授業料なしなのであります。これはユートピアかもしれぬが一つの国際都市ニュー

ヨークの理想をやっていたと思うんです。ニューヨークというのは少数民族の町で黒人や或はスペイン語系のプエルトリコ人とかメキシコ人などの少数民族が45%以上占めている町で、彼らは英語ができない。ニューヨーク市の地下鉄の広告の半分はスペイン語で書いてある。電話帳でもスペイン語の電話帳がある状況でありまして英語ができない人が多いのです。それでもし普通の大学の入試をしますと、そういう少数民族はなかなか入れないわけです。ですからニューヨーク市の場合には、一つの福祉対策として、つまりその人たちが、学歴を持てるよう入学資格をゆるめ、無試験にしたのです。そして少数民族は貧困者が多いものですから授業料なしにしたのです。さっき言いましたように、27万という学生がいるのですから、膨大な経費がかかります。その上財政危機以前のニューヨーク市立大学というのは優秀な教授を擁しておりまして、全米一、給料も高かったのです。教職員が2万人いて、全米一高い給料を払っていて、授業料なしで20何万の学生を抱えこんだのですから、財政破産の一つの原因になりました。

75年の財政危機以降、ニューヨーク市立大学は授業料をとることにしましたし、学生数も大幅に減っただけでなく、州立大学へ事実上、移管という事態になっています。4年制大学の教職員の費用が州からくるといってしまっただけでありますが、それはともかくとして、ニューヨークの場合にはそういう少数民族が集まってきて、それで本当は発展したのです。そういう低賃金労働力が次から次へ来ますので、ニューヨークの産業は発展していったのでありますが、それが産業構造の転換の中で逆に裏目に出てしまったのであります。

(2) イギリスのインナー・シティ問題

このことは、イギリスの場合にも非常に早くから出ておいた現象であります。イギリスについては最近もダーレンドルフの本などイギリス資本主義がいかに衰退しているかという本は出ているのでありますが、イギリスの都市の場合にはインナー・シティ問題という形で問題が取り上げられたのであります。都市のド真中のコアという事業所地域を取りまく大都市の中心的部分をインナー・シティといっているのですが、このインナー・シティエリアが、イギリスでは都市問題の巣窟のようになってきたのであります。人口の減少、失業の増大、公害、教育の低下、犯罪問題というのが、イギリスのインナー・シティに集中してこれをインナー・シティ問題とよんでいます。

イギリス政府は御承知のように内政を環境省という形でまとめております。日本の環境庁とイギリスの環境省は、全くその規模、内容も違っているので、イギリス環境省は日本の運輸省、建設省、自治省、国土庁、環境庁、そういうものを総和したものがイギリスの環境省で、内政の殆どを握っているのが環境省なんです。このイギリス環境省は、このインナー・シティ問題について委員会を作り、その報告を受けたのです。1974年のインナー・シティ報告書を見ますと、イギリスの大都市が共通してインナー・シティが非常に大きな都市問題を抱えこんでいて、ここに失業が集中していると。従来は大都市のほうが地方より雇用が沢山あって、失業率が地方より低いと考えられていたが、そうではない。むしろ古い大都市ほど失業率は高いということがはっきりしてきたのであります。

1984年10月末にユラ (International Union of Local Authorities) の会議が大阪でありました。これは国際自治体連合という市長や市議会の議員で作っている国際的な団体で、その大都市フォーラムが大阪で10月の終りに開かれたのであります。そこで共通して先進工業国の報告

は、都市は人口が減って失業が多いということだったのですが、特に深刻だったのはグラスゴーの市長の報告です。スコットランドを代表する大都市であるグラスゴー市は今、失業率が22%なんだそうです。これは想像を絶する数字だと思ってギョッと聞いていたのですが、市長にいわせると22%ということは、新卒になる者の半分が就業できない、そういう状況でこの失業の問題っていうのは危機とか深刻とかいうことを通りこしたもう本当に大変な問題なんだということを言っているのです。いかにしてイギリスの都市を活性化するかというのは焦眉の急なんだということを訴えていたのですが、つまり、70年代に入りましてから、ニューヨーク市で説明したのと同じような現象がイギリスの場合に進行したのでありまして、製造業の雇用がガタ落ちになって、それに代るサービス業とか金融・保険・不動産とかが登場してきてもそれで支えきれない、或はミスマッチング現象が起こるものですからブルーカラーは結局、失業者に変らざるをえないということがずっと進行していたのであります。イギリスはこれをインナー・シティー問題というふうに呼んできたのであります。

表一1 アメリカ大都市圏人口の変化

(単位 1,000 人)

大都市圏名	中心市人口				郊外部人口				大都市圏人口 変動 (1970 -80)
	1980年 (A)	1970年 (B)	(A)-(B)	増減率 (%)	1980年 (C)	1970年 (D)	(C)-(D)	増減率 (%)	
ニューヨーク	7,035	7,895	-860	-10.9	2,045	2,078	-33	-1.6	-893
シカゴ	2,986	3,369	-383	-11.4	4,071	3,605	466	12.9	83
ロサンゼルス	3,309	3,170	139	4.4	4,136	3,871	265	6.8	404
フィラデルフィア	1,681	1,958	-269	-13.7	3,020	2,874	146	5.1	-123
デトロイト	1,197	1,514	-317	-20.9	3,147	2,921	226	7.7	-91
ヒューストン	1,574	1,144	430	27.6	1,317	765	552	72.2	892
ボルティモア	785	906	-121	-13.4	1,380	1,165	215	18.5	94
ダラス	1,284	1,238	46	3.6	1,680	1,140	540	47.4	586
ワシントンD. C.	635	756	-121	-16.0	2,407	2,154	253	11.7	132
クリーブランド	573	751	-178	-23.7	1,323	1,313	10	0.8	-168

(注) 上記の表は1970年代の10大都市の変化をみたものである。1980年には順位が変更し、5位ヒューストン、6位デトロイト、7位ダラス、8位サンディエゴ(87万人)、9位ボルティモア、10位サンアントニオ(79万人)となり、ワシントンD. C.は15位、クリーブランドは18位に落ちている。なお、上記1980年人口は概略()で若干の変動はある。

(出所) U. S. News & World Report, March 23, 1981より。

(3) 凍結地帯と陽のあたる場所

最初、都市の危機はニューヨークの問題だけかと言われていたところが、その後、そうではなくこれは地域経済全体に大きな変調があらわれてんだということが認識されるようになりました。それが先程の環境白書のような指摘になってくるのです。

表一2をみますと、北東地方、いわば古い大都市圏はおしなべて人口が減っているのです。それに対して南部西部は人口がふえているわけです。それから表一3は、やはり北東部と南部、西部とを比較して、その中でも代表的な州をとって見たのですが、これで見ると、全国の所得

表一 2 アメリカの人口地域分布の変化

(単位 1,000 人)

	人 口 数		1970~79年の変化		純 流 入	
	1970年 4月1日	1979年 7月1日	増減数	増減率	増減数	増減率
全 国	203,302	220,099	16,717	8.3	4,030	2.0
I. 北 東 地 方	49,061	49,002	△ 59	△ 0.1	△ 1,821	△ 3.7
・ ニューヨーク州	18,241	17,648	△ 593	△ 3.3	△ 1,287	△ 7.1
ペンシルバニア州	11,801	11,731	△ 70	△ 0.6	△ 406	△ 3.4
II. 中 央 北 部	56,590	58,406	1,815	3.2	△ 1,596	△ 2.8
オハイオ州	10,657	10,731	73	0.7	△ 565	△ 5.3
イリノイ州	11,110	11,229	119	1.1	△ 542	△ 4.9
III. 南 部	62,813	71,550	8,737	13.9	4,144	6.6
フロリダ州	6,791	8,860	2,063	30.5	1,848	27.2
テキサス州	11,199	13,380	2,182	19.5	1,045	9.3
IV. 西 部	34,813	41,142	6,304	18.1	3,303	9.5
アリゾナ州	1,775	2,450	675	38.0	464	26.1
カリフォルニア州	19,971	22,694	2,723	13.6	1,248	6.1

(出所) Environmental Quality 1980, 1980, pp.342-4 より作成。

水準との比較をしますと、1929年の段階でニューヨークは全国の所得を100といたしますと165だったわけで、何といたっても所得水準がニューヨークの場合、高かったことがわかつておきますが、1976年になりますと110というふうにくぐって全国並みになってきていることがわかりだと思えます。生計費ではかってみると、南部や西部のほうが生計費が安いので、実際に所得水準が低くても生活の水準からいえば、ほぼニューヨークと同じあるいはそれ以上の生活ができるといわれているほどです。つまり南部と北東部大都市圏との経済的な状態が接近してきたのであります。特に製造業の雇用人口が、はっきりと変化を示しており、北東部のほうは軒なみに製造業の雇用人口が減っているのがわかりだと思えます。これに対して南部は急増しているのです。しかも、この南部、西部は先端産業が発展をしているのであります。ハイテクノロジー産業、或は軍事産業が南部及び西部では発展をしているのであります。いわば現代の先端を走っているのです。かつては南部は奴隷制があり、そのあとも独特の小作人制度があり、いわば遅れた生産関係の代表的な地域であり、気候が悪いものですから中産階級の白人は生活ができないし、夏は働くことができないと言われていた地域ですが、最近のエネルギー危機以来、むしろ南部のほうが生計しやすいと言われるようになりました。遅れた生産関係は逆に資本主義にとっては非常なメリットになってきたわけであります。

私はグラス市で統計をつくっていて驚いたのですが、労働組合の組織率がわずか8%です。基幹産業や先端産業ほど組織率は低いのです。公務労働者などはかなり組織されていますけれども、他は殆どゼロに近い比率です。ですから労働条件が悪くても抵抗する組織体がないのです。ヒューストン市はグラスと並んでものすごく成長したのですけれども、このヒューストン市などもゾーニングロスといって都市計画がないのです。都市計画の規制がない。環境、公害

表一3 アメリカにおける北東部地域経済力の相対的衰退

	1人当り 所得額 (1976年 ドル)	全国所得 水準との 比較		所得水準 の変化 (1929 ~76)	製造業雇用人口 (1,000人)		雇 用 増減率 1950 ~77	
		1929	1976		1950	1977年 4月		
北 東 部	ニュー・イングランド	6,216	112	97	△ 15	1,468.6	1,372.1	△ 6.6
	マサチューセッツ	6,585	130	102	△ 28	715.7	607.3	△15.1
	ロード・アイランド	6,498	124	101	△ 23	148.0	123.8	△16.4
	コネチカット	7,373	146	114	△ 32	379.9	397.6	4.7
	中部大西洋岸	7,302	141	113	△ 28	4,456.2	3,837.2	△13.9
	ニューヨーク	7,100	165	110	△ 55	1,915.8	1,439.9	△24.8
	ニュージャージー	7,269	132	113	△ 19	756.4	750.1	△ 0.8
	ペンシルバニア	6,466	110	100	△ 10	1,480.6	1,330.4	△10.1
南 部 お よ び 西 部	南西大西洋岸	5,407	53	84	31	2,290.8	4,198.5	83.3
	バージニア	6,276	62	97	35	229.5	391.8	70.7
	テネシー	5,432	54	84	30	249.9	477.6	91.1
	フロリダ	6,108	74	95	21	102.3	354.3	246.3
	中央西南部	5,733	69	89	20	456.3	1,172.7	157.0
	テキサス	6,243	68	97	29	363.6	871.6	139.7
	太平洋岸	6,901	117	107	△ 10	1,079.8	2,155.7	99.6
	カリフォルニア	7,164	142	111	△ 31	759.7	1,667.9	119.5
全 国	6,441	100	100	—	15,256.9	19,107.4	25.2	

(出所) B. L. Weinstein & R. F. Firestine. Regional Growth and Decline in the U. S. 1978. pp. 16-18, 52-53を合成。

規制も弱い。非常にルーズな地域です。ニューヨーク市やサンフランシスコ市のように公害規制が非常に厳しいところだと新企業の立地は困難になってくるのですけれども、全く土地利用計画がない、そして公害の規制も緩い、労働組合もない、伝統的に古い社会で労働者は非常に従順でよく働くというわけですから、資本主義にとってみればこれほど都合のいい場所はない。シュンペーターのいう企業者動機みたいなものが最もよく働く場所であると、南部はいわれる。このサンベルトあたりを基盤にしてレーガン大統領が出現してきたのです。

もっとも企業にとっては自由経済を満喫できる場所、政府や自治体の規制のない場所なのです。そういう遅れた生産関係が逆に、こういう時期になると急進的な発展の動機になっている。北東部が衰えてくると、この全くの農村地帯、或は砂漠であったような地帯に次々と工場が出現してくるようになる。私はこのダラス市とかヒューストン市などは一体、都市と呼んでいのかどうか疑問に思ってきたのです。自動車を主な交通機関にして高速道路ぞいに住居が分散した形の驚くべき都市ができあがっている。そういう形でとにかく南部、西部が発展して、従ってイギリスとは違った形ではあるが、アメリカの場合も古い北東部大都市が衰退してスノーベルトと呼ばれ、それに対して南部や西部をサンベルトというふうになっているのであ

ります。あとで申しますように、このスノーベルト内部でまた不均等発展を生じているのでありますが、全体としてサンベルトの都市化は依然として続行中だといっていると思います。

2. 大都市衰退の実態

こういうふうに見ますと、比較的大都市の衰退現象がないと言われているフランス、イタリア、イギリスと一緒にできませんけれども、先進工業国では共通して人口の減少、失業率の増大、所得水準の相対的な低落、そして都市犯罪を中心とするような都市問題に見舞われつつあるといっていると思います。表-4を見て頂きたいのですが、これはイギリスの財政学者ジャ

表-4 イギリス都市の財政指標

	1人当たり支出(£)		
	1965年	1974年	1977/1978年
(衰退都市)			
バーミンガム	46.6	130.3	252.9
マンチェスター	51.7	156.8	345.2
リバプール	50.4	154.1	283.1
(発展都市)			
ブレヴィ	42.6	111.2	111.8
フェアハム	42.8	105.6	136.9
(平均工業都市)			
ダービー	44.6	113.1	143.6

(出所) P. M. Jackson, *Urban Fiscal Stress in U. K. Cities.* (I. I. F. P. 1981) より。

クソンが国際財政学会に提出した論文の中からとったものですが、衰退都市として彼があげているのは、いずれも産業革命の中心であったバーミンガム、マンチェスター、リバプールであります。発展都市ブレヴィとかフェアハム、これはもう本当に最近になって出現したような都市で、私たちがあまりよく知らない都市なのですが、そういうものを彼は対照しまして、こういうことを言っているのですが、1965年と74年とを見て明らかに衰退都市のほうが一人あたりの財政支出が多くなって、さらに77、78年になると衰退都市のほうが発展都市の約2倍以上の財政支出がかかっていることを示している。

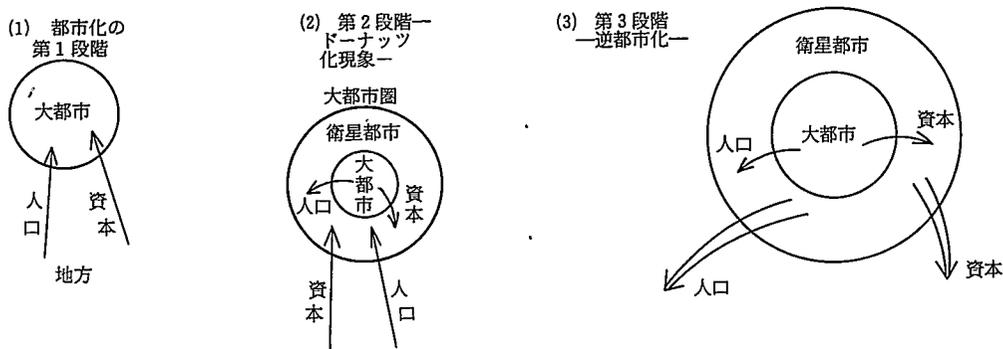
これは財政学者としては、非常に異常なことをいっているように思います。財政学では経費膨張の法則というのがあり、これはワグナーが言いだしたことなのですが、以後、いろんな人がそれに近いことを言っている。経費膨張の法則というのは人口がふえ、所得水準があがってくることである。あるいは都市化が進んでくるとニーズが増えてきて財政が膨張していくということであったのですが、ここに見られる現象は全く反対です。人口が減って、所得水準が相対的に低落していくと財政支出がふえてくる。つまり人口が増え、所得水準があがっていくところよりも、衰退していくところのほうが一人あたりの経費膨張が激しいことを示している。これは財政学の常識を破る現象で、ジャクソン (P. M. Jackson) の論文は非常に注目されたのです。こういう現象をフィスカル・ストレスというふうに名づけています。財政ストレス現

象というふうには書いてあります。こういうふうにかつての大都市が共通して財政ストレス現象に陥っているのでありまして、これも非常に注目される新現象だといっていいと思うのです。

さて、先進国の大都市は、今までの常識を破る現象が出現しているということで、我々にとっては大変な関心事である。一体、その原因がどこにあるのか、この状態がどこまで続くのかというのが、地域論としては大変関心事であります。またそれは日本の場合にも起こるのであるうか、ということでもあります。

こういう状況が現われてきたあとでいろんな理論があらわれているのです。例えば京都大学の経済学部の山田浩之さん、近代経済学のほうから都市論をやっている方ではありますが、私と一緒に共同研究をやったりして、方法論はちがいますがよく似ている結論を出している方で、オランダのクラッセンの理論を修正した理論を出されています。そのクラッセン＝山田理論というのを私がまた修正してわかりやすく書き直してみますと図-2のとおりで、その第

図-2 都市化の段階



一段階、都市の発展の第一段階では、中心都市へむかって資本とか人口が流入してくる。地方の農村や地方都市から大都市へむかって資本と人口が流入してくる。これが都市の第一段階である。それが第二段階になると中心大都市の経済的な領域が拡大して広域化現象をひきおこしてくる。どんどんこの大都市圏が拡大をしてメトロポリタンエリアが作られる。ビッグシティからメトロポリスになるので、そういうメトロポリタンエリア、大都市圏というものを作られてくる。この場合には依然として地方から、この大都市圏にむけて資本や人口がどんどん流入してくる状態が続く。しかし、この第二段階に入るやその資本と人口、特に最初に人口が大都市圏から離脱して衛星都市へ衛星都市へと移動を始める。次に少しずつ企業も衛星都市へと動いていく。しかし主体としては大都市圏の人口は膨張し、そして企業も集中を続けていく。この真中の中心都市の人口が減って外側の衛星都市の人口が増えますから、丁度ドーナツみたいになってくる。真中がスポンと抜けてまわりが肉厚になりますので、これをドーナツ化現象といいます。これは各国共通です。英語ではドーナツ・フェノメノンというふうにいます。ドーナツ化現象というのが起こるわけです。今まではこれは大都市圏の発展と考えられていたのです。

ところが、現在おこっている現象は、どうもこれが始まったら次の第三段階があるということがわかってきたわけでありまして。この現象が始まると、やがて次には大都市圏から資本と人口が移動する。依然として大都市から衛星都市へむかって流出も続いていくが、それだけではな

くって大都市圏から地方へ資本と人口が移動する。そういうことがどうもはっきりしてきたのではないかというのが、クラッセン＝山田理論です。最近はまだ、第4段階がないかというので、この後があるんじゃないかというのが、また論争になっているんです。それはともかく、ドーナツ現象が始まったらやがて逆都市化へ移っていくということが経験的なものとしてわかっている。まだこれが本当に法則的なものかどうか分かりませんが、経験的なものとしてあるということが、言われてきはじめています。こういう都市の盛衰についての理論というのは昔からいろいろありました。例えば山田＝クラッセン理論は物理的現象として書いてあるのですけれども、アメリカの都市学者マンフォード(L. Mumford)などは、非常に早くから巨大都市が衰退することを予言しております。有名な1983年出版の『都市の文化』という古典の中で、彼は巨大都市の興亡について触れて大都市は巨大化の中で社会的費用が大きくなってきて、その社会的費用を公共団体にまかせる。公共団体は財政危機に陥ってやがて破算すると1938年としてはすごい予言ですが、ニューヨーク市の状況をピタリ当てたのです。彼はニューヨーク市を例にとっているのですが、だんだん社会的費用が大都市では大きくなってきて、それを資本は負担しない。資本は社会的費用を負担すると利潤が解下になってしまうので、それを公共団体にまかせる。社会的費用というのは、貧困対策とか或は公害対策、環境の対策とか貧困とからむ教育や文化の費用になってくるのですが、そういう社会的費用の増大を民間の資本は引き受けない。彼によれば大都市は、独占体の支配の下にあって、だんだん官僚化してくる。やがて市民というものは官僚化した都市の中で政治に参加したり発言するという活力を失って、全部市政をテクノクラートにまかす都市になってしまう。そのテクノクラートに支配された自治体は、社会的費用をだんだん背負ってきて、しかもその社会費用を住民が自ら引き受けて政治参加するということもなくなってくる。その官僚組織が全体の都市を支配してきて、やがてそれが破産して死の都市へむかうという予言をしております。

しかし、そのままダメになってしまう都市とそれからまた甦る都市があって、輪廻と彼はいつているんですが、都市は盛衰しながら元へまた回っていく、そういう生物みたいなものだと言っております。都市の興亡は物理的現象として考えないで生物的現象としてとらえたほうがいいと。都市はあるところまでいくと老人化して、そして死滅していく。しかし完全死滅ではなくてまた新しい都市を生んで、それでまた出てくる都市もあるということを書いているのです。いずれにしても今までのように、一方的に大都市化が進むということに対する疑問というのが経験的にはっきりして、大都市が衰退するのではないかということが、議論として登場してきているのです。

3. 大都市衰退の原因

こうなってくる原因は何かということですが、大きく言えば私は2つだと思うのです。一つは先程言いましたように、産業構造の転換という問題だと思うのです。もう一つは環境の悪化だと思うのです。こういう既成の大都市圏の環境が非常に悪くなり、もっと環境のいいところへ行きたい。南部や西部へ人が動いていった動機の中には、環境のいい南部や西部へという動機が入ってるわけで、企業自身もそうであり、もっと環境のいいサンベルトへ。そういう意味で、地域的不均等の現代的な動機は産業構造の変化と環境の危機ということが2つの動機に

なってる。

しかし、それらを動かしている背後には多目的企業段階における資本の移動という論理がある。つまり資本の移動が単に地域的、国内的なものではなくて、国際的なものになっており、非常に大きな移動の仕方をする。労働力も同様です。そういう問題が背後にあってこういう第三段階が到来しているのではないかと思う。第三段階がどこまで続くかをめぐって、今、いろいろ問題が出ており、かつてローマが衰退したみたいに既成の大都市圏が落ち込んでいくのかどうかということについては意見がいろいろ分れているところです。私もニューヨーク市は非常に面白いものですから、ずっと継続して調査を続けていますが、最近ニューヨーク市は大変景気がいいのです。人口の減少は続いているのですが、企業の経済的な回復として建築ブームが進んでおりまして、ニューヨーク市当局者は、ニューヨークは再生できたという自信を持っているのであります。そういう意味でいうと、一方的にずっと衰退を続けていくとは思えないところがあります。

それから、最近日本へニューヨーク大学のネツァー (D. Netzer) さんという都市論経済学の専門家であり、ニューヨーク大学の都市研究センターの所長を務めている人が日本で講演をしました。そこでは全体として大都市圏の衰退は今後、続いて中小都市の時代に入ったというのか彼の見通しです。21世紀にむかっての都市の展望は、中小都市の時代だと。それは何故かという、昔のようにあらゆる部門が集積していなければ経済発展しない時代は終わったのです。情報部門が発達してくれば地方で十分に経済運営ができる、上質の生活もできる、地方に住んでいても大都市の生活と同じような生活を人々は享受できると。21世紀になれば、ますます情報部門の発達があるので、ある大都市がすべての部門をそろえておらなければいけないというような状態、つまり、集積がなければならぬという状態は終るであろうと。だから、これからはむしろ、過度の集積を続けていくために環境が悪くなる大都市ではなくて、ほどほどの集積で環境のいい中小都市の時代に入るというのが彼の予測であります。当たるかどうかわかりませんが注目すべき見とおしです。

さらに彼は面白いことを言っており、第三段階を迎えた都市の中に二通りの都市が出てくるんじゃないかというのです。どの都市も同じような変化はしなくなっていくんじゃないかというのです。これは、証明はできないが経験的にそうではないかと言っております。例えば先程のスノーベルトと言われているアメリカの東北部大都市圏は、共通して同じ時期に衰退現象が現われたのじゃなくって一番最初は衰退現象を始めたのはボストンだというのです。彼に言わせるとボストンは非常に早く現象に入った。まだニューヨークが上昇期にあったときにボストンがダメになってきた。ところがボストンは幸いにしてMITとハーバード大学に代表されるような学園都市で、研究の集積があってハイテクノロジーの時代に入ったときにその研究の集積が生きて、それが土台になってまず再生が始まった。それからもう一つは、ボストンに非常に優秀な建築家がいてボストンの非常に古い、ヨーロッパ風の街並みがある住居を生かした。他の都市が戦後の高層化の時代に古い建物をこわしたのに対して、ボストンは古い住居を生かしてその中を近代化して、或いは古い倉庫群、港の倉庫群だとか、いろんな倉庫群の美しさをそのまま残して内部の倉庫を商店街にかえる。高級商店街にかえることをした。そういうことはヨーロッパでもやり始めたのですけれども、同じような手法をとった。こういうのをリハビリテーションといいます、都市のリハビリテーションをやった。高層建築物で街を変えなかつ

た。古い街並を残したためにボストンの価値が、非常に高くなったってマンハッタンナイズというのです。どの都市もニューヨーク市のマンハッタンみたいに古い建物が建っていて高い墓石がならんでいるような街にかえてきたときに、ボストン市は温かい感じの古い街並みがあるまま残っていたということによって、みんながボストン市はいいと言い始めた。

この2つの要素があってボストン市はニューヨーク市の経済が落ち始めたときに再生を始めて、今やずっとそれを維持している。丁度、京都市のようなものですが、京都市も最近では先端産業と古い街並みをもって売り物にしているんですが、それと同じことです。

ところがニューヨークはボストン市が上り坂になってくるときに落ち始めた。68年を転期として、約10年間にわたってニューヨークは下降の一途を辿ってしまった。しかし、今は、ニューヨークは世界が特に発展途上国が危機に陥ったがために良くなった。それはどういうことかという、発展途上国が危機に陥ってくると発展途上国のドル、或は財産がニューヨークへ流れ込み始めた。例えば、中東で戦争が起こって、イラン-イラクの戦争がおこりますと膨大なオイルマネーがこれは危ないとどっかへ逃げる。選ぶところはスイスとニューヨークである。ところが今、ニューヨークのほうが金利が高いから、スイスを選ばないでニューヨークへあつまる。ニューヨーク市は最近の研究をみても凄いのですが、何百という数の外国銀行がこの5～6年で進出している。世界が危機になればなると、最後の安全な場所としてニューヨークに財産が流れこんできて、ニューヨークは完全にロンドンの金融市場にとってかわった。第二次石油ショック以後、ニューヨーク市は、ロンドン市にかわって世界最大の金融市場になった。

それからもう一つは、ニューヨーク市は1920年代から大変大きな投資をして文化芸能の部門を育てたのです。これは、ものすごい無駄をしたと思いますが、しかしこの無駄が生きてきて20年代以来、約半世紀、積み重ねてきたニューヨークにおける文化芸能に対する投資は、今大変な財産になっているのです。アート・アズ・インダストリー (Art as industry) という言葉があるのですが、ある意味でいうとニューヨークの最大の産業は文化、芸能だっていわれるぐらいです。今やそれが非常に大きなストックになったのでありまして、ブロードウェイに代表されるようなああいう芸能的なもの、或はその組織、オーケストラ、或は絵画家の集団、そういうものがニューヨークでは非常に大きな引力になっている。ちょうどボストンの場合は街並みであったのに対して、ニューヨークはむしろ芸能関係の人の集団というものが、ニューヨークの新しい魅力になっている。

そういう金融市場の再生と芸能文化による観光産業の発展というものが、第二次石油ショック以後、ニューヨークを立ち直らせるというのです。しかしニューヨークは少し立ち直ってきたのですけれども、シカゴは全然ダメです。こういうふうには、ネットワーに言わせると大都市はそれぞれ違ってきている。地域が国際化すると、アメリカ経済というのを見て、そこから地域を類推するという見方ができなくなっている。地域がそれぞれ国際的ないろいろな要因によって動いていく。つまり、全くアメリカ経済とは別箇な動きをするというのが彼の仮説です。確かに国際化時代ってというのが到来すると、そういういろいろな国際的な現象に結びついたところが、再生はできるが結びつけないところはどんどん落ち込む一方であるというようなこと、或はうまく結びついても国際的な条件が変わるとまた落ち込む可能性がある。例えばニューヨーク市の場合でも第二次石油ショック以後はうまくいったのですが、仮に発展途上国の債務が積み重なってきてメキシコなどが破産状態になったとすると、またニューヨーク市はいか

れちゃうかもしれない。先述のように、全体として大都市の衰退現象の中で、個々の領域を見てくると、再生といわれるような現象があらわれたり、或はその中身が違ってきて完全に今度は大都市自身が不均等発展をしていくのではないかというのが、この第三段階の今のところの問題だと思うのです。

4. 日本の大都市の将来—再生の条件—

では次に日本の場合はどうかということです。私は、かねて日本については発展段階重複説を主張してきた。日本の資本主義は、発展段階が重複しているのだという説を出しているのです。日本の場合にはイギリスのように市民革命から産業革命を全て産業資本主義段階に至って、それから競争の過程で独占が生まれてきて帝国主義段階が始まって、そしてさらに、国家独占資本主義というステップに入るといような、こういうキチツとした段階をとった発展をしないで、産業革命の進行中にもう独占段階が始まって帝国主義戦争をはじめ、その中では産業革命をはじめ近代化が進行中なのに、一方でもう国家独占資本主義が現われてくるというふうに、発展段階が重複している。ある局面で切るとあらゆる発展段階が全部揃ってでてくるようなそういう性格があると思っていますのであります。

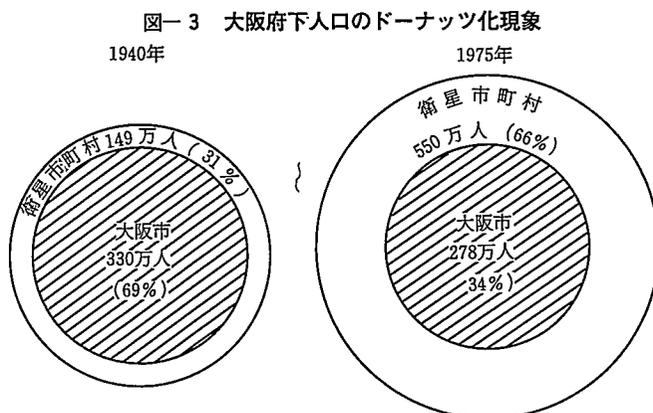
つまりそういう急進性と後進性というのが統一されて出てくるのが、日本の資本主義じゃないかと思っていますのですが、都市の場合も同じような問題があり、日本の都市は急激な都市化現象をひきおこしているのですが、その大都市化というのは、同時にその中に多くの後進性というのを残しながら大都市化が続いているのだと思うのです。ですから都市問題でも二重性があり、例えば、既に先進工業国ではほぼ片付いている住宅難の問題、低所得者の住宅難の問題は、日本では深刻な問題としてまだ残っている。しかしまた同時に、深刻な自動車公害などの自動車問題が、同時にかぶさってきている。非常に現代的な問題と産業資本主義段階にみられたような近代的な問題が重なりあって日本の場合には存在するのであり、その点では欧米の大都市圏の問題そのまま日本に当てはめるといことはできない。やはり日本型の特殊な状況というのが生まれるだろうと思うのです。とはいえ、大きな点で言いますと私は日本の都市は、第二段階に入っているのではないか、そして大阪などをとらえれば、第二段階の終り、つまり第三段階の初めに入りかかってんではないかというふうに漠然としたことでありますけれども思っているのです。

(1) 大阪の場合

1975年の国勢調査以降ははっきりしましたことは、今までのように大都市圏に集中するのじゃなくて、人口は明らかに地方へむかって動いている。ただし、Jターンといわれておりますように、人口は元の過疎地域へ戻っているのじゃなくて地方の中核都市を中心にした地方の都市に人口の集中現象が見られはじめています。その意味ではUターンでなくJターンというわけですが、この現象がずっと75年、80年の国勢調査では注目されるどころです。今までのように大都市圏に一方的に集中していくという現象は止んだと考えていいんじゃないかと思うのです。大阪市の場合は、日本で最も早く工業化した地域でありますし、かつては東京市よりも大阪市のほうが人口が多くて経済の大阪、政治の東京といわれましたように、ある意味でいいますと

大阪市はもっとも先進的な都市化現象をずうっと続けてきたところであります。このため、はっきりと大阪で欧米に近いような現象があらわれてきたように思います。

図-3を見て頂きたいのですが、これは1940年と1975年とを較べてみたのですが、1940年に



は大阪の人口は330万人、これは大阪市市政上最大の人口だったのです。大阪府下をとったのですが、衛星市町村には全体の31%で、大阪市が69%という形だったのです。すでにドーナツ化現象が始まっていたのですけれども、まだ中心市の力が強かったのです。丁度、ものに例えますと大福餅みたいだったのでして中身のおあんがうんと詰っていたのです。それが75年になりますと、大阪市市域が278万、34%でむしろ、衛星市町村のほうが人口がふえ66%になった。1980年では、大阪市の人口は265万まで減っているのです。戦後の大阪市の最大の人口数えた年の1965年の人口は316万人でした。1980年は265万ですので、この15年間で51万人減っているのです。これは、すごい減少といつていいと思うのです。わずか15年間で51万人も人口が減っているのは驚くべき現象であり、その意味で大阪市はニューヨーク市と同じように人口減少傾向が強くなっていることがわかんと思います。

しかし、この期間中1978年までは大阪市は昼間人口はふえていました。夜間人口はこういうふう減っていくのですが、昼間人口はふえていたのです。1975年を境にして、今度は昼間人口も減ってきたのです。ということは雇用力がなくなってきたのです。それで、ニューヨーク市と同じように産業人口の分析をしてみると、ニューヨーク市と同じことが大阪で進んでいるのは工業についてである。都市型の工業が大阪市の場合も、減っており、それが動機になっていることがわかる。少し違うのは、卸小売が強いのです。これは全く経験的なもので法則的なものじゃないのですが、製造業が近代化されて生産性が高くなってきて雇用力を失ってくるが、これに続いてこれに関連した卸小売業がダメになるかどうかで大都市の衰退現象が、始まるかどうかの一つの目安になるんじゃないかと思っています。

大阪市は、総合商社があり、小売業も強かった。東京の場合も製造業はダメになってきているが、卸小売業の雇用力は強いので、まだガタガタといかない。ニューヨーク市が、或はボストン市が経験したような雇用の減少はまだ見られていないのです。しかし、私は先程大阪市が欧米と同じような現象に入りつつあると言っておりますのは、総合商社がこの頃ちょっと雇用力を失ってきております。85年の国調になるともっとはっきりするんじゃないかと思いますが、

それに次いで小売が少しだめになってきているのです。マイナーな現象をお話ししたほうがわかりやすいと思いますが、この間から大阪で大きな話題になっていますのは、大阪の梅田という大阪駅のあるところですが、梅田の周辺部に大阪市が再開発で4つの高層ビルディングをたつたのですが、これは大阪市自慢の再開発でして、ここでおこった事件です。これは商店とか事業所を入れた巨大な高層建築群なのであり、東京の新宿なんかと同じように考えて作つのです。これは大阪の一等地ですが、この駅前第二ビルに入った商店が、ものが売れなくなりまして、どんどん閉めはじめています。

この間、この商店街の商人100人がデモをしました。これは市民に衝撃を与えたのですけれども、商人たちも、商人がデモをするっていうのは、これは命取りだと、しかし、自分達はどうしていいかわからない。再開発したんだから市に責任があるだろう。どうして、こんなふうなさびれた状態にしたかについて、何らかの対策をとれと市に要求したんだけど、何もやってくれないので、もうデモするより以外方法はないと市民にどうしたらいいか考えて欲しいと行ってデモをしたというのです。ここは建てた場所が一等地なものですから、建ててテナント募集をした時には一週間前からテントを張り、申し込みの業者が殺到した場所です。業者が調査をいたしますと、飲食店などでも最低一億円ぐらいの投資をしているのです。そのぐらいの投資をしても、採算はとれると思ったのでありますが、ところが実際には過剰商店になっていてそれにプラスして、市の作り方が悪くてうまくいかない。一階の一番いいところは銀行や証券会社などそういうものに売ってしまったものですから、3時になったら閉めてしまう。そうすると一階の中心になる大きな空間がシャッターをおろして暗くなっちゃうんですから客がこなくなっちゃう。全体が商店ならまだ良かったんですが、雑居ビルにしてしまったものですから、平日でも早くから暗い空間ができる。日曜日になると閉店が多く全くダメなんです。そんなことがあってここの商店の¼が閉鎖されてしまった。そうすると、丁度私がニューヨークでみたようになってきていて、ビルが犯罪空間みたいになってきているのです。大きなビルで¼ぐらいシャッターをおろしちゃいますと、もう、そこは暗くなりまして、歩くのが怖い空間になるわけです。ですから、商店自身の売上げもどんどん落ちていくものですから、大騒ぎになっているのです。

私はこれが大阪市の小売業が低落してくる徴候じゃないかと思っております。結局、ドーナツ化現象で何故、都心が悪くなるかというところある時期がくると小売業が衛星都市へ進出していく。デパートやスーパーなども、都心と同様に衛星都市に進出をします。そうすると都心の商店の売れ行きが落ちてくるのです。それが都心の卸小売業の衰退の始まりになるのです。だから、ドーナツ化現象で都心の卸小売業が衰退していくというのは、ある時期から当然おこってくるのですから、大阪でもそれが始まったとみております。これまでは第二次産業でなくなってきた雇用を第三次産業で支えようとしていますから、どんどん小売業はふえているんですけども、しかし、もう小売業の店舗数と人口の割合をみますと、明らかに過剰商店になっています。一店あたりの人口はどんどん減っておりますので、あとは所得水準があがらないと購買力はあがっていかないわけでありまして、一店あたりの売上げはあがらない。ましてや、地域的な状況でみますと、衛星都市の小売業が発展をすれば、当然、都心、大都市の小売業は衰退をするということになります。私は、大阪市の場合は、放っておけば、次に第三段階に入る門口にいるのではないかと、さっきいったのはそういうことでもあります。

(2) 東京への一点集中化

ただ、日本の場合、欧米とすこし違っていますのは東京一点集中という傾向が依然として続いていることではないかと思えます。これは十分に説明がつかないぐらいの現象であります。しかし国際化の中での東京の地位は大きくなりつつあります。

まず社会資本の整備が東京を中心にしてずっと行われている。例えば筑波学園都市ができあがりますと、当然ですが、あの研究の集積を土台にして、その周辺にハイテクノロジーの工場が集まることは確実であります。それから、東北新幹線と上越新幹線というものができましたために、関東圏は今や新潟や福島をみんな含んでしまうことになってしましまして、関連圏がいよいよ拡大していくということになったんだと思えます。日本の場合、政治という磁場が非常に大きいですから、東京への一点集中は依然として続いておりまして、大阪の場合も住友系の会社の重役の居住地を調べてみますと、もう半分は東京に居住地を移しているわけでありまして、それから、管理中枢機能の職員の数でみましても、丁度50%が、やはり東京にあります。関連財界の最大の資本である住友も、もう片足は東京にあるとっていいと思うんです。それだけでなく、関西地域の重役たちの執務状況について若干調べているのでありますが、例えば代表的な関西の企業であるN生命の重役たちの執務状況をみますと、一週間のうち大阪本社で執務するのは一日でありまして、あとの5日ないし6日は全部東京なのです。ですから、居住地が東京へ半分移ったというのは先程の住友の結果なんですけども、実際に関西の企業の重役たちの仕事量で計りますと、ほとんど東京で仕事してんじゃないかと考えられるわけで、大企業ほど中枢管理機能を東京へ移していることは確実だと思うのです。

こういうのをアメリカでは申枢管理機能コンプレックスという言葉を使っておりまして、そういうものができあがり始めている。中枢管理機能がどこかに集積してくると関連してサービス業が発展するわけでありまして。例えば、コンピューターを貸すリース業、コンサルタント業、デザイン業や広告業、こういった情報関係の部策門、これがやはり、中枢管理機能に付随して発展をしてくるのであります。サービス業というのが、これからの大都市を考える場合に重要な意味をもってくるのですが、今までの産業構造化ですとサービス業にしたわけなんです。そのために具体的な状況はよくわからないので、最近になってサービス業の中身を分けて、それで地域の実態を調べるということをしようという傾向が出ています。一つのやり方として、サービス業を2つに分けて、法人関連サービスと個人消費者関連サービスというふうに分けて、それをさらに地域別に見るというやり方、そしていわゆるサービス化、或はソフト化といわれるものの実態を調べようとしているわけでありまして。このように2つにわけてみますと東京と大阪のちがいは、東京は圧倒的法人関連サービスが強いことです。札幌でも東京でも大阪でもほとんど個人消費者関連サービスのふえ方、状況というのは変らないんですが、法人関連サービスは圧倒的に東京に集まっているのです。これは売上高、雇用数で測ってみても全国の約50%が東京にある。売上げのほうは少し多いのですが、それでも大体似たようなもので、雇用、従業員数でも売上げ高ではかって法人関連サービスが東京に大体50%入ってるのです。大阪は本当はこの半分なきやいけないんですけど、数%くらいしかありません。しかし、全国でこの二大部分でこの法人関連サービスの65%を握っているわけで、これが一つの大都市というものを理解する基盤になるかもしれません。そういう点では東京では、いよいよ新しい法人関連サービスが発展しているのです。

さらにハイテクノロジーの工場も、かつては九州などへも部品工場が進出したのですが、最近の動向はやはり関連圏へどんどん集積している。そういう意味では、日本の場合にこの東京一点集中型の経済というものをどう考えたらいいのかということは、これは大きい問題でありまして、この点に関していえば、衰退などということは到底いえないわけです。東京に関して言えば発展に次ぐ発展でありまして、景気がいよいよ拡大し産業構造もいよいよ高度化しているというふうに言えそうであります。一体、東京が他の地域と何故そんなに違うのかというのは、これからの我々の大きな問題点であり、結論が出ないところです。

ですから東京はちょっとどけておかなきゃならないんですが、東京をどけて考えますと、他の都市はほぼ先程のような発展の系譜を辿りつつあって、先程いったように大阪は第三段階の門口に立っている。それから札幌や或は仙台、広島、福岡、こういうところは第三段階を経過中で、明らかにドーナツ化現象が現われてきているように私は思います。それが進んでいけば、やがては衰退現象があらわれてくることは確実なのですが、その中でも札幌と福岡は何となくちょっと違う感じの街であります。これもまたどう考えるか、地域論のほうから大きな問題だと思えます。つまり、ここの2つの都市は発展途上国の都市と似ているのです。つまり、2次産業がないのが、発展途上国の大都市の特徴なんですが、発展途上国の大部分というのはやたらと役人が多くて、中枢管理機能部分だけがある。生産部門がないのが発展途上国の大都市の特徴なんですが、札幌と福岡はちょっと似てるのです。

こういう産業構造上、二次産業はある程度の基盤をもっていて、それが生産性をあげながらだんだん三次産業が発展するという形で都市が形成されないで三次産業が大きくなっているという非常にアンバランスな産業構造をもっている福岡や札幌の現象というのをどういうふうにかと思ったらいいのかというのは、これは東京の問題と並んで、やはり、日本独特の大きい問題だと思うんです。結論は今のところ出ませんが、ただそういう形のものも第二段階に入ってるということはまちがいないのではないかと思います。

(3) 大都市の再生

さて時間がちょっとまいりまして、まだ十分話していないことが多いのでございますが、せっかく図を作りましたので、若干これについて説明させて頂いて終わろうと思えます。日本の大都市圏の形成が、急激であったということは、この表-5、表-6、三大都市圏人口の推移でおわかりだと思えますが、1960年から75年の15年間で1500万人の人口がふえており、これは世界的な現象だと言われております。こんなに沢山の人口が短期間に三大都市圏に集中した、しかもそれが先進工業国でおこったということは例をみない現象といわれるのです。これが巨大な都市施設を要求して、そして都市問題の原因になっていると思うのですが、この現象の引き金は言うまでもなく資本の集中のしかたが日本の場合、特徴があるのでして、それは重化学工業化と脱工業化とを並行して行ったということじゃないかと思います。

表-7を見て頂きたいのですが、戦後、日本は石油を燃料原料とする素材供給型産業のコンビナートを作ったのですけれども、この粗鋼-石油精製-石油化学という戦後高度成長の4番バッテリーであった3つの産業の集積状況をみますと、ここにある通りで、粗鋼生産能力の95%が東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸内という三地域に集まっているのです。石油精製は88%、石油化学は100%、つまり、こんなことも世界の資本主義国では例をみない現象であり、臨海

表一五 日本の都市化の推移

年 度	全国人口 (万人)	都市人口 (万人)	その割合 (%)	都 市 数	都市面積 の割合 (%)	都市人口 密度 (人/1㎡)	(参考) アメリカ	
							都市人口	その割合
1890 (明23)	4,097	320	7.8	47	—	—	(1980年) 141	28.2
1920 (大 9)	5,596	1,010	18.0	83	0.4	7,341	542	51.2
1925 (大14)	5,974	1,290	21.6	101	0.6	5,912		
1930 (昭 5)	6,445	1,544	24.0	107	0.8	5,244	690	56.2
1935 (昭10)	6,925	2,267	32.7	125	1.3	4,449		
1940 (昭15)	7,311	2,758	37.7	166	2.3	3,115	744	56.5
1945 (昭20)	7,200	2,002	27.8	206	3.9	1,379		
1950 (昭25)	8,320	3,137	37.7	254	5.5	1,548	9,647	64.0
1955 (昭30)	8,953	5,053	56.6	496	18.3	742		
1960 (昭35)	9,341	5,968	63.9	561	22.3	720	12,527	69.9
1965 (昭40)	9,828	6,736	68.5	567	23.8	761		
1970 (昭45)	10,407	7,543	72.1	588	25.6	792	14,933	73.5
1975 (昭50)	11,194	8,496	75.9	644	27.5	830		
1980 (昭55)	11,706	8,919	76.2	647	27.2	870	16,705	73.7

注) 1) 東京都区部を1市として計算、沖縄県を除く。

2) 各国都市人口の割合はアメリカ(1970年)73.5%、イギリス(1973年)76.5%、フランス(1968年)70.0%、ソ連(1974年)60.1%、インド(1974年)20.6%

表一六 3大都市圏人口の推移

	人 口 (1,000人)				全国人口を100とした比率				人 口 増 加 数 (1,000人)			人 口 増 加 率 (%)		
	1960年	1965年	1970年	1975年	1960年	1965年	1970年	1975年	1960~ 65年	1965~ 70年	1970~ 75年	1960~ 65年	1965~ 70年	1970~ 75年
東京圏	17,864	21,017	24,113	27,042	19.1	21.4	23.0	24.2	3,053	3,096	2,929	17.7	14.7	12.1
名古屋圏	5,691	6,313	6,929	7,550	6.1	6.4	6.6	6.7	622	616	621	10.9	9.8	9.0
大阪圏	12,404	13,070	14,538	15,696	12.2	13.3	13.9	14.0	1,665	1,468	1,158	14.6	11.2	8.0
3大都市圏	34,959	40,400	45,580	50,288	37.4	41.1	43.5	44.9	5,141	5,180	4,708	15.6	12.8	10.3
全 国	93,419	98,275	104,665	111,937	100.0	100.0	100.0	100.0	4,356	6,390	7,272	5.2	6.5	6.9

注) 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)。名古屋圏(愛知県、三重県)。大阪圏(大阪府、京都府、兵庫県)。

資料: 前掲『国勢調査』より作成。ただし、沖縄県は1970年より集計してある。以下同じ。

部の大都市圏の中に巨大な工場群を戦後しかも意識的に作ったのであります。これは、この3地域が最も社会資本が整備されていてかつ労働力の質が高く、また、都市的基盤があったからです。非常に安上りに立地ができたのでありまして、そのためにここへ集中させたのです。

しかしこのことが環境破壊、或は都市問題の原因になったのでありまして、殆どここへ集めたというのは例をみない現象だと思ふのです。これが50年代から始まり、ずっと70年代の半ば

表一七 大都市圏への重化学工業コンビナートの集中

(1979年現在)

		(1)東京湾	(2)伊勢湾	(3)瀬戸内	うち 大阪湾	(1)+(2)+(3)	全 国
粗 綱	生産能力(万t/年)	3,628	700	8,105	3,403.9	12,433	13,053
	全 国 比	27.8	5.4	62.1	26.1	95.3	100.0
石 油	設備能力(万バレル)	225	76	223	76.21	524	594
	全 国 比 /日	37.9	12.8	37.5	12.8	88.2	100.0
化 石 学 油	設備能力(エチレン)	234	66	232	33	532	532
	全 国 比 万t/年	44.0	12.4	43.6	6.2	100.0	100.0

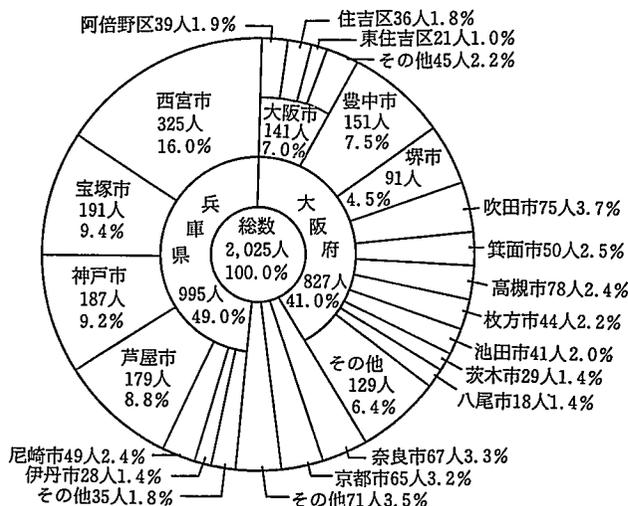
資料：中村剛治郎「瀬戸内地域と臨海コンビナート」科学者会議『第9回瀬戸内シンポジウム報告書』による。

まで続いたのですが、他方、1964年のオリンピックの前後から大都市の再開発が始まり、次いで70年の万博で大阪が大都市の再開発をやり、ここに中枢管理機能を集める。高層ビルディングをたて、そして管理機能が集まったわけであり、いわば脱工業化が始まるのですが、こういう脱工業化がコンビナートの集積と並行しながら進んだところに、日本の都市化の特徴があるということでもあります。雇用からいいますと、脱工業化から生まれた中枢管理機能の雇用力が非常に大きかったので、重化学工業化のほうよりもそちらのほうが人口の吸引力があったのですが、その人口をどう配置するかということで、日本は独特のことをやりました。それは、この大都市に隣接して団地とニュータウンを作ったということでもあります。ニュータウンというのはイギリスの言葉ですが、イギリスの場合は、ロンドンの外側にグリーンベルトを作り、このグリーンベルトの外へニュータウンを作ったのです。これは過密対策であり、ロンドンに過度集中している事業所、或はロンドンに入ってきたという事業所を制限するために、このグリーンベルトの外側にある新しい都市に事業所を移して、その事業所へ務める人達を中心にして住宅を作る。ニュータウンというのは産業政策であり、雇用対策であり、ロンドンの分散政策だったわけです。日本は反対であり、大阪で最初に人口13万の大規模なニュータウンを千里に作ります。これは過密を分散する政策ではなかったわけです。続いて泉北という、これは世界最大規模の16万のニュータウンを短期日で作りあげます。これは日本人がベッドタウンといううまい言葉を使ったんですが、ベッドタウンなのです。事業所はないのです。だから大阪市にある事業所をここに移すために造成したのじゃない。大阪市への通勤者のベッドを作ったのです。だから人口はほとんど全部大都市へ入ってくるのです。過密を促進するというか、独特のニュータウンポリシーをとったのです。イギリスと理念が違うわけです。

だから、よその国へ行きましてニュータウンという場合、ちょっと困るんです。みんなが想像するニュータウンと全く違うわけです。日本のニュータウンはまさにベッドタウンです。結局、過密促進剤になったわけで、或は後始末的対策になっていくわけで、大都市のまわりはずっと大きな団地が形成されていくのです。東京も同様です。この人口が皆、都市へ通ってくるわけです。だんだん、団地が外側へ出て行くのですが、大量高速鉄道を中心とする輸送体系を作りあげていきました。初めは通勤を自動車で考えたのですが、自動車は無理だということ、鉄道が中心になって、地下鉄網をどんどん広げていくのです。地下鉄と国鉄と私鉄とを総動員して、通勤通学人口を運んだ。こういう大都市政策をとったわけです。

その結果、他の国と大きな違いは、この衛星都市のところが他の国では高級な所得者が住人であるわけですが、日本の場合にはそうじゃなくて、そういう階層も住人ですけれども、勤務者も住んでいます。勤務者が都外から通ってくるという形のドーナツ化現象を呈したというのが日本の特徴だろうと思います。もちろん、環境が悪くなりましたので、図-3に書いてありますように、高額所得者は大阪を出まして、環境のいい衛星都市に住んでいるわけでありまして（図-4）。これは大阪の市内にあります一部上場会社、つまり大企業でありま

図-4 大阪圏における高額所得者居住地



注：1）『ダイヤモンド会社職員録』（1974年版）に記載されている法人（一部上場）のうち、大阪市内に本店を有する法人について、大阪市内に常勤する重役の住所を調査したものである。

注：2）その他の71人は、京都府（京都市を除く）、奈良県（奈良市を除く）、和歌山県、滋賀県居住者である。

資料：大阪市【大阪市の財政】（1975年）より。

すが、大企業の重役の居住地を調べるとわかりますように、殆んど大阪市内には住んでいないのであります。そういう点でいえば、環境のいい所へ輸送網を作って、勤労者も衛星都市に住ませたというのが日本の特徴ではないかと思えます。

この結果、都市問題は拡散にいたしまして、いわゆるインナー・シティー問題というのではなく、大都市の全体の土地が、都市の環境が良くないということになっていってわけです。だから第三段階の現われ方や第二段階の現われ方もおそらく日本的な形をとるだろうと思えます。インナーシティーエリア問題じゃなく、日本はもっと拡散した都市問題になるのではないかと考えております。財政の危機も欧米の場合には、都心、大都市の財政危機なんですけど、日本はもっと広域化した衛星都市も含む財政ストレス現象がおこるのではないかとこのように考えているのであります。

もう少し、農村の問題、或は地域開発の問題について述べるつもりでありましたけれども、大都市の衰退問題が中心になってしまいました。時間の配分が悪かったのですが、一応、話をここまでにさせて頂きたいと思えます。

低成長下における全国出稼労働市場の構造（中）

— 秋田県出身出稼労働者に関する実証研究 —

浅野 慎一

目 次

序章 問題の所在と課題の限定	89
第1章 秋田県における出稼労働の構造・変動	91
第2章 全国出稼労働市場の産業構造	103
(以上, 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設【研究報告書第26号 — 産業と教育第4号】所収)	
第3章 北海道における出稼労働の地域的特質	23
序 節	23
第1節 出稼就労先企業・事業体の諸特徴	26
第1項 業種内容と地域的配置	26
第2項 操業の季節的制約	36
第3項 従業員・資本金規模と経営形態	38
第4項 労働力構成と出稼労働者	43
第2節 出稼労働者の主体的特徴	46
第1項 技能習得・熟練の水準	46
第2項 地元での生業と出稼労働	49
第3項 出身地域と就労経路	51
第3節 出稼労働者をめぐる労働諸条件	58
第1項 賃金形態と基本給水準	59
第2項 労働時間と手取賃金水準	62
第3項 社会保険と健康診断	66
第4項 宿舎と食事・布団の状態	70
第4節 まとめ	76
(以下, 次号)	

第3章 北海道における出稼労働の地域的特質

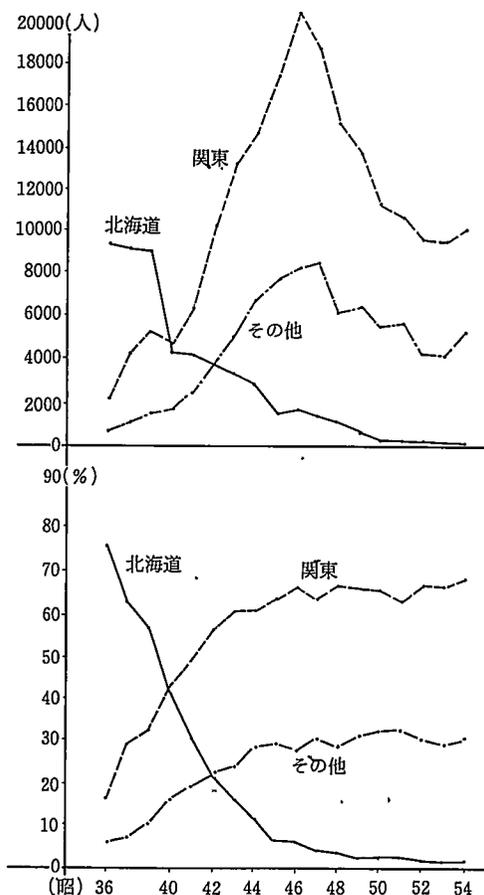
序節

本章の課題は、北海道に就労する秋田県出身出稼労働者の就労実態の分析を通し、北海道における出稼労働の現段階的な特質を明らかにすることにある。もとより、北海道における出稼労働市場の全体構造を考える場合、他地域出身、とりわけ北海道内出身の出稼労働者の動向を

見逃すことはできない⁽¹⁾。しかし本稿では、すでに序章でも指摘した如く、東北地方＝秋田県出身の出稼労働者に対象を限定し、北海道における出稼就労の実態を、全国的な出稼労働市場構造、とりわけ太平洋ベルト地帯での出稼就労との対比を通して、考察していきたい。したがって、本章で直接分析の対象とするのは、前章でみた昭和52年度の秋田県出身出稼労働者の内、北海道に就労した566名、及び、彼らを雇用した道内企業102社である。

さて、第1章でもふれた如く、秋田県をはじめとする東北地方から北海道への出稼は、高度経済成長期以前においては、日本の最も主要な出稼移動経路のひとつであった⁽²⁾。中央職業紹介事務局作成の『道府県外出稼者に関する調査概要』によれば、1930年に秋田県から北海道へ就労した出稼労働者は8794名で、同年の秋田県出身出稼労働者全体の40.9%にも達している（第1章表1-2参照）⁽³⁾。また戦後高度経済成長の本格的展開の起点となった1961年時点においても、秋田県職業安定所資料は、北海道に就労する秋田県出身出稼労働者が9631名、全体の8割近くに及んでいることを示している（図3-1）。

図3-1 秋田県出稼者の出稼就労先地域



資料：秋田県『出稼ぎの実態』昭和46～55年度より作成

しかしながら、1960年代以降、こうした様相は一変する。東海道新幹線の建設や東京オリンピックに向けた建設ブームを契機として、秋田県出身の出稼労働者は、北海道から関東地方をはじめとする太平洋ベルト地帯へと、その出稼先地域を地すべりの的に南下させたのである。北海道への出稼就労者は、1965年には4363名と61年時に比べて半減し、1975年には426名とさらにその10分の1にまで減少した⁽⁴⁾。そして今日、北海道への就労者は、秋田県出身出稼労働者全体のわずか2%を占めるにすぎなくなっているのである。

他方、こうした現実の推移を反映して、出稼労働に関する社会科学的研究においても、東北地方と北海道とを結ぶ出稼労働者の実態は、ひとつの盲点となりつつある。すなわち、出稼研究の主要な対象が太平洋ベルト地帯に就労する東北地方出身者に限定され、東北地方から北海道に就労する出稼労働者の状態は、ほとんど顧みられなくなっているのである⁽⁵⁾。

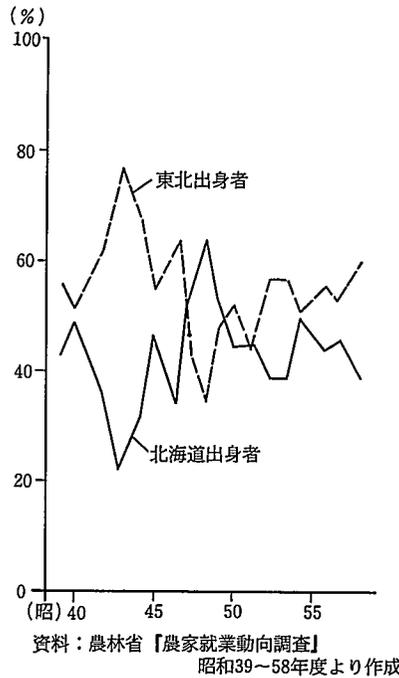
しかしながら私は、太平洋ベルト地帯という新たな、しかも巨大な出稼需要の拠点が確立された今日こそ、改めて「東北地方から北海道へ」の出稼就労のもつ意味が問い返されなければならないと考える。

なぜなら第1に、北海道＝蝦夷地への出稼は、太平洋ベルト地帯への就労をも含めた現代の東北地方の出稼労働の源流をなしているからである。18世紀初頭以来、東北地方出身の出稼漁夫は、北海道でサケ・マス・ニシン等の漁労に従事し、所謂「ヤン衆」の形成基盤をなしてきた。また明治期以降、東北地方の零細農漁民による窮迫的出稼は、タコ部屋などの苦汗的労働を通じて、北海道内陸の開拓を底辺から支えてきた⁽⁶⁾。そして今日、形は変えつつも、やはり東北地方が出稼供給の一大拠点でありつづけているという事実をふまえるとき、このような出稼労働の史的伝統、すなわち、日本資本主義が資源の獲得・商品市場の形成をめざして北海道を取り込みつつあった段階の出稼労働⁽⁷⁾が、現段階の出稼労働との間に、如何なる内的連関を有しているのかという点が、大きな問題としてたちあらわれてくるのである。

しかも第2に、東北地方から北海道への出稼は、今日においても、太平洋ベルト地帯への出稼就労とは同一視しえない独自の需給構造をもっている。もとより、戦前以来の伝統をもつ北海道の出稼需要構造を、単に戦後高度経済成長期以降の要因のみから説明し得ないことはいうまでもない。また、高度経済成長期以降、日本資本主義の発展に伴い、出稼就労先が北海道から太平洋ベルト地帯に南下したという場合、それは、従来北海道に就労していた出稼労働者自身が自らの就労先地域を転換したことを意味するのか否か、もしそうだとすれば就労先地域の変更に際して如何なる問題が発生したのか、そして今日なお太平洋ベルト地帯ではなく、北海道を出稼先として選択する（せざるを得ない）出稼労働者はどのような問題を抱えているのか。これらはいずれも、北海道への出稼の需給構造を独自に分析する中で解明される諸問題であろう。

そして第3に、今日、北海道内で大きな位置を占める道内出身出稼労働者の動向を捉える上でも、東北地方出身者の北海道での就労実態把握は、重要な意味をもつ。前述のように、高度経済成長期以降、北海道に就労する東北出身出稼労働者が激減するに伴い、北海道では新たな労働力需要が生じ、渡島半島など道南地方を中心に、大量の道内出稼が生み出された。しかしながら、今日、東北地方出身者は相対的に減少したとはいえ、北海道の出稼労働市場の内部では、依然として大きな位置を保っている（図3-2）。それゆえ、道内出身出稼労働者のあり方は、その技能習得や労働諸条件、さらには道外＝太平洋ベルト地帯への流出状況に至るまで、

図 3-2 北海道で就労する
出稼農民の出身地域



つねに東北地方出身者との競争・協働関係の中で決定される側面をもつのである。

それでは以下、こうした諸点をふまえ、東北地方と北海道を結ぶ出稼労働の特質を明らかにしていこう。具体的な分析は、第1に出稼就労先企業・事業体の諸特徴、第2にそこで就労する出稼労働者自身の主体的特徴、そして第3に出稼労働者をめぐる労働諸条件という3つの局面から行ない、それぞれ第2章ですでにみた全国的構造、とりわけ太平洋ベルト地帯での出稼就労との比較の中で、考察を深めたい。

第1節 出稼就労先企業・事業体の諸特徴

まず、北海道における出稼就労先企業・事業体の諸特質を、①業種内容と地域的配置、②操業の季節性、③企業規模と経営形態、そして④労働力構成の諸相から明らかにしていこう。

第1項 業種内容と地域的配置

北海道において何よりもまず指摘しなければならないことは、出稼就労先企業・事業体の事業内容が、全体として、郡部での資源獲得や地域社会の基礎構造の構築と密接な関連を有しているという事実である。この限りにおいては、北海道開拓・資源獲得をめざした戦前以来の北海道出稼の系譜は、今日にも引き継がれているといえよう。

表3-1 出稼就労先産業

社・人(%)

		北海道		全国
		企業	出稼者	企業
建設業	土木工事業	34(33.3)	176(31.1)	—
	舗装工事業	17(16.7)	93(16.4)	—
	一般土工事業	12(11.8)	77(13.6)	—
	建築工事業	5(4.9)	11(1.9)	—
	鉄筋工事業	4(3.9)	35(6.2)	—
	その他	2(2.0)	15(2.7)	—
	小計	74(72.6)	407(71.9)	(68.5)
漁業	沿岸定置網漁	16(15.7)	85(15.0)	—
	沖合底曳網漁	3(2.9)	14(2.5)	—
	北洋底曳網漁	3(2.9)	38(6.7)	—
	小計	22(21.6)	137(24.2)	(1.7)
林業	造林業	2(2.0)	5(0.9)	—
	伐採業	3(2.9)	14(2.5)	—
	小計	5(4.9)	19(3.4)	(0.4)
運輸業		1(1.0)	3(0.5)	(4.7)
製造業		—	—	(20.6)
その他		—	—	(4.2)
総計		102(100.0)	566(100.0)	(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

このことは、北海道における出稼就労先産業構成に最も端的に示されている（表3-1）。すなわち、北海道の出稼先には製造業は全くなく、これに代わって、資源獲得や地域開発とより直接的に結びついた建設業や第1次産業——漁業及び林業——が大きな位置を占めているのである。北海道の出稼就労先企業のうち、建設業は72.6%、漁業と林業を含めた第1次産業は26.5%に達している。こうした産業構成は、全国的な構成と比べると、すぐれて北海道地域社会の特性を示すものであることがわかる。

そこで以下、各産業毎に、その企業・事業体の事業内容上の特質をさらに詳しくみていこう。まず、建設業である。

第1に、北海道の建設業における工事内容は、太平洋ベルト地帯でのそれ以上に、郡部の地域開発と密接に結びついている。すなわち、北海道の建設業では、主に都市部に位置する建築

表3-2 出稼先事業体所在地一郡市別一(北海道)

社(%)

		札幌市	他市部	郡部	計
建設業	土木工事業	1(2.9)	12(35.3)	21(61.8)	34(100.0)
	舗装工事業	6(35.3)	4(23.5)	7(41.2)	17(100.0)
	一般土工事業	3(25.0)	7(58.3)	2(16.7)	12(100.0)
	建築工事業	2(40.0)	2(40.0)	1(20.0)	5(100.0)
	鉄筋工事業	2(50.0)	1(25.0)	1(25.0)	4(100.0)
	その他	-	2(100.0)	-	2(100.0)
小計		14(18.9)	28(37.8)	32(43.2)	74(100.0)
漁業	沿岸定置網漁	-	1(6.3)	15(93.8)	16(100.0)
	沖合底曳網漁	-	3(100.0)	-	3(100.0)
	北洋底曳網漁	-	3(100.0)	-	3(100.0)
	小計	-	7(31.8)	15(68.2)	22(100.0)
林業	造林業	1(50.0)	1(50.0)	-	2(100.0)
	伐採業	-	-	3(100.0)	3(100.0)
	小計	1(20.0)	1(20.0)	3(60.0)	5(100.0)
運輸業	-	1(100.0)	-	1(100.0)	
総計	15(14.7)	37(36.3)	50(49.0)	102(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

工事業や一般土工事業が少なく、逆に郡部に多く存する土木工事業や舗装工事業が大きな位置を占めている(表3-2)。土木工事業事業体は建設業の45.9%を占め、しかもその61.8%までが郡部に位置している。舗装工事業事業体は23.0%と土木工事業に次いで多く、その41.2%が郡部に存しているのである。そこで北海道では、土木工事業・舗装工事業の工事内容のレベルにまでおりてみても、林道や道路の新設・舗装、圃場整備や築堤・護岸、ダム建設など、郡部地域開発型のものが圧倒的に多く、逆に、太平洋ベルト地帯で多くみられる地下鉄工事や下水道工事など都市型のそれがきわめて少ない(表3-3)。

第2に、このような工事内容のあり方は、北海道の建設業各企業を公共事業に大幅に依存させ、そしてこうした公共事業への依存率の高さは、そこでの下請系列化のたち遅れを招いている(表3-4)。もとより、北海道でも都市部に集積する大型工事の場合、鹿島建設や大林組など、道外の大手企業が元請として受注し、各工程毎に複数の下請企業におろして施工することが少なくない。しかし、実際に出稼労働者が多く就労している郡部の公共事業では、道内の中小零細企業が直接受注することが多いのである。そこで、北海道の建設業出稼就労先では、下請企業は32.4%にしかすぎず、しかもそうした下請企業の元請先は、半数以上が道内の資本

表 3-3 土木工事業における工事内容（北海道）
社・人（%）

	企 業	出 稼 者
林 道 新 設	8(23.5)	63(35.8)
道 路 新 設	3(8.8)	7(4.0)
道 路 改 修 ・ 拡 幅	5(14.7)	33(18.8)
圃 場 整 備	4(11.8)	15(8.5)
築 堤 ・ 護 岸	6(17.7)	22(12.5)
砂 防 土 木	2(5.9)	15(8.5)
漁 港 修 築	2(5.9)	10(0.6)
下 水 道 工 事	2(5.9)	6(3.4)
ダ ム 建 設	2(5.9)	5(2.8)
計	34(100.0)	176(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 3-4 元請・下請別事業体数

社（%）

		北 海 道				全 国	下 請 率
		元 請	下 請		計	計	
			道外資本	道内資本			
建設業	土 木 工 事 業	27(79.4)	3(8.8)	4(11.8)	7(20.6)	34(100.0)	—
	舗 装 工 事 業	9(52.9)	5(29.4)	3(17.7)	8(47.1)	17(100.0)	—
	一般土建工事業	7(58.3)	—	5(41.7)	5(41.7)	12(100.0)	—
	建 築 工 事 業	4(80.0)	1(20.0)	—	1(20.0)	5(100.0)	—
	鉄 筋 工 事 業	1(25.0)	1(25.0)	2(50.0)	3(75.0)	4(100.0)	—
	そ の 他	2(100.0)	—	—	—	2(100.0)	—
	小 計	50(67.6)	10(13.5)	14(18.9)	24(32.4)	74(100.0)	(63.1)
漁 業	沿岸定置網漁	16(100.0)	—	—	—	16(100.0)	—
	沖合底曳網漁	3(100.0)	—	—	—	3(100.0)	—
	北洋底曳網漁	3(100.0)	—	—	—	3(100.0)	—
	小 計	22(100.0)	—	—	—	22(100.0)	(—)
林 業	造 林 業	2(100.0)	—	—	—	2(100.0)	—
	伐 採 業	3(100.0)	—	—	—	3(100.0)	—
	小 計	5(100.0)	—	—	—	5(100.0)	(—)
運 輸 業		1(100.0)	—	—	—	1(100.0)	(2.3)
製 造 業		—	—	—	—	—	(17.1)
そ の 他		—	—	—	—	—	(7.4)
総 計		78(76.5)	10(9.8)	14(13.7)	24(23.5)	102(100.0)	(47.6)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表3-5 建設業における元請先企業資本金（北海道）

(社)

	道外資本	道内資本			計
		札幌市	その他	計	
50億～	5(東京)				5
10億～	3(東京)				3
1億～	1(東京) 1(神奈川)	6	1	7	9
5,000万～			3	3	3
3,000万～		2	2	4	4
計	10	8	6	14	24

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

金10億円未満の中堅企業となっている*（表3-5）。こうした点をふまえるならば、北海道建設業における下請系列化の遅れは、決して単純に各企業の自立性・安定性を示すものではなく、むしろ、民間工事需要が少ない中で恒常的に公共事業のみに依存せざるを得ず、激しい競争の渦中におかれている不安定さこそを物語っているといえよう。

* 建設業の中でも特に土木工事業・建築工事業では下請企業は少なく、それぞれ約2割を占めるにすぎない。とりわけ土木工事業においては、公共事業の直請事業体が圧倒的に多いのである。他方、舗装工事業・一般土建業・鉄筋工事業では、北海道建設業の内部では相対的に下請化が進んでおり、それぞれ下請企業率は41.7%、41.7%、75.0%となる。しかし、それらにしても全国的な動向に比べればなるかに下請化率は低く、またそれらの元請先も道内に本拠をおく中堅資本である場合が多いのである。

そして第3に、北海道の建設業工事現場が郡部に位置するという場合、それは工事現場がきわめて広範な地域に散在し、しかもすぐれて地域的な流動性を有していることを意味している。すなわち、これら建設業各企業の本社は札幌市を中心とする道央内陸都市部に集中しているが、実際に出稼労働者が派遣され、就労している支社や工事現場は、郡部に散在しているのである（表3-6、図3-3・4）。北海道では、建設業出稼就労先事業体の64.9%は支社であり、しかも43.2%までが石狩・十勝・宗谷・胆振・空知・日高・根室・上川等々、全道各地の郡部に散在している^{(8)*}（表3-7、図3-5）。そして、このように工事現場が広範な地域に散在しているため、支社を中心として各事業体は、工事の進行・完了に伴い、事業体ぐるみで、市町村の範囲を超えて広範な地域を流動的に移動することになる（表3-8）。太平洋ベルト地帯では、ときおり出稼先の宿舍と工事現場が遠く離れ、通勤時間がかかりすぎるのが問題になる⁽⁹⁾が、北海道の場合、作業現場があまりに広域的に移動し、事業体ぐるみ・宿舍ぐるみでの移動を余儀なくされるため、こうした問題すら起こりえないのである。

* こうした郡部への支社派遣が特に顕著にみられるのは、建設業の中でも、土木工事業・舗装工事業・鉄筋工事業など、公共事業への依存率が高い諸部門である。

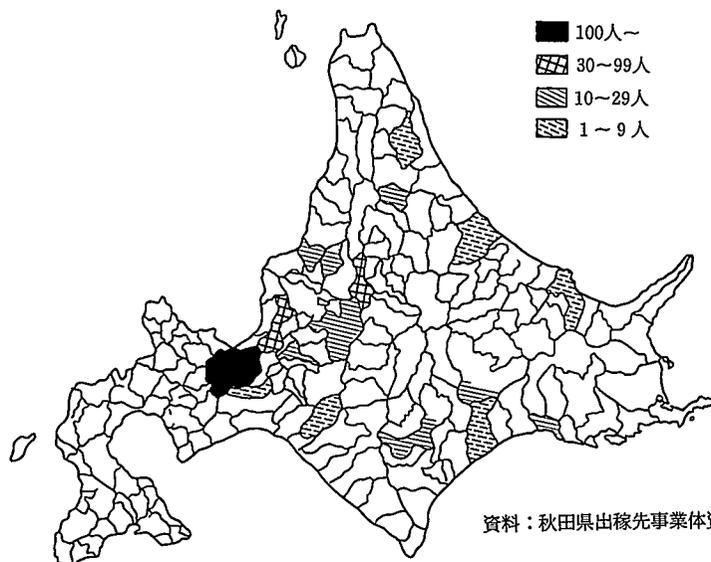
表3-6 企業(本社)所在地一郡市別一(北海道)

社(%)

		札幌市	その他市部	郡部	計
建設業	土木工事業	8(23.5)	15(44.1)	11(32.4)	34(100.0)
	舗装工事業	12(70.6)	3(17.7)	2(11.8)	17(100.0)
	一般土建工事業	4(33.3)	7(58.3)	1(8.3)	12(100.0)
	建築工事業	2(40.0)	2(40.0)	1(20.0)	5(100.0)
	鉄筋工事業	3(75.0)	1(25.0)	-	4(100.0)
	その他	-	1(50.0)	1(50.0)	2(100.0)
	小計	29(39.2)	29(39.2)	16(21.6)	74(100.0)
漁業	沿岸定置網漁	-	1(6.3)	15(93.8)	16(100.0)
	沖合底曳網漁	-	3(100.0)	-	3(100.0)
	北洋底曳網漁	-	3(100.0)	-	3(100.0)
	小計	-	7(31.8)	15(68.2)	22(100.0)
林業	造林業	1(50.0)	1(50.0)	-	2(100.0)
	伐採業	2(66.7)	1(33.3)	-	3(100.0)
	小計	3(60.0)	2(40.0)	-	5(100.0)
運輸業	-	1(100.0)	-	1(100.0)	
総計	32(31.4)	39(38.2)	31(30.4)	102(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

図3-3 建設業における出稼雇用(本社所在)地域(北海道)



資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 3-8 現在の就労地と今後の就労予定地—事例—(北海道)

	企業所在地	現就労地 (工事内容)	今後の就労予定地 (工事内容)
土木工事業	① 札幌市	羅臼町 (築港)	苫小牧市 (築港)
	② 札幌市	当別町 (築堤)	岩内町 (排水路)
	③ 旭川市	紋別市 (砂防)	滝ノ上町 (砂防)
	④ 旭川市	南富良野町 (林道)	旭川市 (農業排水路)
	⑤ 旭川市	猿払町 (林道)	旭川市 (農業排水路)
	⑥ 網走市	網走市 (畑絵土木)	美幌町 (畑絵土木)
	⑦ 釧路市	浜中町 (海岸護岸)	厚岸町 (海岸護岸)
	⑧ 当別町	長沼町 (圃場整備)	芦別市 (林道)
舗装工事業	⑨ 札幌市	小樽市 (舗装)	厚田町 (舗装)
	⑩ 札幌市	音更町 (舗装)	足寄町 (舗装)
	⑪ 秋田県→稚内市	留萌市 (舗装)	苫前町 (舗装)
鉄筋工事業	⑫ 札幌市	札幌市 (橋梁)	羽幌町・足寄町 (橋梁)
	⑬ 札幌市	静内町 (橋梁)	幕別町 (橋梁)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

土木工事業では、そもそも本社それ自身が、都市部のみならず、石狩・十勝・上川・空知など道央・道東の市部・郡部に広範に散在している。しかも出稼先事業体の82.4%までが支社であり、その所在地は道内各地の郡部に一層広範に広がっている。土木工事業の出稼先事業体は、その61.8%が郡部に位置しているのである。

他方、舗装工事業・鉄筋工事業では、本社は札幌市もしくは道外都市部に集中しているが、出稼労働者が実際に就労する事業体は4分の3までが支社であり、その所在地は、札幌市内である場合と、十勝・上川・日高等の郡部である場合とが相半ばしている。そして、舗装工事業や鉄筋工事業における支社が、このように、札幌市と郡部に分化しているのは、同一の企業が、その双方の地域に支社をおいていることにもとづいていることが多い。以下はその事例である。

- ①舗装工事業D社
 (本社=札幌市)
- 札幌工事事務所 (札幌市) 従業員38人, うち出稼労働者38人
 - 帯広工事事務所 (帯広市) ♪ 48人, ♪ 35人
 - 豊浦工事事務所 (豊浦町) ♪ 31人, ♪ 27人
 - 釧路工事事務所 (標茶町) ♪ 28人, ♪ 25人
- ②鉄筋工事業H社
 (本社=札幌市)
- O 橋工事現場 (札幌市) 従業員10人, うち出稼労働者 6人
 - M 橋工事現場 (深川市) ♪ 9人, ♪ 8人
 - H 橋工事現場 (羽幌町) ♪ 11人, ♪ 2人
 - A 橋工事現場 (足寄町) ♪ 9人, ♪ 5人
 - N 橋工事現場 (足寄町) ♪ 11人, ♪ 6人
 - S 橋工事現場 (幕別町) ♪ 13人, ♪ 4人

他方、林業では、企業本社所在地＝出稼労働者雇用地は、建設業のそれに近い。すなわち、企業本社は道央・道東内陸部に集積し、とりわけその6割までが札幌市に集中しているのである。

ただし、こうした林業事業体の事業内容は、造林業と伐採業に大別され、それぞれの事業体所在地＝出稼労働者就労地は大きく異なっている。林業事業体の6割を占める伐採業では、出稼労働者はすべて、十勝・日高等諸地方の山間郡部に位置する支社に派遣され、しかも1カ所に固定せず、作業の進行・完了に応じてその地域一帯の山を移動しながら就労している。これに対し、全体の4割を占める造林業では、出稼労働者は、本社と同じ都市部の周辺山間部に位置する支社に派遣され、比較的一定地域に定着して就労を行なっている。

以上の如く、北海道の出稼就労先事業体は、業種毎に大きな差異を有しつつも、全体として郡部地域開発や資源獲得と密接に結びついた事業内容をもち、それゆえに広範な郡部に散在し、とりわけ建設業の土木工事業や舗装工事業、漁業の北洋底曳網漁業、林業の伐採業等では、すぐれて地域的な流動性を刻印されていた。

第2項 操業の季節的制約

ところで、このような北海道の出稼就労先企業・事業体において、いまひとつ注目しなければならないことは、その独特の季節的制約である。すなわち、北海道における出稼就労先企業は、冬期間の積雪という自然立地条件に加え、前述した産業・業種内容の面でも自然条件・気象条件の影響をより直接的に受け易いものが多いため、冬期間の操業がきわめて困難になっている(表3-9)。現に北海道では、出稼就労先企業の圧倒的部分が5月から11月にかけて、すなわち積雪のない期間に限定して、出稼労働者を雇用している。しかも、これは単に出稼労働者を夏期間に限って雇用しているというにとどまらず、そもそも事業体そのものが、5月から11月にかけての季節的な操業しか行ない得ていないことに基づくのである。全国の、とりわけ太平洋ベルト地帯の出稼就労先企業は、ほとんどの場合、通年で操業し、しかも出稼労働者を11月から4月にかけて、冬期間に雇用していた⁽¹²⁾。その意味で、かかる操業それ自体の季節的制約は、明らかに北海道事業体に独自の地域的特質にほかならない。

そしてこうした操業の季節的制約は、産業・業種毎に一定の差異を含みつつ、北海道では広範に看取しうる。

まず建設業では、約半数の事業体が5月から11月にかけて、またほとんどすべての事業体が4月から12月の間に限って、操業＝出稼雇用を行なっている。1月から3月の冬期間に出稼労働者を雇用している事業体は、全体の2.7%を占めるにすぎない。とりわけ、建設業の中心をなす土木工事業や舗装工事業では5月から11月にかけて操業を行なう事業体が多く、これに比べて一般土建業や鉄筋工事業、建築工事業では4月から12月にかけて、やや長期間にわたって操業を行なうものが多いが、いずれにせよ、季節的制約は免れない。冬期積雪による建設工事の経済的不合理性が存する以上、北海道の出稼先建設業事業体の操業は、強い季節的制約を受けざるを得ないのである。

また、漁業においても、5月から11月にかけて操業＝出稼雇用する企業が圧倒的に多い。とりわけ漁業出稼の大部分を占める沿岸定置網漁業では、ほとんどすべての事業体が5月から11

表3-9 出稼雇用期間（北海道）

社（%）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
建設業	土木工事業				11(32.4)	32(94.1)	34(100.0)	34(100.0)	34(100.0)	34(100.0)	34(100.0)	29(85.3)	12(35.3)	34(100.0)
	舗装工事業			1(5.9)	6(35.3)	16(94.1)	17(100.0)	17(100.0)	17(100.0)	17(100.0)	17(100.0)	16(94.1)	3(17.7)	17(100.0)
	一般土工事業			1(8.3)	10(83.3)	11(91.7)	12(100.0)	12(100.0)	12(100.0)	12(100.0)	12(100.0)	11(91.7)	5(41.7)	12(100.0)
	建築工事業				2(40.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	3(60.0)	5(100.0)
	鉄筋工事業				3(75.0)	3(75.0)	3(75.0)	3(75.0)	3(75.0)	4(100.0)	4(100.0)	4(100.0)	3(75.0)	4(100.0)
	その他				2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)
	小計			2(2.7)	34(46.0)	69(93.2)	73(98.7)	73(98.7)	73(98.7)	74(100.0)	74(100.0)	67(90.5)	28(37.8)	74(100.0)
漁業	沿岸定置網漁					14(87.5)	16(100.0)	16(100.0)	16(100.0)	16(100.0)	15(93.8)	15(93.8)	1(6.3)	16(100.0)
	沖合底曳網漁	2(66.7)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)
	北洋底曳網漁	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)
	小計	5(22.7)	6(27.3)	6(27.3)	6(27.3)	20(90.9)	22(100.0)	22(100.0)	22(100.0)	22(100.0)	21(95.5)	21(95.5)	7(31.8)	22(100.0)
林業	造林業					2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	2(100.0)	1(50.0)		2(100.0)
	伐採業					3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)
	小計					5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	4(80.0)	3(60.0)	5(100.0)
運輸業	1(100.0)	1(100.0)	1(100.0)	1(100.0)								1(100.0)	1(100.0)	1(100.0)
総計	6(5.9)	7(6.9)	9(8.8)	41(40.2)	94(92.2)	100(98.0)	100(98.0)	100(98.0)	101(99.0)	100(98.0)	93(91.2)	39(38.2)	102(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

月にかけて操業＝出稼雇用を行なっている。これに対し、沖合底曳網漁業や北洋底曳網漁業では、各企業はすべて通年で出稼労働者を雇用しているが、しかしその実際の操業は、いうまでもなく、漁期による制約を受けているのである。

最後に林業でも、5月から11月にかけて操業＝出稼雇用を行なっている企業が多い。とりわけ造林業では作業の性格上、そうした傾向が強く、これに比べ、伐採業では5月から12月まで、やや長期間にわたって操業＝出稼雇用が行なわれている。しかし、いずれにせよ所謂「夏山」であり、その季節的制約は否定しえない。

第3項 従業員・資本金規模と経営形態

これまでみてきたような地域的な散在性・流動性、そして季節的な制約は、各企業に資本回転上でも大きなロスをもたらし、その結果、設備投資の抑制、すなわち、零細規模企業での労働集約的生産という特質を刻印している（表3-10・11・12）。たしかに北海道における出稼就労先企業は、従業員5人未満のものから1,000人以上のものまで、また資本金300万円未満のものから10億円以上のもので、きわめて幅広い規模にわたって存在している。しかしその中でも特に大きな位置を占めるのは、従業員30人未満、資本金300万円未満の零細な企業であり、前者は全体の41.2%、後者は同じく45.1%に達しているのである。

こうした中であって、建設業は相対的に大規模な株式会社を多く含んでいる。すなわち、建設業では、従業員50人以上の企業が全体の54.1%、資本金1,000万円以上の企業が54.2%といずれも過半数を占め、また81.1%の企業が株式会社形態をとっている。しかしながら、こうした建設業においても、出稼労働者が実際に就労する事業体に着目するならば、前述の如く、支社が圧倒的に多いため、小規模なものがはるかに多く、全事業体の66.2%が従業員30人未満規模になる（表3-13）。全国的には従業員30人未満規模の建設業事業体は46.8%にしかすぎず、北海道における事業体の零細性は明らかである*。

* 以上のような建設業企業・事業体の特徴を最も端的に示しているのは、季節的制約と地域的流動性が最も顕著にみられた土木工事業である。土木工事業では、従業員50人以上の企業が61.7%、資本金1,000万円以上のそれが67.6%を占め、また全体の94.1%が株式会社である。建設業の中でも相対的に大規模な企業が多いといつてよい。しかしながら、土木工事業では特に出稼労働者の支社派遣が多く、そのため実際に出稼労働者が就労する事業体は、55.9%が従業員20人未満、同じく73.6%が従業員30人未満ときわめて零細規模に集中しているのである。なお、建設業のその他の業種についてみると、舗装工事業では、土木工事業同様、零細規模の支社への派遣が顕著であり、建築工事業・鉄筋工事業・一般土建業では、そもそも企業それ自体、小規模な有限会社・個人経営が多くなっている。

これに対し、漁業では、出稼就労先企業それ自体、小規模な有限会社・個人経営・生産協同組合等が多い。すなわち、従業員30人未満の企業・資本金300万円未満の企業がそれぞれ77.3%と圧倒的に多く、また、株式会社形態をとる企業が27.3%と他産業に比べて少ない反面、生産組合・協同組合が27.3%、有限会社が22.7%、個人経営が22.7%と多い。こうした漁業の中でも、とりわけその多数を占める沿岸定置網漁業の企業は、すべてが従業員30人未満、資本金300万円未満と零細であり、また株式会社形態をとるものは全くなく、すべてが生産組合・協

表3-10 従業員規模別企業数（北海道）

		社 (%)								
		1～4人	5人～	10人～	30人～	50人～	100人～	300人～	500人～	計
建設業	土木工事業		1(2.9)	8(23.5)	4(11.8)	8(23.5)	8(23.5)	2(5.9)	3(8.8)	34(100.0)
	舗装工事業		1(5.9)	7(41.2)	1(5.9)		8(47.1)			17(100.0)
	一般土建工事業			3(25.0)	3(25.0)	3(25.0)	1(8.3)	1(8.3)	1(8.3)	12(100.0)
	建築工事業		1(20.0)	1(20.0)	2(40.0)		1(20.0)			5(100.0)
	鉄筋工事業		1(25.0)			3(75.0)				4(100.0)
	その他		1(50.0)			1(50.0)				2(100.0)
小計			5(6.8)	19(25.7)	10(13.5)	15(20.3)	18(24.3)	3(4.1)	4(5.4)	74(100.0)
漁業	沿岸定置網漁	1(6.3)	1(6.3)	14(87.5)						16(100.0)
	沖合底曳網漁			1(33.3)		1(33.3)		1(33.3)		3(100.0)
	北洋底曳網漁					2(66.7)	1(33.3)			3(100.0)
小計		1(4.5)	1(4.5)	15(68.2)		3(13.6)	1(4.5)	1(4.5)		22(100.0)
林業	造林業				1(50.0)	1(50.0)				2(100.0)
	伐採業			1(33.3)	2(66.7)					3(100.0)
小計				1(20.0)	3(60.0)	1(20.0)				5(100.0)
運輸業									1(100.0)	1(100.0)
総計		1(1.0)	6(5.9)	35(34.3)	13(12.8)	19(18.6)	19(18.6)	4(3.9)	5(4.9)	102(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表3-11 資本金規模別企業数(北海道)

社(%)

		300万円	300万～	500万～	1,000万～	3,000万～	5,000万～	1億～	10億～	計
建設業	土木工事業	6(17.7)	1(2.9)	4(11.8)	10(29.4)	9(26.5)	3(8.8)	1(2.9)		34(100.0)
	舗装工事業	8(47.1)			1(5.9)	3(17.7)	4(23.5)		1(5.9)	17(100.0)
	一般土工事業	4(33.3)	1(8.3)	2(16.7)	3(25.0)	1(8.3)	1(8.3)			12(100.0)
	建築工事業	3(60.0)			1(20.0)	1(20.0)				5(100.0)
	鉄筋工事業	2(50.0)	2(50.0)							4(100.0)
	その他	1(50.0)				1(50.0)				2(100.0)
小計		24(32.4)	4(5.4)	6(18.1)	15(20.3)	15(20.3)	8(10.8)	1(1.4)	1(1.4)	74(100.0)
漁業	沿岸定置網漁	16(100.0)								16(100.0)
	沖合底曳網漁	1(33.3)			1(33.3)		1(33.3)			3(100.0)
	北洋底曳網漁				1(33.3)		2(66.7)			3(100.0)
	小計	17(77.3)			2(9.1)		3(13.6)			22(100.0)
林業	造林業	2(100.0)								2(100.0)
	伐採業	3(100.0)								3(100.0)
	小計	5(100.0)								5(100.0)
運輸業									1(100.0)	1(100.0)
総計		46(45.1)	4(3.9)	6(5.9)	17(16.7)	15(14.7)	11(10.8)	1(1.0)	2(2.0)	102(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 3-12 経営形態別企業数（北海道）

		社 (%)				
		株 式	有 限	組 合	個 人	計
建設業	土 木 工 事 業	32(94.1)	2(5.9)			34(100.0)
	舗 装 工 事 業	13(76.5)	3(17.7)		1(5.9)	17(100.0)
	一般土建工事業	10(83.3)	2(16.7)			12(100.0)
	建 築 工 事 業	3(60.0)	1(20.0)		1(20.0)	5(100.0)
	鉄 筋 工 事 業	1(25.0)	3(75.0)			4(100.0)
	そ の 他	1(50.0)			1(50.0)	2(100.0)
小 計		60(81.1)	11(14.9)		3(4.1)	74(100.0)
漁 業	沿岸定置網漁		5(31.3)	6(37.5)	5(31.3)	16(100.0)
	沖合底曳網漁	3(100.0)				3(100.0)
	北洋底曳網漁	3(100.0)				3(100.0)
	小 計	6(27.3)	5(22.7)	6(27.3)	5(22.7)	22(100.0)
林 業	造 林 業	2(100.0)				2(100.0)
	伐 採 業	3(100.0)				3(100.0)
	小 計	5(100.0)				5(100.0)
運 輸 業		1(100.0)				1(100.0)
総 計		72(70.6)	16(15.7)	6(5.9)	8(7.8)	102(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

同組合、有限会社、もしくは個人経営である⁽¹³⁾。これに対し、沖合や北洋の底曳網漁業の出稼就労先企業は、建設業同様、相対的に大規模な株式会社形態をとるものが多いが、しかし、ここでの出稼労働者は、すでに述べた如く、100 t～350 tの漁船に乗り組んで、本社を離れて実際の就労を行なっている。

林業における出稼就労先企業は株式会社が多く、またその従業員規模は、建設業と漁業の中間に位置する場合が多い。すなわち、ここでは伐採業・造林業の違いを問わず、すべての企業が株式会社形態をとり、また全体の60%が従業員30人～49人に集中しているのである。しかしながら、こうした林業企業は資本金規模の面からみるならば、すべてが300万円未満であり、漁業のそれより一層小規模である。なお、林業では、建設業同様、出稼労働者の支社への派遣が著しいが、その支社の従業員規模は、建設業と異なり、企業それ自体の規模とほとんど一致している。これは、林業の場合、市部に位置する本社にはきわめて少数の従業員しか置かず、労働者の大半を山間の支社に投入していること、及び、各企業の支社は大概1社で、建設業のように1企業が多数の支社・工事現場を同時に有することが少ないことにもとづいている。

表3-13 従業員規模別事業体数

社(%)

		1～9人	10人～	20人～	30人～	50人～	100人～	計	
北	建設業	土木工事業	4(11.8)	15(44.1)	6(17.7)	4(11.8)	5(14.7)	34(100.0)	
		舗装工事業	1(5.9)	4(23.5)	6(35.3)	5(29.4)		1(5.9)	17(100.0)
		一般土建工事業		2(16.7)	4(33.3)	2(16.7)	2(16.7)	2(16.7)	12(100.0)
		建築工事業	1(20.0)	1(20.0)	1(20.0)	1(20.0)		1(20.0)	5(100.0)
		鉄筋工事業	1(25.0)	1(25.0)		1(25.0)	1(25.0)		4(100.0)
		その他	1(50.0)		1(50.0)				2(100.0)
	小計	8(10.8)	23(31.1)	18(24.3)	13(17.6)	8(10.8)	4(5.4)	74(100.0)	
海	漁業	沿岸定置網漁	2(12.6)	13(81.3)	1(6.3)			16(100.0)	
		沖合底曳網漁			1(33.3)		1(33.3)	3(100.0)	
		北洋底曳網漁			1(33.3)		1(33.3)	3(100.0)	
	小計	2(9.0)	13(59.1)	3(13.6)		2(9.1)		22(100.0)	
道	林業	造林業				1(50.0)	1(50.0)	2(100.0)	
		伐採業		1(33.3)		2(66.7)		3(100.0)	
	小計		1(20.0)		3(60.0)	1(20.0)		5(100.0)	
	運輸業			1(100.0)				1(100.0)	
	総計	10(9.8)	37(36.3)	22(21.6)	16(15.7)	11(10.8)	4(3.9)	102(100.0)	
全	建設業	(7.9)	(38.9)		(22.4)	(16.5)	(14.4)	(100.0)	
国	総計	(6.6)	(31.4)		(18.1)	(15.9)	(28.1)	(100.0)	

(注) 沖合・北洋底曳網漁=それぞれ1社ずつ不明。
資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

第4項 労働力構成と出稼労働者

ところで、以上のような北海道における出稼就労先企業・事業体の諸特質、すなわち、事業体ぐるみでの地域的流動性や季節的制約、そしてその下での労働集約的な生産体制等々の諸特質を考えあわせるとき、出稼労働力はまさに適合的な労働力形態であることがわかる。そこで北海道の出稼就労先企業・事業体は、その労働力構成上、きわめて大きな部分を出稼労働者に依存している（表3-14）。北海道では、秋田県出身出稼労働者を雇用する事業体の中で、従業員すべてが出稼労働者からなる事業体は33.3%、従業員の過半数を出稼労働者に依存する事業体は79.4%を占めている。全国的には、出稼労働者のみの事業体は8.1%、従業員の過半数を出稼に依存する事業体は43.4%にしかすぎず、北海道の事業体における出稼依存率の高さは群を抜いている。そしてまたそれゆえに、こうした各事業体は、秋田県のみならず、より広範な地域から大量の出稼労働者を雇用しており、秋田県出身者が出稼労働者の過半数に満たない事業体は57.8%、また同じく2割に満たない事業体は約3割に達するのである（表3-15）。

このような出稼依存率の高さ、及び、出稼吸収の広域性は、北海道の事業体においては、産業・業種による違いを含みつつも、全体を貫いてみられる傾向である。

まず、建設業では、従業員すべてを出稼に依存している事業体と、従業員の半数未満しか出稼に依存していない事業体とに、両極分化する傾向がみてとれる。すなわち、一方で従業員すべてが出稼労働者からなる事業体が37.8%存し、他方で出稼が従業員の半数に満たない事業体が21.6%と厚い層をなしているのである。しかしながら、それでもこれら北海道の建設業事業体は、他の諸地域のそれに比べれば、全体として出稼労働者への依存率がきわめて高いといえる*。なぜなら全国的には、建設業に限ってみても、従業員すべてが出稼労働者から成る事業体は1割程度にしかすぎず、逆に出稼労働者が従業員の半数に満たない事業体は4割を超えているからである。そして、これら北海道の建設業においても、出稼労働者は秋田県のみならず、広範な地域から吸収されており、出稼労働者の過半数を秋田県出身者に依存している事業体は、全体の39.2%にしかすぎない。

* 建設業の中でも特に、土木工事業・舗装工事業、及び鉄筋工事業では、出稼労働者に大幅に依存する事業体が多い。各業種毎に、従業員すべてが出稼労働者によって占められる事業体比率と、従業員の7割以上を出稼労働者に依存する事業体の比率を示すならば、土木工事業では55.9%、79.4%、舗装工事業では23.5%、70.6%、そして鉄筋工事業では50.0%、100%に達するのである。これらはいずれも、すでに述べた如く、建設業の中でも特に公共需要に深く結びつき、郡部での地域的流動性・操業の季節的制約を深く刻印されている諸業種であった。なお、それ以外の建設業、すなわち、一般土建業や建築工事業では、全体として出稼労働者への依存率が低く、従業員の半数未満しか出稼に依存していない事業体が5割を超えている。

漁業では、従業員すべてを出稼労働者に依存する事業体は9.1%と少ない。しかしながら、従業員の過半数が出稼労働者によって占められている事業体は8割以上に達し、ここでもやはり各事業体の出稼労働者への依存率はきわめて高いといわねばならない。また漁業では、出稼労働者の中で秋田県出身者の占める割合が相対的に高いが、しかしそれでも約半数の事業体で、出稼労働者の過半数を秋田県以外の諸地域から雇用している。こうした漁業の中でも、沿岸定

表3-14 従業員に占める出稼労働者比別事業体数

社(%)

		20%未満	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	90～	100%	計	
北	建設業	土木工事業	2(5.9)	2(5.9)			2(5.9)	1(2.9)	4(11.8)	3(8.8)	1(2.9)	19(55.9)	34(100.0)
		舗装工事業	1(5.9)			2(11.8)	1(5.9)	1(5.9)	4(23.5)	3(17.7)	1(5.9)	4(23.5)	17(100.0)
		一般土工事業	1(8.3)	2(16.7)	2(16.7)	1(8.3)	1(8.3)	1(8.3)	1(8.3)	1(8.3)		2(16.7)	12(100.0)
		建築工事業	1(20.0)		1(20.0)	1(20.0)	1(20.0)					1(20.0)	5(100.0)
		鉄筋工事業								1(25.0)	1(25.0)	2(50.0)	4(100.0)
		その他					1(50.0)			1(50.0)			2(100.0)
	小計	5(6.8)	4(5.4)	3(4.1)	4(5.4)	6(8.1)	3(4.1)	9(12.2)	9(12.2)	3(4.1)	28(37.8)	74(100.0)	
海	漁業	沿岸定置網漁				1(6.3)	3(18.8)	3(18.8)	2(12.5)	3(18.8)	2(12.5)	2(12.5)	16(100.0)
		沖合底曳網漁				1(33.3)	1(33.3)						3(100.0)
		北洋底曳網漁							2(66.7)				3(100.0)
		小計				2(9.1)	4(18.2)	5(22.7)	2(9.1)	3(13.6)	2(9.1)	2(9.1)	22(100.0)
道	林業	造林業							1(50.0)		1(50.0)	2(100.0)	
		伐採業									3(100.0)	3(100.0)	
		小計								1(20.0)		4(80.0)	5(100.0)
	運輸業		1(100.0)									1(100.0)	
	総計	5(4.9)	5(4.9)	3(2.9)	6(5.9)	10(9.8)	8(7.8)	11(10.8)	13(12.8)	5(4.9)	34(33.3)	102(100.0)	
全 国	建設業	(25.5)		(15.3)		(22.4)		(20.5)		(5.5)	(10.7)	(100.0)	
	総計	(44.0)		(12.7)		(17.0)		(14.2)		(4.1)	(8.1)	(100.0)	

(注) 沖合・北洋底曳網漁は各1社ずつ不明。

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 3-15 出稼労働者に占める秋田県出身者比別事業体数（北海道）

		社 (%)										
		20%未満	20～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	90～	100%	計
建設業	土木工事業	9(26.5)	5(14.7)	1(2.9)	6(17.7)	2(5.9)	2(5.9)	1(2.9)	3(8.8)	1(2.9)	4(11.8)	34(100.0)
	舗装工事業	6(35.3)	3(17.7)	2(11.8)	1(5.9)		3(17.7)				2(11.8)	17(100.0)
	一般土建工事業	6(50.0)			2(16.7)			1(8.3)	1(8.3)		2(16.7)	12(100.0)
	建築工事業	2(40.0)					1(20.0)				2(40.0)	5(100.0)
	鉄筋工事業	1(25.0)		1(25.0)			1(25.0)			1(25.0)		4(100.0)
	その他					1(50.0)					1(50.0)	2(100.0)
小計		24(32.4)	8(10.8)	4(5.4)	9(12.2)	3(4.1)	7(9.5)	2(2.7)	4(5.4)	2(2.7)	11(14.9)	74(100.0)
漁業	沿岸定置網漁	2(12.5)	2(12.5)		2(12.5)	1(6.3)	3(18.8)	1(6.3)	2(12.5)		3(18.8)	16(100.0)
	沖合底曳網漁		1(33.3)	1(33.3)								3(100.0)
	北洋底曳網漁		1(33.3)		1(33.3)							3(100.0)
小計		2(9.1)	4(18.2)	1(9.1)	3(13.6)	1(9.1)	3(13.6)	1(9.1)	2(9.1)		3(13.6)	22(100.0)
林業	造林業	2(100.0)										2(100.0)
	伐採業	2(66.7)						1(33.3)				3(100.0)
小計		4(80.0)						1(20.0)				5(100.0)
運輸業						1(100.0)						1(100.0)
総計		30(29.4)	12(11.8)	5(4.9)	12(11.8)	5(4.9)	10(9.8)	4(3.9)	6(5.9)	2(2.0)	14(13.7)	102(100.0)

(注) 沖合・北洋底曳網漁は各1社ずつ不明。
資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

置網漁業事業体における出稼労働者への依存率は特に高く、出稼労働者のみの事業体が12.5%、従業員の過半数が出稼労働者という事業体が93.7%を占めている⁽¹⁴⁾。これに比べれば、北洋・沖合底曳網漁業事業体の出稼依存率はやや低いが、それでも各事業体とも4割～7割に及んでいる。

最後に、林業では、各事業体の出稼労働者への依存率は最も高く、しかも秋田県以外の諸地域から最も広く吸収されている。すなわち、林業事業体の80%では全従業員が出稼労働者のみからなり、また残る20%の事業体も従業員の8割～9割を出稼労働者に依存している。しかも、こうした林業事業体のうち、秋田県出身者が出稼労働者の2割未満にしかすぎない事業体は、全体の80%にも達しているのである。こうした諸特徴は、造林業・伐採業の違いを問わず、北海道の林業出稼先事業体全体にわたって看取しうる。

以上分析してきたように、北海道における出稼就労先企業・事業体は、土木工事業・舗装工事業を主軸とする建設業、沿岸定置網漁業と沖合・北洋底曳網漁業を含む漁業、そして造林業と伐採業からなる林業など、各産業・各業種毎に多様な存在形態をとっていた。しかし、ここで同時に注意すべきことは、こうした多様性の背後に、産業・業種の枠を超えた、北海道の地域的特質ともいべき共通性が明らかに存していたことである。北海道の出稼就労先企業・事業体は、全体として、北海道の郡部における地域社会の基礎的開発や資源獲得と密接な結びつきをもち、それゆえに広大な郡部に散在し、あるいはそこで事業体ぐるみの地域的移動をくり返していた。しかもそれらは、積雪をはじめとする自然条件の影響を直接的に被り、操業そのものを夏期間に限られるという形で季節的に制約されていた。そこでそうした諸企業は、資本回転上のロスを余儀なくされ、零細資本の下での労働集約的な生産体制を形成し、しかもこれらの諸条件に適合的な出稼労働者にきわめて大幅に依存しながら操業を行っていたのである。このことは、いいかえれば、北海道では、出稼労働の活用を前提として、季節性・流動性に富んだ不安定な零細企業・事業体形態が、現代においても再生産され、これが郡部における資源獲得・地域開発を底辺から支えつづけているということを意味している。

第2節 出稼労働者の主体的特徴

それでは次に、こうした企業・事業体に就労し、それを底辺から支えている出稼労働者自身の主体的諸特徴に分析を進めよう。分析は、①出稼労働者の技能習得・熟練状況、②地元での生業と出稼の関連、③出身地域と就労経路の3つの局面から行なう。

第1項 技能習得・熟練の水準

出稼労働者といえば、一見、単純・不熟練労働者が主体とみえがちで、また現に全国的にはそうした傾向が顕著でもある。しかし、北海道で就労する出稼労働者の作業内容を具体的にみると、労働集約的な生産の下で、経験的熟練がかなりの程度、残存していることがわかる⁽¹⁵⁾(表3-16)。すなわち、全国、とりわけ太平洋ベルト地帯では、食料品製造工や自動車部品組立工など製造業生産工程作業者が、不熟練労働者として大きな位置を占めているのに対し、北海

表3-16 産業別職種構成

人 (%)

		土工	舗装工	現場代人	運転手	技能工	炊事婦	漁労従事	造伐 林採	生産工程 作業者 その他	計
北	建設業										
	土木工事業	168(95.5)	2(1.1)	6(3.4)							176(100.0)
	舗装工事業	10(10.8)	79(85.0)		1(1.1)		3(3.2)				93(100.0)
	一般土工事業	71(92.2)		1(1.3)		2(2.6) とび・2(2.6) 型枠大工	1(1.3)				77(100.0)
	建築工事業	1(9.1)				10(90.9) 大工					11(100.0)
	鉄筋工事業					32(91.4) 鉄筋工	3(8.6)				35(100.0)
その他	6(40.0)				3(20.0) 左官・6(40.0) 電気工					15(100.0)	
	小計	256(62.9)	81(19.9)	7(1.7)	1(0.3)	55(13.5)	7(1.7)				107(100.0)
海	漁業										
	沿岸定置網漁							85(100.0)			85(100.0)
	沖合底曳網漁							14(100.0)			14(100.0)
	北洋底曳網漁							38(100.0)			38(100.0)
	小計							137(100.0)			137(100.0)
道	林業										
	造林業								5(100.0)		5(100.0)
	伐採業								14(100.0)		14(100.0)
	小計								19(100.0)		19(100.0)
	運輸業				3(100.0)						3(100.0)
	総計	256(45.2)	81(14.3)	7(1.2)	4(0.7)	55(9.7)	7(1.2)	137(24.2)	19(3.4)		566(100.0)
全	建設業	(76.6)	(7.0)	(0.2)	(1.0)	(13.7)	(1.5)				(100.0)
国	総計	(53.5)	(4.9)	(0.1)	(0.7)	(9.6)	(1.0)	(2.0)	(0.3)	(27.9)	(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

道ではこれは全くみられず、かわりに第1次産業従事者を中心として、依然として経験的熟練や技能に基づく位階的労務序列編成が残っている職種が多くみられるのである。

北海道に就労する出稼労働者のうち、漁業作業者は24.2%を占め、それぞれ沿岸定置網漁労・沖合底曳網漁労・北洋底曳網漁労のいずれかに従事している。このうち、北洋・沖合の底曳網漁労は、所謂「北転船」や漁船の乗組員であり、独特の技術・熟練を必要とする。また、沿岸定置網漁労では、単純な重筋労働分野が少なくないが、それでも技能・熟練にもとづく位階的な労務序列がとられているのである。

林業作業に従事する出稼労働者は、全体の3.4%である。彼らは、伐採や運搬、玉切りなどの伐木作業か、もしくは、地造・植付・下刈などの造育林作業に従事している。かかる林業出稼労働も、とりわけ造育林作業を中心として、高度の熟練・技能を必要とする作業内容を多く含んでいる。

このような第1次産業——漁業・林業——に比べると、建設業では、北海道においても、機械化の進展に伴って旧来の熟練が解体されつつあり、今日、建設業出稼労働者の82.8%までが、土工や舗装工などの不熟練労働者によって占められている。とりわけ、土木工事業や一般土建工事業では土工が9割以上を占め、舗装工事業では、出稼労働者の85.0%までが舗装工である。もちろんひと口に土工・舗装工といっても、その作業内容は業種・工事内容により異なっている。全体として、土木工事業の土工で最も単純な不熟練労働部門が多いのに対し、一般土建、とりわけ建築部門の土工には一定の熟練が求められる作業が多く、そして舗装工事業の舗装工は両者の中間に位置するとされている。が、こうした差異を含みつつも、北海道の建設業出稼においては、不熟練労働者が大きな位置を占めていることは明らかである。

とはいえ、かかる建設業出稼労働者の中でも、一定の技能・熟練をもつ労働者は少なくない。大工・鉄筋工・左官などの技術者や、長年の経験を生かして現場を統率する現場代人は、建設業出稼労働者の15.5%を占めている。とりわけ、建築工事業・鉄筋工事業では技術職の出稼労働者が圧倒的に多く、建築工事業では出稼労働者の90.9%が大工であり、鉄筋工事業では同じく91.4%が鉄筋工に集中している。さらに一般土建業や土木工事業にも、若干ではあるが、とび・型枠大工・現場代人などの出稼労働者が就労している*。

* なお、北海道に就労する出稼労働者は、圧倒的に男性が多く、93.3%までが男性によって占められている(表3-17)。とりわけ、建設業の現場代人や大工・鉄筋工などの技能職、漁業の沖合・北洋底曳網漁労従事者、及び、林業の造育林作業など、高度の技能・熟練を必要とする職種では、女性の出稼労働者は全くみられない。また、それ以外の職種、すなわち、建設業の土工や舗装工、漁業の沿岸定置網漁労従事者、林業の伐採作業についてみても、90%以上が男性によって占められており、逆に女性のみによって占められる職種は、唯一、建設業の炊事婦のみである。

表3-17 職種・性別出稼労働者数(北海道)

人(%)

		男	女	計	
建設業 従事者	土工・舗装工	土木工事	160(90.9)	16(9.1)	176(100.0)
		舗装工事	86(96.6)	3(3.4)	89(100.0)
		一般土建・建築工事	66(91.7)	6(8.3)	72(100.0)
		計	312(92.6)	25(7.4)	337(100.0)
	現場代人		7(100.0)		7(100.0)
	建設技能職	大工	10(100.0)		10(100.0)
		鉄筋工	32(100.0)		32(100.0)
		その他	14(100.0)		14(100.0)
		計	56(100.0)		56(100.0)
	炊事婦			7(100.0)	7(100.0)
計		375(92.1)	32(7.9)	407(100.0)	
漁業従事者	沿岸定置網漁従事者	80(94.1)	5(5.9)	85(100.0)	
	沖合底曳網漁従事者	14(100.0)		14(100.0)	
	北洋底曳網漁従事者	38(100.0)		38(100.0)	
	計	132(96.4)	5(3.7)	137(100.0)	
林業従事者	造育林従事者	5(100.0)		5(100.0)	
	伐採夫・運搬夫	13(92.9)	1(7.1)	14(100.0)	
	計	18(94.7)	1(5.3)	19(100.0)	
運輸業	タンクローリー運転手	3(100.0)		3(100.0)	
総計		528(93.3)	38(6.7)	566(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

第2項 地元での生業と出稼労働

ところで、以上みてきたような技能・熟練水準の高さは、北海道に就労する出稼労働者の多くが、専門的な出稼労働者であることと不可分に結びついている。一般に太平洋ベルト地帯に就労する秋田県出身出稼労働者は、第1章第3節でみた如く、ほとんどが足かけ6カ月以下の冬型季節出稼を行っており、これは、彼らが地元秋田県で農業をはじめとする生業への従事を前提とした兼業出稼者であることを意味していた。これに対し、北海道に就労する出稼労働者は、その90%以上が4・5月から、11・12月まで、足かけ7カ月以上にわたって出稼就労を行っている(表3-18)。いわば彼らは、1年の半分以上を、しかも秋田県の積雪状況から

表3-18 出稼就労期間（北海道）

人（%）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
建設 従事者	土工・舗装工				42(23.9)	169(96.0)	176(100.0)	176(100.0)	176(100.0)	176(100.0)	176(100.0)	168(95.5)	98(55.7)	176(100.0)	
	土木工事														
	舗装工事			12(13.5)	51(57.3)	88(98.9)	89(100.0)	89(100.0)	89(100.0)	89(100.0)	89(100.0)	89(100.0)	85(95.5)	17(19.1)	89(100.0)
	一般土工			2(2.8)	55(76.4)	64(88.9)	72(100.0)	72(100.0)	72(100.0)	72(100.0)	72(100.0)	72(100.0)	58(80.6)	17(23.6)	72(100.0)
	建築工事														
	計			14(4.2)	148(43.9)	321(95.3)	337(100.0)	337(100.0)	337(100.0)	337(100.0)	337(100.0)	337(100.0)	311(92.3)	132(39.2)	337(100.0)
	現場代人				5(71.4)	7(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	7(100.0)
	建設技能職														
	大工				5(50.0)	10(100.0)	10(100.0)	10(100.0)	10(100.0)	10(100.0)	10(100.0)	10(100.0)	10(100.0)	6(60.0)	10(100.0)
	鉄筋工				23(71.9)	23(71.9)	23(71.9)	23(71.9)	23(71.9)	23(71.9)	32(100.0)	32(100.0)	32(100.0)	31(96.9)	32(100.0)
その他			2(14.3)	13(92.9)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	11(78.6)	14(100.0)	
計			2(3.6)	41(73.2)	47(83.9)	47(83.9)	47(83.9)	47(83.9)	47(83.9)	56(100.0)	56(100.0)	56(100.0)	48(85.7)	56(100.0)	
炊事婦				3(42.9)	6(85.7)	6(85.7)	6(85.7)	6(85.7)	6(85.7)	7(100.0)	7(100.0)	7(100.0)	3(42.9)	7(100.0)	
計			16(3.9)	197(48.4)	383(94.1)	399(98.0)	399(98.0)	399(98.0)	399(98.0)	407(100.0)	407(100.0)	381(93.6)	190(46.7)	407(100.0)	
漁業 従事者	沿岸定置網漁従事者					79(92.9)	85(100.0)	85(100.0)	85(100.0)	85(100.0)	82(96.5)	82(96.5)	2(2.4)	85(100.0)	
	沖合底曳網漁従事者	13(92.9)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	
	北洋底曳網漁従事者	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	
	計	51(37.2)	52(38.0)	52(38.0)	52(38.0)	131(95.6)	137(100.0)	137(100.0)	137(100.0)	137(100.0)	134(97.8)	134(97.8)	54(39.4)	137(100.0)	
林業 従事者	造育林従事者					5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	5(100.0)	3(60.0)	3(60.0)	5(100.0)	
	伐採夫・運搬夫					14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	14(100.0)	
	計					19(100.0)	19(100.0)	19(100.0)	19(100.0)	19(100.0)	19(100.0)	17(89.5)	17(89.5)	19(100.0)	
運輸業	タンクローリー運転手	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)							3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	
総計		54(9.5)	55(9.7)	71(12.5)	252(44.5)	533(94.2)	555(98.1)	555(98.1)	555(98.1)	563(99.5)	560(98.9)	535(94.5)	261(46.1)	566(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

みて、地元＝秋田県に最も就労機会が多いはずの夏場に、あえて北海道に出稼をしているのである。したがって彼らは、少なくとも農業と出稼就労を併行する兼業出稼農民とは性格づけ得ない。また、冬場、地元＝秋田県で何らかの生業に従事していたとしても、それは出稼による収入を補完する以上の意味をもちにくいといえよう。

そして、こうした専門的な出稼労働者としての性格は、北海道で就労する出稼労働者の中でも、特に高度な技能・熟練を要する職種で顕著にみられる。

すなわち、北洋・沖合の底曳網漁労従事者は、ほとんどが通年の出稼就労者であり、林業作業、とりわけ伐採作業はすべて5月から12月まで、足かけ8カ月間にわたって出稼就労を行なっている。また建設業の中でも、現場代人や技能職では4月から12月まで、9カ月間にわたって出稼をしている者が多い。現場代人では71.4%が4月から、すべてが12月まで就労し、鉄筋工でも71.9%が4月から、96.9%が12月まで出稼を行なっている。建設技能職の中では相対的に就労期間の短い大工でも半数が4月から、6割が12月まで就労し、これら建設業技能者全体では、73.2%が4月から、85.7%が12月まで、長期間にわたる出稼を行なっているのである。

これに対し、土工・舗装工をはじめとする建設業不熟練作業や、沿岸定置網漁労従事者では、その出稼就労期間が5月から11月の足かけ7カ月間に限られている者が圧倒的に多い。そして、こうした土工・舗装工の中でも、相対的に高度な熟練を求められる工事内容ほど、早い時期から出稼を開始し、長期間にわたって就労している。すなわち、最も不熟練労働分野の多い土木工事業では、4月時点では23.9%の土工しか就労してなく、全体として就労開始時期が遅い。これに対し、相対的に熟練を求められる一般土建・建築工事業では、76.4%の土工が、すでに4月の時点から出稼を開始している。そして舗装工事業では両者の中間に位置し、4月に出稼を開始している土工・舗装工は57.3%となっているのである。

第3項 出身地域と就労経路

さて、以上のような北海道における秋田県出身出稼労働者の技能熟練的・専門的性格は、特定の出稼供給地域と出稼先産業とを結びつけ、いわば縦断的な出稼移動経路を維持・温存させている。すなわち、太平洋ベルト地帯に就労する出稼労働者は、その圧倒的な部分が、秋田県南・県央内陸部の農村地域出身者であった。ところがこれとは対称的に、北海道で就労する出稼労働者は、男鹿地方・能代地方など、県北・県央を中心として、秋田県臨海部の出身者がきわめて多いのである⁽¹⁶⁾（表3-19・20）。北海道に就労する秋田県出身出稼労働者のうち、男鹿地方出身者は37.5%、能代地方出身者は35.3%を占め、彼らも含めて秋田県臨海部の出身者は全体の92.0%に達するのである。そしてこのような北海道出稼の供給の拠点は、いうまでもなく、戦前以来、窮迫の出稼が伝統的に多発してきた地域として特徴づけられる⁽¹⁷⁾。

さらにこうした中でも、各産業・各職種毎に、特定地域との結びつきは明瞭である。

まず建設業に従事する出稼労働者は、特に秋田県北・県央臨海部の出身者が多く、能代地方出身者が47.4%、男鹿地方出身者が31.0%を占めている（図3-7）。これに次いで、やはり秋田県臨海部の秋田地方、及び、本荘地方が主要な出身地となっている。そしてこうした建設業の中でも、技能・熟練を要する職種に従事する出稼労働者ほど、男鹿地方や能代地方の市

表3-19 出身地別出稼労働者数

人(%)

			臨 海				内 陸					計
			県北	県 央		県南	県 北		県 央	県 南		
			能代	男 鹿	秋 田	本 荘	大 館	鹿角	大 曲	横手	湯沢	
北 海	建設 業 従 事 者	土工・舗装工	83(47.2)	61(34.7)	11(6.3)	13(7.4)	7(4.0)				1(0.6)	176(100.0)
		土 木 工 事	40(44.9)	33(37.1)	6(6.7)		8(9.0)	2(2.3)				89(100.0)
		舗 装 工 事	30(41.7)	16(22.2)	2(2.8)	18(25.0)		2(2.8)	1(1.4)	3(4.2)		72(100.0)
		一般土建・建築工事	計	153(45.4)	110(32.6)	19(5.6)	31(9.2)	15(4.6)	4(1.2)	1(0.3)	3(0.9)	1(0.3)
	現場代人		1(14.3)	5(71.4)	1(14.3)							7(100.0)
	建設技能職	大 工	3(30.0)	6(60.0)								10(100.0)
		鉄 筋 工	29(90.6)	2(6.3)			1(3.1)					32(100.0)
		そ の 他	4(28.6)		3(21.4)	4(28.6)	3(21.4)					14(100.0)
		計	36(64.3)	8(14.3)	3(5.4)	4(7.1)	4(7.1)					56(100.0)
		炊事婦	3(42.9)	3(42.9)		1(14.3)						7(100.0)
	計	193(47.4)	126(31.0)	23(5.7)	36(8.9)	19(4.7)	4(1.0)	2(0.5)	3(0.7)	1(0.3)	407(100.0)	
道	漁業従事者	沿岸定置網漁従事者	3(3.6)	79(92.9)	1(1.2)	2(2.4)						85(100.0)
		沖合底曳網漁従事者		1(7.2)		13(92.8)						14(100.0)
		北洋底曳網漁従事者		6(15.8)		32(84.2)						38(100.0)
		計	3(2.2)	86(62.8)	1(0.7)	47(34.3)						137(100.0)
	林従事業者	造育林従事者			1(20.0)		2(40.0)				2(40.0)	5(100.0)
伐採夫・運搬夫		4(28.6)				10(71.4)					14(100.0)	
	計	4(21.1)		1(5.3)		12(63.2)				2(10.5)	19(100.0)	
運輸業	タンクローリー運転手							3(100.0)			3(100.0)	
	総 計	200(35.3)	212(37.5)	25(4.4)	84(14.8)	31(5.5)	4(0.7)	5(0.9)	3(0.7)	3(0.5)	566(100.0)	
全	建設業作業	(9.9)	(8.4)	(7.7)	(7.1)	(7.1)	(26.2)	(40.7)	(100.0)			
国	総 計	(9.1)	(9.4)	(10.5)	(9.1)	(25.3)	(36.5)	(100.0)				

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表3-20 出身地別出稼労働者数—郡市別—(北海道)

人、(%)

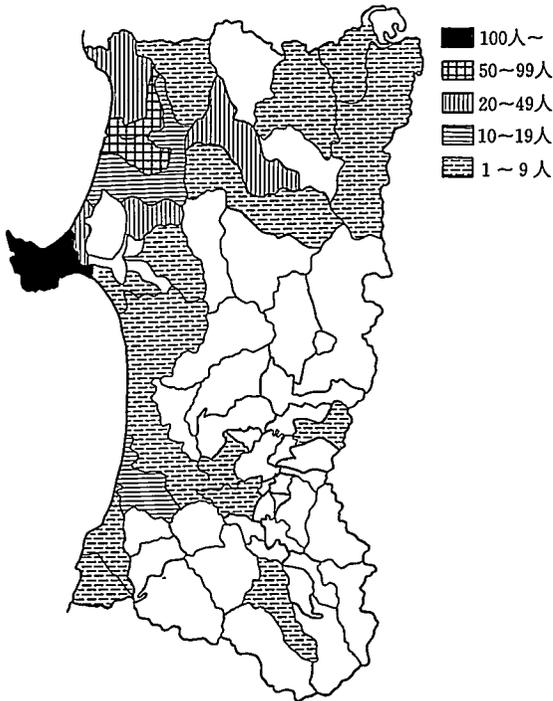
			市 部	郡 部	計
建設 業 従 事 者	土工・舗装工	土木工事	81(46.0)	95(54.0)	176(100.0)
		舗装工事	39(43.8)	50(56.2)	89(100.0)
		一般土建・建築工事	19(26.4)	53(73.6)	72(100.0)
		計	139(41.3)	198(58.7)	337(100.0)
	現場代人		6(85.7)	1(14.3)	7(100.0)
	建設技能職	大工	7(70.0)	3(30.0)	10(100.0)
		鉄筋工	21(65.6)	11(34.4)	32(100.0)
		その他	2(7.1)	12(92.9)	14(100.0)
		計	30(53.6)	26(46.4)	56(100.0)
	炊事婦		3(42.9)	4(57.1)	7(100.0)
計		178(43.7)	229(56.3)	407(100.0)	
漁業 従 事 者	沿岸定置網漁従事者		82(96.4)	3(3.6)	85(100.0)
	沖合底曳網漁従事者		1(7.2)	13(92.8)	14(100.0)
	北洋底曳網漁従事者		8(21.0)	30(79.0)	38(100.0)
	計		91(66.4)	46(33.6)	137(100.0)
林業 従 事 者	造育林従事者		2(40.0)	3(60.0)	5(100.0)
	伐採夫・運搬夫			14(100.0)	14(100.0)
	計		2(10.5)	17(89.5)	19(100.0)
運輸業	タンクローリー運転手			3(100.0)	3(100.0)
総計			271(47.9)	295(52.1)	566(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

部に集積し、不熟練労働者ほど秋田県臨海部の郡部一帯に分散している傾向がみてとれる。現場代人は、その71.4%が男鹿地方、85.7%が市部の出身者であり、また大工や鉄筋工にしても9割以上が男鹿・能代の両地方、65~70%が市部出身者によって占められている⁽¹⁸⁾。これに対し、土工・舗装工・炊事婦など不熟練労働者の出身地は、能代・男鹿の両地方のみならず、秋田地方・本荘地方など秋田県臨海部一帯に大きく広がり、しかもその中でも郡部の出身者が58.7%と市部のそれを上回っているのである。

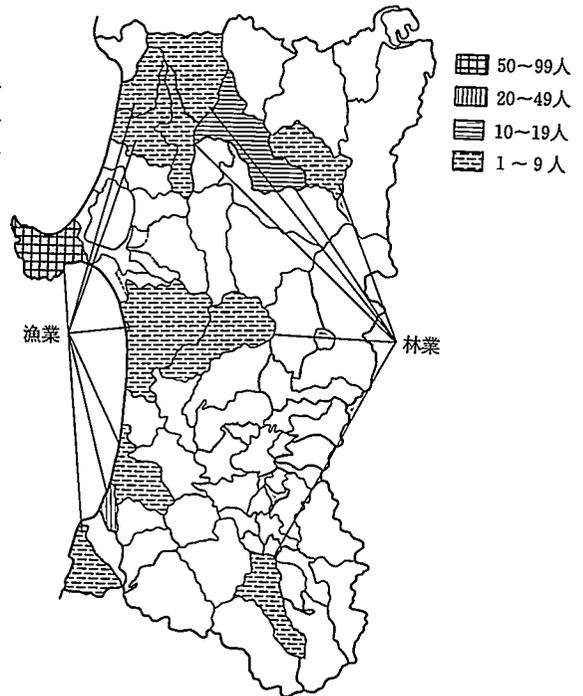
他方、漁業出稼労働者についてみると、秋田県の中でもとりわけ、伝統的な漁業の拠点地域、すなわち、男鹿地方市部、及び、本荘地方郡部の出身者が多い⁽¹⁹⁾(図3-8)。全体の62.8%が男鹿地方の主に市部、また34.3%が本荘地方の主に郡部の出身者によって占められているのである。そしてこうした中でも、漁労内容毎に出稼労働者の出身地域は明白に異なり、沿岸定

図3-7 建設業出稼労働者の出身地（北海道）



資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

図3-8 漁業・林業出稼労働者の出身地（北海道）



資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

置網漁労では男鹿地方の市部出身者が全体の9割以上を占めているのに対し、沖合・北洋底曳網漁労では8割以上が本荘地方の郡部出身者なのである。

最後に林業出稼労働者では、秋田県でも伝統的な林業生産の中心地、すなわち大館地方など県北内陸部の山間郡部出身者が多い⁽²⁰⁾。林業出稼労働者の63.2%が大館地方、89.5%が郡部の出身者によって占められている。とりわけ伐採業では秋田県出身出稼労働者の71.4%が大館地方、すべてが郡部出身者であり、また造林業においても、大館地方出身者は40%、郡部出身者は60%と大きな位置を占めているのである。

ところで、以上のような各産業・業種の特定地域との結びつきは、出稼労働者の具体的な就労経路のあり方にも、すぐれて縦断的・伝統的な特質を刻印している。すなわち、北海道への出稼就労者は、その多くが職業安定所を介さず、地縁的な集団を結成して、そのリーダーの個人的な手づるで出稼就労を行なっているのである。現に、昭和52年度、職業安定所を介して北海道に就労した出稼労働者は258名にしかすぎない(表3-21)。したがって、少なくとも本章で分析対象としている566名の出稼労働者のうち、54.4%にあたる308名、もしくはそれ以上は、職業安定所を介さず、就労しているわけである。そして彼らの多くは、同一市町村の出身者を中心として集団的に、出稼就労を行なっている(表3-22)。北海道への出稼就労者のうち、同一市町村から2人以上で同じ事業体に就労する者は90.3%に達し、また同一市町村から5人以上でひとつの事業体に就労する者は51.6%に及ぶ。これを事業体の側からみても、複数の出

表 3-21 産業別出稼労働者数－職業安定所経由率－（北海道）

		対 象 事 例 (A)	職業安定所資料 (B)	人 (%) (B) / (A)
建 設 業	男	375	215	57.3
	女	32	13	40.6
	計	407	228	56.1
食 料 品 製 造 業	男		2	—
窯 業	男		2	—
そ の 他	男	153	23	15.0
	女	6	3	50.0
	計	159	26	16.4
計	男	528	242	45.8
	女	38	16	42.1
	計	566	258	45.6

資料：秋田県出稼先事業体資料・秋田県『出稼ぎの実態』昭和52年度より作成

稼労働者を雇用する事業体の中で、単一の市町村から出稼労働者を雇用するものは47.8%を占め、また、単一の市町村から出稼労働者の過半数を吸収するものは95.7%に達する（表3-23）。これらの諸事実は、秋田県出身出稼労働者の地縁的な集団と、北海道の各々の事業体が密接な結びつきをもち、職業安定所よりむしろ、こうした集団こそが、出稼需給機構の実質的な支柱となっていることを物語っている。

このような傾向が特に顕著に示されるのは、漁業及び林業からなる第1次産業である。これらにおいては、出稼労働者の職業安定所経由率は2割以下ときわめて低い。そして漁業作業者では、70.8%までが同一市町村から5人以上、30.7%が同じく10人以上の集団で各事業体に就労し、また漁業事業体の65.0%までが単一の市町村からのみ出稼労働者を雇用している*。林業についてみても、出稼労働者の94.7%が同一市町村から複数で、52.6%が10人以上の集団で就労し、林業事業体の80.0%が単一の市町村からのみ出稼労働者を雇用しているのである。

* こうした漁業の中でも、とりわけ沖合・北洋底曳網漁では、同一の漁船には同じ市町村の出身者が乗り組むことが多い。以下は、その事例である。

- ① I 漁業・沖合底曳網漁B丸……西目町出身者3名（本荘地方）
- ② S 漁業・沖合底曳網漁A丸……金浦町出身者6名（本荘地方）
- ③ N 漁業・北洋底曳網漁E丸……金浦町出身者3名（本荘地方）

これに比べ、建設業の出稼労働者では、職業安定所経由率が5割前後とやや高く、また集団ではなく、1人で就労する者が1割強とやや多い。とりわけ大工や現場代人など、高い技能・熟練を有する出稼労働者には、単身での就労者が多い。とはいえ、こうした建設業も全体とし

表 3-22 同一市町村から同一事業体に就労する出稼労働者数

人 (%)

			1人	2人～	5人～	10人～	計
建設業	土工・舗装工	土木工事	18(10.2)	67(38.1)	68(38.6)	23(13.1)	176(100.0)
		舗装工事	12(13.5)	39(43.8)	15(16.9)	23(25.8)	89(100.0)
		一般土建 建築工事	3(4.2)	42(58.3)	27(37.5)		72(100.0)
		計	33(9.8)	148(43.9)	110(32.6)	46(13.6)	337(100.0)
	現場代人		3(42.9)	4(57.1)			7(100.0)
	建設技能職	大工	3(30.0)	7(70.0)			10(100.0)
		鉄筋工	1(3.1)	7(21.9)	11(34.4)	13(40.6)	32(100.0)
		その他	1(7.1)	10(71.4)	3(21.4)		14(100.0)
		計	5(8.9)	24(42.9)	14(25.0)	13(23.2)	56(100.0)
	炊事婦		1(14.3)	4(57.1)	2(28.6)		7(100.0)
計		42(10.3)	180(44.2)	126(31.0)	59(14.5)	407(100.0)	
漁業	沿岸定置網漁従事者		4(4.7)	20(23.5)	39(45.9)	22(25.9)	85(100.0)
	沖合底曳網漁従事者		2(14.3)	3(21.4)	9(64.3)		14(100.0)
	北洋底曳網漁従事者		5(13.2)	6(15.8)	7(18.4)	20(52.6)	38(100.0)
	計		11(8.0)	29(21.2)	55(40.1)	42(30.7)	137(100.0)
林業	造育林従事者		1(20.0)	4(80.0)			5(100.0)
	伐採夫・運搬夫			4(28.6)		10(71.4)	14(100.0)
	計		1(5.3)	8(42.1)		10(52.6)	19(100.0)
運輸業	タンクローリー運転手		1(33.3)	2(66.7)			3(100.0)
総計			55(9.7)	219(38.7)	181(32.0)	111(19.6)	566(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表3-23 単一市町村への出稼労働者依存率—2人以上の出稼労働者を雇用する事業体—(北海道)

社(%)

		50%未満	50%～	60%～	70%～	80%～	90%～	100%	計
建設業	土木工事業		5(15.6)	7(21.9)	3(9.4)	5(15.6)		12(37.5)	32(100.0)
	舗装工事業	2(13.3)			2(13.3)	2(13.3)	1(6.7)	8(53.3)	15(100.0)
	一般土工事業	1(10.0)	2(20.0)	2(20.0)	1(10.0)			4(40.0)	10(100.0)
	建築工事業		1(25.0)	1(25.0)				2(50.0)	4(100.0)
	鉄筋工事業			2(66.7)				1(33.3)	3(100.0)
	その他			1(50.0)	1(50.0)				2(100.0)
	小計	3(4.5)	8(12.1)	13(19.7)	7(10.6)	7(10.6)	1(1.5)	27(40.9)	66(100.0)
漁業	沿岸定置網漁			1(6.7)	1(6.7)	1(6.7)		12(80.0)	15(100.0)
	沖合底曳網漁						1(50.0)	1(50.0)	2(100.0)
	北洋底曳網漁	1(33.3)			1(33.3)	1(33.3)			3(100.0)
	小計	1(5.0)		1(5.0)	2(10.0)	2(10.0)	1(5.0)	13(65.0)	20(100.0)
林業	造林業			1(50.0)				1(50.0)	2(100.0)
	伐採業							3(100.0)	3(100.0)
	小計			1(20.0)				4(80.0)	5(100.0)
運輸業				1(100.0)					1(100.0)
総計		4(4.3)	8(8.7)	16(17.4)	9(9.8)	9(9.8)	2(2.2)	44(47.8)	92(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

てみれば、やはりリーダーを手づるとした地縁的な集団就労が大きな部分を占め*、出稼労働者の約9割が同一市町村から複数で、また45.5%が同じく5人以上の集団で各事業体に就労し、他方、事業体の側からみても、40.9%の事業体が単一市町村からのみ、95.5%のそれが単一市町村から過半数の出稼労働者を、それぞれ雇用しているのである。

* 土工・舗装工などの建設業不熟練労働者が就労する場合、出稼就労先企業との関係そのものにおいても地縁的な結びつきが利用されることが少なくない。すなわち、かつて北海道に出稼就労を行っていた秋田県出身者が、出稼を中止して北海道に定住し、事業所を開設している場合が少なくなく、そこでは、自らの故郷近隣から出稼労働者が集中的に雇用されているのである。以下はその事例である。

社長出身地	出稼労働者数・出身地
①舗装工事業・能代市(能代地方)	……2人・能代市(能代地方)
②舗装工事業・能代市(能代地方)	……2人・能代市(能代地方)
③一般土建業・鹿角市(鹿角地方)	……2人・鹿角市(鹿角地方)
④一般土建業・仁賀保町(本荘地方)	……3人・西目町・仁賀保町(本荘地方)
⑤建築工事業・大曲市(大曲地方)	……2人・太田町・南外村(大曲地方)

以上みてきたように、北海道に就労する秋田県出身出稼労働者は、多数の建設業不熟練労働者を内包しつつも、全体として、経験的熟練をもった専門的な出稼労働者を中軸としている点に大きな特徴があった。すなわち、漁業や林業など第1次産業への就労者をはじめとして熟練労働者が大きな位置を占め、しかも建設業従事者も含めて、地元＝秋田県に最も就労機会が多いはずの夏場に、足かけ7カ月以上にわたって出稼就労を行なう者が圧倒的に多いのである。そして、このような出稼の経験的熟練・専門的な特質は、戦前以来の伝統的な出稼供給地域——秋田県北・県央臨海部の各市町村——と各業種の出稼就労先事業体との間に、出稼労働者集団を媒介とした縦断的な出稼移動経路を維持・温存させている。こうした諸点で、北海道に就労する出稼労働者は、太平洋ベルト地帯への就労者とは大きくその性質を異にしている。したがって、高度経済成長を契機に出稼就労先が北海道から太平洋ベルト地帯に南下した、という場合、それは決して、従来から北海道に出稼を行っていた者が、就労先を太平洋ベルト地帯に転換するという形ではなしに、むしろ、北海道への出稼就労者は減少しつつも独自の出稼需給構造の中で維持され、そして同時に、それを上回る兼業的・不熟練の出稼が、秋田県南・県央内陸農村地帯から太平洋ベルト地帯に流出したことを意味していると把握しなければならない。

第3節 出稼労働者をめぐる労働諸条件

それでは最後に、こうした出稼労働者をめぐる労働諸条件の実態を明らかにしていこう。ここでは特に、①賃金形態、②労働時間と手取賃金水準、③健康破壊への対策、④出稼先生活に関わる福利厚生 の4つの局面から分析を進めていく。

第1項 賃金形態と基本給水準

ここでまずはじめに指摘すべきことは、北海道における出稼労働者の賃金形態が、職種毎にそれぞれ異なる形をとりつつも、全体として固定給部分がきわめて低額に抑えられ、その意味で不安定な構造をもっているということである。

すなわち、漁業、及び、林業に従事する出稼労働者においては、技能に応じた出来高払い制が大きな位置を占めている。漁業作業者の収入の8割前後は、水揚げに応じた歩合給であり、その固定給部分は男性で月額11万円～20万円、女性では7万円前後と低い水準にある。とりわけ、漁業出稼の中で多数を占める沿岸定置網漁労では、その固定給は、男性でも月額11万円～14万5千円にとどまっている⁽²¹⁾。これに比べれば、沖合・北洋底曳網漁労の固定給はやや高く、男性で月額13万円～20万円となっているが、しかしそれらにしても、収入全体の中で固定給の占める位置は決して大きいとはいえない。また、林業、とりわけ伐採業作業者においても、出来高給制が一般的であり、固定給部分はきわめて小さい⁽²²⁾。

こうした第1次産業に対し、建設業作業者では、時間給制の日給月給払いが圧倒的に多くみられる。同じ建設業作業者の中でも、北海道内出身者の場合、出来高給制がほとんどを占めるといわれ、秋田県出身者と全く異なるが、これは、秋田県をはじめとする東北地方出身の出稼労働者の場合、「技能は未熟だが真面目なので基本給を高くして時間給にしている」⁽²³⁾と説明されている。しかしながら、実際にその基本日給額をみると、北海道の建設業に従事する出稼労働者のそれは、きわめて低水準であることを指摘せざるをえない(表3-24)。すなわち、全国的には建設業出稼労働者の基本日給額は、その61.5%が6000円を超えているが、これに対して北海道のそれは65.4%が6000円未満にとどまっている。しかも、出稼労働者だけでなく、労働者全体についてみるならば、北海道の建設業における基本日給水準は、全体として、太平洋ベルト地帯のそれを上回り、したがって北海道では出稼労働者と一般労働者の基本給格差は一層拡大し、各職種とも出稼労働者の基本日給は一般労働者に比べ、2000円前後も低く抑えられているのである(表3-25)。いわば、北海道に就労する建設業出稼労働者は、太平洋ベルト地帯の出稼労働者に比べても、また、北海道内の出稼以外の一般労働者に比べても、きわめて低い基本給水準で活用されているといえよう。

そして、こうした建設業出稼労働者の中でも、とりわけ基本給水準が低いのは、土工・舗装工などの不熟練労働者である。北海道の出稼土工・舗装工の基本日給は、男性でも59.1%が5500円未満であり、太平洋ベルト地帯の出稼土工や北海道内の一般労働者の土工に比べ、明らかに低い*。また、女性の土工・舗装工、炊事婦等になると、その基本日給はさらに低く、9割以上が4500円未満にとどまっている。

* 男性の土工・舗装工では、工事内容が違って、それほど明瞭な基本日給格差はみられない。ただし、全体として、企業規模が大きくなるほど、若干ではあるが、基本日給額が低くなる傾向が存する(表3-26)。すなわち、従業員100人以上の企業では、65.2%の土工・舗装工の基本日給が5500円未満であるのに対し、従業員50人未満の企業では、約7割の土工・舗装工が5500円以上の基本日給を確保しているのである。

これに比べ、建設業に従事する出稼労働者の中でも、現場代人や大工・鉄筋工など一定の技能・熟練を有する者の基本日給は、相対的にはやや高い。現場代人は57.1%が8000円以上、

表 3-24 職種別基本日給額（建設業）

人（%）

				2500~	3000~	3500~	4000~	4500~	5000~	5500~	6000~	6500~	7000~	7500~	8000~	9000~	10000~	計		
北 海 道	男 性	建設業	土工・舗装工	土木工事				47(29.4)	51(31.9)	33(20.7)	14(8.8)	2(1.3)		13(8.1)				160(100.0)		
				舗装工事				10(11.9)	36(42.9)	6(7.1)	32(38.1)								84(100.0)	
				一般土木建築工事				3(4.6)	36(54.6)	11(16.7)	16(24.2)									66(100.0)
				計				60(19.4)	123(39.7)	50(16.1)	62(20.0)	2(0.7)		13(4.2)						310(100.0)
		現場代人							1(14.3)		1(14.3)				1(14.3)	4(57.1)			7(100.0)	
	女性	従事者	建設技能職	大工				1(10.0)					7(70.0)	2(20.0)					10(100.0)	
				鉄筋工							1(3.1)	29(90.6)		2(6.3)						32(100.0)
				その他				2(14.3)	6(42.9)		1(7.1)	3(21.4)	2(14.3)							14(100.0)
				計				3(5.4)	6(10.7)	1(1.8)	30(53.6)	10(17.9)	6(10.7)							56(100.0)
		計							63(16.9)	130(34.9)	51(13.7)	93(24.9)	12(3.2)	6(1.6)	14(3.8)	4(1.1)			373(100.0)	
女性	建設従事者	土工・舗装工	土木工事	1(6.3)	3(18.8)	3(18.8)	9(56.3)											16(100.0)		
			舗装工事			1(20.0)	4(80.0)												5(100.0)	
			一般土木建築工事			1(16.7)	4(66.7)	1(16.7)											6(100.0)	
			計	1(3.7)	3(11.1)	5(18.5)	17(63.0)	1(3.7)											27(100.0)	
	炊事婦			3(42.9)	4(57.1)													7(100.0)		
計	1(2.9)	3(8.8)	8(23.5)	21(61.8)	1(2.9)												34(100.0)			
全国	男性	建設従事者	土工・舗装工				(0.2)	(2.3)	(15.9)	(26.0)	(31.7)	(15.5)	(6.7)	(0.6)	(1.1)			(100.0)		
				計			(0.2)	(0.4)	(2.0)	(14.0)	(21.9)	(27.3)	(16.2)	(9.0)	(2.7)	(5.0)	(1.1)	(0.2)	(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表3-25 常用労働者と出稼労働者の基本給比較

(円)

		土 工		大 工	
		出稼者平均	全体平均	出稼者平均	全体平均
北 海 道		5,489	7,318	6,850	8,988
関 東	東 京	6,366	6,830	8,475	8,761
	神 奈 川	6,328	6,847	8,250	8,544
	埼 玉	6,097	6,032	—	6,974
	千 葉	6,144	5,741	7,750	7,702
東 海	愛 知	6,023	6,431	7,750	7,415
	静 岡	5,899	5,987	7,350	6,813
近 畿	大 阪	5,825	7,174	7,750	8,759
	兵 庫	5,972	6,170	—	8,709
(秋 田)		—	4,317	—	6,579
(全 国)		—	5,778	—	7,413

資料：秋田県出稼先事業体資料・昭和53年度『建設・輸送関係業の賃金実態』より作成

表3-26 従業員規模別基本日給額（北海道／土工・舗装工）

社(%)

	4500～	5000～	5500～	6000～	6500～	7000～	7500～	計	平均
300人～		5(71.4)	1(14.3)	1(14.3)				7(100.0)	5,464
100～	3(18.8)	7(43.8)	2(12.5)	4(25.0)				16(100.0)	5,469
50～	2(18.2)	4(36.4)	1(9.1)	3(27.3)	1(9.1)			11(100.0)	5,614
30～	3(33.3)	2(22.2)	2(22.2)	2(22.2)				9(100.0)	5,417
10～	2(11.1)	8(44.4)	3(16.7)	3(16.7)			2(11.1)	18(100.0)	5,722
5～		1(50.0)	1(50.0)					2(100.0)	5,500
計	10(15.9)	27(42.9)	10(15.9)	13(20.6)	1(6.1)		2(3.2)	63(100.0)	5,560

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

71.4%が7500円以上と最も高い基本日給を確保し、また技能職の大工は90.0%が6500円以上、鉄筋工は96.9%以上が6000円以上と、いずれも大工・舗装工をはるかに上回る基本日給を保障されているのである。しかも、大工の中には、一部であるが、その技能水準を重視して請負給制をとる者もみられ、また長年継続就労をしている現場代人の一部には、季節社員・準社員として一定の役職につき、月給制賃金を得ている者すらある*。これらはいうまでもなく、高度の技能・熟練をもった現場代人や技能職を各企業が積極的に確保しようとしていることの現われであり、土工・舗装工などの不熟練労働者が買手市場で、低基本給の日給月給制とされている

ることと対称的ではある。しかし、こうした技能職の出稼労働者においてすら、太平洋ベルト地帯の技能職出稼労働者や、北海道内の一般労働者の技能職と比べれば、はるかに低基本給であることは、すでに触れた通りである。

* 現場代人が月給制とされている事例は、以下の通りである。

工事内容	従業員(A)	出稼者(B)	(B)/(A)	現場代人の待遇	現場代人人数
①土木工事業	250 人	180 人	72.0%	季節社員（一般社員扱い）	4 人
				準社員（休業中のみ無給）	6 人
②土木工事業	50 人	45 人	90.0%	職員待遇	数人
③舗装工事業	8 人	6 人	75.0%	取締役工事部長	1 人
④舗装工事業	48 人	35 人	72.9%	正社員	1 人
				準社員（休業中のみ無給）	1 人
⑤舗装工事業	38 人	38 人	100%	準社員（休業中のみ無給）	1 人

第2項 労働時間と手取賃金水準

ところで、以上のような北海道における出稼労働者の賃金構造を手取月収の面からみると、事態は一変する。すなわち、北海道に就労する出稼労働者は、その8割以上が20万円以上と、全国水準を大きく上回る手取月収を得ているのである（表3-27）。

こうした傾向は、職種の違いを問わず、北海道で就労する秋田県出身出稼労働者全体に広範にみられる。

まず、漁業・林業作業では、その平均手取月収は、水揚げ等によって、また月毎に異なるが、ほぼ25万円～40万円に達する。

また建設業作業でも、男性の85.7%が20万円以上の手取月収を確保しており、これは、漁業・林業作業には及ばないものの、太平洋ベルト地帯に就労する建設業出稼労働者に比べれば、はるかに高水準である。そしてこの内部では、現場代人や大工・鉄筋工等の技能職、及び、土工・舗装工等の不熟練労働者の間で、手取月収からみる限り、基本日給水準で存したような明瞭な職種別格差はみられなくなっている*。

* ただし、かかる手取月収額においても、男女の性別格差は、基本給額に比べると同様、あるいはそれ以上に、明白に存している。土工・舗装工など不熟練労働者についてみると、男子はすべて16万円以上、84.9%が20万円以上の手取月収を得ているのに対し、女子はすべて14万円未満、81.5%は12万円未満におさえられているのである。

このような手取月収額の高さは、主要には、北海道における出稼労働者が、低水準の基本給・固定給を長時間労働で補うことによってはじめてもたらされたものである。

出来高給部分が大きな位置を占める第1次産業、とりわけ林業では、出稼労働者が「自発的」に長時間労働に没入し、高額の手取収入を旨とするというまでもない。

また建設業の出稼労働者の場合、基本給以外の諸手当は、残業手当を除いてほとんどないが、それにもかかわらず、男性の86.9%までが基本日給35日分以上、53.9%が同じく40日分以上にあたる手取月収を確保している（表3-28）。したがって、彼らは少なくとも月間40時間以上、

表3-27 職種別手取月額（建設業）

人(%)

				10万未満	10万～	12万～	14万～	16万～	18万～	20万～	22万～	24万～	26万～	28万以上	計	
北海道	男性	建設従事者	土工・舗装工	土木工事					26(16.3)	54(33.8)	71(44.4)	5(3.1)	4(2.5)		160(100.0)	
				舗装工事					1(1.2)	5(6.0)	38(45.2)	16(19.1)	24(28.6)			84(100.0)
				一般土木建築工事					2(3.0)	13(19.7)	33(50.0)	9(13.6)	1(1.5)		8(12.1)	66(100.0)
				計					3(1.0)	44(14.2)	125(40.3)	96(31.0)	30(9.7)	4(1.3)	8(2.6)	310(100.0)
			現場代人									2(28.6)	1(14.3)	4(57.1)		
	女性	建設従事者	建設技能職	大工							1(10.0)	3(30.0)	3(30.0)		3(30.0)	10(100.0)
				鉄筋工								31(96.9)		1(3.1)		32(100.0)
				その他					3(21.4)	3(21.4)			6(42.9)	2(14.3)		14(100.0)
				計					3(5.4)	3(5.4)	32(57.1)	9(16.1)	6(10.7)		3(5.4)	56(100.0)
			計					6(1.6)	47(12.6)	159(42.6)	106(28.4)	40(10.7)	4(1.1)	11(2.9)	373(100.0)	
女性	建設従事者	土工・舗装工	土木工事	6(37.5)	8(50.0)	2(12.5)									16(100.0)	
			舗装工事	5(100.0)												5(100.0)
			一般土木建築工事	3(50.0)		3(50.0)										6(100.0)
			計	14(51.9)	8(29.6)	5(18.5)										27(100.0)
		炊事婦	1(14.3)	3(42.9)	3(42.9)											7(100.0)
計	15(44.1)	11(32.4)	8(23.5)											34(100.0)		
全国	男性	建設従事者	土工・舗装工	(0.3)	(0.3)	(4.0)	(26.8)	(14.8)	(24.3)	(29.6)				(100.0)		
			計	(0.3)	(0.2)	(4.0)	(22.4)	(18.1)	(22.6)	(32.3)				(100.0)		

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表 3-28 職種別・手取月収／基本日給（北海道建設業）

人(%)

			25日未満	25日～	30日～	35日～	40日～	45日～	50日～	計	
男 性	建設業	土工舗装工		13(8.1)	5(3.1)	37(23.1)	73(45.6)	18(11.3)		160(100.0)	
		土木工事									
		舗装工事		1(1.2)		31(36.9)	51(60.7)	1(1.2)		84(100.0)	
		一般土木工事			13(19.7)	21(31.8)	22(33.3)	10(15.2)		66(100.0)	
	計			14(4.5)	18(5.8)	89(28.7)	146(47.1)	29(9.4)	14(4.5)	310(100.0)	
	作業者	現場代人				6(85.7)		1(14.3)			7(100.0)
		建設技能職	大工			3(30.0)	3(30.0)	4(40.0)			10(100.0)
			鉄筋工		2(6.3)		29(90.6)	1(3.1)			32(100.0)
			その他		4(25.6)	2(14.3)	2(14.3)	6(42.9)			14(100.0)
		計			6(10.7)	5(8.9)	34(60.7)	11(19.6)			56(100.0)
計			20(5.4)	29(7.8)	123(33.0)	158(42.4)	29(7.8)	14(3.8)	373(100.0)		
女 性	建設業	土工舗装工		5(31.3)	7(43.8)	4(25.0)				16(100.0)	
		土木工事		5(100.0)						5(100.0)	
		舗装工事		3(50.0)	2(33.3)	1(16.7)				6(100.0)	
		一般土木工事									
	計			13(48.2)	9(33.3)	5(18.5)				27(100.0)	
作業者	炊事婦			2(28.6)	5(71.4)					7(100.0)	
	計			13(38.2)	11(32.4)	10(29.4)				34(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

あるいは60時間以上もの残業を行なっていることになる。全国的には第2章第2節でみた如く、月間30時間以上の残業を行なう出稼労働者ですら約50%にすぎず、北海道の建設業における残業の多さは明らかであろう。そして、こうした長時間労働は、建設業出稼労働者の中でも基本給水準の低い不熟練職種ほど顕著にみられる。すなわち、最も基本日給の高い現場代人では85.7%が基本日給35日分未満の手取月収にとどまり、またこれに次いで基本日給の高い建設技能職でも80.4%が40日分未満の手取月収しか得ていない。ところがこれに対して、土工や舗装工、とりわけ男性のそれら不熟練労働者においては、長時間労働が特に顕著にみられ、89.7%が基本日給35日分以上、同じく61.0%が40日分以上の手取月収を確保しているのである*。

* このように特に多くの時間外労働を行なっている男性の不熟練労働者の中でも、就労先の企業規模が大きいほど、したがって前項でみた如く、基本日給水準が低いほど、それを補う長時間労働がなされ、手取収入が高額になっている。すなわち、従業員100人未満の企業では、その42.5%が基本日給40日分以上の手取月収を得るにとどまっているのに対し、従業員100人以上の企業では82.6%が基本日給40日分以上の手取月収を確保している(表3-29)。また、基本日給5500円未満の企業では、その7割以上が基本日給40日分以上にあたる手取月収を得ているのに対し、基本日給5500円以上の企業では6割までが40日分未満の手取月収にとどまっているのである(表3-30)。なお、このような傾向は、第2章第3節でみた如く、北海道のみならず全国的に建設業出稼労働者に共通する特徴ではある⁽²⁵⁾。しかしながら北海道の場合、従業員規模の大きい企業に就労する出稼労働者が、基本給水準の低さを長時間労働によって補い、実際に従業員規模の小さい企業への就労者よりも、高額の手取収入を実現するに至っているという点にひとつの大きな特徴がある。全国的にはむしろ、長時間労働をしつつも、せいぜい従業員規模による手取収入格差をなくす程度であったが、北海道では、従業員50人未満の65.5%が手取月収22万円未満に集中しているのに対し、従業員50人以上の企業の61.8%、また100人以上の企業の65.2%が、それぞれ22万円以上の手取月収を確保している(表3-31)。このことはいうまでもなく、北海道の、とりわけ、従業員規模の大きい建設業企業への就労者が、太平洋ベルト地帯のそれをはるかに上回る長時間労働を行なっていることを意味している。なお、同じ土工・舗装工など不熟練労働者でも、女性の出稼労働者では、長時間労働を行なう者はきわめて少なく、彼女達の基本給水準の低さともあいまって、手取収入は前述の如く、極端に低水準におさえられている。

表3-29 従業員規模別・手取月収/基本日給(北海道/土工・舗装工) 社(%)

	25日～	30日～	35日～	40日～	45日～	50日～	計	平均
300人～		1(14.3)	1(14.3)	2(28.6)	1(14.3)	2(28.6)	7(100.0)	43.9
100～	1(6.3)		1(6.3)	10(62.5)	3(18.8)	1(6.3)	16(100.0)	42.8
50～		1(9.1)	6(54.6)	3(27.3)	1(9.1)		11(100.0)	39.3
30～		2(22.2)	2(22.2)	3(33.3)	2(22.2)		9(100.0)	40.3
10～	2(11.1)		8(44.4)	6(33.3)	2(11.1)		18(100.0)	39.1
5～			2(100.0)				2(100.0)	37.5
計	3(4.8)	4(6.4)	20(31.8)	24(37.5)	9(14.1)	3(4.8)	63(100.0)	40.8

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表3-30 基本日給額別・手取月収/基本日給（北海道/土工・舗装工） 社(%)

	25日～	30日～	35日～	40日～	45日～	50日～	計
7500円～	2(100.0)						2(100.0)
7000～							
6500～			1(100.0)				1(100.0)
6000～	1(7.7)	2(15.4)	4(30.8)	5(38.5)	1(7.7)		13(100.0)
5500～		1(11.1)	4(44.4)	4(44.4)			9(100.0)
5000～			9(33.3)	10(37.0)	6(22.2)	2(7.4)	27(100.0)
4500～		1(10.0)	1(10.0)	5(50.0)	2(20.0)	1(10.0)	10(100.0)
計	3(4.8)	4(6.5)	19(30.3)	24(38.7)	9(14.5)	3(4.8)	62(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表3-31 従業員規模別手取月収額（北海道/土工・舗装工） 社(%)

	16万～	18万～	20万～	22万～	24万～	26万～	28万～	計	平均
300人～			3(42.9)	2(28.6)	1(14.3)	1(14.3)		7(100.0)	230,000
100～	1(6.3)		4(25.0)	5(31.3)	6(37.3)			16(100.0)	228,750
50～		1(9.1)	4(36.4)	5(45.5)	1(9.1)			11(100.0)	220,909
30～	1(11.1)	1(11.1)	3(33.3)	2(22.2)	1(11.1)		1(11.1)	9(100.0)	221,111
10～		7(38.9)	5(27.8)	3(16.7)	2(11.1)	1(5.6)		18(100.0)	213,333
5～			2(100.0)					2(100.0)	210,000
計	2(3.2)	9(14.3)	21(33.3)	17(27.0)	11(17.5)	2(3.2)	1(1.6)	63(100.0)	221,429

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

第3項 社会保険と健康診断

北海道で就労する出稼労働者が、このような長時間労働を余儀なくされていることをふまえるならば、それに伴う健康破壊に対する諸対策が大きな問題として立ちあらわれてこざるをえない。しかしながら実際には、北海道においては、それらがきわめて遅れていることも、また事実である。以下、その実態を、社会保険、とりわけ労災保険と健康保険への加入状況、及び、就労前の健康診断受診状況からみていこう。

(1) 社会保険加入状況

まず、社会保険への加入状況である（表3-32）。

北海道に就労する出稼労働者の労災保険への加入率は92.8%と高く、全国平均をも上回っている。とりわけ、建設業の現場代人や大工・鉄筋工などの技能職、漁業の沿岸定置網漁労や沖合底曳網漁労への従事者、そして林業の造育林・伐採業者は、すべての出稼労働者が労災保険に加入している⁽²⁶⁾のである。

表 3-32 職種別社会保険加入状況

人(%)

			労災保険	雇用保険	厚生年金	健康保険					計	
						健保	日雇	国民	全土建	船員		
北海道	建設業従事者	土工・舗装工	土木工事	175(99.4)	175(99.4)			60(34.1)	5(2.8)	107(60.8)		176(100.0)
			舗装工事	88(98.9)	88(98.9)	11(12.4)		37(41.6)		51(57.3)		89(100.0)
			一般土建・建築工事	72(100.0)	72(100.0)			50(69.4)		22(30.6)		72(100.0)
		計	335(99.4)	335(99.4)	11(3.3)		147(43.6)	5(1.5)	180(53.4)		337(100.0)	
		現場代人	7(100.0)	7(100.0)	1(14.3)	1(14.3)	1(14.3)		5(71.4)		7(100.0)	
		建設技能職	大工	10(100.0)	10(100.0)	1(10.0)	1(10.0)	3(30.0)	6(60.0)			10(100.0)
	鉄筋工		32(100.0)	32(100.0)			30(93.8)	2(6.3)			32(100.0)	
	その他		14(100.0)	14(100.0)				3(21.4)	11(78.6)		14(100.0)	
		炊事婦	6(85.7)	6(85.7)			3(42.9)		3(42.9)		7(100.0)	
		計	404(99.3)	404(99.3)	13(3.2)	2(0.5)	184(45.2)	16(3.9)	199(48.9)		407(100.0)	
	漁業従事者	沿岸定置網漁従事者	85(100.0)	85(100.0)				85(100.0)			85(100.0)	
		沖合底曳網漁従事者	14(100.0)	14(100.0)						14(100.0)	14(100.0)	
		北洋底曳網漁従事者		33(86.8)						38(100.0)	38(100.0)	
	計	99(72.3)	132(96.4)					85(62.0)		52(38.0)	137(100.0)	
	林業従事者	造育林従事者	5(100.0)	5(100.0)				5(100.0)			5(100.0)	
		伐採夫・運搬夫	14(100.0)	14(100.0)				14(100.0)			14(100.0)	
	計	19(100.0)	19(100.0)					19(100.0)			19(100.0)	
	運輸業	タンクローリー運転手	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)	3(100.0)					3(100.0)	
	総数		525(92.8)	558(98.6)	16(2.8)	5(0.9)	184(32.5)	120(21.2)	199(35.2)	52(9.2)	566(100.0)	
全国	建設業従事者		(84.8)	(88.8)	(18.1)	(28.1)	(15.8)	(8.9)	(4.1)		(100.0)	
	総計		(86.9)	(90.4)	(22.5)	(33.1)	(12.0)	(15.2)	(3.1)	(0.8)	(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

しかし、こうした反面、政府管掌・組合管掌の健康保険に加入する者は、北海道に就労する出稼労働者全体のわずか0.9%を占めるにすぎず、全国水準を大きく下回っている。すなわち、健康保険には、建設業の現場代人の14.3%、技能職の1.8%が加入しているのみで、土工や舗装工、漁業・林業作業者に至っては、これへの加入者は皆無なのである。しかもまた、厚生年金への加入者も、北海道では全体の2.8%ときわめて少なく、上述の健康保険加入者に加えて、わずかに、土工・舗装工に3.3%がみられるにすぎない⁽²⁷⁾。

そこで、北海道に就労する出稼労働者の多くが加入しているのは、より給付条件が劣悪な日雇健康保険・国民健康保険・全国土木建築健康保険等々である。すなわち、彼らの32.5%は日雇健康保険に加入し、35.2%は全国土木建築健康保険に、そして21.2%は国民健康保険に、それぞれ加入している。なお、こうした各種の健康保険加入状況には、職種毎に明瞭な差がみられる。建設業作業者の内部でも、現場代人は71.4%が全国土木建築健康保険に加入し、大工は60.0%が国民健康保険に、そして鉄筋工は93.8%が日雇健康保険に集中している。他方、土工や舗装工では、国民健康保険への加入者が著しく少なく、全国土木建築健康保険加入者と日雇健康保険加入者とが相半ばしているのである。また第1次産業においても、沿岸定置網漁労従事者や林業造育林・伐採作業者はすべて国民健康保険に加入しているのに対し、沖合・北洋の底曳網漁労従事者はすべて船員健康保険に加入している*。

* こうした各種の健康保険のうち、日雇健康保険はとりわけ、不安定な雇用形態にある労働者を対象としたものである⁽²⁸⁾。そしてこうした日雇健康保険加入者は、鉄筋工のほか、土工・舗装工などの不熟練労働者、とりわけ、一般土建・建築工事業のそれや、小規模な企業に就労するそれに多くみられる。すなわち、土木工事業や舗装工事業の土工・舗装工では、それぞれ約6割が全国土木建築健康保険に加入しているが、一般土建・建築工事業では土工・舗装工の約7割までが日雇健康保険加入者である。また、従業員100人以上の建設業企業では、全国土木建築健康保険に加入する土工・舗装工が、日雇健康保険のその2倍を上回るのに対し、従業員100人未満規模の企業では、日雇健康保険加入者が、全国土木建築健康保険へのそれを上回るのである⁽²⁹⁾ (表3-33)。

表3-33 従業員規模別社会保険加入状況(北海道/土工・舗装工)

社(%)

	労災保険	雇用保険	厚生年金	健康保険			計
				日雇	国民	全土建	
300人～	7(100.0)	7(100.0)		2(28.6)		5(71.4)	7(100.0)
100～	16(100.0)	16(100.0)	1(6.3)	5(31.3)	1(6.3)	10(62.5)	16(100.0)
50～	11(100.0)	11(100.0)		7(63.6)		4(36.4)	11(100.0)
30～	8(88.9)	8(88.9)		5(55.6)		3(33.3)	9(100.0)
10～	17(94.4)	17(94.4)		13(72.2)	1(5.6)	3(16.7)	18(100.0)
5～	2(100.0)	2(100.0)		1(50.0)			2(100.0)
計	61(96.8)	61(100.0)	1(1.6)	33(52.4)	2(3.2)	25(39.7)	63(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

(2) 健康診断受診状況

さて次に、健康診断の受診状況についてみていこう（表3-34）。

北海道に就労する出稼労働者の中で、出稼就労の前に健康診断を受けている者は50.7%であり、したがって残る約5割は健康診断を受けないまま、就労してきている。そして全体の15.6%は就労後にはじめて健康診断を受診しており、残る33.8%は就労前にも就労後にも全く健康診断を受けていないのである。ただし、ここにも明らかに職種別格差が存し、とりわけ、漁業作業や現場代人、舗装工事業に従事する土工・舗装工では受診率が低い。すなわち、沿岸定置網漁労作業、及び、北洋底曳網漁労作業は全く健康診断を受けていない。沖合底曳網漁労作業も就労前に健康診断を受けた者はなく、就労後に28.6%が受診するにとどまっている。また、建設業においても、現場代人は就労前には42.9%しか健康診断を受けてなく、舗装工事業の土工・舗装工も就労前には32.6%しか受診していないのである。これらに対し、林業作業や建設業、特に建築工事業・土木工事業・鉄筋工事業等の技能職・土工等では受診率は相対的に高い。林業作業者は、造林・伐採含めて、79.0%が出稼就労前に受診し、また残る21.0%も就労後にはこれを受けている。大工・鉄筋工など建設業の技能職も76.8%が就労前に健康診

表3-34 職種別健康診断受診状況（北海道）

人(%)

			就労前後	就 労 前	就 労 後	な し	計
建設業 従事者	土 工 舗 装 工	土木工事	28(15.9)	96(54.6)	43(24.4)	9(5.1)	176(100.0)
		舗装工事業		29(32.6)	28(31.5)	32(36.0)	89(100.0)
		一般土木建築工事	2(2.8)	67(93.1)	2(2.8)	1(1.4)	72(100.0)
		計	30(8.9)	192(57.0)	73(21.7)	42(12.5)	337(100.0)
	現 場 代 人		3(42.9)		4(57.1)	7(100.0)	
	建設技能職	大 工		8(80.0)	2(20.0)		10(100.0)
		鉄 筋 工		24(75.0)		8(25.0)	32(100.0)
		そ の 他		11(78.6)		3(21.4)	14(100.0)
		計		43(76.8)	2(3.6)	11(19.6)	56(100.0)
	炊 事 婦		4(57.1)	2(28.6)	1(14.3)	7(100.0)	
計	30(7.4)	242(59.5)	77(18.9)	58(14.3)	407(100.0)		
漁 業 従事者	沿岸定置網漁従事者				85(100.0)	85(100.0)	
	沖合底曳網漁従事者			4(28.6)	10(71.4)	14(100.0)	
	北洋底曳網漁従事者				38(100.0)	38(100.0)	
	計			4(2.9)	133(97.1)	137(100.0)	
林 業 従事者	造 育 林 従 事 者		5(100.0)			5(100.0)	
	伐 採 夫 ・ 運 搬 夫		10(71.4)	4(28.6)		14(100.0)	
	計		15(79.0)	4(21.1)		19(100.0)	
運輸業	タンクローリー運転手			3(100.0)		3(100.0)	
総 計		30(5.3)	257(45.4)	88(15.6)	191(33.8)	566(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

断を受け、また、建築・一般土建工事業や土木工事業の土工・舗装工も、それぞれ95.9%、70.5%までが就労前に受診しているのである*。

* 土工・舗装工の出稼就労前の健康診断受診率においては、とくに就労先企業の規模による違いはみられない。しかし、就労前だけしか健康診断を受けない者は、全体として従業員規模が小さい企業への就労者ほど多くなる。いかえれば、従業員規模の大きい企業には、就労前健康診断の有無にかかわらず、雇用後に企業の責任で出稼労働者に健康診断を受けさせているところが相対的に多いのである。従業員50人以上の企業では、その38.2%が雇用後に健康診断を実施しているのに対し、50人未満の企業でそれを実施しているものは17.2%にしかすぎない(表3-35)。

表3-35 企業規模別健康診断状況(北海道/土工・舗装工) 社(%)

	就労前後	就 労 前	就 労 後	な し	計
300人～		3(42.9)	2(28.6)	2(28.6)	7(100.0)
100～	2(12.5)	8(50.0)	5(31.3)	1(6.3)	16(100.0)
50～	2(18.2)	7(63.6)	2(18.2)		11(100.0)
30～	1(11.1)	6(66.7)	1(11.1)	1(11.1)	9(100.0)
10～		11(61.1)	3(16.7)	4(22.2)	18(100.0)
5～		2(100.0)			2(100.0)
計	5(7.9)	37(58.7)	13(20.6)	8(12.7)	63(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

第4項 宿舍と食事・布団の状態

それでは最後に、出稼労働者をめぐる福利厚生のある方を、出稼就労先での生活にとってきわめて重要な意味をもつ宿舍、及び食事と布団の支給の状態からみていこう。ここで何よりも明らかになることは、全体を通して、北海道に就労する出稼労働者が、出稼先での出費を可能な限り抑えているという実態である。

まず、北海道に就労する出稼労働者は、そのほとんどが、プレハブや木造の宿舍に入っており、そこでの宿舍費は無料である。太平洋ベルト地帯でみられるような有料の鉄筋寮等は、きわめて少ない(表3-36)。

とりわけ、建設業の土工・舗装工など不熟練労働者や漁業の沿岸定置網漁労作業員、及び、林業の造育林・伐採作業員では、こうした傾向が顕著である。土工・舗装工など不熟練労働者では7割以上がプレハブの宿舍に入り⁽³⁰⁾、沿岸定置網漁労作業員はすべて、木造の漁倉に寝泊りしている。そして造林・伐採作業員も、その79.0%までがプレハブ、残る21.0%が木造の宿舍に入っているのである⁽³¹⁾。彼らは特に、宿舍費を支出してはいない*。

* 土工・舗装工の中でも特に、土木工事業・舗装工事業の従業員規模の大きい企業への就労者ほど、プレハブの宿舍に入る者が多い。すなわち、土木工事業・舗装工事業では、それぞれ73.2%、78.1%の土工・舗装工がプレハブの宿舍に入っているのに対し、一般土建・建築工事業では、プレハブに入る者は63.2%にとどまり、木造モルタルの宿舍や事務所階上等が多くなっているのである。また、従業員50人以上規模

表3-36 職 種 別 宿 舎 状 況 (北 海 道)

人(%)

			プレハブ			木造 モルタル	鉄筋寮	元請の寮	社長別宅	民家借上	事務所 階上	下宿	木造漁倉	船舶 船員寮	回答者計
			平屋	2階建	計										
建設 業 従 事 者	土 工 舗 装 工	土木工事	61(39.9)	51(33.3)	112(73.2)	19(12.4)		3(2.0)	2(1.3)	17(11.1)					153(100.0)
		舗装工事	10(15.6)	40(62.5)	50(78.1)	13(20.3)					1(1.6)				64(100.0)
		一般土木 建築工事	20(52.6)	4(10.5)	24(63.2)	10(26.3)				1(2.6)	3(7.9)				38(100.0)
		計	91(35.6)	95(37.3)	186(72.9)	42(16.5)		3(1.2)	2(0.8)	18(7.1)	4(1.6)				255(100.0)
	現場代人		1(33.3)	1(33.3)	2(66.7)	1(33.3)									3(100.0)
	建設技能職	大工	1(10.0)		1(10.0)	5(50.0)				1(10.0)		3(30.0)			10(100.0)
		鉄筋工			29(90.6)	29(90.6)			2(6.3)			1(3.1)			32(100.0)
		その他		1(7.1)	1(7.1)	2(14.3)	2(14.3)			6(42.9)	3(21.4)				14(100.0)
		計	1(1.8)	30(53.6)	31(55.4)	7(12.5)	2(3.6)		2(3.6)	7(12.5)	3(5.4)	4(7.1)			56(100.0)
	炊事婦			5(83.3)	5(83.3)			1(16.7)							6(100.0)
計		93(29.1)	131(40.9)	224(70.0)	50(15.6)	3(0.9)	3(0.9)	4(1.3)	25(7.8)	7(2.2)	4(1.3)			320(100.0)	
漁業 従事者	沿岸定置網漁従事者											85(100.0)		85(100.0)	
	沖合底曳網漁従事者										14(100.0)			14(100.0)	
	北洋底曳網漁従事者												38(100.0)	38(100.0)	
	計										14(10.2)	85(62.0)	38(27.7)	137(100.0)	
林業 従事者	造育林従事者	3(60.0)		3(60.0)	2(40.0)									5(100.0)	
	伐採夫・運搬夫	12(85.7)		12(85.7)	2(14.3)									14(100.0)	
	計	15(79.0)		15(79.0)	4(21.1)									19(100.0)	
運輸業	タンクローリー運転手								3(100.0)					3(100.0)	
総	計	108(22.6)	131(27.4)	239(49.9)	54(11.3)	3(0.6)	3(0.6)	4(0.8)	28(5.9)	7(1.5)	18(3.8)	85(17.7)	38(7.9)	479(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

の企業では76.7%がプレハブの宿舎であるのに対し、50人未満規模の企業ではプレハブの宿舎は47.6%にしかすぎず、むしろ木造モルタルや民家借上、事務所階上等が多くなる(表3-37)。これは、舗装工事業や土木工事業の、しかも大規模な企業ほど、本章第1節で述べた如く、広域に分散する工事現場を流動化しており、移動の容易なプレハブ宿舎が多くなるためである。

表3-37 企業従業員規模別宿舎状況(北海道/土工・舗装工)

社(%)

	プレハブ			木造 モルタル	民家 借上	事務所 階上	元請の 寮	社長の 別宅	回答計
	平屋	2階建	計						
300人～	1(16.7)	4(66.7)	5(83.3)	1(16.7)					6(100.0)
100～	4(25.0)	8(50.0)	12(75.0)	2(12.5)	2(12.5)				16(100.0)
50～	2(25.0)	4(50.0)	6(75.0)		2(25.0)				8(100.0)
30～	1(12.5)	2(25.0)	3(37.5)	3(37.5)	2(25.0)				8(100.0)
10～	4(33.3)	3(25.0)	7(58.3)	1(8.3)	1(8.3)	2(16.7)		1(8.3)	12(100.0)
5～							1(100.0)		1(100.0)
計	12(23.5)	21(41.2)	33(64.7)	7(13.7)	7(13.7)	2(3.9)	1(2.0)	1(2.0)	51(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

これに対し、建設業の現場代人や技能職、漁業の沖合・北洋底曳網漁労作業では、部分的にはあるが、宿舎費を会社に支払ったり、また会社とは無関係に下宿したりしている者がみられ、その反面、プレハブ等に比べ、相対的に良好な居住条件を確保しているものが多い。現場代人は66.7%がプレハブの宿舎に入っているが、残る33.3%は木造モルタルの宿舎に入っている。技能職、とりわけ大工では50.0%が木造モルタルの宿舎に入り、また30.0%は自ら単独で下宿している。そして沖合底曳網漁労作業者は社屋、もしくはその周辺に下宿しており、北洋底曳網漁労作業者は、出漁期間中はもちろん船舶に、帰港中は鉄筋の船員寮に入っている。が、全体としてこのような有料の宿舎や下宿に入っている出稼労働者は、北海道においてはきわめて少数である。

出稼先での食費についてみても、北海道に就労する出稼労働者のそれは、他地域に比べて安い(表3-38)。全国的には1日1000円以上を支出している者が2割を超えるのに対し、北海道で1000円以上を支払う者は4.2%にしかすぎず、また、食事を無料で支給されている者も北海道では全体の25.3%、約4分の1に達するのである。もとより、食費の高低は食事内容との関連をぬきに一概に論じることはできない。が、少なくとも金額面からみる限り、北海道に就労する出稼労働者の食費は明らかに安いのである。

とりわけ、漁業に従事する出稼労働者は、沿岸定置網漁労・沖合底曳網漁労・北洋底曳網漁労の違いを問わず、食費を全く負担していない。彼らの食費はすべて企業が負担しているのである。

また建設業作業では、とくに現場代人や土工・舗装工では、1日900円未満の食費しか支払っていない者が多い。現場代人では85.7%、土工・舗装工では71.7%が、1日900円未満となっている。また、これらに比べれば建設技能職や炊事婦の食費はやや高いが、しかしそれでもほとんどが1日1000円未満にとどまっている。

表3-38 職種別食費納入状況(日額)(北海道)

人(%)

		自炊	無料	400円～	600円～	800円～	900円～	1,000円～	計	
建設業 従事者	土工				39(22.2)	53(30.1)	74(42.1)	10(5.7)	176(100.0)	
	舗装工事			12(13.5)	24(27.0)	33(37.1)	20(22.5)		89(100.0)	
	舗装工				9(12.5)	38(52.8)	22(30.6)	3(4.2)	72(100.0)	
	一般土建・建築工事									
	計			12(3.5)	72(21.4)	124(36.8)	116(34.4)	13(3.9)	337(100.0)	
	現場代人				1(14.3)	5(71.4)	1(14.3)		7(100.0)	
	建設技能職	大工	3(30.0)	3(30.0)		2(20.0)	1(10.0)		1(10.0)	10(100.0)
		鉄筋工					2(6.3)	30(93.8)		32(100.0)
		その他				1(7.1)	6(42.9)	7(50.0)		14(100.0)
	計	3(5.4)	3(5.4)		3(5.4)	9(16.1)	37(66.1)	1(1.8)	56(100.0)	
炊事婦				1(14.3)	2(28.6)	4(57.1)			7(100.0)	
計	3(0.7)	3(0.7)	12(3.0)	77(18.9)	140(34.4)	158(38.8)	14(3.4)	407(100.0)		
漁業 従事者	沿岸定置網漁従事者		85(100.0)						85(100.0)	
	沖合底曳網漁従事者		14(100.0)						14(100.0)	
	北洋底曳網漁従事者		38(100.0)						38(100.0)	
	計		137(100.0)						137(100.0)	
林業 従事者	造育林従事者						5(100.0)		5(100.0)	
	伐採夫・運搬夫						4(28.6)	10(71.4)	14(100.0)	
	計						9(47.4)	10(52.6)	19(100.0)	
運輸業	タンクローリー運転手		3(100.0)						3(100.0)	
総計		3(0.5)	143(25.3)	12(2.1)	77(13.6)	140(24.7)	167(29.5)	24(4.2)	566(100.0)	

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

なお林業作業者は、北海道の出稼労働者の中では例外的に高額な食費を支出しており、52.6%が1000円以上、47.4%が1200円以上に及んでいる。とりわけ伐採作業者では71.4%が1日1200円以上もの食費を納めており、また造育林作業者も900円～1000円の食費を支払っているのである*。

* 建設業や林業では、女性の出稼労働者の食費を男性のそれより若干低額にしている企業も存在する。以下は、その事例である。

- ①土木工事業 男子= 780円 女子= 600円
- ②土木工事業 男子= 850円 女子= 750円
- ③舗装工事業 男子= 900円 女子= 600円
- ④伐採業 男子=1200円 女子=1000円

そして最後に、北海道に就労する出稼労働者は、その50.5%が布団を持参し、11.7%が無料で布団を借りている(表3-40)。このことも、全国的には有料で布団を借りる出稼労働者が圧倒的に多い中で、北海道の大きな特徴である。

とりわけ第1次産業従事者には、布団を持参する者、もしくは無料で借りる者が多い。沿岸定置網漁労・沖合底曳網漁労・造育林作業・伐採作業に従事する出稼労働者は、すべて自ら布団を持参してきている。また、北洋底曳網漁労従事者はすべて、布団を企業から無料で貸与されているのである。

他方、建設業作業者では、土工・舗装工の46.9%、現場代人の42.9%、大工の60.0%が自ら布団を持参している*(32)。また鉄筋工や炊事婦では布団の持参者は少ないが、しかし、彼らの布団貸借料は1日50円未満と安い場合が多い。

* 土工・舗装工の中でも、工事内容毎に布団の確保状況には大きな差異がみられる。すなわち、一般土建・建築工事業では75.0%までが布団を持参し、また残る25.0%も、無料もしくは1日50円未満で布団を借りている。これに対し、舗装工事業では、布団を持参する者はわずか5.6%にしかすぎず、また借りる場合も58.4%が50円以上と高額の布団代を支払っている。そして土木工事業は、両者の中間に位置している。このように、舗装工事業や土木工事業で特に布団持参者が少ないのは、これらの工事現場の移動がきわめて繁頻で、しかも広域にわたっていることと関連していると思われる。また、土工・舗装工の布団持参状況は、

表3-39 企業従業員規模別食費納入状況(北海道/土工・舗装工) 社(%)

	400円～	600円～	800円～	900円～	1,000円～	計
300人～			6(85.7)	1(14.3)		7(100.0)
100～		5(31.3)	4(25.0)	7(43.8)		16(100.0)
50～		2(18.2)	4(36.4)	2(18.2)	3(27.3)	11(100.0)
30～		2(22.2)	1(11.1)	4(44.4)	2(22.2)	9(100.0)
10～	1(5.6)	6(33.3)	5(27.8)	6(33.3)		18(100.0)
5～				2(100.0)		2(100.0)
計	1(1.6)	15(23.8)	20(31.8)	22(34.9)	5(7.9)	63(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

就労先企業の規模によってはあまり明瞭な差はみられない。しかし、布団の貸借料については、企業規模が大きくなるほど高くなる傾向がある。すなわち、無料で布団を貸している企業はすべて従業員50人未満規模に限られており、50人以上規模の企業はすべて有料、とりわけ1日50円以上で布団を貸し出しているのである（表3-41）：

表3-40 職種別布団持参・借入状況（北海道）

人(%)

			持 参	借 入				計
				無 料	50円未満	50円～	100円～	
建設 業 従 業 者	土 工 舗装工	土木工事	99(56.3)	2(1.1)	49(27.8)	22(12.5)	4(2.3)	176(100.0)
		舗装工事	5(5.6)	14(15.7)	18(20.2)	52(58.4)		89(100.0)
		一般土建 建築工事	54(75.0)	3(4.2)	15(20.8)			72(100.0)
		計	158(46.9)	19(5.6)	82(24.3)	74(22.0)	4(1.2)	337(100.0)
	現 場 代 人		3(42.9)		4(57.1)			7(100.0)
	建 設 技能職	大 工	6(60.0)	4(40.0)				10(100.0)
		鉄 筋 工		2(6.3)	30(93.8)			32(100.0)
		そ の 他	5(35.7)		9(64.3)			14(100.0)
	計		11(19.6)	6(10.7)	39(69.6)			56(100.0)
	炊 事 婦		1(14.3)		4(57.1)	2(28.6)		7(100.0)
計		173(42.5)	25(6.1)	129(31.7)	76(18.7)	4(1.0)	407(100.0)	
漁 業 従 事 者	沿岸定置網漁従事者		85(100.0)					85(100.0)
	沖合底曳網漁従事者		14(100.0)					14(100.0)
	北洋底曳網漁従事者			38(100.0)				38(100.0)
	計		99(72.7)	38(27.7)				137(100.0)
林 業 従 事 者	造 育 林 従 事 者		5(100.0)					5(100.0)
	伐採夫・運搬夫		14(100.0)					14(100.0)
	計		19(100.0)					19(100.0)
運 輸 業	タンクローリー 運 転 手			3(100.0)				3(100.0)
総 計			286(50.5)	66(11.7)	129(22.8)	76(13.4)	4(0.7)	566(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

表3-41 企業従業員規模別布団持参・借入状況（北海道／土工・舗装工） 社(%)

	持 参	借 入				計
		無 料	50円未満	50円～	100円～	
300人～	5(71.4)		1(14.3)		1(14.3)	7(100.0)
100～	7(43.8)		6(37.5)	3(18.8)		16(100.0)
50～	6(54.6)		3(27.3)	2(18.2)		11(100.0)
30～	6(66.7)	2(22.2)		1(11.1)		9(100.0)
10～	7(38.9)	2(11.1)	4(22.2)	5(27.8)		18(100.0)
5～	1(50.0)	1(50.0)				2(100.0)
計	32(50.8)	5(7.9)	14(22.2)	11(17.5)	1(1.6)	63(100.0)

資料：秋田県出稼先事業体資料より作成

以上みてきたように、北海道における出稼労働者は、出来高給、もしくは低水準の基本固定給の日給月給制の下におかれていたが、きわめて長時間にわたる時間外労働を行なうことによって、他地域の出稼労働者を大幅に上回る高額の手取収入を確保していた。しかも彼らは、プレハブや木造の無料の宿舎に入り、布団を今日も自ら持参し、そして食費もできるだけ安くおさえるなど、出稼就労先での出費を、他地域の出稼労働者より一層低くすませていた。このような賃金や労働時間、福利厚生のある方は、一方で、本章第1節でみた北海道の出稼就労先企業の特徴、すなわち、地域的な流動性と季節的な操業制約の中で、一定地点・一定期間に集中的な労働力投下を求められる性質に基礎づけられている。また他方でそれらは、第2節でみた北海道への出稼就労者自身の特徴、すなわち、専門的で出稼労働を支柱として生計を維持し、しかも一定の熟練を有している出稼労働者を吸引する上で、きわめて適合的なものでもある。しかしながら、こうした労働諸条件のあり方は、長時間労働に伴う健康破壊と表裏一体の関係にあり、しかも北海道では、出稼就労前の健康診断受診率が低い上、健康保険や厚生年金への加入率もきわめて低く、健康破壊に対する社会的施策は決して充分とはいえなかったのである。

第4節 まとめ

さて、これまで、北海道に就労する秋田県出身出稼労働者の就労実態を、(1)出稼就労先企業・事業体の諸特徴、(2)出稼労働者自身の主体的諸特徴、そして(3)出稼労働者をめぐる労働諸条件という3つの局面から分析し、それらを通して北海道における出稼労働の現段階的な特質を明らかにしてきた。

その中で改めて指摘しうることは、北海道における出稼労働が、各業種・各職種毎にきわめて多様な形態をとりつつも、全体として、太平洋ベルト地帯のそれとは明らかに異なる、北海道の地域的特質を刻印されていたという事実である。

第1に、北海道の出稼就労先企業・事業体は、林道・道路新設や築堤・護岸工事など土木工事業を主体とした建設業、沿岸定置網漁業や沖合・北洋底曳網漁業を含む漁業、造林業と伐採業からなる林業など、総じて、北海道の郡部における地域開発・資源獲得と密接な関連を今日

も有していた。いわば、戦前以来の北海道出稼の伝統は、その就労先産業・業種そのものに引き継がれていたのである。そしてこうした事業内容のあり方は、一方で各事業体を広大な郡部に散在させ、あるいは事業体ぐるみでの地域的流動化を促した。また他方で、それは、積雪をはじめとする自然諸条件の影響を直接的に被り、各事業体の操業そのものの季節的制約を強めた。そこで、北海道の各企業・事業体は、これらによってもたらされる資本回転上のロスを最少限にとどめるため、零細資本の下での労働集約的な生産体制を形成し、またこれらの諸条件に適合的な出稼労働力にきわめて大幅に依存して、その操業を行っていたのである。その意味では、戦前以来、今日に至るまで、北海道郡部の開発・資源獲得は、出稼労働者とそれを活用する零細・不安定な事業体に、その底辺を支えられてきているといえよう。

第2に、こうした各企業・事業体に就労する秋田県出身の出稼労働者は、漁業・林業など第1次産業への従事者をはじめとして、労働集約的な生産体制の下での一定の経験的熟練を保持していた。また彼らは、建設業の不熟練作業者も含め、地元＝秋田県に最も労働力需要が多い夏場に、しかも7カ月間以上にわたって北海道で就労する、いわば専門的な出稼労働者であった。そしてまた彼らの出身地は、秋田県における伝統的な出稼供給の拠点＝県北・県央臨海地域であり、またその中でも各業種・各職種毎に、旧来からの特定地域との結びつきが明らかに存していた。さらに彼らは就労に際しては職業安定所を介さず、主に地縁にもとづくグループを作って、集団的に出稼就労を行っていた。これらの諸特質はいずれも、経験的な熟練と出稼労働者集団の維持を通し、秋田県内特定地域と北海道の特定業種とを結ぶ、戦前以来の縦断的な専門出稼移動経路が、今日にも生きつづけていることを示している。

そして第3に、北海道における出稼労働者の労働諸条件は、こうした企業・事業体、及び出稼労働者の諸特徴を反映し、独特の構造を有していた。もとより、北海道においても、今日すでに、かつてのタコ部屋の強制労働はみられないし、また賃金不払い等の事故も、少なくとも表面的にはほとんど発生していない。むしろ北海道では、太平洋ベルト地帯に比べても高水準の手取収入が確保され、また、宿舍費や食費・布団代など、出稼労働者の就労先での出費が、きわめて低く保たれていた。これらはいずれも、一定の技能・熟練をもった出稼労働者を大量に、しかも、地元＝秋田県にも就労先が比較的豊富である夏場に吸引する上で、不可欠の条件であった。しかし同時に、各企業・事業体に課せられた地域的流動性や季節的制約、及び、労働集約的な生産体制は、一定地点・一定期間での集中的な労働力投下を要請し、その結果、北海道においては、基本給がきわめて低水準に抑えられ、それを長時間労働で補うことによって、はじめて高額の手取収入が確保されていた。しかも、そこで大きな問題としてたちあられる長時間労働やそれに伴う健康破壊に対しては、健康診断受診率や健康保険加入率からみる限り、決して十分な社会的施策がとられているとはいえない実状にあった。

以上の如く、東北＝秋田県と北海道をむすぶ出稼労働は、その需要構造においても、また供給基盤においても、戦前以来の伝統的な不安定性を決して払拭しきれてはいなかった。むしろ、太平洋ベルト地帯への出稼就労に比べても、一層不安定な出稼労働が、北海道の資源獲得・郡部地域開発を底辺から支えるものとして、今日も構造的に再生産されつつあるといえよう。

〈注〉

- (1) 北海道の場合、出稼吸収地域であると同時に、全国でも有数の出稼供給地域でもあること、そしてその大半が道南渡島・松山地方から、道内の他の諸地域に移動する道内出稼者であることが、大きな特徴をなしている。
- (2) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設『研究報告書第26号—産業と教育—第4号』（1984）93ページ参照。
- (3) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設『前掲書』92ページ所収。
- (4) 東北から北海道への出稼労働者数が激減しはじめたのは確かに1960年代であるが、しかし、1950年代、すでにその底流で大きな変化が進行しつつあった。すなわち、戦前、最大の出稼吸収先であった漁業が、北洋漁場の閉鎖・縮小によって大幅に出稼吸収力を失ない、また、漁業・林業等においても出稼者数は減少していったのである。しかし、この段階ではまだ北海道の建設業それ自体が、技能労働者を中心に、東北の出稼労働力に大幅に依存していた。それゆえ、従来、第1次産業に従事していた東北からの出稼労働者も、建設業に転換することによって北海道内にふみとどまってきたのである。しかしながら、こうした業種転換が、1960年代の太平洋ベルト地帯への南下現象を一層容易にしたことはいうまでもない。
- (5) 他方、北海道の出稼に関する研究において、主要な対象は、道内出身の出稼労働者であり、ここでも東北出身者の実態はあまり触れられていない。道内出稼に関してはきわめて多くの研究蓄積があるが、さしあたり、北海道立総合経済研究所『北海道における季節労働（Ⅰ）』徳田欣次『『季節労働』に関する文献・資料目録』（1975年）に詳しい。また、その後の主なものとしては、道南熊宿町の出稼労働者を事例とした、木村保茂・松田光一・町井輝久『漁村地域における過剰人口の堆積と出稼労働市場の構造』北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書第24号（1983年）等がある。
- (6) 北海道開拓を支えたタコ部屋出稼労働の実態については、司法省調査部『司法研究報告書第28号17. 北辺の労働と出稼関係』（1940）に詳しい。その他、戦前の北海道における出稼労働の実態に関する論稿としては、遊佐敏彦『北海に流れゆく労働者の群れ』協働会『社会政策時報』（1920）、同『鯨漁業労働の季節的移動（上）（下）』協働会『社会政策時報』（1925）、福岡武二『農村人口及び農業労働、北海道に於ける農業と人口移入の関係に関する史的考察』協働会『社会政策時報』（1934）等々がある。
- (7) 戦前の東北から北海道への出稼は、第1次大戦の反動不況、昭和初期の恐慌を経る中で急速に拡大されてきた。このことはそれ自体、この段階の出稼がすでに資本による相対的過剰人口の創出、活用にはほかならなかったことを示している。
- (8) 道内各支庁で、建設業出稼先事業体が存しないのは、道内出稼の供給拠点、松山・渡島の両支庁のみである。
- (9) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設『研究報告書第26号—産業と教育—第4号』（1984）123ページ、注(5)参照。
- (10) 沖合底曳網漁業の漁船は124t～124.5tのものが多い。イカ釣ではそれよりやや小さく、96tの船が用いられている。
- (11) 北転船は349.4t～349.5tのものが多い。なお、紋別市に本社をおく北洋底曳網漁業企業の1社では、その船籍は小樽市となっている。
- (12) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設『前掲書』98ページ参照。
- (13) 沿岸定置網漁業企業における経営形態は、その所在する地域毎に大きく異なっている。すなわち、沿岸定置網漁業企業は、そのほとんどが網走支庁郡部、とりわけT町とS町に集中しているが、このうちT町

に存するものでは有限会社は全くなく、57.1%が個人経営、42.9%が生産組合・協同組合である。これに対し、S町に位置する企業では、その62.5%までが有限会社形態をとっているのである。

- (14) 沿岸定置網漁業では、各事業体の出稼労働者への依存率は、基本的にその事業体の従業員規模の違いにもとづいている。すなわち、従業員規模が小さい事業体ほど、その中で出稼労働者の占める比率が大きくなるのである。
- (15) 道内出身出稼労働者の技能・熟練形成の実態については、木村保茂・松田光一・町井輝久『漁村地域における過剰人口の堆積と出稼労働市場の構造』北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書第24号（1983年）に詳細に分析されている。
- (16) 本稿の地区区分は、秋田県各職業安定所の管轄地区に対応している。
- (17) また、こうした県北・県央臨海部の出稼は、戦後高度経済成長期においても、県南内陸部の農業を本業とする兼業農民出稼とは異なり、出稼または日雇を本業とする者が多い。大川健嗣『日本資本主義と農業』御茶の水書房（1979年）316ページ～317ページ参照。資料出典は、秋田県『出稼労働者就労状況の実態』（1973年10月）より。
- (18) かつて東北から北海道に出稼を行っていた建設業技能職、とりわけ大工は、所謂「五戸大工」、「気仙大工」に代表される山村地域で歴史的・徒弟的に創出された職人的労働力であった。今日の建設業技能職の出身地が都市部に集中していることは、もはや、それが、かつての徒弟的・職人的なものではなくなっていることを示唆している。
- (19) 秋田県『地域における主要課題』（1982年）によれば、男鹿・秋田地方は、はたはた漁等をはじめとして、漁獲高は全県の5割を占め、また、本荘地方は沖合底曳網漁を主体とした漁業の拠点である。1975年国勢調査でも、秋田県漁業就業者の38.3%は男鹿地方市部へ、また29.4%は本荘地方郡部に集中している。
- (20) 大館地方は地域面積の約84%が森林によって占められ、秋田杉の主産地を形成しており、これを背景に製材・曲わっぱ等の木材工業が伝統的に発達してきた。1975年国勢調査によれば、秋田県の林業・狩猟業就業者の36.7%が大館地方に集中している。
- (21) 沿岸定置網漁業をさらに詳しくみると、その固定給は、地域毎に差がある。すなわち、T町では男性14万5千円、女性7万5千円であるのに対し、S町では、男性11万円、女性7万円とやや低くなっている。
- (22) なお、林業作業者の中には、一部であるが、日給月給の時間給制をとる者もみられる。そしてこの場合、北海道への出稼においては例外的に、その基本日給は7000円以上ときわめて高い。とりわけ伐採業では、基本日給はすべて9000円以上、28.6%は15000円以上にも達している。
- (23) 中川勝雄「土木業の労働過程と建設労働者の実態」北海道立総合経済研究所『北海道労働研究』第111号（1972年）参照。
- (24) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設『研究報告書第26号—産業と教育—第4号』（1984年）110ページ参照。
- (25) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設『前掲書』116ページ参照。
- (26) この他の職種では、土工・舗装工など建設業不熟練労働者の出稼労働者も、その99.4%までが労災保険に加入している。彼らのうち、これに加入していない者は、従業員50人未満規模の企業に就労する者の一部に限られている。また、漁業の北洋底曳網漁業作業者は、北海道の出稼労働者では例外的に、労災保険に全く加入していない。
- (27) 土工・舗装工のうち、厚生年金に加入している者は、舗装工事業の、しかも従業員100人以上規模企業への就労者に限られている。また、土木工事業A社では、出稼労働者のうち、現場代人のみに厚生年金と健

康保険をかけさせている。

- (28) 日雇健康保険は以下のいずれかの条件をみたす労働者に適応される。(1)日々雇い入れられるもの(同一事業体で1カ月をこえて引き続き使用されるに至った者を除く)。(2)2カ月以内の期限を定めて使用されるもの(2カ月をこえて使用されるに至った者を除く)。(3)季節的業務に使用されるもの(継続して4カ月をこえて使用される者を除く)。(4)臨時的事業の事業所に使用されるもの(継続して6カ月を超えて使用されるものを除く)。(社会資源協会『福祉制度要覧』1978年度より)。
- (29) なお、ここであげた以外の社会保険として、雇用保険があるが、北海道で就労する出稼労働者の98.6%はこれに加入している。中でも、現場代人や大工・鉄筋工など技能職、沿岸定置網漁労、沖合底曳網漁労、造育林、伐採に従事する出稼労働者は、すべて雇用保険に加入している。また、その他の職種についても、土工・舗装工で99.4%、炊事婦で85.7%、北洋底曳網漁労で86.8%と、圧倒的多数がこれに加入しているのである。
- (30) 土工・舗装工のプレハブ宿舎は、2階建、3間×6～7間規模のものが多く。出稼労働者1人当りの面積は、各宿舎毎に、また同一宿舎でも時期によって、最高18.2㎡から最低1.5㎡まで、かなりの差異がある。
- (31) 林業の中でも、伐採業ではプレハブが85.7%と多く、造林業では木造が40.0%と相対的に多い。
- (32) なお大工では残る40.0%は、布団を無料で借りている。

学校統廃合と住民による 教育の再編過程

遠 藤 知恵子

目 次

序章 課題と方法	81
1. 課題	81
2. 学校統廃合の推移とその背景	83
3. 「統廃合」研究と社会教育的視点	84
4. 分析の方法と対象	85
第1章 北海道における統廃合の展開と名寄市の特徴	87
1. 北海道における統廃合の展開	87
2. 名寄市における統廃合	91
第2章 小学校統廃合の二類型	96
1. 市街地隣接型－A小学校の統廃合	96
2. 過疎地型－C小学校の統廃合	100
第3章 地域における教育の再編	109
1. 統合後の課題と住民の対応	109
2. 地域における教育の再編と集落施設の機能	117
3. 学習教育に関わる認識の深まり	120
終章 総括	123

序章 課題と方法

1. 課題

1970年代後半以降、社会教育の場面においては「生涯教育」システムづくりが政策的にすすめられ、学校教育・社会教育を根本から問い直し、再構成していこうとする動きが現われている。

ここ数十年の急激な科学技術の発達と生産力の高まり、それに伴う労働内容の変化、一方における余暇の増大と成人向けの「教育・文化産業」の隆盛などの状況は、従来の教育制度の枠内では対処しきれない諸問題を惹き起こしている。教育制度の中核をなしていた学校教育は、時代の進展とともにますます多様な要求をかかえこんできているが、その反面、機能の低下をまねき、社会教育をも含めた根本的な制度の見直しが問われてきている。他方、社会教育においても、科学技術の進展やそれと密接に関連しつつ展開してきた経済や社会の変動への対応が

求められ、幼児から老年まで生涯にわたる教育が提唱されてきた。一方、住民の間には、地域の急激な変動と破壊的状況の進行の中で地域づくりの運動が高まりを見せ、それと関わる学習の要求が高まってきている。これらの動きの中で、従来社会教育の分野では位置づけられてこなかった学校への着目がなされ、成人の学習における学校の位置づけが模索されている。このように、従来の学校教育、社会教育を根本から問い直し、再構築していこうとする試みとして登場してきたのが「生涯教育」政策である。しかし日本における生涯教育政策の展開は、必ずしも自己教育活動を基本とする社会教育の本質にそくして具体化されてきたことはいいたいがたいし、社会教育・学校教育再構成の展望もいまだ見出し得ているとはいえない。

ユネスコではすでに1965年、「生涯教育」の提唱がなされ、盛んに議論されてきた。1970年にはその中心メンバーであるポール・ラングランにより『生涯教育入門』が書かれた。その根本的な観点は、「教育の意義」とは、蓄積されてきた知識を単に習得するのではなく、様々な変動を通し「より自分自身になる」力を形成することにあるとする観点である。

日本は、この「生涯教育」の理念をいち早くむかえ入れた国の一つであった。生涯教育が行政側から明確に打ち出されたのは、1971年の社会教育審議会答申「急激な社会変動に伴う社会教育の在り方について」においてである。しかしその後具体化されてきた自治体レベルの構想は、当初『生涯教育入門』に示された観点から見て問題がないとはいえない。第一に答申では、社会構造の変化により多様化した個人の生活や意識、多様な生活課題に対応し「家庭教育・学校教育・社会教育」それぞれの役割分担を明らかにし、有機的な協力関係をもつものとして社会教育の再構成を提起している。しかし、学校教育と社会教育の担うべき課題及び有機的関連自体については必ずしも明確にはされていない。また第二に、構想では住民を単なる教育の対象として位置づけ、各発達段階の課題をあらかじめあげたうえで、それに必要な学習機会を与える（選択の自由のみ認める）という形で画一的に展開されている点である。

生涯教育の主体はあくまで学習者自身である。なかでも社会教育（成人教育）の領域においては自己教育が基本であり、生産や生活の現実に根ざした学習活動が柱とならざるを得ない。そう考えると、教育・学習内容の画一的な展開などあり得ないはずである。即ち、社会教育活動の展開される「地域」は、科学技術の発展や資本主義の進展という大枠において、全国的動向と密接な関連をもって存在するが、自然的・社会的・歴史的諸条件は独自性を持ち、そこに住む人々の生活、人間的諸関連がその「地域」の内実をなしている。それ故「生涯教育」の内容や方法も、生産・生活に密接に関わってなされるかぎりその地域にあわせた独自性が求められるし、学校教育、社会教育を根本から問い直し、再構成の道すじを明らかにしていくには、行政の側から計画化されてきた「生涯教育政策」を検討するに先きだち、先ず住民自身の側の生産・生活の実態をふまえた学習要求の実現過程、あるいは学習要求そのものを育てていく過程の分析の中に再構築の条件を求めていく必要がある。

以上のことをふまえ、本論においては、急激な産業構造、地域の生産・生活の変動に伴って展開されてきた、地域課題としての「学校統廃合」に着目する。

全国的には沈静化している現在ここで改めて学校統廃合問題をとりあげるのには次の理由による。第一に過疎化の進行が、地域の生産・生活をおびやかしている現状の中でかつて学校の担っていた機能を位置づけ直す動きとなって出てきている事すなわち、昭和50年代以降、いわゆる「地方の時代」といわれるように、危機に類している地域の生産・生活の再編を目的として、

種々の地域政策，農業政策が展開している。その中で，廃校校舎の利用や補助事業による集落施設（学校にかわる）が，社会教育施設としての機能も担いうる施設として位置づいてきている。一方社会教育行政においては，末端施設切りすてや専門職員削減など，「合理化」・再編の問題が進行している。このことは，従来学校の担っていた社会教育施設としての機能を新たな必要に応じて集落に位置づけていく動きのある一方で，地域レベルの施設の重要性の認識を欠いた社会教育行政の問題点を示している。

第二の理由は，従来の統廃合に関しては理論上に問題があり，社会教育・学校教育再編の展望を出し得ていないことである。統廃合に関しては従来学校教育の視点からの問題提起がほとんどであり，統廃合が沈静化してきた昭和50年後半になると，「学校適正規模論」に議論の中心を移してきている。住民の学習の展開を軸とする社会教育・学校教育の新たな編成が課題となってきた現在，学校統廃合を契機として，学校が地域において果してきた社会教育的機能が自覚化され，新たな地域の教育構造として再編されてきた過程を明らかにすること，すなわち社会教育的視点が不可欠である。

以下この二点を中心にさらに問題を明らかにするため，統廃合の展開および統廃合に関する議論の論点整理を試みる。

2. 学校統廃合の推移とその背景

教育政策は，その時代の社会的経済的状況の要請と無縁ではあり得ない。とりわけ学校統廃合は，それらに強く規定されて展開してきた。昭和30年代，40年代，50年代と社会的・経済的に大きな変動を経験してきたこの数10年の経緯の中で，統廃合は，それぞれの年代に異った様相を呈して展開してきた。

学校統廃合の推移を全国的動向として見てみると，中学校の場合は昭和33年（1958）に，小学校の場合は昭和46年（1971）に最も多く統廃合が行われている。それは頂度，政策的には32年7月文部省より『学校統廃合実施の手引き』が出された直後，それに45年『過疎地域対策緊急措置法』により，統合，新設校の校舎建設への補助金による学校統廃合推進政策が打ち出された時期に照応している。それはまた，地方財政合理化をはかる町村合併推進の時期（昭和30年代前半）から高度経済成長期を経て過疎問題が深刻化し（40年代），生徒数が急減していく時期に照応している。

学校統廃合をすすめる論理には，次のようなものがある。第一に教育条件の整備充実，あるいは生徒数の増加による集団教育の効果など，教育活動に伴う利点をあげ，大規模校と僻地校の学力の格差解消を強調するもの。第二には，経済的効率性の主張，即ち，統合による国庫負担率の増加で町村の財政負担を軽減し，あるいは人件費，設備費など学校経費を相対的に減少させること。第三に町村合併に伴い，「新市町村の一体性確保に資する」目的があげられている。昭和28年，地方財政の合理化，能率化を旨とした「町村合併促進法」が出され，30年には「地方財政再建促進特別措置法」が出されるが，学校統廃合はまさにそれと呼応して出されてきた政策であり，それらの政策を支える役割も担ってすすめられてきた。33年のピークとその前後の統廃合は，この性格が強い。

昭和30年代後半日本経済は，重化学工業化を柱とする高度成長期に入り，農村から工業地帯への人口流出が激しくなる。昭和37年に出された全国総合開発計画は，過密過疎問題を全国的

規模で奮出させることとなり、40年代に入ると、学校統廃合は深刻なものとして問題化してくる。巨大拠点開発方式を打ちだした昭和43年の新全総や、45年の「過疎地域対策緊急措置法」などは、過密・過疎の解消をねらいとするものであったが、学校統廃合はそれらによっていっそう促進されることになる^{註1}。昭和46年の統廃合第二のピークがこれである。

学校統廃合に一定の歯どめがかけられてきたのは、50年代に入ってからである。学校統廃合の急激な進行と問題の奮出、裁判闘争にまでいたる反対運動の高まりを背景として、昭和46年9月「公立小・中学校の統合について」という文部省通達^{註2}（いわゆる統廃合Uターン通達）が出され、統廃合に一定の歯どめがかけられることになった。以上のように、経済政策、地域政策と連動する形で学校統廃合は展開してきたのである。

これらの動きを、地域問題とかがわって、より地域に密着した形で伝えてくれるのが、日本教職員組合編「日本の教育」の中の「僻地教育分科会」における各地からの報告である。日教組、教育研究集会がはじまって以来（第1次昭和27年）、小規模校の問題は僻地教育分科会で議論されてきている。その中で学校統廃合問題が重要な柱として議論されるようになったのは、18・19次（昭和44・45年）頃からである。しかもこの問題は、地域政策と密接な関連を持つものとしてとらえられ、第20次（昭和52年）からは「過密、過疎・へき地の教育」分科会と改称している。過密校と学校統廃合の問題は同じ場で議論されるべき課題として把握されてきたことを示している。工業化政策を軸とする地域再編政策は、地域ごとに独自の課題をつきつけてきた。大型機械化や米生産調整で離農や兼業出稼ぎの激化した農村地域、工業誘置の盛んな農山漁村、スクラップアンドビルドの進行する産炭地、鉱山など、それぞれ深刻な地域破壊の状況と統合問題をかかえている。もちろん一方で、人口密集地から過密校における教育条件悪化が報告されているのである。特に昭和55年以降は、学校統廃合運動が教育運動から住民運動へと広がり、生活闘争の色彩を帯びてくる^{註3}。政策的には、いわゆる「地方の時代」といわれる時期でもあり、地域独自の課題を中心にすえた独自の対応が強く求められてきているのである。

3. 「統廃合」研究と社会教育視点

ここで学校統廃合に関する既存研究の論点を整理し、統廃合研究の新たな課題を明確にする。昭和30年代により行政主導で積極的に展開された統廃合の問題についてはその功罪が盛んに議論されてきた。

昭和31年、中教審に対し「公立小中学校の統合方策について」諮問が出された直後、その答申が出される以前すでに、学校統廃合問題に関する共同研究が組まれている^{註4}。学校統廃合が問題として顕在化してきた昭和35年以降一応統廃合が沈静化したといわれる昭50年ごろまで、学校統廃合を論ずる研究論文や実践報告は非常な数にのぼる。その内容から論点を整理するとほぼ次の5つに整理できよう^{註5}。第一に学校統廃合をひき起こしてきた政策的背景に着目し、政策批判を中心に行うもの。地域開発政策は農業を破壊し、地域をじゅうりんし、その一環として、経済政策を優先させて教育の論理を軽視した学校統廃合をすすめてきた、とする。この視点は、統廃合を論ずるもののほとんどに共通して見られる視点である。第2に学校統廃合を、学習権、教育権の実現過程における問題としてとらえるもの。地域における学校は、子どもにとっても成人にとっても重要な学習の場であり、地域のセンターであった。統合による遠距離通学は、身体への負担を増し、遊びの時間をうばい、子どもの発達疎外をひき起こす。

親にとって統合は経済的負担をもたらし、学校教育への参加を困難にし、家庭教育そのものを歪めて親の「教育権」を侵害する。また地域のセンターであり、地域住民の学習の場であった学校の統廃合は、親や地域住民の社会教育の機会（「学習権」）をうばう。教師にとっても、教育上必要な子ども理解が困難となるばかりでなく、大規模校での労働過重、教師集団の崩壊など、「教育権」、「労働権」を侵すことになる。第3に行政の提起する学校の「適正規模」自体を批判するもの。従来学校統廃合は、学校適正規模論をその主張の柱としておし進められてきたが、とくに、過疎と同時に過密の問題が深刻になるにおよんで教育上適切な規模が問い直され、シビルミニマム論として学校統廃合を問題とする。学校統廃合がある程度沈静化してきた55年以降になると、「学校適正規模論」自体が議論の中心になってきている。第4に、学校統廃合を社会学的に追求するもの。統廃合を農村の社会構造の変化とかかわらせて論じている。最後に、実践記録を中心に数多く出されているものに、教育運動論として学校統廃合を論ずるものがある。学校統廃合阻止運動は、学校統廃合と関わる地域問題、背景としての政策問題の認識を深め、教育運動、さらには生活を守る運動へと展開するものも多い。これは運動の成果自体を評価すると同時に、運動を通じた認識の発達（社会教育的意義）を評価する。

以上のような論点を中心に「学校統廃合」は議論されてきたが、大半は学校教育の視点に立つものであり、社会教育的視点の含まれる議論は少ない。その中で政策との関連は、社会教育的視点から分析する場合も不可欠の問題であるし、運動論としての多くの実践報告には、運動を通しての住民の発達の問題が主要な位置を占めており、社会教育的視点が含まれているといえる。ただし、政策批判の議論も、運動論としての実践報告も、学校統廃合「悪」の立場からの批判であり阻止運動の報告である。しかし、学校教育・社会教育再編の条件を明らかにするためには、やむを得ない事態として統合を受け入れつつも、新たに地域の教育を再編していったその後の過程の分析と、その展開を担ってきた主体の分析が必要である。しかもそれらの分析は、展開を規定してきた生産・生活の構造との関わりでなされねばならない。

4. 分析の方法と対象

さきに見たように、経済政策、地域政策に規定されながら、地域の置かれた状況との関わりで顕在化してきた統廃合問題は、今日とりわけ地域独自の対応を求められてきており、その中で地域における教育構造の新たな再編の条件を明らかにしていくためには、社会教育視点が必要なことは明らかである。統廃合問題を積極的に受けとめ、新たな地域の教育を組織化する形で対応してきた事例をとりあげ、その過程における住民の学習・教育や地域課題に関する認識の深まりあるいは、具体的な組織化の過程を分析することによって、住民の学習を軸とした地域における教育の構造、およびその再編の条件を明らかにする必要がある。その際つぎの三点を、分析をすすめるにあたっての仮説としてすえる。

1. 学校統廃合を契機として、それまで未分化なまま学校が担っていた社会教育的機能が自覚化されてくる。

2. 統廃合への住民の対応は、地域の生産・生活の展開から離れて存在するものではなく、相互に規定的な関連をもって展開する。

3. 統廃合への対応の過程自体が住民にとっては具体的な学習の過程をとめない、その過程における認識の深まりを基礎に、地域において教育の新たな再編がなされてくる。

全国的な動向として、学校統廃合には主に市街地化の拡大に伴う地域再編の意味合いをもつ統合と、過疎化の進行による統廃合という二つのタイプがあった。しかも地域ごとに独自の性格をもって展開してきている。ここで事例としてとりあげる北海道北部、地方中核都市（名寄市）は、全国的動向の中でとりわけ統廃合の多い地域である。しかも50年代以降もなお統合がすすめられている地域であり、以上の二つのタイプも認められる。事例の2集落はいずれも、名寄市の農村集落であるが、A集落は市街地が近くまで迫り、いわば都市化の進行との関係で小学校統合を経験した地域である。C集落の方は、市街地から峠一つをこえた遠隔地にあつて、急激に過疎化の進行した地域であり、児童生徒減少による過疎地型の小学校統廃合を経験した事例である。両小学校の統廃合は、40年代と50年代で時期的なずれがあり、地域的条件もちがう、さらに生産構造の違いや集落規模の違いも加わり、統合後の対応やつくりあげてきた地域における教育の構造も異なったものとなっている。この両集落の統合後の積極的な対応を可能にした条件、あるいは新たな地域教育の構造を規定していった諸条件を、地域における生産、生活の展開との関わりを視野に入れつつ明らかにする。

分析のもとになる調査は、集落内の各農家を訪問し、経営主、経営主の妻に対する面接調査、および学校を通しPTA会員（母親）に対するアンケート調査を平行して行った。内容は、生産・生活のいわゆる基礎構造に関するものと、学習・教育活動（学校統廃合に関する意見も含む）に関するものである。調査の概要は下記の通りである。

調査概要

A集落 面接調査（生産・生活・教育の全般にわたるききとり）

調査日程 昭和58年8月

調査対象 集落全戸65戸中24戸（D営農組合16戸含む）の経営主とその妻

アンケート調査（統廃合関連、学校教育、PTAに関する）

調査日程 昭和58年8月

調査対象 集落全戸配布

回収率 76.9% (50/65)

C集落 面接調査（生産・生活・教育の全般にわたるききとり）

調査日程 昭和59年8月

調査対象 集落全戸28戸中27戸の経営主とその妻

アンケート調査（学校統廃合、学校教育、PTAに関する）

調査日程 昭和59年8月～9月

調査対象 智恵文小PTA母親会員全員

智恵文中PTA母親会員全員

回収率 小学校 90.2% (37/41)

中学校 100% (35/35)

注1. 過疎法の前年（昭和44年）には、「過密・過疎地域における義務教育に関する行政監察に基づく勧告」が行政管理庁より出されるが、そこでは適正な通学距離を軽視し、通学困難な生徒に関しては寄宿舎に入れる措置を示すなど、強引な統合の姿勢が見られる。

注2. 急速に進められる学校統廃合の進展の中で全国的に統廃合による矛盾が顕在化し、反対運動も盛んになってきた。そのような情勢のもとで、昭和47年ころより文部省の統廃合方針に一定の転換が見られる。“地

域の実情に合うよう配慮”し、学校統廃合の場合は適正規模を“12～18学級”として指導する，“経済効率より教育効果を優先”させるべき、などが強長されている。

注3. 学校統廃合阻止運動は、生活基盤の回復と結びつかないかぎり効果のないことが自覚されてきたのである。

注4. 五十嵐頭，馬場四郎，持田栄一「学校統廃合」（『教育評論』昭和31年9月号）

注5. 例えば、伊ヶ崎暁生編『子どもの学習権と学校統廃合』（1973年国民教育研究所）他「学校統廃合問題の研究」（高知大学教育学部研究報告第一部第26，27号1974年）などは以下の論点をほぼすべてにわたって展開している。

第1章 北海道における展開と名寄市の特徴

1. 北海道における統廃合の展開

主に明治以降に開拓された北海道の場合、他府県に比べると人口密度が低く、従来、学校規模も小規模校が圧倒的に多かった。表-I-1は、昭和30年以降の全国と北海道における学級別学校数を文部省統計より調べたものである。30年段階の構成比で見ると、全国平均では1学級の学校は6.5%、3学級までの学校を含めると24.1%である。しかし北海道の場合、1学級の学校だけですでに19.1%を占めており、3学級まで含めると57.1%と、半数を越す学校数になる。それだけに統廃合対象校が多かったことになる。昭和57年度で見ると、1学級の学校は、全国の場合構成比で0.8%にまで減少しているが、北海道の場合さらに0.6%にまで減少、いかに統廃合が激しく進行したかがわかる。それは学校数そのものの減少にも現われているが、5年毎に年代を追ってみると（表-I-2）ここにも全国平均とは異なった北海道独自の傾向が現われている。すなわち、全国の場合、学校数の減少は、昭和45年度を最後に再び増加している。これは、先の統廃合政策の展開にほぼ照応した動きであり、また生徒数の変動ともほぼ一致した動きを示している。しかし北海道の場合、統廃合に関する「Uターン通達」が出された以降も減少しつづけているし、また生徒数が50年度より再び増加してきているにもかかわらず、学校数は今日まで一貫して減少しているのである。

ここで、北海道教育委員会の政策の展開及び北海道教職員組合教育研究集会で報告されてきた各地の状況^{注1}などもあわせて、北海道の厳しい統廃合の状況と、その状況を生んできた背景^{注2}を見てみよう。

昭和32年文部省より『学校統廃合実施の手引き』が出たのをうけ、翌34年、北海道教育研究所から『小規模中学校の統合について』が出された。これは、北海道教育庁の要請を受けて作成されたものであるが、さらに、38年には北海道教育委員会より『学校統廃合のために』41年には『学校統廃合のために一改訂版』、さらに昭和47年にも『学校統廃合のために一三訂版』が出されている。

しかし北海道の場合、北海道総合開発の一環としてすでに統廃合が問題とされている。教育計画は、北海道総合計画の中の重要な一分野として一貫して位置づけられてきた^{注3}。北海道開発は「資源開発」と共に「生活開発」という視点から出発するが^{注4}（第1期第一次5ヶ年計画）、第1期第二次5ヶ年計画では産業技術者の養成に重点がおかれる。第2期に入ると経

表一 I - 1 <学級別学校数>増加率

構成比

年度 学校	全 国							北 海 道							全 国 北 海 道				
	30	40	40/30	50	50/40	57	57/50	30	40	40/30	50	40/50	57	50/57		30	57	30	57
0	2	22	(%)	126	(%)	212	(%)			(%)	1	(%)	8	(%)	0		0.8		0.4
1	1,737	1,008	△ 42	379	△ 62.4	207	△ 45.4	436	81	△ 81.4	52	△ 35.9	10	△ 80.8	1	6.5	0.8	19.1	0.6
2	2,536	1,941	△ 26.5	974	△ 49.9	534	△ 45.3	486	464	△ 4.6	312	△ 32.8	70	△ 77.6	2	9.5	2.1	21.2	4.2
3	2,164	1,539	△ 29.9	2,116	37.4	1,889	△ 10.8	385	339	△ 12.0	443	30.7	527	19.0	3	8.1	7.5	16.8	29.3
4	1,200	866	△ 27.9	931	7.5	1,041	11.8	95	125	31.6	101	△ 19.2	153	51.5	4	4.5	4.2	4.2	8.5
5	777	589	△ 24.2	759	28.7	608	△ 19.9	71	102	43.7	83	△ 18.6	66	△ 20.5	5	2.9	2.4	3.1	3.7
6	3,962	6,094	59.8	4,837	△ 20.7	4,116	△ 14.9	207	534	158.0	294	△ 44.9	227	△ 22.8	6	14.9	16.4	9.1	12.6
7	1,024	1,004	△ 2.0	1,649	64.2	1,959	△ 3.3	47	45	△ 4.3	44	△ 2.3	44	0.0	7	3.8	6.4	2.1	2.4
8	994	738	△ 25.8	586	△ 20.6	445	△ 24.0	30	30	0.0	14	△ 53.3	10	△ 28.6	8	3.7	1.8	1.3	0.6
9	845	632	△ 25.2	463	△ 26.7	352	△ 24.0	39	15	△ 61.5	18	22.0	16	△ 11.2	9	3.2	1.4	1.7	0.9
10	972	669	△ 31.2	419	△ 37.4	346	△ 17.4	30	14	△ 53.3	14	0.0	24	71.4	10	3.6	1.4	1.3	1.3
11	1,573	803	△ 49.0	434	△ 46.0	425	△ 2.5	70	25	△ 64.7	13	△ 48.0	16	23.0	11	5.9	1.7	1.7	0.9
12	1,326	2,121	60.0	1,068	△ 49.7	1,157	0.8	21	102	485.7	45	△ 55.9	49	8.8	12	5.0	4.6	3.1	2.7
13	666	884	32.7	1,109	25.5	1,275	16.8	25	36	44.2	67	86.1	60	△ 20.4	13	2.5	5.2	0.9	3.3
14	773	567	△ 26.6	564	△ 0.5	507	△ 10.1	23	23	0	22	△ 4.3	20	△ 9.1	14	2.9	2.0	1.1	1.1
15	565	386	△ 31.7	415	7.5	383	△ 7.7	28	17	△ 39.3	16	△ 5.9	25	56.3	15	2.1	1.5	1.0	1.4
16	524	336	△ 35.9	343	2.1	396	15.5	20	22	10.0	13	△ 40.1	19	46.2	16	2.0	1.6	1.3	1.1
17	443	399	△ 9.9	385	△ 3.5	508	31.9	16	23	△ 18.7	25	92.3	23	△ 8.0	17	1.7	2.0	0.9	1.3
18	413	703	70.2	624	△ 11.2	852	36.5	16	27	68.8	29	7.4	40	37.9	18	1.5	3.4	0.7	2.2
19	369	567	53.7	594	4.8	858	44.4	17	12	△ 29.4	27	12.5	38	40.7	19	1.4	3.4	0.7	2.1
20	337	394	16.9	503	27.7	612	21.7	10	18	80.0	32	77.8	42	31.3	20	1.3	2.4	0.7	2.3
21	243	306	25.9	436	42.5	549	25.9	10	32	220.0	24	△ 25.0	32	33.3	21	0.9	2.2	0.4	1.8
22	230	249	8.3	382	53.4	503	31.7	8	16	100.0	21	31.3	25	19.0	22	0.9	2.0	0.3	1.4
23	227	275	21.1	374	36.0	527	40.9	5	17	240.0	18	5.9	20	11.1	23	0.9	2.1	0.2	1.1
24	276	364	31.9	438	20.3	602	37.4	12	20	66.7	28	40.0	32	14.3	24	1.0	2.4	0.5	1.8
25~30	1,239	1,306	5.4	1,944	48.9	2,732	40.5	67	80	19.4	104	30.0	149	43.3	25~30	4.6	10.9	2.9	8.3
31~36	679	569	△ 16.2	1,132	98.9	1,251	10.4	45	48	6.7	71	47.9	39	45.1	31~36	2.5	5.0	2.0	2.2
37~42	314	222	△ 29.3	438	97.3	411	△ 6.2	27	14	△ 48.1	15	7.1	7	53.3	37~42	1.2	1.6	1.2	0.4
43~48	166	67	△ 49.6	172	156.7	98	△ 43.0	9	3	△ 66.7	5	66.7	-	-	43~48	0.6	0.4	0.4	-
49~54	66	20	△ 49.7	40	100.0	20	△ 50.0	3	1	△ 66.7	-	-	-	-	49~54	0.2	0.1	0.1	-
55~60	13	1	△ 92.3	12	100.0	3	△ 75.0	2	-	-	-	-	-	-	55~60	0.04	0.01	0.1	-
60~	4	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61~	-	-	-	-
計	26,659	25,745	△ 3.5	24,650	△ 4.3	25,043	1.6	2,287	2,275	△ 0.5	1,727	△ 15.3	1,796	△ 6.8	計				

(57/40) △ 2.7

(57/40) △ 21.1

(文部統計要覧より作成)

表一 I - 2

昭和	学 校 数		生 徒 数	
	全 国	北 海 道	全 国	北 海 道
30	26,659	1,885	12,181,255	413,436
40	22,444	2,226	9,578,328	571,820
45	22,212	2,086	9,391,425	516,314
50	22,734	1,305	10,259,857	507,352
55	24,707	1,837	11,720,694	544,863
57	24,202	1,796	11,795,275	549,353

文部統計要覧より作成

済に寄与する教育が目ざされ、「人間開発と教育計画」「産業と教育」を結びつけた構想が打ち出される。その過程で浮上してきたのが小規模中学校の統合による教育水準向上の問題であり^{註5}、教育行政による一連の「学校統廃合のために」が出されてくるのである。

34年の『学校統廃合のために』は、小規模校は適正規模の学校ではないとの前提にたち教育効果、経済効率を説くもので、文部省の『手引き』とほとんど同趣旨のものであった。その後の改訂版、三訂版においてもその基本方向は変わらない。改訂版、三訂版は、それぞれ統廃合実施後の実態を統計としてもり込み、課題として明らかになってきたことに答えることを意図したものであるが、統合の必要性を改めて訴えるものでもあった。特に三訂版は、北海道教育委員会が、全道の教育委員会、統合に関わった教員、父母、児童に対する全面的な調査（昭和46年4月実施）を行い、その報告を柱とするものであったが、「総合的評価」では教育委員会の評価が最も高く（86%）学校（長）（小69%、中67%）父母（小62%、中53%）、教師（小49%、中32%）、児童（小43%、中46%）の順に評価する声が多く、全般的に「統廃合が成功している」とみている。統廃合をすすめるに当り、昭和35年行われた全国学力テストをもとに、学力と学校規模との相関を指摘したうえで北海道が、小規模校の率が最も高く、とりわけ教育条件に恵まれないために教育水準がたち遅れていることを根拠としている。高学力・高学歴の要求が高まってきている父母たちにとって、「教育水準向上のため」といううたい文句は非常に魅力的であったにちがいない。ただ、教育委員会や学校、父母の答えに対し学校教育の最も中心的な現場の教師とくに児童・生徒の評価の声が少ないこと、また数は少ないが、個々の質問の中の「非常に困難になった」とする答えを重視する必要がある。

以上のように、北海道の場合、小規模校の率が高いこともあって政策的には積極的に統合がすすめられてきた。北海道の地域的条件に関しては初版の段階で「交通機関の発達や道路整備、冬期間の除雪事業」の改善などをあげ、統廃合推進の立場をとるのである。しかし、はたして統廃合が教育条件改善に役立ったのであろうか。地域からの実態報告はむしろ悪化した事例や統廃合阻止運動の高まりをも伝えている。

北海道は、その自然的条件や地域的特性から独自の「統廃合問題」をかかえている。1つは校区の広さである。昭和55年農業センサスより農業集落から小学校への道路距離に関する統計をまとめたものが表一 I - 3である。現在小学生の体力にとって適当な通学距離は、1 km以内であるといわれている。文部省の「手引き」でさえ、小学生の疲労度や生活時間構成から通学

表一I-3 小学校までの道路距離別農業集落数

('80農業センサス)

	実 数							構 成 比 (%)						
	1 k 未満	1~2	2~3	3~4	4~6	6~10	10~	1 k 未満	1~2	2~3	3~4	4~6	6~ 10	10~
全 国	32,829	42,087	28,077	13,818	12,539	4,146	859	24.4	31.3	20.9	10.3	0.9	3.1	0.6
都府県	31,838	40,489	26,556	12,794	11,429	2,615	687	25.0	31.8	20.8	10.0	10.2	3.2	0.6
北海道	991	1,598	1,521	1,024	1,110	531	172	14.3	23.0	21.9	14.7	16.0	7.6	2.5
名 寄	3	8	4	7	3	2	2	10.3	27.6	13.8	24.1	10.3	6.9	6.9

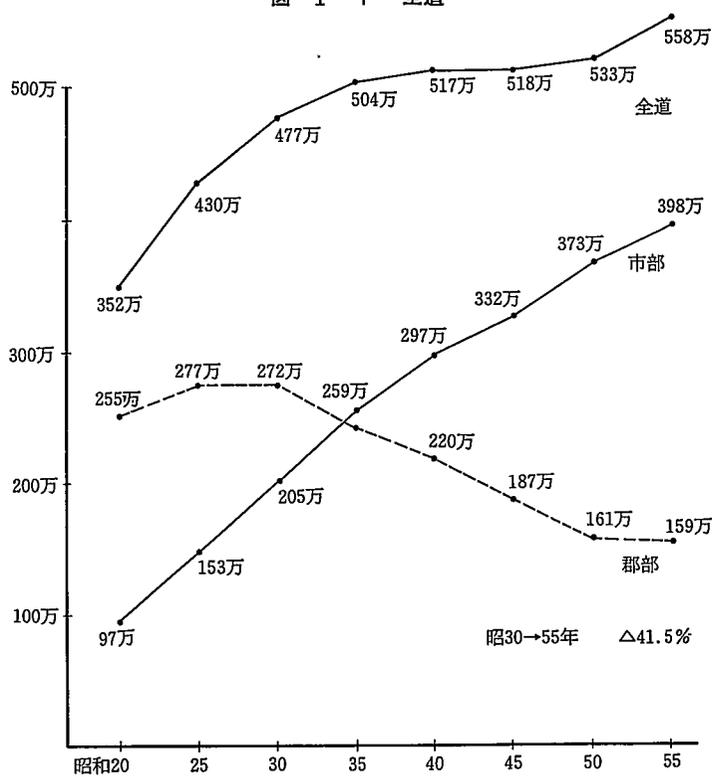
距離の限界は4 kmであるとされている。しかしこの統計によると、全国平均で1 km未満の集落は24.4%、4 km以上の集落は全体の4.6%である。それに対し北海道の場合、1 km未満がわずかに14.3%で、4 km以上は逆に27.1%も占めているのである。第二には、自然環境の厳しさである。冬期間の積雪は、それだけで通学を困難にする。とりわけ遠距離通学にとっては大きな負担であり吹雪にでもなれば通学はほとんど不可能である^{註6}。第三は統合の条件として一般化しているスクールバスの問題である。長時間のバス通が健康に与える影響の他、北海道の場合は冬期間の道路条件の悪化が交通事故の危険性をまねき、スクールバス運転手の労働過重が問題となっている。第四は学校と父母との関係がほとんど断絶してしまう問題である。公的交通機関が未整備のうえ校区があまりにも広い北海道の場合、家庭訪問のほとんど不可能な地域も多い。統廃合自体はどの場合にも、多かれ少なかれ同じような問題をかかえているが、北海道の場合は以上のように極端な形で現われてこざるを得ないのである。しかも、北海道において統廃合の進行がよわまらないのは、農山漁村における過疎化がいまだに進行していることを示している。

北海道は、一般的に人口密度の稀薄な低開発地域で第一次産業中心の地域であったが、高度経済成長期を通じてあまり工業化は進まなかった。しかし、工業化を基軸とする経済政策、地域政策は当然、北海道の産業にも影響を及ぼしてきた。とりわけ農業人口の減少は著しい。農基法農政から構造改善事業へと展開した農業政策は、経営規模の拡大、高生産性農業の確立を旨とするものであったが、これは一方に激しい離農を惹きおこす政策でもあった。広大な地域を有する北海道の場合、大型機械化に伴って階層分解が急速にすすみ、いわば、最も「模範的」に政策の浸透した地域であった。しかも受け皿としての産業基盤が脆弱で、兼業よりも離農、しかも拳家離村におこまれている場合が多く、農村地域の人口減少は著しくすすんで学校統廃合に拍車をかけることになった。また北海道は、経済政策上切りすてられつつある大きな産炭地をかかえている。産炭地として栄えてきた地域の衰退とともに、学校統廃合が進行してきたのも当然である。漁村地帯も沿岸漁業の衰退とともに、200海里問題が深刻な影をおとし、人口の減少とともに地域破壊が深刻化している。このように産業上種々の困難をかかえてきた北海道では、それだけ人口の流動もはげしく、統廃合をやむなく受け入れざるを得ない状況が広汎に存在していたのである。

2. 名寄市における学校統廃合

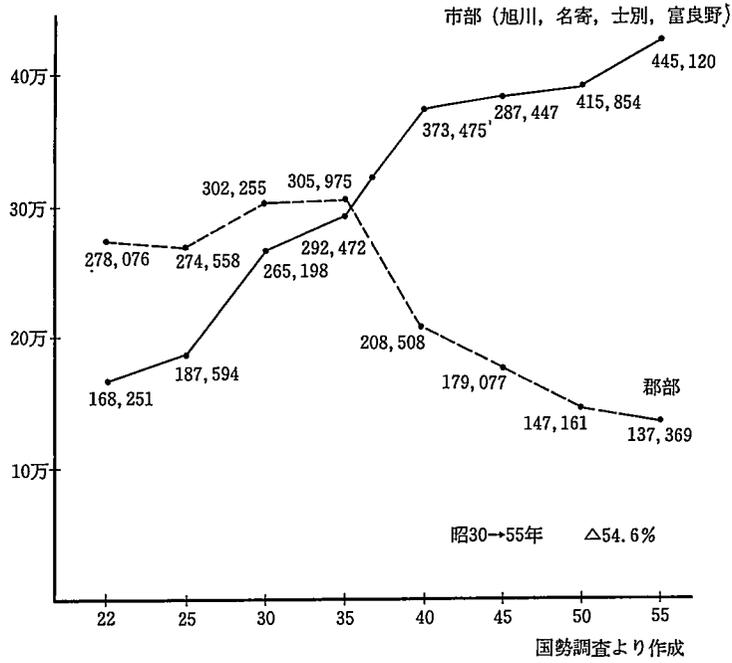
名寄市は、北海道中央に占める上川支庁の北部地方中核都市であるが、北海道の中でもとりわけ統廃合のすすんだ地域である。先にも見たように全道的に見て特に30年代後半以降郡部から市部への人口流出が見られるが(図-I-1),上川地方の場合とくに郡部の人口減は激しく、昭和30年と55年を比較すると全道では41.5%減であるのに対し上川は54.6%も減少している(図-I-2)。市部のばあい、上川支庁では旭川、(全道レベルでは札幌)への集中が見られるが、その他の市部では人口に大きな動きはなく、ほぼ安定しており、むしろ減少傾向さえ見られる(表-I-4)。名寄市の場合、43年まではほぼ増加傾向にあるが、45年以降は、3万5千人前後で安定した数になっている(図-I-3)。ただし、表-I-5にも見るように、必ずしも人口移動が少ないわけではなく、転入と転出の数が相殺されているために安定して見えるにすぎないし、若年層の流出による老令化も確実にすすんでいる(表-I-6)。とくに名寄市の内部において、周辺農村部から市街地への人口集中が見られる(表-I-7)。その背景には名寄市の産業構造の変化、即ち表-I-8にも見られるように、第一次産業の減少に対し、第三次産業、公務の増加があり、市内における農村部から市街地への人口移動を引きおこしているのである。さらに一世帯当りの児童数の減少も加わって周辺農村部における児童数は年々減少してきており(表-I-9)、統廃合が高い比率で行われる状況を生み出してきた。名寄市の場合、町村合併促進法の出された翌年(昭和29年)からすでに学校統廃合が行われ

図-I-1 全道

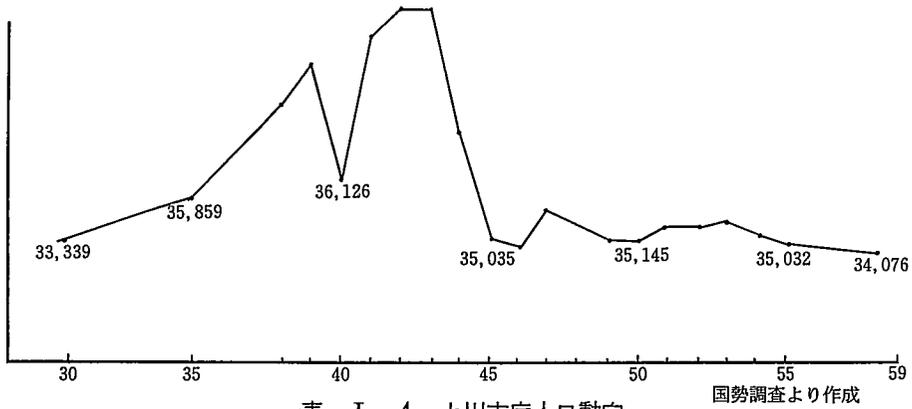


国勢調査より作成

図一 I - 2 上川支庁人口動向



図一 I - 3 名寄市の人口推移



表一 I - 4 上川支庁人口動向

		昭和22年	25	30	35	40	45	50	55
市部	旭川	107,508	123,238	164,971	188,309	264,220	288,492	320,526	352,619
	名寄	(21,476)	(23,131)	33,339	35,859	36,126	35,035	35,145	35,032
	士別	(19,612)	(20,880)	39,191	38,951	36,502	33,044	30,028	28,970
	富良野	(19,655)	(20,345)	(27,697)	(29,253)	36,627	30,876	29,155	28,499
	計	168,251	187,594	265,198	292,372	373,475	387,447	415,854	445,120
郡部		278,067	249,494	274,558	305,975	208,508	179,077	147,161	137,369

※国勢調査より作成
 ※カッコは、町の段階での人口

表一 I - 5 昭和55年 入居時期，前住地別人口

	出生時から	昭和50年 9月以前	昭和50年10月以降				
			総 数	前 任 地			
				自市区町村	県 内	他県・国外	
全 道	839,819 15.1	2,295,047 41.2	2,437,868 43.7	1,303,010 53.4	954,813 39.2	179,364 17.4	
市 部	446,859 11.2	1,608,413 40.4	1,924,601 48.3	1,050,504 54.6	725,749 37.7	147,785 7.7	
郡 部	392,960 24.7	686,634 43.1	513,267 32.2	252,506 49.2	229,064 44.6	31,579 6.2	
名 寄 市	4,950 14.1	14,531 41.5	15,545 44.4	8,378 53.9	5,617 36.1	1,547 10.0	

昭和55年国勢調査

表一 I - 6

	1960年	'65	'70	'75	'80
0～14才	30.7	27.7	25.2	24.8	23.0
15～24	22.3	21.1	20.1	16.0	14.9
25～64	43.0	46.6	49.1	52.5	53.7
65～	4.0	4.5	5.6	6.8	8.3

※国勢調査より作成

表一 I - 7 名寄市内の人口動向

	昭 35	40	45	50	59
昭和40年以前からの市部	35,779	36,106	33,656	33,739	20,204
%	100.0	100.9	94.1	94.3	56.5
昭和40年以降町内会新設			1,379	1,406	3,507
旧名寄町農村部	9,429	8,033	8,058	8,948	7,940
%	100.0	85.1	85.4	94.8	84.2
智恵文(=農村部)	3,674	2,902	1,994	1,437	1,100
%	100.0	78.9	54.2	39.1	29.9

名寄市役所資料より作成

表一 I - 8

	昭 和 45 年		50		55	
労働力人口	16,399	100.0	16,111	100.0	16,603	100.0
第一次産業	2,937	17.9	1,942	12.1	1,677	10.1
(農業)	2,716	16.6	1,702	10.6	1,459	8.8
第二次産業	3,271	19.9	3,204	19.9	3,353	20.2
第三次産業	8,204	50.0	8,239	51.1	8,761	52.8
公 務	1,809	11.0	2,463	15.3	2,543	15.3

※国勢調査より作成

表一I-9 名寄市児童生徒数の推移（学校数推移）
（名寄市教委資料）

区 分		42年	45年	47年	49年	51年	53年	55年	
小	市街地	児童数 2,990	3,238	3,269	3,216	3,157	3,237	3,307	
		% 84	89	91	93	94	96	97	
学	郊外	児童数 578	397	312	257	200	152	118	
		% 16	11	9	7	6	4	3	
校	合 計	3,536	3,635	3,581	3,473	3,357	3,389	3,425	
59年									
学 校 数		17	14	13	13	14	10	9	7

ているが、農村部の学校は16校統合され、現在周辺部を統合した智恵文の小、中学校と、市街地に近いN小の3校のみである。特に40年以降、全国の僻地指定校数の減少率が25%、北海道でも30%であるが、名寄市の場合、17校あったものが59年段階では7校に減少している（59%減）。名寄市の場合、農村集落と都市部をもちそれぞれ性格の違った地域的条件をもつ学校があったわけであるが、このように急激にすすめられた統廃合もその時期や地域によって異った特徴を示している。先ず統合時の学校規模である（表一I-10）。

表一I-10 名寄市学校統廃合の経緯

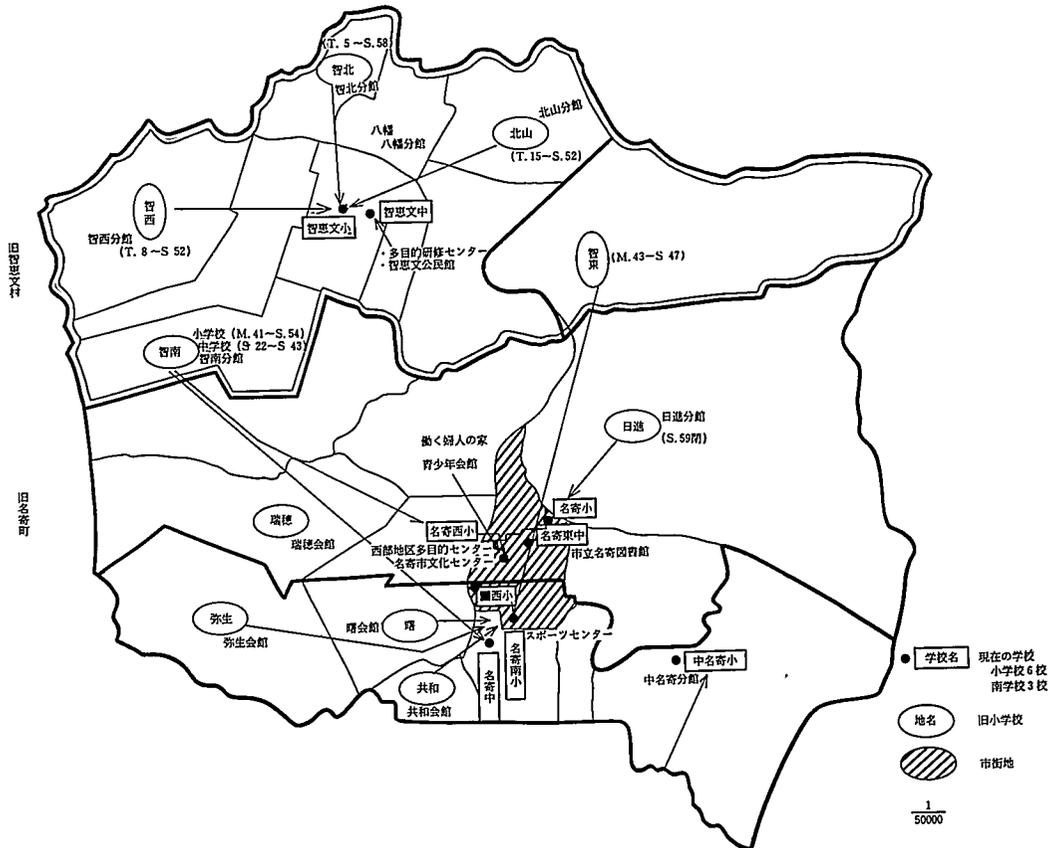
廃校年	学 校 名	廃校時在籍	廃校年	学 校 名	廃校時在籍
昭和29	名寄小内測分校	49人	昭和47	智東小学校	8人
32	日進小東分校	52	52	北山小学校	4
38	瑞穂中学校	30	”	智西小学校	12
43	智南中学校	35	53	弥生小学校	11
”	東小御園分校	3	”	瑞穂小学校	6
45	曙小学校	33	54	智南小学校	7
”	共和小学校	32	57	智北小学校	5
46	中名寄中学校	35	59	日進小学校	予 定

町村合併に伴う学校統廃合、すなわち昭和30年代から40年代前半にかけては、ほぼ30名以上生徒数をかかえた段階で統合をすすめていた。しかし、農村部の人口減少の深刻化した40年代後半からは、ほとんどが生徒数10人以下となり、小規模校になりすぎた故の統廃合であることがわかる。いわば、地域再編による統合と、過疎化の進行による統合というそれぞれの性格をもっている。統合時の性格の違いは、統合後の学校や地域の課題とも関わってくる。市街地の学校への統合の場合は過密校や非行化の問題が大きいし、過疎地型の場合には通学距離^{註7}や地域生活の維持そのものが大きな問題となる。

事例としてとりあげたA・C両小学校は、いずれも名寄市内の農村集落の小学校であった。

名寄市は市街地を中心に、周辺に農村部の集落が広がっている（図-I-4）。昭和31年市街

図-I-4



地を含む旧名寄町とその北にある純農村部の旧智恵文村とが合併してできた市であるが、事例のA集落は、旧名寄町にあり、市街地からは車で10～15分程の距離にある。C集落は、北部の旧智恵文村の最北端に位置する集落で、市街地からは峠一つをこえた遠距離にある。A小学校は昭和40年代中ば、C小学校は50年代中ばに統合されたが、A小は統合時の児童数33名で、市街地に隣接し地域再編の性格が強いのにに対し、C小は、統合時5名、過疎進行のための統合合という性格をもっている。しかし両集落は、統廃合による地域や教育条件への悪影響を最小限にとどめるため、新たな施設づくりなどに積極的に取り組み、その過程で、地域における教育を新たに編成してきた集落である。次章以下では二つの事例にそって、統合の経過と住民の対応、その結果としての地域における教育の再編を分析する。

注1. 北海道各地の状況については北海道教職員組合の研究集会報告集「北海道の教育」で報告されている。

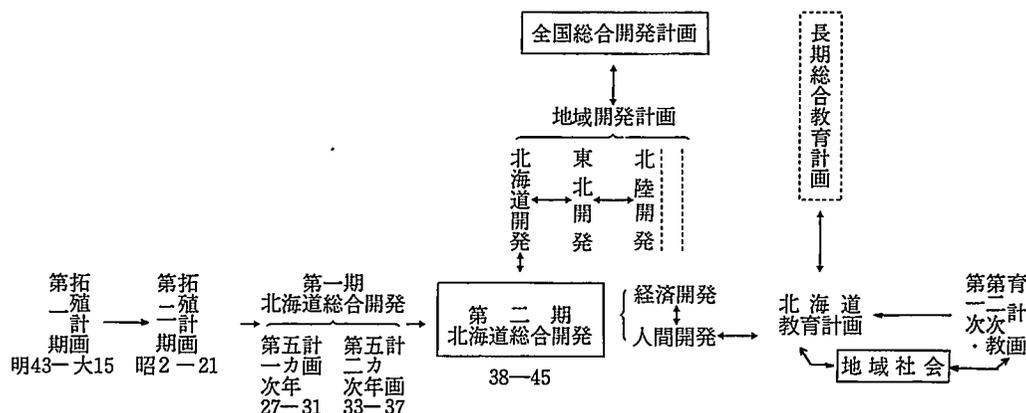
注2. 北海道における学校統廃合の政策、実態に関しては、昭和48年北教組「子ども白書第一集-学校統廃合」がある。

注3. 第I期の第一次5ヶ年計画（昭和27～31年）の中の教育計画（案）-文化厚生計画編-は、開発計

画を推進するのにふさわしい生産物・文化的道民の育成を求めている。

注4. 「北海道総合開発計画と教育計画」（『北海道教育研究所紀要』第3号昭和27年）にくわしい。

注5. この開発計画をうけて、昭和37年「第二期北海道総合開発と教育計画に関する基礎的研究」（『北海道教育研究所紀要』第38号、昭和37年）が出されている。下記の図はその中で研究の視点として出されている図である。



注6. 吹雪の時、遠距離通学者に対しては登校しなくても良いとの連絡が出されるという。学習権をうばう措置をとらざるを得ない状況といえる。

注7. 人口減少によるやむを得ない統合であるとはいえ、通学距離という点では教育条件の低下の側面は歪めない。通学距離と集落数の関係でみると（表Ⅰ-3参照）これは小学校の場合であるが、1km未満の集落はわずか3つ、3～4km離れている集落が7つで最も多く、中には10km以上の通学を余儀なくされている集落もある。しかし都道府県に比べ北海道の条件が非常に悪いなかで4km以上を強いられている集落が少ない点では名寄市は比較的恵まれているといえる。

第2章 小学校統廃合の二類型

1. 市街地隣接型—A小学校の統廃合—

1) 統廃合の経緯^{注1}

昭和30年代後半から40年代にかけ、A集落においても離農が相次ぎ、35年92戸あったものが50年には65戸に減り、A小学校の児童数も除々に減少している。二度の学校火災で資料の欠けているところがあるが、多い時期には110名余りもいた生徒数が、統合時には30数名にまで減少してしまった（表-Ⅱ-1）。しかし30名余りという生徒数は、小規模校として維持し得ない数ではない。

A小学校が統合の話化市から持ちかけられたのは昭和43年8月、翌9月には統合が決定している。名寄市教育委員会は、市街地にある名寄南小学校の老朽化に伴い、生徒数の減少してきた隣接農村部の小規模校の統合により、新築の補助金を獲得する考えであった。市教委よりA小学校PTAへ話が持ちこまれると、PTAは、町内会^{注2}と合同の総会を開いて話し合うと

表一Ⅱ-1 A 小 学 校

	学級	生徒数	職員		学級	生徒数	職員
明37	1	31	1	昭26		111	4
38	1	39	1	27		102	4
39	2		2	33	3	99	4
40	2	62	2	34	3	99	4
41	2	64	2	35	3	100	4
42	2	68	2	36	3	98	4
43	2	55	2	37	3	106	4
44	2	53	2	38	3	93	4
大元	2	65	2	39	3	74	5
2	2	73	2	40	4	62	4
3	2	74	2	41	3	52	4
4	2	90	2	42	2	36	4
5	2	83	2	43	2	39	4
6	2	98	2	44	2	36	4
7	2	98	2	45	2	33	4
8	2	98	2	46	3	37	6
9	2	98	2				

※ A集落史資料より作成

ともに、全戸を対象にアンケートを実施して、統合に対する意見の集約を試みている。老人を中心に反対意見もないことはなかったが、市街地に隣接していることもあり、子どもを持つ親の間ではむしろ統合に賛成する意見が強かったといわれる^{註3}。すなわち、“学力が向上する” “友達が多くなり社会性が身につく”といった意見であり、何より父母の心をとらえたのは、いわゆる行政側が第一に主張してきた大規模校の教育効果であった。全国的にはすでに学校統廃合問題が顕在化し、反対運動もとり組まれてきた時期であるが、この集落の場合、比較的スムーズに事がはこんだ事例といえる。

話しがあった翌月の9月3日、統合が決まると同時に「A小学校統合実行委員会」^{註4}が発足し、住民の声を集めると同時に市との交渉に積極的にあたっている。委員会のメンバーもPTAの他半数は集落住民で構成され、統合問題を集落全体の問題としてとり組んできた。統合の条件としてスクールバスの運行をとり決め、45年度に市街地にあるM小学校の分教室と改称、47年廃校と決定した。しかし、統合による不安が全くなかったわけではなく、集落のセンターでもある学校のかわりに廃校々舎を利用したとり組みを展開していくことになる。統合後のとり組みについては章を改めて述べることにし、ここでは廃校後の積極的なとり組みを促してきた背景を、集落における小学校の位置と果してきた役割から明らかにしておきたい。

2) 集落におけるA小学校の位置と役割

A小学校は集落にとっては子どもの教育の場であるにとどまらず、父母・住民にとっては社会教育の場であり、地域のセンターとしての機能を果していた。しかしそれ以上に、この集落

にとっては、開拓以来、集落として共同で創りあげて来たものであり、逆に学校の存在を通して集落のまとまりを形成してきた重要な「要」であり、生活に深く関わる存在であった（表Ⅱ-2）

A集落は入植して間もなく、まだ自給作物さえ満足に得られない段階ですでに学校づくりをはじめた歴史をもっており、集落の形成は学校づくりとともに展開してきたといえる。A集落は明治33年、山形県出身（山形団体）、福島県出身（相馬団体）の団体入植（15戸）により開拓された地域である。名寄市では最もはやい入植であった。その後他県人も含めて次々に入植、120戸をこえた時期もあるが、集落の主体となったのは最初の二団体であり、後の入植者は山形、福島いずれかの集団に属する形で集落を形成していった。

A集落史によると、他県人の方が多いにもかかわらず、入植の場所により、それぞれ山形、相馬いずれかの気風に傾むき、言葉や習慣までいずれかに属してきたという^{註5}。神社もそれぞれ故郷からもってきた御神体をまつている。この寒さの厳しい北国の地で、また天塩川の氾濫にしばしば悩まされ、生きのびてゆくには一致団結して支えあってゆかねばならない場面が多かったが、二つの団体の間で何かにつけて意見の対立もあったということである。この二つの団体の違いは、今なおそれぞれの神社のお祭りを固執していることに現われている。

その中で集落が継続的に団結して取り組んできたことは子どもの教育であった。協力せざるを得ない事であったとはいえ、逆にこのことが集落全体を一つにとりまとめてゆく働きをしてきたといえる。

A小学校が創立したのは入植後4年の明治37年であった^{註6}。当初は、借住まいの学校の借家料、教員の奉給、新教育所の建設費用までほとんど篤志者の寄付によってまかなわれた^{註7}。それ以降学校は閉校となる昭和47年までの間に二度の火災にあい焼失しているが、その都度、住民達の力で新校舎が建設されてきた。

A集落はしだいに戸数が増え、児童数も増加し、学級数も増えてくる。明治41年に尋常科に昇格するとともに、分教場も設けられた。昭和26年には111名3クラス編成、職員4名の学校規模となっている。生徒数増加や校舎の老朽化に伴う増改築、教員住宅の建設も住民自身の手により何度かくり返されている。日常的にも、青年会による薪づくりや草とりなど、学校はまさに、住民達の手により作られ守られてきた。

一方、学校が地域に果してきた役割を見てみよう。学校は子どもの教育の場の他に、先ず社会教育の場として機能してきた。明治43年、学校解放主義をとる3代目校長が就任するとともに、特に青年教育を重点に学校施設を利用した社会教育活動が展開されてくる。毎月一回定例として学校を開放し、講和会を開催し、青年に対しては青年夜学会を開き、青年会A文庫を設立している。さらに「精神修養の一法として武術や和魂の鍛練」をさせ、外部より講師を招いて、実戦談、経験談あるいは農事講話などを開いている。この校長がA集落史上教育専門家として果してきた役割は大きかったといえる。

戦後社会教育活動として位置づけられてきたものには、公民館分館活動及びPTAがある。分館は学校長が分館長となっており、講演会や映画会など、年に数回「社会教育活動」を行ってきた。しかし明らかに社会教育活動として位置づけられた活動の他に、日常的に父母が、学校教育に協力し、教師と接触する中で、教師から学ぶところがより多かったとう。PTAは戦後の昭和22年組織されるが、子どもを持つ親だけの組織ではなく、その他の農家も準会員とな

表一Ⅱ-2 A集落形成史と教育への取り組み

年次	北海道農業時期区分	< 生産・生活 >	< 教育 >
1886 (明19)	黎明期	(原 始 林)	
	形	(明33) 入植(山形県・福島県2団体) ("34) 小麦, トウキビ, 大豆, 小豆, 南瓜, ソバ ("35) 水田の試み ("36) 耕馬導入 (明36) 宗谷本線開通 ("37) 販売作物作付け (大洪水→収穫皆無) ("39) 薄荷試作	(明36) 簡易教育所設置 (岩田宅借りうけ) ("37) A小学校創立 (校舎工事費土地～ 全額住民寄付) ("41) A尋常小学校として認可 (") 初茶志内奥の沢に分教場 ("42) 単級制から多級制に(増築) ("43) 北岡猪三郎三代目校長 学校開放主義 青年会設立 青年夜 学会青年曙文庫設立
	成	("44) A信用組合設立 (大2) 大凶作 ("3) 澱粉高騰 (大5) A市街地間架橋	(大8) 教員住宅建築 運動場の拡張 青年会→学校の熱料確保
	期	("7) 農友会設立 ("10) 土功組合設立 (組織変更) ("15) 農事組合設立 (8組合) (大11) 名寄初茶志内開通 (昭4) 不景気+雪害 ("9~11) 天塩川治水事業	(大8) 教員住宅建築 運動場の拡張 青年会→学校の熱料確保 (昭6) 新校地, 新校舎落成 ("15) A小学校全焼 ("16) A国民小学校 (緊急勅令)
1920 (大9)		("16) 作付統制 愛国婦人会組織 ("17) 軍需作物 (昭19) 名寄橋災害復旧	("21) A小PTA組織化 ("26) 名寄公民館分館設立 ("27) A小学全焼(二度目) ("28) 学校林植樹 ("33) A小体育館落成
1937 (昭12)	戦時沈滞期	("21) 農地解放 ("23) 西名寄農協設立 ↓ ("31) 名寄農協合併 ("30) 暗渠排水期成会 ("34) 農事組合統合 (4組合) (") 農協婦人部・青年部結成	("27) 電化, 有線ラジオ ("28) A婦人会結成 ("30) 電話 (") 名寄永久橋架替 促進期成会 ("36) " 着工 ("43) A地区開基70年 記念式典
1945 (昭20)		("45) モチ生産組合発足 ("46) Aヒューム管工場進出 ("48) 弥生川決壊	("47) 教室 ("47) A分教室閉校 ("48) A季節保育所開設 (A集落レクリエーション大会 (" 冬期スポーツ大会
1960 (昭35)	戦後転換期	("49) 苺生産組合結成 ("50) 第1営農組合結成 ("51) A防除組合組織替え 農事実行組合(4→5組合)	("36) " 小鳥の村"誕生 ("40) 子ども会, 育成会 ("45) A小学校→南小の分 教室 ("47) A分教室閉校 ("48) A季節保育所開設 (A集落レクリエーション大会 (" 冬期スポーツ大会
1970 (昭45)	第一次減反期	("54) 玉ネギ生産組合結成 (") ビート ("55) 麦乾燥施設完成(二次構) ("56) アスパラ生産組合 ("56) 集中豪雨 (") 集落センター完成(新農構)	子ども会・育成会活発化
1978 (昭53)	第二次減反期		
		<ul style="list-style-type: none"> A集落史及びA小学校開校記念誌より作成 →北海道総合経済研究所「北海道農業発達史」を参考 	

り集落全戸が加入していた。建設経緯からいっても学校は自分達のもので、気軽に出入りの出来るところであった。校長はある時は悩み事の相談相手でもあった。また集落内の二つの集団の考え方がしばしば対立をひきおこし、焼失後の学校再建場所の選定でもめた場合も、水質検査をするなど校長の冷静な判断で決定されている。その後市からの予算がつくのを待ち切れず体育館建設のため、集落ごぞって建設資金をねん出する事になるが、このようなまとまりを作りだすのに、学校や教師を媒介とした地域の交流が役立っていたといえる。

学校側も子ども達の教育にあたって集落の大人達や自然から得るところは大きかった。学芸会や運動会は大人達皆の協力のもとで成りたっており、教師と住民、あるいは住民同士の交流の場としても位置づけられてきた。子ども達にとってはまわりの山は理科の実習の場^{註8}であり、冬はスキー場となった。学校のうらには教員住宅があり、教師はそのような子ども達を見守ることができたし、また時には実際田んぼに出て、父母から田植の仕方を学んでいる。集落は子ども達の学習、遊びを含む全生活そのものであり、自然にせよ大人達にせよ集落全体が教材でもあり、その中に学校が位置づいていた。

この様に集落の住民と教師が協力して学校を育ててきたのであり、学校は集落という教育・学習の場の中心に位置する専門機関であると同時に、集落の生活が持ちこまれる地域のセンターであった。すなわち、学校が社会教育をかかえこみ、地域が学校教育を支え、社会教育と学校教育両方の機能を担う状況が続いてきた。しかし近年、地域と学校との間、学校教育と社会教育との間は徐々に分離してきていることも明らかである。機械化によって農作業は子どもに無縁なものとなり、車社会の現在、裏山での山遊び、スキー遊びをする子どもはいなくなった。市街地から近いこともあり、スキー場など、より設備の整った施設へ出掛けてしまい、地域の自然を学ぶ場、遊ぶ場とすることは少なくなった。統合よりかなり以前から、すでに大規模校を好んで市街地へ通学させる親もあったほどである。また、社会教育施設として考えた場合も、親自身、市街地での多様な学習機会を利用しうる立場にあり、学校の社会教育の担い手としての役割は、相対的に低くなってきていたといえよう。このような状況の中で、大規模志向の親が多くなり、最初教育委員会より統合の話が持ち込まれた段階から、大きな抵抗もおこらなかったであろう。むしろ、学校が地域から引きあげることによって生じた子どもや地域の変化が問題として自覚化されたときに、その問題への対応として保育所づくりや子ども育成会活動がなされてきたところに、この集落の積極性が見られる。

以上、A小学校の統廃合は、市街地に隣接している故にスムーズに受け入れられた事例であるが、A小学校そのものは集落の形成史と密接に関わり、二つの異った性格をもつ集団を結びあわせる重要な役割を担ってきたし、子どもや住民自身の社会教育活動の場としても大きな位置を占めてきた。統合してはじめて、学校の担ってきたそれらの機能が住民により自覚化されることになり、課題解決の動きが出てくるのである。

2. 過疎地型小学校—C小学校の統廃合—

1) 統廃合の決定と条件整備運動

C集落では昭和56年に学校統廃合がなされるが、これは行政側から出た話しではなく、住民側の要求で話しがすすめられた。つまり、小規模校の利点をあくまでも追求しながら、子どもの教育にとって、これ以上小規模校を維持していくことが問題であると考えたからであり、統

廃合決定までの経緯はA集落とは異った展開を示している。その決定までの経緯自体が、住民の学習を促がし、さらに生産・生活の展開とも密接に関連しつつ、地域の教育・学習の構造を主体的に再編していくことになったのである。ここでは先ず統廃合が決定されるまでの経緯を、住民の学習活動という視点から見ていく。

C小学校統廃合は、昭和57年3月末日であったが、この話が具体的に進められる以前、昭和51年の智恵文小学校改築に当って、53年度をもって統合したい旨の話しが市教委よりもちこまれている。その時は、C集落の他二集落にも声かけられ、その二集落は統合の話を受け入れ、53年3月閉校している。先にも述べたように、智恵文地区は名寄市北部に位置し、かつては旧村として一つの単位をなしていた地域で、畑作を中心とした純農村地帯である。この地域は土地条件も悪く、大規模経営農家育成を意図する農業政策の侵透した典型的な地域である。規模拡大する農家の増大と離農する農家の続出で、昭和35年497戸あった農家が、55年には195戸にまで減少している。小学校を維持していくことがほとんど不可能であるにとどまらず、集落自体がなくなった地域もあり、C集落以外の学校は最初の話で統合を決意した。

その中であってC集落だけは統合を見送っている。すなわち智恵文全体でみると農家戸数が急激に減少しているのであるが、C集落の場合は昭和35年から55年まで33戸から31戸に2戸戸数を減らしただけにすぎない。しかしC小学校の場合も（表Ⅱ-3）ピーク時（昭和33年）には52名いたものが35年には44名、55年には6名に減少している。これは主に一世帯当りの児童数が減少したことによるもので、最初の統合の話が出たときもすでに17名に減少しており、当然住民の間では統合是非の問題が話題になった。統廃合に関してはいくつかの意見があったが、それらを代表する意見としてK氏、I氏の意見があった。

統合に積極的に賛成するK氏は、子どもは多くの仲間の中できたえられ、みがかれてゆくべきで学力も人格も、そのような中でこそ発達するのだという考えである。車社会となった今日、少々の遠距離通学は問題ではないとする。他方、I氏は、小規模校は、1人1人の個性にあったいねいな教育が可能であって、足りない部分は他校との交流や住民参加などで補なえる。むしろ教師が地域で果している社会教育的機能をも大切にすべきという考えである。勿論、集落の育ててきた学校であり、集落の生活の中にとけこんでいた学校がなくなることは、このような子どもの教育に関わる判断だけにとどまらない複雑な要素がからみあっていたと思われる。最初の時点では反対者も多かったし、反対者が少しでもいる間は強行すべきではない、17名でも何とか小規模校のメリットを生かし、欠けているところを工夫すればやってゆけると判断し、統廃合にはふみ切らなかった。しかしこの時点ですでに、将来の子ども減少は目にみえており、いずれ統廃合を受け入れざるを得ないであろうということでは皆の認識が一致していた。

その後、急激に子ども数が減少し、1学年に生徒が1人しかいないという状況が出てくるに及んで、昭和56年、在校生6名の段階で教育委員会と再び交渉をはじめている。

昭和55年住民側から再びこの話しが持ち上った段階でも、集落全体としてはなお学校統廃合には躊躇しており、議論がまとまらなかった。結局は現在小学生を持つ親とこれから小学校に入る子どもを持つ親の判断を優先させ、統廃合が決定されることになったのである。これを決断させた背景には、住民による学習の蓄積があった。二度目の話もちあがるまで、C集落の父母は、子どもが減少するのを手をこまねいて傍観していたわけではない。小規模校の教育を

表-Ⅱ-3 C 小 学 校

	学級	生徒数	職員		学級	生徒数	職員
大5	単	27	1	昭24		42	2
6		30	↓	25		44	↓
7	級	32	↓	26		41	↓
8	↓	33	↓	27		37	↓
9		35	↓	28		33	↓
10		37	↓	29		38	↓
11		36	↓	30		40	↓
12		40	↓	31		43	↓
13		41	↓	32		47	↓
14		44	↓	33	↓	52	↓
昭元		37	↓	34	二	47	↓
2		33	↓	35	学	44	↓
3		32	↓	36	級	43	↓
4		31	↓	37	↓	37	↓
5		33	↓	38		36	↓
6		29	↓	39		32	↓
7		37	↓	40		29	3
8		28	↓	41		26	↓
9		29	↓	42		19	↓
10		29	↓	43		18	↓
11		36	↓	44		17	↓
12		30	↓	45		17	↓
13		38	↓	46		17	↓
14		39	↓	47		17	↓
15		35	↓	48		16	↓
16		41	↓	49		14	↓
17		40	↓	50		17	↓
18		40	↓	51		11	↓
19		34	↓	52	↓	10	↓
20		36	↓	53	三	9	↓
21		39	↓	54	学	10	↓
22		46	↓	55	級	6	↓
23	↓	44	2	56		5	↓

※ C 小学校閉校記念誌資料より作成

何とか充実しようと教職員の方も熱心であったし、父母も環境整備から各行事への参加まで全面的に協力している。また、統合の話をきっかけとして父母と教師が一体となって僻地教育に関する学習を重ねることになる。そのことが後の統廃合への住民の対応に大きな影響を与えていった。

僻地教育研究会の会長をしていた当時の校長は、小規模校の研究に熱心であった。当時の校長自身はむしろ統合の方向が好ましいと考えていたようであるが、小規模校でも工夫によっては充実した教育が出来ると考え^{註9}、小規模校の教育実践で父母の理解を得ていた。教師の側は、現状に対応していくには何よりも父母達がより具体的な形で関心を持つことが大切であると考え、父母達をまきこんだ形での学習の展開ということになったのである。毎年、上川管内では「複式教育研究大会」が開かれているが、その際、父母にも声をかけてともに参加し、C小学校の実践報告も行っている。閉校1年前の55年度の報告は「勤労生産活動を中心にした特別活動の展開」という主題で報告されたが、これはすでに2年前よりとり組まれてきたもので、小規模校であるための問題点を克服するためのとり組みであった^{註10}。この活動は、身近に見聞できる環境を生かし「子ども農園」を中軸にしたもので、子どもの自主性や集団活動の能力を高めることを意図したものである。子どもを一人ひとりに密着した形でとらえ、その子にあった指導法で展開されているが、小規模だからこそ可能な実践である。しかしこのような活動を通してなお、個々の子どもに対する個別的な指導に問題があると反省されているのである^{註11}。大規模校へ行けば、個別指導がさらにむしろかしくなることは、父母にも理解し得ることであった。

これらの学校教育のとり組みは、一方で父母の参加により充実したものとなっている。学校農園での具体的な土づくりや栽培方法などの指導には、父母が講師として協力してきた。身近かに学校教育を見、具体的に自からも加わってきた父母達には、十分に小規模校のメリットは感じられたはずである。この様な教育の成果として子ども達はスムーズに中学校教育にもとけこんでいっているいし、学力の点でも劣ることはなかった。

そのうえでなおかつ統合を親たちの側から進めざるを得なかった。その背景には一層の児童数の減少、智恵文レベルでの保育所の定着、あるいは世代交替に伴う意識の変化などがあった。昭和55年段階で児童数はすでに6名まで減少していた。1学年に1人いるかないかといった状況にいたって、子を持つ親達はどうしても統合を考えざるを得なかった。「子どもには同年令の仲間が必要である」、「せめて野球の出来る位の集団に入れたい」というのが、親達の強い要求であった。表Ⅱ-4は統廃合の話が持ちあがった時の婦人達の意見である。「学校があること自体が不思議」、「大勢の中で勉強させたい、遊ばせたい」という積極的な統合賛成派から、経費がかかるから仕方がない、皆がよろこぶからよいなどの消極的賛成派までいく分違いはあるものの、結局は統合と決まり、統廃合に伴う心配事は地域としてのとり組みで解決策が模索されていくことになる。

親達の気持を統合へと向けたもう一つの要因はC集落住民も智恵文単位での季節保育所へ子どもを通わせはじめたことである。統合時期にはほとんどの幼児が保育所に通っていた。幼児期に大勢の友だちと遊ぶことを覚えた子ども達も、小学校に入ると同時に再び小人数の地域の学校に通うことになる。同年令の友人を失うばかりか、友達そのものも数が減少し、淋しがる子ども達を、親が見かねるようになったのである。勿論K氏のように最初から「大きな学校で

表一Ⅱ-4

<学校統廃合について> (C集落婦人の意見)

統合賛成意見——

生徒数の減少

同年令の仲間が必要(せめて野球のできる集団に入れたい)
学校がある事自体ふしぎ(統合になってよかった)
大きな学校で暮らしたほうが、親離れする
大勢のなかで勉強するのがよい
生徒数が減少し、しかたがない
経費、教師がたいへん
最終的に子どもが減って賛成
子供がいなかったから皆のいうとおりするしかしようがなかった
何度も話しあいがあり最後に統合が決まる
皆喜んでいるからいい

心配だった点——

交通の問題(事故、冬の通学、道路が悪い)
淋しい(学校行事が無くなる)
子供の性格(内向的、引っ込み思案——大きな集団になれない)
地域のまとまりがなくなると思った
先生が居なくなる事
行き届いた教育ができなくなる(学力の問題、非行が入ってくる)

暮したほうが親ばなれする」「大勢の中で勉強するのがよい(学力が上がる)」と考える親もいたし、事実、すでに市街地に住宅を移し、農業は通い作の形にして子どもを市街地の学校に通わせている農家もあった。しかし状況が変わり、学習を積み重ねる中で考えを変えていった親も多かった。

さらに、この集落の世代交替の反映が考えられる。統合以前の住民に関し、さきの報告書ではこの集落の父母達を次のようにとらえている。「父母の教育に対する関心の高いところであり、高校・大学の進学も多かったようであるが、児童数の少なくなった現在、又社会情勢の変化に伴っての教育の関心についてはあまり質的に変化していない」。また「割合に封建的な気質もうかがわれ、いわゆる若い者よりも年配者の発言権がまだ強く感じられる」と見ている。前回話しが実らなかった背景には、以上にのべた2つのはっきりした考え方の違いが存在したからであるがさらに、「地域の学校を残したい」という強い要求が、発言権の強い年配者によって出されたことも1つの原因であったと思われる。

生産活動の担い手が若い世代に移行するに伴い、若い人の発言権が増してきたことも考えられる。二度目の話がもちあがった時には、子を持つ親に決定をゆだねられたこともあり、住民側の合意は比較的スムーズにいったといえる。この場合の「世代交替」とはむしろ、五年間の集落自体の生産活動からきた意識の変化といったほうがよいかもしれない。農業生産の面では、厳しい状況のもとで地域的集团的取り組みが要請されてきている。C集落でも補助金による大

型機械導入を契機として機械の共同利用や共同作業をすすめてきており、主に40代の経営主が中心にC集落の農業経営を展開する段階に入ってきた。また集落をこえた智恵文単位で協力しなければ生産を支えてゆけない状況もでてきた。閉鎖的で「割合封建的」であった年配者達も、それらの生産に関する会議や作業を通して民主的な考え方に接して来たり、また若い人達の発言権も強まって来たりと考えられる。その中でもとりわけ当時のPTA会長でかつ営農集団長として活やくしていたI氏の、集团的とり組みを志向するリーダーシップが、統廃合問題においても発揮されてきた。様々な不安を抱きつつも以上の様な状況のもとで、統合が決定されることになったのである。

2) 統合決定に当たりの条件整備

統合するに当たって、子どもの教育に関する心配や地域のセンターを失う淋しさはあった。交通機関による通学は交通事故が心配であったし、引込み思案の子が大きな集団に入ってゆけるか、行き届いた教育ができなくなるのではないかという不安がある。また地域そのものがまとまりを失うのではないかという心配もあった。

昭和58年8月21日集落内で統廃合が決定されるとすぐに、その事によって起ってくるであろう諸問題の対応へと動きだしている(表Ⅱ-5)。1週間後まず市教育委員会(教育長、学校教育課長)とC集落代表(PTA会長・副会長・部落会長・副会長・校長の計5名)との話し合いがもたれている。統合に当たって必要な事柄としてC集落は4点の要望をそえている。①スクールバスで児童を送迎すること、②学校の坂の傾斜緩和・道幅の拡巾、③14線を通り天塩川右岸堤ぼう上の車輛通行、④幼稚園児・保育園児を乗車させてほしいという要望である。教委側は、その要望をうけ、美深土現の所長との交渉、北海道開発局名寄河川事務所々長との交渉を重ね、12月23日に正式に返答している。その間、部落の方でもしばしば経過説明や話し合いがもたれ、いくつかの新しい要望が提出されてくる。例えば、廃校後の校舎や校地の借用と管理運営や利用法、あるいは通学路の安全確保のため車輛の時速40km制限や改修工事等、統合後に生じて来るとされるあらゆることを考慮し、改善してゆこうという姿勢が見られる。正式に閉校記念協賛会が発足するのは56年1月末であるが、それまでの半年間に住民が集まって話し合いをしたのは、記録に残されたものだけでもPTA総会6回、部落総会6回もあり、それぞれ議論が尽くされているのである。

この中で、子どもの教育の条件確保のためばかりでなく、地域のまとまりを維持してゆくことを考慮に入れてとらえた対応が、新農業構造改善事業の補助事業導入によって集落施設を建設することであった。この施設建設の話しも、ちょうど学校統合の話しと同時平行的にすすめられていた。

即ち、補助金を受けられるのはぎりぎり56年度までということもあり、閉校を待たず、校庭の一面を借りうけて地域のセンターを建設する計画がすすめられたのである^{註12}。とくにこの地域の場合、婦人の交流の場を確保するための「自給食品加工処理施設」がそなえられたことに特徴がある。経営主の側は、生産組織や部落会を通して交流を深める機会が多かったが、婦人の場合、学校への協力(学芸会や学校掃除その他)婦人会活動・分館活動など、ほとんどが学校を介した活動であり、閉校により婦人の交流のなくなるのが心配された。しかも生産組織をスムーズに維持、発展させていくには、とりわけ婦人の交流に支えられた理解が必要とされてきたからである。

表一Ⅱー5 C小学校閉校までの経緯

年月日	C 集 落 内 の 動 き	年月日	市教委との交渉, その他
55. 7. 7	P T A総会(正会員) (学校統廃合基本構想について話し合い)		
7. 13	第1回P T A正会員並に子を持つ親の 会(学校統合の基本構想について話し 合い統合する方向で意見がまとまる)		
7. 25	部落総会 (統合についてのP T Aの考え方を説 明, 部落の意向集約)		
8. 20	P T A総会 (統合についての意見確認)	8. 28	市教育委員会と話し合い { C集落~P T A会長他4名 { 市教委~教育長, 学校教育課長 (統合する方向について市教委の了承 を得る)
8. 21	部落総会 (統合についての意見集約 子どもを持つ親の意向を尊重し, 通学 路の安全確保のための道路整備を条件 として統合の方向で市教委と話し合い を進めることで意見の一致)		
9. 14	第2回P T A正会員並びに子を持つ親 の会(市教委交渉経過報告と今後の対 応)	9. 19	美深土現と市教委の交渉 { 美深土現所長 { 教育長, 建設部次長, 学校教育課長 (C集落の要望について)
9. 17	部落総会 (市教委交渉経過報告と今後の対応)	11. 22	美深土現と市教委の交渉
12. 3	部落総会(統合時期について)		
12. 4	P T A総会(前日の経過説明)	12. 4	P T A会長市教委へ 統合時期, 56年は困難 堤防上のスクールバス運行要望
12. 27	P T A総会(市教委の今までの経過報 告を了承, 統合時期の決定)		
12. 28	部落総会(統合時期の決定)	12. 20	北海道開発局名寄開発事務所長 市教委との交渉
		12. 22	P T A会長他4人(P T A全員)市教 委へ(通学路安全の為の要求他)
		12. 23	部落会長, P T A会長市教委へ (市教委より正式返答うける)
		12. 26	P T A会長市教委へ(河川事務所との 交渉結果報告うける)
56.		56. 1. 7	美深土現へ(市教委, 建設部5名)
		1. 9	部落会長, P T A会長, 市教委へ (通学路速度制限要望(40k)中学生

年月日	C 集 落 内 の 動 き	年月日	市教委との交渉, その他
56.			
1. 27	P T A 総会	1. 24	自転車通のため。57年4月統合の方向 P T A 会長市教委へ（名寄警察署交通 係へ要望提出）
3. 8	部落総会（閉校記念協賛会設立準備委員 会の発足決定）		
3. 14	閉校記念協賛準備委員会	3. 23	市教委へ協賛会設立の報告
3. 28	第1回閉校記念協賛会総会		統合正式要請（校長, P T A 会長, 部 落会長）
4. 18	第2回 “	4. 13	営農集団生産施設の設置について
6. 4	閉校記念協賛会本部役員会	6. 4	P T A 会長市教委へ
6. 14	閉校記念協賛C小住民大会運動会		通学路工事箇所報告確認
6. 20	協賛会各部委員会	6. 10	工事開始
7. 9	協賛会本部役員会	7. 7	道路整備について美深土現に要請 （P T A 会長）
9. 8	閉校記念協賛C小住民学芸々能発表	8. 1	学校坂について名寄保線区現地調査 （P T A 会長, 他3名立会い）
12. 5	老人クラブ座談会	10. 12	道路改良について美深土現に要請
12. 9	協賛本部役員会	11. 20	市教委へ, 協賛事業補助について要請 （協賛会長, P T A 会長）
57. 1. 9	協賛会事業委員会	12. 11	市教委管理係（校具備品の台帳照合整理）
1. 12	記念誌印刷発注		
1. 29	協賛会式典委員会		
2. 19	“		
3. 4	第3回閉校記念協賛会総会		
3. 9	各係毎準備打合せ		
3. 19	閉校式並びに惜別会会場設営		
3. 21	名寄市立C小学校閉校式並びに惜別会		

注 C小学校閉校記念誌および名寄市教育委員会資料より作成

この事業が具体化するまでには幾つかの段階があった。昭和53年に話しが持ち上がると、その年度中に何度か予備審査があり54年に決定した。55年に設計をはじめとした具体的な施設に関する計画をたててゆくため、建設委員会が結成されている。これには営農集団（経営主）をはじめ婦人部からも代表が選ばれて参加しており、さらに農協・普及所も構成メンバーの中に入っていた。施設の具体化は、主にこの建設委員が中心的に担当してきたが、先にも見たようにこの時期は小学校統廃合問題で頻りにP T A や部落会の総会がもたれた時期であり、それらの会合のたびに新しい施設の事が話題となっており、結局は全体の意見を引き出す場ともなっ

ている。このように小学校統廃合の話と施設的具体化の話は、1つの会合の中で密接な関連を持ちつつ展開されたわけで、廃校後の地域のセンターとしての位置づけは、集落の人達にとっては無理なく結びつく話であった。

以上、C小学校の統廃合は、過疎地であるために一層集落にとって重要な機能を果しており、ぎりぎり可能な段階まで統合を避けることによって小規模教育に関する学習を積み重ねている。その学習を基礎にして統廃合の話とそれに伴う条件整備運動を同時に展開することが可能であった。

注1. A集落の学校統廃合に関しては、集落施設建設との関わりですでに拙稿「社会教育関連施設の構造と集会施設」(『地域農業構造再編下における農民の主体形成』北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書第27号1985.)で分析を試みている。

注2. 現在A集落では「部落」という表現をやめ、「町内会」を使用している。

注3. 拙稿前掲論文P. 261参照。

注4. この委員会は、会長に昭34年から40年まで6年間PTAをしていたT氏、専門委員には統合時のPTA会長A氏、町内会長M氏、A集落から市議会議員に立っているK氏がなり、いずれも地域の有力者として市との交渉に当たっている。

注5. 両団体は、方言・思想・習慣等にも幾分相違があり、山形県人は「進歩的で相馬の人達は保守的」であったと記されている。

注6. 明治36年「A仮簡易教育所発起人会」が設立し、借家での教育がはじまる。自給の食料さえまかなえない段階で時期尚早との声もあり議論が紛糾する中で、発起人の尽力で開所にこぎつけている。37年4月、校舎が竣工したときがA小学校創立とされている。

注7. 名寄村の理解を得て村費より補助金も受けている。

注8. 閉校記念誌にのった当時の子ども達の作文には、草花や小動物の話しがしばしば出てくる。

注9. その一つの工夫として集団思考や相互ねりあげといった集団活動の能力を育てる機会を多く作り出すために、学級活動やクラブ活動を、学年の枠を払いのけ全校でとり組む形をとっている。この他、さらに学校単位のとり組みでは不十分であるとして、小規模校数が年に何度か合流して集団学習や交流学習を行う試みもなされている。

注10. この研究大会発表資料では、この集落の子ども達についてへき地、複式、極小規模校であるが故に持つ特性をそのまま持っているにとらえている。長所としては①素直で明るく従順である。②のんびり型でなごやかな雰囲気をもつ。③言われたことは生真面目に粘り強くやる。④上・下学年のへだてなくみんな仲良しである。その反面短所としては①生活に対して反応がにぶい。②自分から進んで行動することがない。③教師の指示があれば動くがなければ動かない。④教師が必死に努力してもなかなか通ぜず反応がなく、刺激に対する感受性が薄い。⑤生活空間が狭く同じ顔ぶれのため対立・競争、葛藤の場がない。⑥集団活動の能力がそなわっていない、などをあげている。勤労生産活動を特別活動の中心にすえることによって、子ども自身が、自分の力でやれることに取り組み、「子ども自から問題を発見し、その解決の過程で子どもの主体性を高め、相互刺激を多くし、集団活動の能力を高めてゆく」ことを意図したとり組みであった。

注11. 報告集の課題の中で、「子ども達は総体的に見て良く動いた方であるが、自分達の個人的な問題としてのとらえ方は、まだ不十分」「総合指導計画」の中に「個人的に目を向けた場合、一人ひとりの子どもに合った指導計画が不十分」であったと反省されている。

注12. 学校の校庭としてまだ使用している一画を借りうけ、建設をはじめるといふことにはかなり無理があったが、住民の熱意に、学校・教育委員会側はおれて、閉校以前の集落施設落成が実現した。

第3章 地域における教育の再編

1. 統合後の課題と住民の対応

学校統廃合は、住民自身がスムーズにその問題を受けとめたにせよ、地域に大きな変化をもたらしてきた。統廃合によって生じてきた諸問題は、改めてそれまで地域の学校が担っていた役割を自覚化させ住民達は廃校により失われたセンターとしての機能や社会教育としての機能のかわりに新たな学習・教育の組織化を行っていく。A・C両集落は、それらの諸問題に積極的に取り組んでいった事例である。

A集落は、割合早い時期に統合の話を受け入れ、統合後に生じてきた問題に一つ一つ取り組み、近隣5集落を含めた拠点となる規模の集落センターをつくりあげてきた。C集落は、最初統合の話が出た時点では応じず、差し迫った状況にいたってはじめて、住民の側から統合の話を持ちだしており、統合により生じてくるであろう問題の対応と統合の交渉を平行して展開、集落の交流の場としてのセンターをつくりあげてきた。これらの展開は、地理的条件、学校規模、地域の生産および生活の構造の違い、それと関連した農政の展開などに大きく規定されてきた。ここで先ず、それぞれの集落が、統合後、どのような対応をとってきたかをより具体的に見てみよう。

1) 教育運動から施設づくりへーA集落の場合^{注1}ー

地域を結びつけていた中心的な「学校」がなくなることによって、集落がバラバラになるのではないかと、という懸念は、老人ならずとも抱いていた。A集落の場合、学校にかわる地域の「要」として、廃校々舎を利用した「保育園」を住民たちはつくりあげてきた。

頂度統合の話が出たころ、農家戸数も急激に減少し、住民は集落としての未来に不安を感じてきた。それまでは、出身団体の性格をもちつづけ、祭りも別々に行っていたが、この時期にようやく接近を試みている。その契機になったのも学校統廃合であった。学校がなくなること、集落としてまとまって生産・生活を維持していく事が困難になるのではないかと不安が住民にはあった。それぞれの団体は、春と秋に別々の神社の祭りを催していたが、祭りの日を統一し、相馬神社の祭りの「月」と山形神社の「日」をとり、9月2日を祭りの日と定めた（祭り自体は今日も別々に行っている）。このような統廃合を契機とした動きの中で、直接教育に関わって出てきたのが保育園づくりや子ども育成会活動であり、さらにそれらの拠点としての集落施設づくりである。

①保育園づくり

A保育園は、廃校々舎の活用として発案され、住民の手により創りあげられてきた教育組織である。廃校々舎には、公民館分館^{注2}が残されており、保育園の運動会と分館活動としての集落の運動会を合同で行うなど、従来小学校が担っていた地域のセンターとしての機能をも引きついでいる。季節保育園に関しては、従来、農作業との関係で要求としてあったが、廃校を契機に農協婦人部より話が持ちあがり、町内会長を通しての市との交渉、婦人部による保母さ

んの確保，青年部を中心とした集落全体の労働奉仕による改装や遊具づくりなど，まさに手づくりでつくられてきた。

この季節保育園は，近隣集落からの幼児も受け入れている（A集落の幼児が過半数を占める）が，当初はとりわけ「A集落の小学校にかわる教育施設」としての色彩が強く，幼児の父母からなる「父母の会」（各集落の代表者で構成されている）の他に，A集落の町内会役員とA集落の幼児の父母で構成される「運営委員会」とがあり，仕事を分担していた。即ち，「父母の会」は主に保育園の行事に関して協力する組織であり，「運営委員会」は，財政問題や行事計画など，運営面を担当していた。しかも，この時期には市からの助成金，父母負担の保育料の他，町内会からの資金的な援助もあり，町内会側が，保育園を集落の重要な組織として位置づけていたことがわかる。

しかしこの保育園も開所以来，軌道にのっていくにつれ，独自の展開をみせはじめる。昭和50年，父母の会の要求により，保育園は町内会から独立する。運動会を地域の行事として位置づける点では変らないが，保育園の運営そのものは町内会から独立し，父母の手に委ねられ，町内会からの資金援助も中止し，市の助成金と父母負担の保育料で運営されることとなった。また保育内容についての改善もすすめられ，昭和56年より，保育の時間が延長される。当初は4月から10月までの7ヶ月間，9時から5時までの8時間が保育時間であったが，期間は4月から11月まで，時間は農繁期の場合9時より6時までと延長している。さらに，冬期間は，小学校就学前教育の要求が高まり，週1回開園し5歳児の保育（就学前教育）を行うことになった。

このようにA集落住民手づくりの保育園は父母の要求を反映し，保育園としての機能を充実していったが，さらに保育条件改善のために，集落を越えた組織を作りあげていった。昭和53年より，市内にある4つの季節保育園で連絡組織をつくり，運営委員や保母の間で，保育（教育）内容の交流を行い，保母の待遇改善要求をとりまとめ，市と交渉するといった活動をはじめているのである。

②子ども育成会活動

保育園づくり運動からすこし遅れてとり組まれ，活発化したのが子ども育成会活動^{注3}である。子ども会自体は，市からの助成金，子どもたちによる古紙回収の収益等の収入もあるが，基本は，集落全戸からの年間1500円の会費に支えられている。集落の未来を担う子ども達は，集落全体で育てていく必要があるという考えは，歴史的に日常地域の子育てに関わってきた集落住民にとっては，自然なものであった。しかし統合後の子どもの変化は，育成会活動として親達が子ども会の面倒を見なければならない状況を生んできた。

育成会の活発化は，廃校後，問題が顕在化してきたことへの対応であり，さらに保育園づくりの過程で深まった教育に対する認識が契機となっていると考えられる。

廃校がもたらした第一の問題は子どもの遊びの変化であった。小学校が廃校になって以来，地域，父母と学校との関係，子どもの地域における生活，とくに遊びは大きく変化した。学校の校庭や裏山で遊んでいた子どもの姿はほとんどなくなり，子ども達は家の中や周辺でしか遊ばなくなった。地域での子ども集団による遊びを回復するために力が入れられたのが子ども育成会活動である。統合後，子ども達は一定の時間に迎えにくるスクールバスにのり，夕方は上級生と下級生が二班に別れ，やはりスクールバスで下校する。統合するときに親達が心配した

非行化が見られない反面、時間的制約のため^{註4}放課後の友達遊びはなくなった。冬のスキー遊びは、車を利用し、より施設の設った山に家族で出かけるため、裏山での遊びも見られなくなった。このように、自然に恵まれていながら自然と親しむ活動がなくなり、子ども会活動として組織しなければならなくなっているのである。統合後友人の数が増えたとする答えは多いが、子どもにとって必要な日常的遊びにまでは発展していない。

第二に学力の問題である。親達が最も統合に期待したことは、社会性と学力問題であった。社会性を身につけてほしいという希望に関しては、たしかに友人の数が増え、生活にけじめの出てきたことをあげている。しかし現在子どもに関する心配事の中で、学力についての問題が最も多く、大規模校が必ずしも学力を向上させることにはつながらないことを示している。

第三に親と学校の関係の変化である。学校は大規模校であり^{註5}、教師と父母の接触が薄くなって子どもに関する悩みを話すチャンスも少ない。非農家の父母の多い中で、PTAに出席する機会も明らかに減り、学校での子どもの様子自体がわからなくなっている。かつては学力から生活のすべてに関する相談相手となり得た教師であるが、現在、主に学力や進路の相談相手として限定されてきている。それさえも大規模校においては十分に果し得ない問題がある。当初は統合に賛成した親たちも、統合校に通うことによっておこるこれらの変化（問題）を自覚しはじめ、子ども会への期待を大きくしていくのである。

③ 教育活動から施設づくりへ

学校統廃合を契機として起ってきたこれらA集落の教育活動と密接に関連して建設されたのがA集落センターである。もともとこの施設づくりは、住民からの運動により建設されたものではなく、西部地区の他の集落がいずれも引き受けなかった補助事業を引き受けたものである。しかしその過程で住民の要求をもとに、学校にかわる集落の施設としてつくりあげていった。

この「西部地区集落センター」は、昭和56年度新農業構造改善事業として50%補助を受け建設された。名目上は6集落220戸対象の事業であるが、建設費の残り50%はA集落のみで負担し、維持・管理もすべてA集落に任されている。建設に当たっての各戸負担金の額、設計、管理運営上の問題は、センター建設決定と同時に組織された「集落センター建設期成会」^{註6}で検討が重ねられてきた。この設計の段階でまず考えられたのは保育園をセンターの中心的な機能として位置づけることであった^{註7}。かつて小学校が担っていた機能を保育園に継承させようというのが住民達の意向であった。

しかし集落センターの本来の機能はあくまで集会施設である。教育施設とは独立した集会施設の建設で、各種の会合は活発化し、集落内の生産・生活活動にも影響を及ぼしている。なかでも、転作を迫られ、積極的に新たな作物、新たな機械を導入しようとしている生産活動においては、学習課題が山積しており、新しい施設は、それらの活動に絶好の場所を与えることになった。また、全く新たな機能として、従来集会の機会を持てなかった老人達が集まれるようになった事は重要である。

以上のように、A集落の場合、市街地に隣接しており、市街地との接触も多い状況下で、統合がスムーズにはこばれた。しかし統廃合によって生じてくる地域へのしわよせ、すなわち、廃校とともに地域を結びつける重要な「要」を失い、子どもの学校生活が地域から分離することによって遊びや学習上問題が生じてきたことへの対応として、保育園づくり、子ども育成会の活性化、施設づくりの運動を展開してきた。まだすべてが順調なわけではなく、学校教育と

地域生活，教師と父母の關係が，父母の要求にもかかわらず疎遠になっていることなど課題は残されている。

2) 地域における教育の再編—C集落の事例—

C集落の場合，最初の統合の話があってから二度目に再び話しが持ちあがるまで数年の間隔がある。それ故，統合により諸問題が起こってから対応するというより，統合までの過程ですでに条件整備運動が試みられてきた。その様子は前章の統合の過程のところで述べたが，この段階では主に，通学に当たっての危険防止の対策に集中していた。しかしC小の場合，住民の要求に基づいた統合ではあったが，住民にとってはやはり不都合を伴うものであり，何らかの対応が必要とされてきた。

先ず学校統廃合が子どもや地域に及ぼした影響である。C集落の場合，統合によって子ども達の表情が明るくなった。友人が増えたという積極的評価が多い（表—Ⅲ—1）。親ばかりで

表—Ⅲ—1

<廃校後の変化>（C集落婦人の意見）

- 子供 —— 明るくなっているので良かった
友達が増えた
冬は家にとじこもりがち（夏は自転車で行けるが冬は送る必要）
冬の通学が大変（吹雪いたときなど）
部落の行事に子供が出なくなった
- 先生 —— つながりがうすくなった（名前もよく知らない）
先生は田舎を嫌う（地域に住まない、転動したがる、以前はよかった）
地域の人でない人（教師）が相談役として話し合うことが無くなった
自分達で一生懸命考えなければならなくなった（以前は先生達がいろいろやってくれた— 公民館分館活動など）
- 地域 —— 子供のことがわからなくなった（どこの家の子かわからない）
地域住民の和がなくなった（学校があったころは毎日のように出た、今はそれがなくなって年とったみたい）
地域の行事が無くなって淋しい
親は楽になった（学校行事は学校ですてくれる）

はなく地域の大人達もそう感じている。その点で何よりも統合は積極的な意味を持っていた。また親達にとっては，学校に関わる仕事が減り楽になったという感想も多く聞かれる。しかし反面いくつかのマイナス面も明らかになった。第1は，A集落の場合とほぼ同じく，放課後の遊びの減少である。子どもの生活圏からすると，統合後の学校友達との遊びには無理がある。自転車の使える夏はいいが冬場は車での送迎なしには動きがとれない。第2は通学の問題である。スクールバスは三集落を交互に順番を変えてまわるので，車で10分程の学校にも1時間近くかかる場合があり，体力的に負担もかかる。第3に，学力およびそれと関わって教師の問題である。統合後の学校に関する親へのアンケートでは，統合による学力面での変化を指摘している親はC集落の場合3人中1人であるが，他集落の人の声には，「わからないところがそのままになる」「学力が低下する」という声がかかれ，さらに智恵文小自体の生徒数減により複

式学級が出来たことにより、複式の指導法に対する不安も出ている。また、学力と関わって教師が地元に住まず、腰かけの意識が強いことへの不満も出されている^{註8}。第4に学校教育への親の関り方の変化である。C集落の場合、明らかに子どもの教育に関しては、住民の手から離れて専門機関への依存度を強めてきている。子ども会についても、学校が中心となり、(一年毎小学校と中学校が交互に担当) 父母は手伝い程度に関わっているにすぎない。智恵文地区の場合、畑作地帯で労働が激しく、子ども育成会を親中心に担うことは困難であるという状況があるからである。学校教育を住民が支えていかねばならない状況もなくなり、専門機関への依存度を強めてきたことで親は非常に楽になった。しかし一面、学校教育理解、子ども理解が稀薄になる危険性もはらんでいる。第5の問題点は、地域生活と子どもたちとの遊離である。部落の行事と学校の行事の分離によって、子どもたちが部落の行事に参加しなくなっている。PTAや子ども会の世話は子を持つ親だけのものとなっている。子を持たない農家(とくに年配者)は、子どもの教育に関わりたいと希望しながら、どこの子かも識別できない状況がすすんでいる。最後に、学校がなくなることによる社会教育活動の変化である。ひとつには、社会教育を担っていた専門職員が地域からいなくなることで、その担い手が住民のリーダー層に移っていった。廃校前は、公民館分館長は校長が兼任し、やはり事務局を学校においている青年団の顧問もしていた。それらすべてを住民自身が担わなければならない現在、教師のいないことを残念がる声も多い。集落外の人(教師)の存在は、普段見過ごしている欠点を住民自身に自覚させるもので、地域の良き指導者、社会教育の担い手として教師は大きな役割を果たしていた。統合後、「社会教育活動」としての分館活動は、形式上は料理講習など二・三の活動に限られてきた。C集落を含む智恵文地区としては、中学校長が館長をしている地区公民館もあったが、学校近辺の非農家の婦人を対象に細々と活動していたにすぎず、C集落との接触はうすいため分館にかかわり得る機能は担い得なかった。

このように、子どもにとっても、地域にとっても、統廃合は積極面とマイナス面をもって変化をひき起こしてきた。しかしC集落住民は、マイナス面克服のため、いくつかの点で努力している。先ず学校教育への積極的関わりがあげられる。婦人は、とくに小学校教育との関係で、教育条件改善のための働きかけをしている。統合後の学校も小規模校で^{註9}、児童数50名前後にしかならず、昭和57年度からは複式学級もできている。毎日の連絡ノート活用などで、生徒1人1人に目の届くよう努力は見られるが、かつて複式学級の指導法について学んできたC集落の親たちには心もとなく見えたに違いない^{註10}。連絡ノートを通しての父母からの頻繁な注文に、教師の方が最初とはまどいがちであった。しかし「勤務態度から指導法にいたるまで注文をつけられる」そうしたやりとりの中で、「すっかり落ち込んでいた教師が最近では目に見えてたくましく、熱心になってきた」(教頭談)という状況も生みだしているのである。PTA活動にも熱心で発言の多いのもC集落の親であり、子ども会に関しても、教師ばかりに負担はかけられないし、子ども会としての独自性を出すにも父母中心になるべきであると、積極的に関わり出している。

労働の厳しい畑作地帯の中で、C集落の存在は積極的であると評価されているが、智恵文地区内でとりわけ特異な存在なのではない。A集落の子どもの通う学校とは異なり、智恵文小学校はPTA会員44名という小規模校であり、父母と学校との関係はより近く、種々の連携も保たれている。父母は教師に対し要望があればよく話しをしている(表-Ⅲ-2)。学校教育に

表一Ⅲー2 智恵文小学校PTA会員に対するアンケート調査

集落	小学生の母親(人)	農家数	学校に対する要望のある場合、それを教師に				学校について							
			話している	遠慮がけない	話すつもり	無回答	満足している	まあまあ	改善してほしい	学習面	生活面	その他	無回答	
①	9	1	4	3		2	3	5						1
②	4	4	3			1		4	1	1				
③	6	4	6					5	1	1				
④	3	3	2			1	1	1						1
⑤	3	3	2	1			1		2				2	
⑥	4	4	4				3	1	1	1	1		1	
⑦	3	3				3		2	1	1				
⑧	1	1				1		1						
⑨	1	1	1					1						
⑩	3	3	2			1	1	1						
計	37	27	24	4		9	9	21	6	4	1	3		2

②=C集落 (%)

①		11.1	44.4	33.3		22.2	33.3	55.6						11.1
②		100	75.0			25.0		100	25.0	25.0	25.0			
③		66.7	100					83.3	16.7	16.7	16.7			
④		100	66.7			33.3	33.3	33.3						33.3
⑤		100	66.7	33.3			33.3		66.7				66.7	
⑥		100	100				75.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0		
⑦		100				100		66.7	33.3	33.3				
⑧		100				100		100						
⑨		100	100					100						
⑩		100	66.7			100	33.3	33.0						
計		73.0	64.9	10.8		24.3	24.3	56.8	16.2	14.8	2.7	8.1		5.4

※調査概要 調査対象者 智恵文小学校PTA母親会員 41名
 調査時期 昭和59年9月
 回収率 37名(37/41 90.2%)

についても(表一Ⅲー3),「まあまあ満足している」を含めると80.1%の人は満足しており,その点でC集落と地区内の他の集落到大きな差はない。また実態はともかくとして,子ども会の世話を父母と教師が協力してやるべきという点では同じ考えを持っているし,具体的なPTAの参加の実態(表一Ⅲー4)にしても違いはない。しかし強力なリーダーの存在,活発な発言など学校側も認めるように,智恵文全体の考えを代弁し,リードしていることから明らかである。

表一Ⅲ-3

集落	小学生の母親(人)	子ども会活動への期待								地域の子どもの世話				
		自ばす主性を活動伸	スポーツ・体力づくり	清掃活動等奉仕	活動郷土を知る	し礼儀作法	文化的活動	自然活動に親し	その他	無回答	教師中心	父母と教師	父母中心	無回答
①	9	4	6	1	2	5	1	1		1		8		1
②	4	2	2	1	1		2	1				3	1	
③	6	3	4		1	1						6		
④	3	1	2								2	1		
⑤	3	2	2		1	2		1			1		2	
⑥	4		2	1	1	1	3					3	1	
⑦	3		1			1				1		1		2
⑧	1					1		1						1
⑨	1	1	1									1		
⑩	3	3		1				1				2	1	
計	37	16	20	4	6	11	6	5		2	3	25	5	4

②=C集落

(%)

①		44.4	66.7	11.1	22.2	55.6	11.1	11.1		11.1		83.9		
②		50.0	50.0	25.0	25.0		50.0	25.0				75.0	75.0	
③		50.0	66.7		16.7	16.7						100		
④		33.3	66.7								66.7	33.3		
⑤		66.7	66.7		33.3	66.7		33.3			33.3		66.7	
⑥			50.0	25.0	25.0	25.0	75.0					75.0	25.0	
⑦			33.3			33.3				33.3		33.3		66.7
⑧						100		100						100
⑨		100	100									100		
⑩		100		33.3								66.7	33.3	
計		43.7	54.1	10.8	16.2	29.7	16.2	13.5		5.4	8.1	67.6	13.5	10.8

閉校当時PTA会長であったI氏は、中学校でもPTA会長を引き受けているが、この会長のもとでPTAは、中学校の教育条件改善にとり組む^{註11}と同時に、智恵文地区全体の教育、とくに保育所から中学校まで連携した教育の在り方を追求している。例えば、従来社会教育課管轄のもとで会員のみを対象とした「家庭教育学級」を、地区公民館の活動とし、地区全体で子育てを語りあい、学びあう場とする試みに見られる。

最後に社会教育を担っていた学校がなくなることへの対応である。公民館分館長としての校長がいなくなった当初、とまどいを感じた住民も、自ら分館の活動や運営を処理する組織を充実していった。分館運営委員会は集落内の各組織の代表(営農集団、婦人会、青年会、老人ク

表一Ⅲ-4 P T A活動への参加（智恵文小）

集 落	小 母 学 生 の 親 (人)	総 会	役 員 会	奉 仕 作 業	中 学 校 視 察(1)	中 学 校 視 察(2)	複 研 式 修 部 会	学 芸 会	市 大 P 連 研 究 会	給 食 試 食 会	総 会	ス キ ー 大 会	卒 業 式	送 別 会	回 答 者 数
①	9	4	3					3		3	1	3	3	4	5
②	4	3	1	1	1	1		1	1			3	2	2	3
③	6	4	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	3	2	4
④	3	2	1	1	1		1		1	1		2		2	2
⑤	3	3	2				1	2	1	1	1	2	2	2	3
⑥	4	2	3					1		1		2	2	3	4
⑦	3											1	1		1
⑧	1														
⑨	1														
⑩	3	2		2	1	1		1		1		1			2
計	37	20	11	5	4	3	3	11	4	8	3	15	13	15	24

(%)

①		44.4	33.3	0	0	0	0	33.3	0	33.3	11.1	33.3	33.3	44.4	55.6
②		75.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0	25.0	25.0	0	0	75.0	50.0	50.0	75.0
③		66.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	50.0	16.7	16.7	16.7	16.7	50.0	33.3	66.7
④		66.7	33.3	33.3	33.3	0	33.3	0	33.3	33.3	0	66.7	0	66.7	66.7
⑤		100	66.7	0	0	0	33.3	66.7	33.3	33.3	33.3	66.7	66.7	66.7	100
⑥		50.0	75.0	0	0	0	0	25.0	0	16.7	0	50.0	50.0	75.0	100
⑦		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33.3	14.3	0	33.3
⑧		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩		66.7	0	66.7	33.3	33.3	0	0	0	0	0	0	0	0	66.7
計		54.1	29.7	13.5	10.8	8.1	3.1	29.7	10.8	21.6	8.1	40.5	35.1	40.5	64.9

ラブ) から構成されているが、活動計画や財政処理にとどまらず、集落内の重要な問題の審議機関としての位置を占めるようになった。すでに昭和50年代後半にもなると、学校は、特定の分館活動を担う以外、社会教育との関わりも薄くなってきており、教師と住民の生活にも一定の距離ができていた。それ故住民が最初感じたとまどいの克服にさして時間はかからず、運営委員会の充実がなされていったのである。

さらに、生産・生活を含め、集落を越えた智恵文全体のまとまりが求められている現在、地区公民館の問い直しも必要となり、新たな試みがなされている。従来は、分館と同じく、市公民館管轄のもとにあり、財政的にも活動内容も制約があった。集团的とり組みを必要とする生産上の課題や健康問題など、地域独自の課題を公民館活動としてとりあげるため、農協と協力

体制をつくり、館長も農協や地域の内部事情にくわしい市役所智恵文支所長^{注12}に替り、新たな公民館づくりがなされてきた。さきあげたC集落のI氏は、運営審議会のメンバーとして、公民館の新たな方向性を打ち出す活動にも力を発揮している。組織面では、農協との連けいの他、運営委員会のもとに各集落代表から成る実行委員会組織をつくっている。これは各集落の活動を基盤とした公民館活動を作り出すのに役立っている。活動内容は、地域の交流を目的とする行事が多くもり込まれているが、特徴的なものとしては、地域共通の課題をとりあげた「健康管理推進協議会」の組織化とその活動である。特に畑作地帯では経営を維持し、あるいは地力を維持していく上で多様な作目を導入する農家が多く、労働条件が非常に厳しい。それ故健康問題も深刻であり、智恵文地区では、公民館、農協、各集落代表を中心に、関連する医療、教育関係機関と連携した健康問題の取り組みがはじめられている。

以上のように、廃校を契機に様々な対応がとられたが、なかでも、集落の「分館」が新たな機能を担い、そこで培われた力を基礎に、地域の変化により切実となってきた地区単位の「公民館」をつくりあげてきた意義は大きい。

2. 地域における教育の再編と集落施設の機能

廃校自体によって、あるいはその後の住民の対応によって地域における教育の構造は大きく変化してきたが、それらは地理的条件、生産・生活の構造などに規定されてきた。A集落は市街地に近く、「社会教育施設」も比較的使用しやすい場所にある。しかも集落施設建設に当って、6集落を対象とする補助事業を導入したが、保育園を位置づける規模のしかも西部地区のセンター的機能をも担いうる施設をつくりあげてきた。C集落は、市街地には距離があり、市街地に集中している社会教育施設の日常的な利用は困難である。1集落単位の補助事業として建てた集落施設には、地域の生活共同活動を位置づけ、教育・学習活動は、智恵文地区単位で活発化していった。ここで子どもの教育と、親にとっての社会教育^{注13}とに分け新たに形成されてきた構造を整理してみる。

子どもの学校教育は勿論統合後の学校へ移ったわけであるが、地域との関係が稀薄となった学校教育は、おのずから教育内容に変化を及ぼしてきたはずである。しかしとりわけ学校外(地域)の教育が変化した。A集落の場合、専門職員を置く保育所という幼児教育の新たな施設はつくりあげたものの、小・中学校の学校外教育に関しては、学校との関係は全く断ち切れ、父母の手だけによる育成会活動として行われている。専門職員との関わりは、年に1度の家庭訪問や地区懇談会の試みにみられるくらいで、あとは住民に任されている。C集落の場合、子ども会の事務局が学校におかれ、集落での活動は父母の手にまかされているものの、地区全体の活動が中心で、父母の協力のもとに教師が中心になって世話をしている。PTA活動に関しても、父母の参加や発言が積極的になされていることから、学校と父母の間には、A集落より密接な関係が保たれていることがうかがわれる。

住民にとっての学習の機会という視点からみると、学校統廃合はやはり住民の学習の機会を1時的には失わせるものであった。とくに親の重要な社会教育の場としてのPTA活動は、統合後の学校に移ったが、当然、従来のように教師と密接な関連を持つわけにはいかないし、参加自体も減少してきた。また小学校におかれていた分館は、教育職員を欠くことになった。しかし成人にとって、学習の重要な契機は自らの生産・生活の中にあり、学校という施設(職員)

がなくなっても、課題解決のための学習を求めていかざるを得ない。A・C両集落の事例は、地域ごとの学習課題・学習要求にそくし、その地域の構造にあわせた学習の機会や施設を必要に迫られて作り出してきた事例である^{註14}。

住民の学習機会を見ると、先ず最も多く参加しているのが集落センターでの学習活動である。生産に関しては、農業改良普及所による技術指導や農協・市農政課による農政、諸事業に関するもの、あるいは機械メーカーや市場関係者、企業との懇談など、学習的要素を含むものを入れると実に多様な活動が展開している。勿論この場合の指導者は社会教育専門職員ではなく、それぞれの問題に関わる専門家である。さらに日常的には、農作業打合わせや生産組織（機械や作目ごとの）に関わる会合などが、生産活動における学習や情報交換の場になっている。また、生活に関わるものとしては、婦人部企画による料理講習会や趣味的学習サークル、あるいは公民館分館活動としてくまされる学習会などがある。しかも生活の場合は、とりわけ交流の場としてしばしば持たれる諸会合が、情報交換の場として重要な意味をもっている。

さらに広域の学習の機会としては、市公民館における、全市民を対象とした講座・学級などの他に、生産関係では農協単位の生産組織による学習、あるいは普及所・機械メーカー等々とタイアップした学習機会があり、さらに市農政課、市公民館、研究機関などとも連携をとった学習の機会がある。

このように、住民の学習を軸に見ていくと、学習的側面をもつごく日常的な交流、社会教育専門職員ではないが、学習課題に直接関わってくる関連労働者との間で組織される学習、社会教育専門労働者により関連労働者や専門機関の研究者等を組織化してもたれる学習など、様々なレベルのものがある。地域としてとらえた場合にも、集落施設を拠点とする集落住民による活動から、地区レベルの学習の組織化、さらに全市の問題として学習が組織化されてくる場合というように重層的な構造をなしている。これらの構造は、生産力の発展に伴う農業生産技術の変化、生活の様式の変化に大きく規定されて変化してくる側面が大きい。しかし学校統廃合が契機となって生じてきた変化（統廃合自体が、さきの生産力展開と密接に関連しているのではあるが）として、次の三点をあげることができよう。第一に、集落レベルでは、教師が行っていた役割を住民がかた替りしつつ維持している側面があると同時に、第二に新たな施設を拠点として、公民館分館運営委員会や老人クラブなど新たな機能が加わってくる。第三に、集落レベルの学習に重点があったものが、地区レベル、市レベルの取り組みへと比重を移し、各方面の専門家や教育専門労働者への依存を強める側面がある。

しかし、すべて一律に展開するわけではなく、地域ごとに多少とも異った構造をつくりだしている。ここで集落施設の機能を中心に見てみよう。AとCの両集落を比較すると、いずれも学校に替わる地域のセンターとして建設された集落施設が、学習的側面をもつ日常的活動の拠点として重要な位置を占めている点では共通している。しかし、その機能ないし位置づけは多少異なっている。A集落センターは、A集落の拠点であると同時に、保育所はじめ、生産組織など西部地区近隣6集落対象の活動も行われ、その拠点としても位置づけられている。またその機能は、生産・生活に関わるあらゆる活動の拠点であるが、とくに、保育所や子ども育成会活動という教育機能を中心にすえ、それと関わった形で地域の交流を深める活動を計画化していること、また集落単位の生産に関わる学習活動が活発に行われていることに特徴がある。それに対しC集落は、あくまでC集落のみの拠点としてセンターが建設された。教育・学習に関

してはむしろ智恵文レベルの保育所や学校・生産組織へと機能を移し、集落センターは、生産や生活の共同活動を支えるための地域交流を目的とする「自給食品加工処理施設」を中心にすえてきた。「公的社会教育施設」として位置づけられた「公民館」の構造として見た場合、A集落センターには集落単位の「分館」が置かれ、市レベルの市公民館に直結しているが、C集落の場合、集落の「分館」は智恵文地区の地区「公民館」と組織的につながっており、さらに全市を対象とする市公民館の活動にも参加が可能である。いわば、A集落の「二重構造」に対し「三重構造」をつくり出してきたといえる。

こういった違いを生みだした条件の第一は、補助事業の違いである。A集落センターはもとも6集落を対象とする補助事業で規模も大きく、保育所を開くことも可能な広さがある。しかし実態は、保育所以外はA集落の利用が大半を占め、集落施設としての機能を果している。C集落は1集落対象のものでほぼ1/2程の規模しかない。違いを生みだした第二は異った性格をもつ集落の構造である。それは事業導入の違いを生む背景ともなっていた。A集落は農家数減少の現在でも60戸余り、C集落30戸を切る集落である。A集落の場合、さらに5つの実行組合に分かれ生産・生活の最小単位をなしており集落内の意志統一が困難である反面、保育所や子ども育成会、あるいは生産組織を集落を単位として組織しうる規模を持つ。稲作中心のA集落は、減反政策のもとで転作を迫られ、麦や新たな野菜づくりに取り組みはじめている。それは同時に、栽培技術や機械操作、土づくり等新たな学習を必要とする過程でもあり、機能別生産組織を作ることによってそれらに対応してきた。その活動を支えているのが集落センターである。C集落の場合、1集落1実行組合（営農集団）でまとまりやすいが保育所、子ども会、あるいは生産組織などを集落単位で組織化する規模をもっていない。とくに生産組織の場合、畑作地帯として、市場対応や地力対策のための多様な作物の導入、機械化の進行など、学習を必要とする状況はA集落と同様である。しかし、智恵文地区単位でそれぞれの生産組織をつくり、そちらで学習を展開することが多い。もちろん集落での学習活動もあるが、その比重はA集落センターの場合と比較するとかなり低くなっている。

以上見てきたように、学校統廃合は、施設の規模や地域の構造、生産・生活の展開に応じて多少の違いを含みつつ、住民の学習・教育の構造を再編する契機となってきたが、なかでも、学校にかわる地域のセンターを、新たな機能をくわえた重要な拠点としてつくりあげてくることになった。従来の社会教育行政がすすめる社会教育計画では、予算や職員配置など、中央公民館に対し地区館、分館ほど位置づけが低く、むしろ行政改革のもとで末端施設切りすでの動きさえ現われてきている。しかし、住民側の生産・生活に根ざした学習課題、学習要求を実現していく過程を中心に据えた場合、統廃合を契機にA集落が、従来明確には自覚されなかった学校の担う社会教育施設としての機能を、集落センターを拠点として、住民自身の手で自覚的に継承していったように、またC集落が、地域課題にそくし公民館の三重構造をつくりあげていったように、地域独自の構造としてつくりあげていっているし、しかも、社会教育施設としては位置づけられていない集落施設が、最も基礎的な施設として重要な位置を占めていることは明らかである。学校が集落レベルから姿を消している現在、その重要性はますます増しているものであり、社会教育を地域的な構造として編成していく場合、見のがすことの出来ないものである。

3. 学習・教育に関わる認識の深まり

住民の学習という視点から見た場合、統廃合やその後の対応に関わる活動自体が同時に教育に関わる学習を要求し、学習の蓄積がさらに新たな活動をよびおこすという形で展開していることは明らかになったが、その過程でそれら活動を展開していった主体がどのような認識を深め、どのような力を身につけていったかに関して分析する作業が残されている。ただし、その分析のためには、さらに厳密な「発達」に関わる分析枠が必要であり課題として残さざるを得ない。今の段階でできることとして、事例と関わって指標としてたて得る2、3の点にしばって具体的活動の中から整理を試みる。その指標とはすなわち、①農業政策（ここでは、減反政策、機械施設の補助事業）、教育政策（教育委員会による学校統廃合の推進）への対応に現われた住民の主体的力量、②自からの学習及び子どもの教育に関わる認識の深まり、③自からつくりあげた組織や施設の管理・運営に関する能力の形成などがあげられよう。

①教育政策としての学校統廃合や生産調整政策・各種補助事業など、地域（集落）は、各種の行政・政策の具体化される場所であるが、同一の政策も、地域的な諸条件に加え、住民自身の主体的力量が、その受容過程を大きく規定する。「学校統廃合」は地域崩壊につながるとして断固反対する地域がある。受け入れて実際に崩壊してしまった地域もある。しかし、この事例のように、新たな地域の教育構造をつくり出していった事例も多いのである。ここにあげた事例も地域の変化をやむを得ないこととして受け入れ、新たな方向を模索してきたのであるが、そのような取り組みをなし得る力が集落としてそなわっており、それが新たな方向への力として発揮された事例である。農業政策として、地域の生産と生活を統一的に維持していくための補助事業による集落施設建設がなされてきた。急激に進む過疎・過密問題による地域破壊をおしとどめようと、自治省系列の補助金によるコミュニティセンター事業も展開されている。従来、地域の生活と密接に関わってきた公民館などの社会教育施設の合理化が進められる一方で、とりわけ過疎地を含む農村地域での施設の充実が目ざましい。しかし、それら施設の活用は、あくまで住民の主体的力量にかかっている。専門職員を配置しない施設がますます増加する傾向の中では、住民の力量がそれだけ重要となってくる。A集落の場合、6集落を対象とする規模の施設を導入したが、実質的には、1集落のみでフルに活用し、集落施設としての機能が強い。減反政策への対応として新たな作目の導入に積極的に取り組む集落として、おのずから施設の活用は活発化し、ほとんど連日施設での会合が開かれている。このことは、生産・生活の拠点として補助事業の出してくる基準が、いかに実態と合わないかをも示している。

C集落施設は、1集落対象の補助事業によるものではあるが、地域の課題、すなわち、生産活動における集団的取り組みを支えるために、学校にかわる婦人の交流の場（生活共同活動）が必要であるという地域の課題を中心に位置づけており、やはりその利用率は非常に高い。さらに廃校々舎も保存し活用している。デラックスな施設が建設されても、住民要求とかけはなれているため利用率の低い施設が多い中で、補助事業を集落の課題と結びつけて主体的に導入し、運用していったのは、住民自身の力量を示すものである。

②政策や地域課題への対応を通し、住民は学習・教育（とりわけこの事例は、学校統廃合という課題解決が中心にすわっていることもあり、子どもの教育に関わって）の意義を自覚し、学習教育を組織化していく力を身につけている。従来地域の学校は、学校教育から社会教育にいたるすべてをかかえ込んだ未分化な施設であった。学校統廃合は、住民にいやおうなしに学

校の担っていた機能を自覚化させてきた。とくに公民館分館としての活動は、計画から事務処理まですべて校長が担っていた段階では、住民には、「分館活動」をしているのだと明確に自覚されてはいなかったし、校長自身、住民が主体的に分館活動をやっていく力量を持っているとは考えていなかった。住民自身が自から引きうけざるを得なくなってはじめて、集落レベルで、どのような「社会教育活動」を行っていくかを自覚し、計画・遂行していく能力を身につけていった。C集落の場合は、その力を基礎に、さらに集落をこえた地区の公民館活動をも、地域の課題にそくしてつくりあげていくことになったのである。さらに、両集落の学習活動を活性化させていったのは、学校統廃合とほとんど並行してすすめられた農業政策への対応の必要性であった。A集落へのしかかってきた減反政策にせよ、C集落の畑作の市場条件の厳しさにせよ、経営の安定、発展のためには絶えざる新たな試みや集団的取り組みを必要とし、それに伴う学習要求を生みだしてきた。集落の学校という未分化な施設ではおそらく対処できないほどの学習活動の組織化は、逆に学校にかわる新たな施設ができたことによって可能となったのである。

また、学校統廃合を契機として、子どもの教育に関しても、農村地域における幼児教育や学校・学校外教育などの認識を深め、親として、地域として教育に関わっていく力を身につけている。A集落は、統廃合とともに、保育所要求をほり起こし、集落の中心に位置づけてきたが、自からの手でつくりあげていく過程で、単なる保育要求から幼児教育へと要求を高め、それを具体化しているし、さらにそれらを保障する条件整備のために、市内の連携組織をつくり、学習や要求活動をはじめている。そこで培われた力は、統合後の学校外教育にも発揮されている。保育所づくりに尽力した親たちは、学童期を持つ時期になっており、統合後の子どもの変化から、地域の学校が担っていた重要な機能を改めて自覚することになる。学校を失ったことによる課題解決への動きが親たちによる育成会活動であった。C集落は、統合の話しを契機として学校にまかせきりであった子どもの学校教育に関心を持ち、小規模校の教育実践をはじめ、学校教育と父母、地域住民との連携を追求してくる。また保育所をやはり地区レベルで位置づける契機ともなっている。幼児を持たない家もすべて維持費を負担することによって、地区全体で幼児教育を担っており、冬期間は、教育施設としての要求を実現して「幼稚園」としての補助金を獲得している。さらに、幼児期から学童期の教育を地区全体で考え学習していくための拡大「家庭教育学級」の試みを企画している。このように、教育に関する認識や要求は、学校統廃合を契機に明らかに広がりを見せ、さらに学習ないし学習的側面をもつ活動を通して、それらを具体化していく力量を形成してきているといえる。

③学校統廃合を契機としてつくりあげてきた組織、あるいは施設を管理・運営していく能力は、それらの組織や施設が、維持発展していることに見られる。その最も端的な例は、集落施設の維持・管理・運営に見られる。A・C両集落とも、それを担っているのは公民館分館運営委員会である。すなわち、部落会役員その他、青年部、婦人会、老人クラブなどの代表を含む、いわば集落内の各階層の意見を反映しうる（民主的運営の可能な）組織であり、学校統廃合後実質的に動きだした組織である。A集落の場合、センターの管理・運営に関する要求は、使用者のマナーに関する注文ぐらいである。維持費に関しては、より使用頻度の高い農家が多く負担すべきとの声もないことはない。しかし使用頻度の差を予測し、最初から農家・非農家に差をつける配慮もあり、比較的運営はうまくいっているといえる。むしろC集落のように、自給

食品加工処理施設のような維持・管理費のかかる施設の場合、階層によって受けとめかたが異なり、管理・運営にむずかしさが伴う。それは、今後施設をどう発展させていくかに関する意見についてもいえる。単なる集会施設としてではなく、生産・生活における集団的とり組みの拠点として位置づける場合、個別展開の可能な大規模農家と、集団化を経営維持の支えとして中規模農家、逆に集団化が経営の負担になりかねない小規模農家、それぞれの利害が対立することは明らかである。この集落の場合、共同化を必要とする中規模農家の層が厚いこともあって、施設の管理・運営に関しては今のところ住民の合意が成り立っている。しかしあくまで矛盾をはらみつつ形成されている合意であり、地域の発展方向に関してはなお、学習を伴った諸活動を通し民主的力量を高めていく課題がある。

以上、事例から指標としてたてうる三点を中心に整理を試みたが、学校統廃合は、明らかに住民がこれら3つの力を形成していく契機となってきた。

注1. 遠藤前掲論文では、A集落の保育所づくり育成会活動、施設づくりに関し、面接調査およびアンケートに基づいて分析を行った。

注2. 名寄市の場合、公民館は市街地に名寄市全体を対象とする名寄市公民館、農村部には11ヶ所に分館を配しているが、小学校があった時点では、ほぼ小学校に併置されていた。

注3. 子ども会及び育成会に関しては、行政側から組織化がすすめられてきた経緯があり、必ずしも自主的活動として活発に活動しているとは限らない。この集落の場合は課題が明らかになってから住民により自主的にとり組まれてきている。

注4. 時間的制約を生むものに、さらに市街地での塾やおけいごとに通う子どものできていることがあげられる。

注5. 生徒数900～1000名前後をかかえる大規模校である。

注6. この期成会には、総戸数の半数近くの経営主、30名余りが名をつらねており、しばしば会合が持たれている。決定までには、A集落出身の議員を通し市議会へ働きかけるなど有力者の力も大きかったが、期成会内部ではかなり民主的に話しがすすめられたという。

注7. センターのトイレや洗面所は、あらかじめ幼児の背丈に合わせ設計されている。しかし保育所はホールの部分だけで他の3室、厨房は集会施設専用。

注8. 最近は転勤がはげしく教師とのなじみが薄くなっており、「教師が田舎をきらい転勤ばかり希望する」「地域の人になり切らない」という不満の声もきかれる。

注9. 智恵文地区内の小学校が統合された際、市街地に近い（とはいっても峠1つこえた場所であることに変わりはない）M小学校は、智恵文小学校にではなく市街地の小学校に統合、智恵文小学校がいっそう小規模校となる原因になっている。

注10. 恒常的に複式学級のない学校の場合、研究会への参加が義務づけられておらず、複式学級の指導法には不慣れであったと思われる。C集落婦人の反論に教師の方がタジタジとなる場面がしばしばあったという（教頭談）。

注11. 例えば冬期間、寒さが厳しく古い校舎の中学校は、教室の温度を0度まであげるのに時間がかかる悪条件にあった。PTA活動として、市に交渉し暖房の改善を実現している。また校内暴力の徴候のあったときには、父母のほとんどが参加した授業参観等によりくいとどめている。

注12. この支所長は、かつて智恵文農協に10年余りも席をおき、農協やこの地区のことに詳しい。

終章 総括

学校統廃合は、とりわけ農村地帯においては、教育条件の悪化ばかりでなく、過疎化の進行や地域破壊にも導きかねない大きな問題を投げかけてきた。ここでは、社会教育的視点、すなわち、生産・生活に根ざした学習課題に、住民自身が主体的に関わり、学習を組織化していく過程を基本的すじ道とする社会教育的視点からこの「学校統廃合」問題をとらえてきた。

第一章では、経済政策、地域政策に規定されて展開してきた学校統廃合の全国的動向の中で、北海道における統廃合の動向の特徴と独自の課題をとらえてきた。全国的には、地域再編としての性格の強い30年代の統廃合、過疎化の進行に伴う40年代の統廃合の展開の後、50年代後半には沈静化を見せてきている。北海道の場合、もともと人口密度が低く、小規模校の比率が全国一高かった。第一次産業中心で人口流動化政策の浸透が著しく、工業化もすすまないまま、農村漁村で、拳家離村による過疎化の進行した地域である。統廃合は政策としても積極的に推進され、統合の比率が高いばかりか、今日もなお進行しているのである。さらに自然条件、地理的条件が北海道独自の統廃合問題の深刻さを生んでいる。

道北の地方中核都市名寄市は、その中でも最も統廃合の激しく進行した地域である。その背景には、人口移動の激しさがあつた。大都市圏への人口流出と郡部からの流入で変動が少なく見えるものの、第一次産業人口の減少、第三次産業人口の比率の増加を背景に、市内周辺農村部から市街地への人口集中が激しく、それが統廃合促進につながっている。

第二章では、この統廃合の激しかった名寄市における、市街地隣接型、過疎地型の二つのタイプの統合を事例としてとりあげ、その具体的経緯を明らかにした。統合時の生徒数が33名おり、地域再編的性格の強いA小学校（市街地隣接型）の統廃合は、昭和40年代中ば、市からの勧めでスムーズに行われた。その背景には、市街地に隣接しており、大規模校との接触も多く、社会教育施設をはじめ公共施設を利用できる条件もあつて、集落における学校の位置が相対的に低くなつていたことがあげられる。過疎地型の性格をもつC小学校の統合は、50年代中ばに行われている。市街地から遠距離にあり、日常的な学習活動の場や集落のセンターとして学校はまだ重要な位置を占めていた。50年代はじめ、最初の統合の話は反対者がいたため見送り、数年後、生徒数が6名といよいよ少なくなつて住民側から持ち出された統合であつた。二度目の話ということで、統合までの半年間、通学用バスはもちろんのこと道路の改善や廃校々舎の活用方針、集落施設づくりなど条件整備運動が展開されている。

事例としてあげたこの二つのタイプの統廃合は、地域や子どもの生活、学習にそれぞれ影響を及ぼしてきた。第三章ではさらに、それら影響に対して住民が積極的に対応し、地域における教育を独自の形で再編してきた過程を明らかにするとともに、統廃合の経緯を含めて積極的な対応と地域独自の展開を可能にした条件は何であつたか、また統合とその後の変化への対応が住民にとって持った社会教育的意義は何かを検討した。

A集落は、地域のセンター、交流の場として学校にかわる保育園を位置づけ、地域における遊びが減少し、地域から遊離してきた児童に関しては父母のみによる子ども育成会の活性化で対応している。C集落は、統合後の学校も小規模であつたため、学校教育への積極的関わりをもち、子ども会も教師に協力する形で、教育条件の改善につとめてきた。地域の拠点として学校のかわりにつくりあげてきた集落施設の機能を中心に見ると、A集落施設は、西部地区6集

落の拠点としての規模をもち、西部地区の季節保育園が位置づいている。社会教育としては、かつて校長が分館長をしていた公民館分館を住民自身の手で継承し、分館活動と同時に地域交流のセンターとなっている。また学校から独立した集会施設の建設で、生産・生活課題に対応する諸活動（学習活動を含む）が活発化し、まさに多様な機能をかかえこんでいる。C集落施設は、1集落対象の規模であるが、そこには婦人の生活共同活動のための自給食品加工処理施設が中心的機能として位置づけられ、学習・教育（保育園、子ども会、地区公民館、生産組織による学習活動）は集落を超えた地区単位で活性化させている。

住民の学習を柱として整理した場合、A集落では、集落施設を拠点とした多様な学習・教育活動を基礎に、さらに集落レベルを越えた学習活動の機会として、農協・普及所単位の学習、あるいは市レベルの公民館やその他社会教育（関連）施設、あるいは専門研究機関の学習機会など多様な広がりを見せている。C集落の場合、日常的学習の側面をもつ活動あるいは生活共同化に関する学習は集落レベルで行われるものの、主なものは地区レベルの活動としてとり組まれている。さらにA集落同様、全市レベルの学習機会も利用可能である。社会教育施設を中心に見た場合、集落レベルの分館、地区レベルの地区公民館、市レベルの中央公民館が独自の機能を担って位置づいている。A集落が多様な機能をかかえこみ、西部地区のセンターの機能も担う集落施設（分館）と、市レベルの中央公民館という二重の構造をつくり出してきたのに対し、C集落は集落レベルの施設と、地区の課題を中心にすえた地区公民館、さらに全市的取り組みを位置づけた中央公民館の三重構造をつくりあげてきたといえる。

A・C両集落の異った展開は、それぞれの地域の生産構造（稲作地帯、畑作地帯）や、そこに展開される農業政策（補助事業の規模）に規定される側面が大きく、さらに地理的条件（市街地隣接、絶農村地帯）や集落の規模（65戸5実行組合、28戸1営農集団）の違い、そこからくる集落にとっての学校の意義などが規定していることも明らかになった。

以上、各章ごとの分析の結果をまとめたが、最初にあげた三つの仮説にそって整理すると次のようになる。

1. 学校統廃合を契機に、それまで学校が担っていた社会教育的機能が自覚化されてきたということ。両集落とも公民館分館活動を自からの手で行っていかねばならない状況にいたって、はじめて「社会教育活動」を明確に位置づけ、その運営方法を身につけている。両集落とも公民館分館運営委員会は、分館の活動計画や事務処理を行う他、集落をとりまとめる重要な役割を担ってきている。さらにC集落の場合は、集落をこえた地区レベルの課題をとらえ、地区公民館として学習を組織化し得るよう新たな地区公民館づくりに努力している。分館も地区館もかつては教師のもとで行われていたが、住民自身が自覚的にとり組みはじめたことが、集落の課題を反映した活動内容に見られる。

2. このような統合後の住民の動きも、地域の生産・生活の展開から離れて存在するものではなく、相互に規定的な関連をもって展開してきた。農村人口の急激な減少が統合に結びつく直接の原因になっているのであるが、A集落においては、複数の実行組合があり、歴史的にも生産・生活上意志統一の「要」として機能していた学校の統合により、その必要性が改めて自覚化され、保育園づくりや分館活動の活性化が目ざされる。さらに減反政策への新たな対応として必要とされてきた生産上の集団的取り組みや、それに伴う学習活動を支えてきたのは、学校にかわる地域のセンターとして建設されてきた集落施設であった。30戸たらずのC集落は、

過疎化の急激に進行する畑作地帯にあって、生産・生活を維持していく上で厳しい条件下にある。集落として集团的とり組みの必要に迫られていたが、時を同じくして統廃合もすすめられた。生産・生活を維持していく上での集落の在り方と学校がなくなることによって起ってくる地域への影響とを統一して考え解決策を求めている。すなわち学校の担っていた、地域のセンターとしての機能や社会教育施設としての機能を持つ集落施設を建設し、さらに生産・生活を維持していくうえでの一まわり大きな単位として、智恵文地区を位置づけ、全体として公民館・保育所、学校を維持していくことになる。

3. このように生産・生活と密接な関わりをもって統合がなされ、その後の対応がとられてきたが、統廃合への対応の過程自体が、住民にとっては具体的な学習の過程をとめない、その過程における、学習・教育や地域（集落）に関する認識の深まりを基礎に、地域において教育の新たな再編がなされてくる。A集落は保育園づくりの過程で幼児にとっての教育の意味を知り、教育要求を高める一方条件改善のため組織化していった連絡組織における学習を通し、教育に関わる認識にとどまらず自らつくりだしてきた組織の運営能力も身につけている。また、保育所を位置づけた施設づくりとそこを拠点とする諸活動を通し、施設の管理運営からさらに集团的とり組みを柱とする集落としての展望やさらに他地区との交流を求める広い視野が芽生えているのである。C集落は、集落自体が崩壊の危機にある中で、統廃合問題を深刻に受けとめ、小規模教育自体の学習をつみ重ね、統合後の学校教育に関わる力量を身につけてきたが、同時に、集落としての生産・生活の発展方向をも追求し、生活共同化という新たな機能をそなえる地域のセンターを学校のかわりにつくりあげ、さらに集落を含む地区全体として生産・生活を支える発展方向を展望し、農協や公民館活動を運営していく力を身につけてきた。

以上のように、学校統廃合を契機として学校の担っていた諸機能を自覚化し、住民の主体的対応によって地域独自の形で教育を再編してきたこと、その展開が生産・生活の展開と密接に関わって相互規定的に作用していることが具体的に明らかとなったが、さらにそれを学習的視点から見た場合残された課題は大きい。統合への対応過程自体が学習の機会となり、学習を求め、学習の蓄積がさらに新たな活動をよびおこすという形で展開しており、学習と活動が相互に関連をもっていることは明らかになった。しかし活動を展開していった主体が、どのような学習機会に、どのような認識を深め、どのような力を身につけていったかを個人にそくし分析する作業が残されている。その分析のためには、発達の指標、発達の諸契機、個人の発達と地域（社会）との関わりなど、さらに厳密な「発達」に関わる分析枠が必要である。その分析を通してはじめて社会教育・学校教育の担いうる機能と関連をより明確にとらえ得ると考える。

農家婦人における農民的自立化の基本視角

千葉悦子

目次

序章 課題の限定	127
第1章 婦人教育論の到達点	131
第1節 戦後婦人教育論の流れ	131
第2節 婦人解放と婦人教育	133
第2章 婦人論研究の到達点	136
第1節 戦後の主婦論論争と婦人論論争	136
第2節 今日の婦人論研究の潮流	138
第3章 農家婦人の自立化論の検討	146
第1節 農家婦人自立化の3つのタイプ	146
第2節 現段階における家族協業の性格と婦人の位置をめぐって	150
第4章 地域農業の発展と農家婦人の農民的自立化の条件	155
第1節 現段階における家族協業の特徴	155
第2節 地域農業の発展と農民的自立化の条件	157
第3節 地域農業の発展と農家婦人自立化の基盤 — 「農民的家族協業の再構築」	159
第5章 まとめ	162

序章 課題の限定

現代の農家婦人の自立化が、いかなる階層において、どのような主体的対応をつうじて実現されてきているのか、そのメカニズムを解明するための基礎的作業として、本稿では先行研究の検討をつうじて、農家婦人の農民的自立化の基本視角を提示する。こうした課題を設定する意義は、農民教育論の今日の到達点から、以下のように説明されるだろう。

我々は日本の社会教育の根幹に位置する教育課題である農民教育¹⁾の創造的発展をめざしてこれまで研究をつみあげてきた。その研究の中心は学習主体研究であるが、社会教育学において学習主体研究は最もたちおくれた分野の一つとなっている。社会教育の基本的課題が人格的自立と諸能力の発達を現実化させることであるとすれば、その発達の法則性を把握する学習主体研究が、社会教育研究の中心に据えられなければならないはずであるにもかかわらずである。このことが、社会教育研究の発展を遅らす原因ともなっていると思われる。

そもそも戦後の社会教育は農村・農民教育が出发点であったが、1970年代以降、農民教育の

議論はもはや稀にしか見出せない。高度成長期をつうじて農民層は激しく分解したとはいえ、そのことのみでこの分野の研究の衰退の原因を説明することはできないであろう。高度成長期をつうじて大量に創出された労働者についても、ほとんど言及されていないのであるから。

従来、社会教育学では「上から（政策・行政）」の社会教育とそれに対抗する「下から（国民の自己教育運動）」の社会教育というかたちで、社会教育の構造がとらえられてきた。²⁾そして、前者の「内在的矛盾」に社会教育の民主化の手がかりを見出そうとする教育政策・行政研究と、後者の先進事例として学習運動をとりあげ、学習運動の実践分野から学習方法論・運動論研究へと収斂していく二つの大きな研究の流れがこれまでであったと思われる。こうして、教育行政の直接の対象からはずされた労働者、切り捨てられていく農民は、前者の研究の対象になりえなかったのである。他方、後者については、学習主体の性格を把握する分析枠が不十分なため、学習方法論・運動論に傾斜し、労働者、農民に求められる学習内容が提示できないという弱点をもつことになるのである。また何よりも問題なのは、政策・行政研究と自己教育運動の実践分析が、それぞれ独自に行なわれ、両者の統合がなされていないことである。こうして、両者が切断された結果、「上から」の社会教育を「下から」の社会教育が民主化していく筋道を我々は見出すことができずにいるのである。両者を媒介する学習主体研究のたちおくれが、そうした結果をうみだしたといっても過言ではないだろう。

こうして、今日、労働者をはじめとした住民諸階層の主体形成（その内実を我々は人格的自立とそのもとでの諸能力の発達による個性の多面的発展の実現ととらえている）について、哲学、経済学、社会学等でさかんに検討されているにもかかわらず、最も中心的に担わなければならないはずの社会教育学において、とりわけ、立ち遅れているという状況にある。社会教育学の発展にとって学習主体研究は急務の課題といえよう。

ところで、既に、我々、美土路達雄氏・山田定市氏をはじめとする北大社会教育研究グループでは、以上のような問題意識にたって、1970年代半ば以降の農民教育の課題を学習主体研究によって解明しようと試みてきている。³⁾

鈴木敏正氏はその意義を従来の農民教育論の展開をふまえて整理している。⁴⁾鈴木氏は、1960年代に宮原誠一氏によって開設・指導された信濃生産大学の実践の中で、学習主体としての農民に対する理解、たとえば、農民大学運動を担う青年に「精神的労働と肉体的労働を統一することによって調和的に発達した人間の原型」⁵⁾をみたり、あるいは、それまで「生産技術主義」的対応をとってきた青年が「政治学習」にとりくまざるをえなくなってきたことから、「生産学習と政治学習の結合」を定式化すること等がみられることを評価するが、しかし、そこで展開された論点が学習主体論として掘り上げられることなく、学習方法論、学習運動論の方向に大きく比重を移してゆくことになることと指摘している。そして、後者の代表者である千野陽一氏について、「住民の存在形態→生活要求→学習要求→学習内容編成という論理で農民の存在形態の変化⁶⁾を問題にする」が「学習主体の把握方はあくまで『存在形態の変化』というわくにとどまって、その内部構造と矛盾にまで掘り下げられなかった」とし、他方、前者の代表者である藤岡貞彦氏は「『新しい農民像』の形成のメカニズム、その自己教育のプロセスについての検討をへて、農業教育論を再構築しなければならない」と主張したが、自からはその課題にとりくむことはできなかつたと指摘している。⁸⁾

こうして、1970年代以降、減反政策の強行、そして地域農政の展開によって日本農業は危機

に瀕し、農民教育に求められる課題はますます重要性を増しているにもかかわらず、学習主体研究どころか農民教育についての議論すらなされなくなるのである。農民教育論の停滞をうちやぶるべく美土路達雄氏が「農民教育の基礎構造論」⁹⁾を、そして山田定市氏が「農民の主体形成論」¹⁰⁾を展開するのは1970年代も末のことである。

美土路達雄氏は、1970年代以降の農業生産力が機械化「一貫」体系段階に到達したことを基礎にして、農民の科学的認識能力の形成や集団的陶冶に着目した。農民の主体的性格の変化を、それを規定する農業生産力の構造との関わりで捉えようとしたのである。その着眼点は鋭く、その後の学習主体分析に手がかりを与えたと考えられるが、分析枠は生産力主義的であって、美土路氏自身が主張する「社会的生産諸関係」「農民的生産関係」「農業生産組織関係」の構造的変化から主体の性格変化が説明されねばならないという批判を後にうけることになる。¹¹⁾

他方、山田定市氏は、農民の主体形成の方向を農業構造の変化を基盤として、労働主体→経営主体→統治主体→変革主体として整理し、それぞれの主体にそくした学習課題を提示した。¹²⁾従来、主体形成といえば変革主体にのみ求める議論も多いなかで、労働主体・経営主体にまでおいて主体形成の内実を把握しようとしたことは重要な提起である。しかし、「学習課題の提起は、農民の学習過程の分析を欠いていたために、学習課題自体の動態的發展過程、それともなう学習内容、学習方法（運動）の発展を総合的にとらえることができなかった」¹³⁾のである。つまり、労働主体から経営主体・統治主体そして変革主体へと、どのような条件や契機によって変化・発展していくのかを捉えることはできなかった。それは、山田氏が農民諸階層の階級的性格にまで立ちいって主体形成を論じようとしなかったことに実は起因しているのである。そのため、階層間矛盾とその克服の過程といったことが枠組みとしてくみこまれなかったのである。

そこで、美土路・山田両氏の残された課題を発展させようとしたのが木村純氏である。木村氏は地域農業の発展をめざす農民的酪農に注目し、「今日の経営主体形成の過程を学習を通じて、農民が経営能力を習得する過程」¹⁴⁾であるとして、それを中農的経営の展開にみだし、「今日の技術・生産力段階に照応する力能をどのように身につけつつあるか」を解明しようと試みた。学習組織の階級的・階層的基盤の分析にふみこんでいるのも、農民教育論を一步前進させるものといえるだろう。こうして、欠落していた学習過程分析が、ようやく着手されつつあるというのが今日の状況である。しかし、山田氏が主張するように果たして労働主体から変革主体へと発達するものなのか、発達するとして条件・契機はいかなるものなのか、またその累層的構造はいかなるものなのか、その解明は依然として、残された課題である。

そこで、その課題の究明に迫っていくことが肝要であろうと考える。そのためにとりあえず主体的性格をとらえる分析視点として労働・経営・統治そして変革主体を考えることにする。しかし、これだけでは充分であろうか。結論を先に述べれば、家事労働主体や家庭管理主体としての内容を含む生活主体の視点を導入すべきであろう。¹⁵⁾なぜならば、経営と生活が未分離な農家の場合、その調和的編成が重要であり、したがって家事労働主体や家庭管理主体の形成の側面を視野に入れることが必要不可欠だと考えるからである。¹⁶⁾しかし、このことは本論での検討をつうじてはじめて明らかにされることである。

ところで、この主体形成の過程の解明は農民家族の個々の成員に即して行なわれなければならない。なぜならば、農民家族の個々の成員の主体的性格は社会的・経済的条件に規定され家

族内における位置も一様ではないからである。しかし、従来、こうした視点はきわめて弱く、経営主によって農民の性格を代表させるか、もしくは、地域農業の構造とそれに規定された農家経営の構造を媒介せずに、婦人・青年教育を論じるものが支配的であった。

そこで我々は以上のことをふまえて、農民家族個々の成員の、当面、農家婦人に対象をしぼって、社会的・経済的自立を基盤にした人格的自立と個性の多面的発展の実現を展望し、その条件と諸契機を明らかにしたいと考える。本稿ではそのための予備的考察を行なう。本来であれば、家族成員全ての検討が必要であろうと思われるが、その力量は今のところ筆者はもちあわせておらず、限定せざるをえない。あえて、農家婦人に考察の対象をしぼるのは、農家婦人が「農民経営における家族協業の要に位置」し、「農業労働と家事・家庭労働、さらに農業経営と家計管理の双方を担い、その統一的な発展という問題をたえずみずからに課している結節的存在」¹⁷⁾であり、前述の課題を把える上で最も適した対象と考えられるからである。

以上より、次章以下では、農家婦人の自立化がいかなる階層において、どのような主体的対応をつうじて実現されてきているのか、このメカニズムを解明するための基礎的作業を行なう。

ところで、農家婦人の自立化の課題を解明しようとするとき、筆者は農民経営の発展のうちに、それと相互規定的な関係にあるものとして農家婦人の自立化の内容過程を把握することこそが重要だと考える。それは次のような理由からである。即ち、1970年代以降、農家の経営危機はますます深まっており、農家婦人が安心して生活できるその基盤自体が失われつつある。それ故、今日、農民経営を守り発展させていくことは、きわめて、重要な、かつ緊急な課題である。その実現の条件は後に詳述するとして、結論を先に述べれば、土地と労働力の多面的結合、そしてその地域的・集団的とりくみを通じて経営を発展させることのうちにあると思われる。

では、このようにして農民経営を発展させようとするのが、婦人の労働主体、あるいは経営・生活主体としての発展を促し、婦人の家族内地位ひいては社会的地位の向上を促すことになるのかどうかということであるが、筆者はそれらが矛盾するものではなく統一的に発展するものと捉えているのである。経営と生活を守り発展させる営みのうちに、家族成員の、とりわけ婦人自らが自覚した主体として自立化をはかろうとする諸契機があると、考えるのである。その理論的根拠、および分析視角を提示することが、本稿における最終的な課題である。

そのためには、第1に、婦人の自立化、換言すれば、主体形成に関連した研究を中心的に当然、担わなければならない位置にある婦人教育研究の到達点をまずおさえ、第2に、それらの立論の根拠と密接不可分な婦人論研究の到達点を検討し、婦人教育研究において発展させるべき課題を明らかにする。そこでは、婦人の自立化の条件を捉えるには、現代家族の性格がふまえられなければならないことが明らかにされるであろう。そこで、第3に、現代の農民家族の性格を、先行研究から批判的に検討を加え、第4に、現段階における農民家族の家族協業の特徴と婦人の位置を解明して、農民家族の今日の性格を提示し、以上を総括して、最後に農家婦人の農民的自立化のプロセスを素描する。

以下、順次検討していこう。

注1) 山田定市、美士路達雄編著『地域農業の発展条件』御茶の水書房、1985年、P16。

2) 小川利夫「社会教育の組織と体制」小川利夫・倉内史郎『社会教育講義』明治図書、1974年。

3) 美士路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』1981年、北海道大学図書刊行会、山田定市『地域農業と

農民教育』1980年、日本経済評論社、が代表的である。

- 4) 鈴木敏正「農民教育・学習の基礎構造」美土路達雄編『現代農民教育論』あゆみ出版、1986年出版予定。
- 5) 宮原誠一「農業の近代化と青年教育の動向」宮原誠一編著『農業の近代化と青年の教育』農山漁村文化協会、1964年、P35。
- 6) 千野陽一「農村社会教育の課題と展望」千野陽一、藤田秀雄、宮坂広作、室俊司共著『現代日本の社会教育』法政大学出版局、1967年。
- 7) 藤岡貞彦「農業教育再編と農民の学力」『農業経済研究』日本農業経済学会、第39巻2号、1967年、P130。
- 8) 鈴木敏正「農民教育・学習の基礎構造」前出。
- 9) 美土路達雄編著『農民教育の基礎構造』前出。
- 10) 山田定市『地域農業と農民教育』前出。
- 11) 鈴木敏正「農民教育・学習の基礎構造」前出。
- 12) 山田定市『地域農業と農民教育』前出。
- 13) 木村純「地域酪農の発展と酪農民の主体形成(上)」名寄女子短期大学『紀要』第18巻、1985年、P3。
- 14) 同上、P1。
- 15) 山田定市氏は労働、経営、地域統治を含む社会的な全生活過程に位置づけた総括的な主体として、生活主体を提起し、また狭義の意味の生活主体も設定が可能だとしているが、労働→経営→統治→変革主体のどこに位置づけるのか不明である。山田定市『地域農業と農民教育』前出、P236。
- 16) なお本稿で家庭管理といった場合、生活諸手段の獲得、利用、管理と家計管理を含むものとする。生活主体とほぼ同義だが、生活主体は生活全般の編成主体という意味をこめたものにする。
- 17) 山田定市「地域農業の基本視角」美土路達雄・山田定市編『地域農業の発展条件』御茶の水書房、1985年、P14。

第1章 婦人教育論の到達点

婦人の人格と諸能力の発達の諸条件、諸契機、そしてまた発達の内実をつかむことが婦人教育研究の基軸にすわるものと考えられる。そこで、社会教育学の婦人教育研究の分野では婦人の主体形成をどのような視点で、そして、どのような枠組みで扱っているのか、農家婦人の主体形成のメカニズムを解明するためにも、まずもって、その視点、およびその枠組みについての吟味がなされなければならないだろう。

第1節 戦後婦人教育論の流れ

そこでまず、婦人教育研究の到達点を戦後の婦人教育の流れと対応させながら扱ってみよう。「日本の社会教育においては従来から…青年教育と婦人教育が最大の分野を占めてきた」¹⁾とあって過言ではない。なぜなら、我が国支配層は、戦前においては「伝統的な儒教主義の婦人観を有力なイデオロギー的武器にして、わが国婦人層を教育をつうじて体制内にかえこ」²⁾もうとし、戦後においても、多分に啓蒙的装いを保ちつつ、婦人層の体制内掌握をねらう手段として利用したのではなかろうか。³⁾そのため、婦人教育研究は、地域婦人会、婦人学級等の歴史的展開を跡づける婦人教育行政研究と、それに対抗して、自己教育運動として1960年代以

降活発化する、生活記録やグループ活動等の自主的・自発的学習や、また婦人運動や大衆運動・住民運動のなかで行われる自己教育活動を、主としてとり扱ってきた。なかでも婦人教育行政研究が最も系統的である。⁴⁾

こうして、教育行政にとられるあまり、婦人教育研究の動向は、農村を基盤とする文部行政としての婦人教育行政施策によって、1950年代に「家制度からの解放」をめざした反封建学習が広範に展開された後、1950年代後半から1960年代以後、「高度成長」の過程で賃労働者家族の増大に伴う核家族化が都市を中心に進行し、専業主婦層が形成されるに及んで、彼女等を主たる対象とする家庭教育が婦人教育行政の中心にすわるに伴って、その研究の主たる対象も農村から都市へ、つまり「農村婦人」から都市の「家庭婦人」へ移行していくことになるのである。そこでほりおこされた学習実践には学ぶべきものは多いが、婦人教育の理論的發展に直接貢献しうるものはほとんどみられない。労働・生活条件と切り離し、単なる意識のレベルでの「個の自立化」を論じているからである。しかしその中で、千野陽一氏と室俊司氏の成果は注目してよいだろう。

千野氏は農村婦人の学習要求を婦人の存在形態の変化と結びつけて捉え、公的社会教育がそれをどう保障しているのか、学習内容としてどのように編成しているのかをみており、学習内容編成の視点にたった社会教育の民主化を展望しうるものとして注目される。⁵⁾しかし、「高度成長」が開始されて、商業的農業が展開される一方で、兼業も急増するなかで、千野氏が青年については在村通勤青年と農業専業青年に着目するものの、婦人については農外労働力の流出がすすみ、農業面での位置の高まりが顕著な「主婦農業」層、さらには農外就業婦人層にしか着目していない。これでは、わが国の農家婦人の状態を全体として捉えていることにはならない。しかも、学習主体の捉え方はあくまでも「存在形態」の変化にとどまって、その「内部の構造と矛盾」を捉えるところにまでいっていないことは既に指摘したとおりである。そして、兼業化がさらに進行し、農業解体的な傾向が支配的になる1970年代以降、千野氏が農家婦人に関してさらに論点を提示できないのは、こうした捉え方に原因があるといえよう。

他方、室俊司氏は、家庭教育振興策に則って、婦人学級に代わって家庭教育学級が重視される状況をみすえて、それらが就労の必要のない「主婦専業」の家庭婦人に限られている傾向があり、その内容もそうした階層に対応した、都市中間層の小市民的合理主義の普及であると鋭く批判している。そして、老人問題、婦人の就労、生活不安などの家庭生活のかかえている現実について、「家庭問題はすぐれた社会問題であ」⁶⁾り、「もはや家庭婦人の問題としてではなく、婦人問題として、そして国民の問題として実現すべきものになっている」⁷⁾として、「家庭の側から主体的な家庭のヴィジョンを打ちたて」、「そのヴィジョンを実現するために政治や社会のあり方を考え直していく」⁸⁾、その要に家庭教育もたちうることを展望し、生活者の主体性を形成するための社会教育を提起した。⁹⁾室氏の提起をうけ生活者としての主体形成の過程を立証することが次の課題であった。

しかし、1970年代に入って半ばをすぎるまで、室氏も含めて着手するものはいなかった。¹⁰⁾それは農家婦人の場合と同様、家庭婦人の存在形態をその内部の構造と矛盾まで深くほりさげて捉えることがなかったからにほかならない。

こうして、1970年代前半に、既に婦人論研究の分野では論争が活発化しつつあったにもかかわらず、婦人解放の主体としての成長を目標にして、学習内容を編成しようとする婦人教育研

究が本格的に着手されるのは、1970年代も後半に入ってからのことである。そこで、次に、1970年代半ば以降の婦人教育研究の動向をみてみよう。

第2節 婦人解放と婦人教育

婦人教育研究が本格的に議論されるようになった背景には、1975年の国際婦人年を契機とした「国連婦人10年の行動計画」、あるいは、1979年に国連で採択された「あらゆる婦人の差別撤廃条約」等を契機にした、男女平等と婦人の地位向上をめざす運動がかつてないほど高まりをみせていることがあるだろう。しかも、こうした中で、公的社会教育でも婦人学級等で婦人問題の学習が開かれてきていること等¹¹⁾の実践的な動向も、影響を及ぼしているだろう。また、女性学の登場も影響が大きいと思われる。

しかし、「婦人解放の主体としての成長」を目標とする婦人教育の課題が模索されているといっても、婦人解放をどのように捉えるのか、その捉え方は実に多様であり、またその捉え方について、差異や共通性が十分に検討されずに、ただ「婦人問題を解決する主体の形成」の重要性がくりかえし述べられているように思われる。したがって、理論としても未熟で検討に値しないものも多くみられるが、大別して4つほどに類型化できると思われる。第1に性別分業固定化論にもとづく学習内容編成があげられる。これは文部省指導型の家庭教育学級に顕著にみられるもので、婦人の生活の場を家庭の中に限定して、主婦としての成長こそが婦人の自立化の内実であるとしている。なお、共働き家族の増大に対応して、婦人に限定していないものも増えつつあるが、それにしても「その『前提』を家庭におくことによって従来の男女役割分業を是正するよりはむしろ補強する方向への学習が導かれていく可能性」¹²⁾のあることも指摘されている。

第2にあげられるのは、それとは逆に、内的婦人問題としての性別役割分業意識の変革を教育・学習の基本課題とするものである。たとえば神田道子氏は戦後初期における婦人教育の中心的課題は、「戦前の家制度に基づく価値意識や行動様式を変革し、民主的価値意識を形成する」¹³⁾ものであったが、それが性別分業を前提にしたものであり、「性差別慣行」は依然として残っており限界があったとする。とくに、「女性自身が性差別役割分業意識をもっていることが問題の解決を困難にしている」とし、まず婦人自身の意識の変革が重視されるのである。婦人問題の学習による、婦人自身にある性差別意識の克服は重要なことであるが、それだけでいいものだろうか。別のところで神田氏は、地域問題や消費者としての課題解決も婦人問題の解決を基礎におくことでより根本的なものになるとして、生活課題解決学習と婦人問題解決学習との関連を捉えようとしており¹⁴⁾、實際上、神田氏自身、性別分業体制を支える社会体制をも射呈に入れ、その社会体制の流動化あるいは質的变化に注目せざるをえないことが、ここに示されているだろう。¹⁵⁾

第3にとりあげるものは、社会体制の変革と性差別の克服を統一的に捉えようとするものである。前述の室俊司氏の提起をより具体化したものともいえるだろう。その代表的論者である深井耀子氏は、戦後の労働運動・平和運動・住民運動、さらに1970年代後半に入ってからもありあがりをもせた婦人解放運動をつうじて蓄積してきた婦人の能力・力量と、これらの運動における不可避的な学習の関わりに注目し、こうして①婦人論の学習、②労働・生産に関わる学習、③地域課題の学習、④平和問題の学習を婦人の学習課題として提起している。¹⁶⁾具体的には地

域運動を担う婦人層をとりあげて、地域活動の過程で集団を組織する力量や、社会科学的な思考方法・自治意識・権利意識等の能力が開発され、「婦人問題を解決していく主体に成長するためのもっとも基礎的な条件」を形成するとし、事実、性別役割分業意識も次第に変化しつつあることを認め、同時に、地域運動の過程それ自体が必然的な学習を伴い、さらに「全面発達」を求めて学習を呼びおこすものとなっていることを示した。¹⁷⁾

こうして、性差別のない社会をつくりだすこと、つまり婦人解放の実現には、「貧困の根絶や人種差別の撤廃、平等互恵等」の、「人類史的課題にむかう自己形成の全体の目標と深くかかわるような自己形成が求められている」¹⁸⁾とし、婦人問題学習も、そういった意味での「婦人解放の主体としての自己形成にとって必要な知識と実践的能力を身につけるための教育学習活動」¹⁹⁾と把えるのである。

しかし、宮坂広作氏は深井氏の立論について「婦人の開放と社会変革は併立する二つの課題とされている」と指摘し、そうではなく「女性にとって、女性差別問題こそはあらゆる社会的差別・社会的不公正の集約されたものとして、一義的重要性をもつもの」²⁰⁾であると把えるべきことを主張している。確かに、深井氏の主張は社会変革を担う主体の形成の課題を婦人に即してどのようにたてうるのか、その詰めが不十分なため、そうした批判の余地を与えるものとなっていると思われる。ただ宮坂氏が主張するように、「女性にとって女性差別問題が一義的重要性をもつもの」といえるかどうかは疑問の残るところである。

最後にとりあげるのは、第二、第三にとりあげたものを統一的に把えようとするものである。たとえば、清原桂子氏は性別役割分業体制と資本主義社会の関連構造を問い、資本制社会の労働力商品化メカニズムの前提に性別役割分業体制が組み込まれていると把え、後者の打破により、前者の体制をくみかえる、つまり従来の生産・労働・生活の体系の転換をはかることが重要であるとし、そういった主体の形成を主張する。いいかえれば、それまでの婦人解放論が「男並み」化職場場進出論で、妊娠・出産・家事・育児はマイナスにしか評価されてこなかったとし、「人間の生活にとっての家事や子育ての基本的意味」を問い直し、「生産と生活の調和したシステム」としてつくりかえていくことを提唱し、そうした視点から婦人教育を見直そうとしているのである。²¹⁾注目すべき視点であるが、性別分業体制が打破される条件・諸契機が性別分業体制と資本制社会の内的関連構造をふまえてどのように提示しうるのか、その点が解明されなければならないと考えるが、それについてはふれられていない。

以上、婦人教育論として今日論じられているものについて、主な見解を紹介し検討してきた。これまでみてきたことから明らかなように、それぞれの見解をもつ論者の多くは、学習主体の学習過程の分析をとおして実証的に検討することは避けている。このことが婦人教育研究にとって最大の障害となっていると思われる。とはいえ、その見解の相違をそのままにして、実証的研究に足を踏み入れるわけにはいかないだろう。まずもって、それらの可否を論ずる必要がある。

ところで、それらの見解の相違は、それぞれの立論の根拠となっている、婦人問題それ自体の把握の違いにあるといえる。したがって、それら1つ1つの見解をよりたちいて検討するよりも、それらに立論の根拠を与えている婦人論研究それ自体の検討を行なうことの方が重要であろう。そこで次に婦人論研究の到達点を把え、あらためて婦人教育論の課題を明らかにすることにしたい。

- 注1) 室 俊司「都市社会教育の再編」千野陽一、藤田秀雄、宮坂広作、室 俊司共著『現代日本の社会教育』法政大学出版局、1967年、P71。
- 2) 千野陽一『近代日本婦人教育史』ドメス出版、1979年、P3。
- 3) 千野陽一氏、荒井邦昭氏は戦後の過程についてまとめたすぐれた成果がある。荒井邦昭、千野陽一「現代日本の婦人教育史の研究(1)(2)」東京農工大学『一般教育部紀要』第16巻、17巻、1980年。
- 4) 三井為友「婦人教育の基本問題」『東京都立大学人文学部創立十周年記念論文集』人文篇、1960年。三井為友、田辺信一「戦後婦人教育史」三井為友編『婦人の学習』東洋館出版社、1967年。室 俊司「婦人教育の展開と婦人の社会活動」『日本近代教育百年史。八』国立教育研究所、1974年。宮坂広作「社会教育の内容」、藤岡貞彦「社会教育の方法」碓井正久編『社会教育』戦後日本の教育改革十巻、東京大学出版会、1971年。西村由美子「戦後婦人教育政策の成立」室 俊司編『婦人問題と社会教育』東洋館出版、1982年。
- 5) 千野陽一「農村社会教育の課題と展望」千野陽一、藤田秀雄、宮坂広作、室俊司共著『現代日本の社会教育』前出。
- 6) 室 俊司「都市社会教育の再編」前出、P88。
- 7) 同上、P96
- 8) 樋口恵子「家庭破壊の現実」『月刊社会教育』国土社、1966年11月号。
- 9) 室 俊司「都市社会教育の再編」前出、P82。
- 10) なお、室 俊司氏は生活課題の意義を主張してきたが、生活者としての主体形成の過程を捉えるものではなかった。
- 11) 婦人学級・講座を対象10県300学級を抽出して行なわれた調査では、「婦人問題・女性史」の学習は1978年度4.3%であったのに対し、1983年に799の国庫補助学級・講座を対象にして行なった調査では8.7%に割合が増加している。文部省社会教育局『婦人教育及び家庭教育に関する施策の現状』1984年。
- 12) 長谷幸江、中藤洋子「婦人問題と家庭教育学級」室 俊司編『婦人問題と社会教育』前出。
- 13) 道田道子「婦人問題と教育機会」日本教育学会『教育学研究』第47巻第4号、1980年、P1。
- 14) 神田道子「行動計画を通してみた婦人の学習」『婦人の情報』国立婦人教育会館、2号、1980年。
- 15) なお、神田道子氏は職業教育も含めて、学習する女性の実態を広く捉えようとしている。神田道子・女子問民研究会編『学習する女性の時代』NHKブックス、日本放送出版協会、1981年。
- 16) 深井耀子「婦人問題学習の現状と課題」『月刊社会教育』国土社、1980年2月号。
- 17) 深井耀子「主婦の地域活動と意識変革」柴田悦子編『現代生活と婦人』大月書店、1980年。
- 18) 深井耀子「婦人の自己形成と婦人問題学習」室 俊司編『婦人問題と社会教育』前出、P34。
- 19) 同上、P27。
- 20) 宮坂広作「女性の解放と成人教育」『社会教育学・図書館学研究』第8号、東大教育学部社会教育研究室、1984年、P2。
- 21) 清原桂子「コミュニティ政策の構造と婦人問題」室 俊司編『婦人問題と社会教育』前出、同『国連婦人の10年』が問うたもの』『月刊社会教育』国土社、1985年2月号、P15～18。

第2章 婦人論研究の到達点

第1節 戦後の主婦論論争，婦人論論争

婦人論研究は1970年代半ば以降，女性学の登場とも相俟って議論が活発に展開されてきている。しかし，そこで争われている論点の多くは，それまでに断続的にはあるが実践家等も参加して展開された主婦論論争，婦人論論争で理論的には不十分なものであったとしても，既に提出されているものが多い。そこでまず主婦論論争，婦人論論争をとりあげて，1970年代半ばまでに何が争われてきたのか，その足跡をたどることにしよう。

1955年，石垣綾子氏によって口火がきられた¹⁾第1次主婦論論争は主婦の職業進出をめぐる展開された。「婦人公論」誌上で多数の論者によって争われたこの論争は，稚拙な域を出ず，職業をもたない家庭婦人を肯定する者と職業に従事することを原則とする者の両極に分かれ，結着をみずに終わったが，その後の論争に引き継ぐ手がかりをつくったといえる。

続いて1960年にはじまる第2次主婦論論争は，第1次主婦論論争における一方の主張である家庭婦人肯定の理論的根拠をめぐる行なわれた。磯野富士子氏の家事労働有価値論をきっかけにマルクス経済学者も加わって広範な人々による議論が展開されたが，嶋津千利世氏等³⁾によって「経済学的には家事労働が価値をうまない」⁴⁾ことが明らかにされて終決した。

この2度にわたる主婦論論争が行なわれた時期は，資本の強蓄積を目的とする婦人労働力の活用をも含む積極的労働力政策が展開される，「高度成長」の始動期にあたる。婦人の人格的自立化の課題が，婦人をめぐる社会環境の変化に伴って，それまでの「家制度からの解放」という課題から，さらに一步突っこんで，職業あるいは家庭生活を通していやが応でも問われざるを得なくなっている歴史的事情を，主婦論論争は示しているといえるだろう。磯野富士子氏をはじめとする家庭婦人肯定論の展開は，動揺する小市民的家族を維持・擁護しようとする家庭婦人復権論にほかならない。

この小市民的家族の主婦擁護論は，1971年に武田京子氏によってはじまる第3次主婦論論争で装いを新たにして再び登場することになる。「この世で最も非人間的生活を強いられているのは，職場と家庭でそれぞれ差別され二重に酷使される共働き妻ではないか」⁵⁾と問い，むしろ資本の搾取から解放された家庭婦人こそ解放人であると，また，生活のための生産の論理が女の論理であり，この女の論理に依拠して，生産第一主義の体制をぬりかえるべきだと主張する。第2次主婦論論争の家庭婦人復権論とは裏腹に婦人の職場進出は1960年代をつうじて一層の進展をみる。しかし，婦人の職場進出は婦人の解放をもたらすどころか賃労働と家事労働の二重苦にさらされることになるのである。武田氏も婦人の二重苦という現実を捉えている。ところが，その現実から次の方向をみとすすめるのではなく，現実から逃避する観念論に陥ってしまっているのである。生活の貧困化に伴って，パート労働にみられるような家計補充を目的とする婦人の賃労働が増大している事実をみれば，家庭復帰を説くことがいかに空想的なものかは自明なことである。

ところで，この論争への一応の解答は，直接切り結ぶことはなかったが，同じ時期に，やはり家庭主婦の性格・評価をめぐる，マルクス主義経済学者・歴史学者・実践家等を中心に大規模に展開された，婦人論論争において提示されたといつてよいだろう。従来，マルクス主義婦人論では，婦人の賃労働者化がイコール婦人の解放であるという短絡的な捉え方がなされる

傾向があったが、1960年代後半から盛りあがってきた公害反対運動や消費者運動等の住民運動に、主婦層が大きな力を発揮してきたことから、マルクス主義婦人論としても、「家庭主婦」の位置づけ・性格をあらためて検討する必要がでてきたのである。この論争は、従来の主婦論論争に対する一応の解答を用意したとすることができるだろう。そしてまた、それまでの「運動論」先行の婦人論を科学的婦人論として理論の一定の精緻化がはかられ、ようやく科学的婦人論としての第一歩を踏み出したといえよう。婦人抑圧の物質的基礎と解放の道筋を簡単に示してみよう。

性差別の起源は階級社会の発生にまでさかのぼらなければならない。原始共産制のもとでは男は狩猟や漁撈にいき、女は子どもを育て、家の世話をし、といった自然的分業があるだけであった。ところが、牧畜、後には農耕の発達、そして交換経済体制の成立、即ち手工業の農耕からの分離による社会的分業の発展によって、共同社会が崩壊し、私有財産制を基礎とする家族、つまり家父長制家族を経て、後に個別家族が生産と生活の単位となった時に、女の地位は決定的なものとなるのである。女の仕事はもはや社会的なものではなく、家族のための私的労働でしかなく、それに従事する女の地位も低いものとされてしまうのである。奴隷制社会、封建制社会を経て、今日の資本主義社会でも、婦人は依然として従属的な地位にとどまっている。しかし、今日では、妻の従属を基礎づける、生産手段を所有するブルジョア単婚家族とともに、生産手段をもたない、したがって妻の従属の根拠となる物質的基礎のもはや存在しないプロレタリア家族が出現している。そしてさらに資本主義のもとで、再び「社会的産業」に従事する婦人労働者がたちあられてくる。つまり、機械制大工業が新たな搾取材料として婦人を家庭からひきだすのである。しかし資本は性別分業を基礎にした婦人の側の条件を理由にして、婦人を家計補助的な低賃金労働力におしとどめて、搾取度の強化をはかろうとする。そして、婦人の社会的・経済的従属を維持するためにブルジョアの父権観念をプロレタリア家族に浸透させようとする。こうして性差別は社会的に絶えず再生産され、労働者階級の分断に利用されるのである。このため婦人解放は、究極的には、私的所有の廃止された社会主義社会のもとで、家事・育児労働の社会主義的社会的化によって、両性の経済的・社会的平等が実現され、そのもとで婦人の全面発達の条件が与えられる。しかし、資本主義的生産それ自体が性差別を掘り崩し、婦人解放の物質的条件を準備するという資本主義の進歩的側面を忘れてはならない。即ち、婦人の賃労働者化はいかにいとわしいものであっても、労働者としての階級的自覚を促し、労働者の家族内民主主義を前進させ、さらに労働者男女の平等の進展を刺激することになる。⁶⁾

以上にみられるように、婦人論論争をつうじて、婦人の「社会的労働の参加」の意義をあらためて確認するとともに、「家庭主婦」の位置づけをめぐることは、その階級的基盤を究明し、多くは労働者家族の妻であることを明らかにし、さらに国家独占資本主義のもとでの生活過程の貧困化の深まりによって、生活過程でも婦人が成長しうる条件が作りだされているとして、婦人解放の物的基礎として、従来あまり顧みられてこなかった生活過程を位置づけたこと等が、理論的前進であろう。

こうして、婦人論論争は1974年に布施晶子氏によって全面的に展開・補強され、一応の終決をみたとされる⁷⁾が、しかし、論争の過程で提起された論点が十分に深められたとはいえない。一般的・形式的な理論水準であって、その後の理論的発展の契機をつくったにとどまったといえる。というのは、たとえばプロレタリア家族の理解にしても、「平等主義的家族像」⁸⁾

として把えるところにとどまっておき、したがって、資本主義社会におけるプロレタリア家族の性格や機能をさらに掘りさげ、婦人の「抑圧」の側面をうかびあがらせることには成功していないのである。その解明には、①資本による婦人労働者の位置づけのより掘りさげた分析、即ち、婦人労働力を階層別に分析すること、あるいは、家事労働についても社会主義的社会化に託すだけでなく、資本主義下の家事労働の性格、その今日的な性格の特徴を析出することが必要であったと考えられるが、それらは未展開なままであった。したがって、それらを媒介にして、労働者家族の「構造と機能」を把えるところまで進まなかったのである。また、諸政策・諸立法による家族イデオロギー分析も必要な課題であっただろう。

こうした理論水準のもとでは、未だ残存する小商品生産者の生産労働・家事労働の性格規定、さらには婦人の主体形成の諸条件・諸契機の解明は極めて困難な課題であった。

一般理論から、今日の婦人の社会的・歴史的な性格をふまえた主体形成の諸条件・諸契機を明らかにするためには、以上に述べたような課題の検討へさらに進めていく必要があっただろう。婦人の自立化の過程を法則として把えることが、婦人教育研究の心髄であるとするれば、婦人教育研究においてこの時期みるべきものがみられないのは、こうした婦人論研究の到達水準に規定されていたということもできるだろう。

1970年代半ば以降、婦人論研究は科学的婦人論としてのより一層の精緻化、言い換えれば、今日の勤労婦人諸階層の階級別・階層別性格と、その解放の統一的展望を示す理論の構築が求められていたといえる。

第2節 今日の婦人論研究の潮流

そこで、1970年代半ば以降の、つまり今日の婦人論研究の潮流を把えてみよう。既に述べたようにこれまで、婦人差別の問題の解明については、従来、研究者や一部の実践家の間の議論にとどまっていたが、1975年の「国連婦人年」を契機にして大衆的な場でも正当に扱われるに到る。そうしたことも相俟って、婦人論研究もようやく本格的な段階に入りつつあるが、そこには当然、多様な、そして新たな潮流が生まれてきているといえる。伊藤セツ氏によれば大きく分けて、①保守的婦人論の流れ、②女性学、新フェミニズムの流れ、③そしてもう1つ、前述の婦人論論争を継承・発展させようとするマルクス主義婦人論の流れ、以上の3つがあることを指摘している。⁹⁾その分類に従って、各々の特徴を把握し、農家婦人の主体形成を把えるための基礎的考察を行なうことにしよう。

まず第1にとりあげる保守的婦人論であるが、性別分業を固定化し、性差別を温存する支配的イデオロギーとして、制度・政策をつうじてその浸透が鼓吹されてきたことは、婦人教育研究の到達点をみるにあたって既にふれてきたところである。しかし、今日の特徴は性別分業の固定化をストレートに掲げるのではなく、プルジョアの的に再編され、極めて巧妙なことである。

「日本型福祉社会」¹⁰⁾を支えるものとして提起された「家庭基盤充実政策」の狙いは、財政危機を福祉切り捨て政策によってのりこえるために、保育・老人介護等の責任を家庭に一身に負わせようとするものにほかならず、また併わせて、「M字型ライフサイクル」を前提に、「主婦の再就職パターンの定着による主婦労働力の有効利用」をはかることによって低賃金労働力の供給基盤をつくらうとするものにほかならない。しかし、家庭基盤充実の理由として具体的にあげられているのは、地域社会の共同関係の解体の危機、あるいは家庭生活の機能の低下

による家族解体の危機という現実であり、これ以上押し進めないために、地域・家庭生活の見直し、再建が求められているというわけである。たとえば、乳幼児を持つ母親には「健全な発達には…家庭において、親によって行なわれるのが望ましい」¹¹⁾として母子関係論の導入等を加味しながら、「母親よ家庭に帰れ」と主張する。主婦の行動を規制しうる理論や事実をフルに生かしているといえるだろう。

さらにもう1つ、とりわけ最近目立った傾向として見落してはならないのは、「雇用均等法」¹²⁾制定における、「母性保護撤廃」にみられる「機会の平等」の提唱である。たとえば篠塚英子氏は「保護規定のために責任ある地位や、平等の雇用機会が得られない女子管理職」¹³⁾がでてきているとし、残業時間の規制は足枷になっており、生理休暇も廃止すべきだとしている。そして保護規定を廃止しようとする「労働基準法研究会報告」について、「男女平等法をつくるのなら、これまでの保護規定を捨てろというわけである」が、「これはもっともな説明」¹⁴⁾だと賛意を表している。一見、婦人の地位向上を望んでいるかのようだが、果たして母性保護の撤廃によって婦人の地位は向上しうるであろうか。母性破壊、ひいては家庭破壊の恐れが多分にあり、結果として、大多数の婦人はふるい落とされるほかないのではないか。さらに一層、労働者（婦人も含めて）を選別・競争させ、資本の効率性・効用極大をはかることに手を貸すものでしかないと考えられる。これらに理論的根拠を与えているのが「差別の経済学」¹⁵⁾である。したがって保守的婦人論は、批判の対象ではあっても学ぶべきものはない。

次にとりあげられなければならないのが、ウーマンリブの血をひく女性学、新フェミニズム等の新しい婦人運動・婦人論の潮流である。我が国におけるウーマンリブの理論は従来は概して低レベルであったが、今日一定の理論的深まりをみせてきている。その1つが、目黒依子氏¹⁶⁾や上野千鶴子氏に代表される女性学やフェミニズムを標榜するものである。しかし、女性学といっても、井上輝子氏によれば、「女性を考察の対象とした、女性のための、女性による学問」¹⁷⁾と規定されているものから、それを越えて、既成学問の総体的批判と新分野の開拓を志向するものまで多様に存在している。

その中で、マルクス主義フェミニズム論者を自称する¹⁸⁾上野氏の理論が女性学をリードしていると思われる。上野氏は女性解放理論には①社会主義婦人解放論、②ラジカルフェミニズム、③マルクス主義フェミニズムの3つの潮流があるとし、いずれもマルクス主義とそれに対する反措定または改訂として登場しているとして次のように述べる。即ち、①のマルクスの社会理論に依拠する理論は、生産領域だけを扱い、「性関係を階級関係に従属させ」ることになるとし、他方、②の理論は①の理論に挫折・失望し、アンチテーゼとしておこるが、家父長制の再生産領域しか扱わず階級支配と性支配の二元論、もしくは性支配一元説になるとし、③のマルクス主義フェミニズムによって、生産領域に対応する資本制と再生産領域に対応する家父長制、その二つの弁証法的関係（家父長制的資本制）から抑圧構造を解明することができる。¹⁹⁾

そしてさらに上野氏は近代社会は再生産労働を非産業化し、性別分業割当をして、主婦という存在をつくり固定化したとし、女性の解放は「人間的自由の砦としての私生活の拠点＝家庭を擁護しつつ、その内外での性別役割分業を否定する」のが自分の立場だとして、機械化や加工食品や外食産業に依拠した家事労働の市場化による職場進出も、体制変革による家事・育児の共同化をめざす家事の社会化も、生産に「特化」し、家庭の位置づけがあいまいであったり、

あるいは欠いており不適當だとし、また武田京子氏のように生活に「特化」するのも誤りであるとし、「マルクス主義フェミニズムは生産領域と再生産領域とを統合的に理解する」²⁰⁾ものであることを主張している。

上野氏はマルクス主義婦人論とラディカルフェミニズムの統合をめざしているが、伊藤氏も指摘しているよう²¹⁾に、マルクス主義婦人論を曲解しているといわざるをえない。とくに1970年代前半の婦人論論争をへて確認された蓄積が、正しく捉えられておらず、極めて独断的である。しかし、資本主義下の家事労働の性格の掘りさげの弱さ等について既に指摘したように、マルクス主義婦人論それ自体にも、こうした批判を許す弱点のあったことも確かであろう。なお、先にとりあげた清原氏の婦人教育論の婦人問題の理解は、上野氏に近く、また神田氏の場合は、ラディカルフェミニズムに近いと思われる。

それに対し、欧米マルクス主義フェミニズムの理論をいち早く摂取して、マルクス主義婦人論を発展させようとしているのが、竹中恵美子氏あるいは久場嬉子氏である。とりわけ、竹中氏は、婦人論の再構成に意欲的である。欧米マルクス主義フェミニズムといっても、ラディカルフェミニズムに近いものまで広範に存在しているが、両氏とも資本主義下の家事労働の位置を解明しているヒメルヴァイトやモハンを高く評価している。²²⁾つまり、上野氏が欧米マルクス主義フェミニズムの主流である「階級支配 (capitalism) と性支配 (patriarchy) の弁証法的二元論」に立つものに依拠するのに対し、竹中氏は彼らの立論をも摂取しながら、「資本制と性分業との統合の物質的基礎」として「労働力商品化体制」を捉え、その分析によって、「性分業と階級関係の相互依存関係が資本制生産の発展のなかで、いかに矛盾を展開するか」²³⁾を明らかにすべきだとする。そして、考察の結果、資本制生産様式、つまり労働力商品化体制は生産と消費を場所的に分離し、妻を「社会的労働」から疎外し、家内奴隷制をうちに含む「ブルジョア単婚家族」を構成すること、しかし、同時に、資本制による性分業の包摂は、女子労働の多様な型や家事労働の社会化によって矛盾をはらんで展開されるとし、そこに「新しい社会システムへの物質的・主体的条件」²⁴⁾をみている。

竹中氏の立論の総括的な検討は伊藤氏に譲るとして、²⁵⁾後に詳しくみる、農民家族の性格・機能を抱える上で、重要な論点と考えられる点のいくつかを検討したい。

第1に、「労働力商品化体制が家内奴隷制をうちにふくむブルジョア単婚家族として組織される」とする氏の立論に関わって、従来、「女性がもっていた生産労働的機能」が剝奪され、性別役割分業の概念が確立されるのは、農業革命以後であることを、大石恵子氏のスメルサー研究²⁶⁾に依拠して、竹中氏は説明されるが、果たして、そのように言っても良いものだろうか。

産業革命以前の婦人の労働もまた、家父長のもとでの隷属的労働であり、私的労役なのである。ところが資本制生産のもとでは、「労働力の再生産における私的労役の役割を拡大する」²⁷⁾と同時に、「生産力の水準を発展させて男女の労働の分割を、自然によって規制される次元から一段と社会的次元へと高め」²⁸⁾、性別分業を变革しうる物的条件も準備したというべきであろう。

第2に、嶋田千利世氏のいうプロレタリア家族規定²⁹⁾ではプロレタリア家族の資本主義的形態、つまり、男女の役割分業によって婦人は家内奴隷制として存在していることが捉えられないとし、ブルジョア単婚家族として組織されることを主張している点についてである。これは、むしろ次のように理解すべきではなからうか。マルクスは『ドイツ・イデオロギー』にお

いて指摘するように³⁰⁾、「服従、孝順、貞節」等、封建的共同体のもとでの「家族の内面的絆」は、市民革命によって解体したが、家族という現実的団体、即ち、「財産関係や他家族に対する排他的関係」は残った。そこでは封建制下の家父長的観念ではなく夫婦の愛情を基礎として、つまり、妻の夫に対する愛に基づいて財産も権利も夫のために放棄すること、これに対し、夫は妻のこの献身に応え、妻の願いを受け容れ実現することが要求されるとして、女性一般の自然、即ち、本来的に備わったものとして妻の夫への服従を説明する、ブルジョア的父権観念に再構成され、それがプロレタリア家族にもブルジョア単婚家族の性格を与えるのである。そのため、生産手段をもたない、夫の妻の従属を基礎づける物的基礎のないプロレタリア家族も、その「本性の表出が妨げられている」³¹⁾といえるのではなかろうか。このことは先にみた、政策・制度をつうじて資本の強蓄積をすすめるために保守的婦人論のイデオロギーが浸透していることから明らかなことである。

しかし、同時に、マルクスが「現実に解体しているところでは」、プロレタリア家族の本性が表出され、そこには「家族愛」が存在すると述べていることに注目しなければならない。³²⁾即ち、資本はプロレタリア家族にブルジョアのイデオロギーを浸透させようとするが、資本自体が進めざるをえない、婦人の賃労働者化や家事労働の社会化をつうじて、プロレタリア家族の本性は表出せざるをえないのである。したがって、プロレタリア家族の概念を措定して、その本性の表出がどのようにして妨げられているのか、また、どのような条件・契機によって家族内民主主義が実現しうるのか、そのことを検討することこそが重要であろう。竹中氏も指摘するように、婦人の賃労働者化や家事労働の社会化等の現代資本主義下のプロレタリア家族の具体的な存在形態の把握を、その内部の構造と矛盾の把握にまで掘りさげて把えることによって、明らかにされると思われる。

なお、竹中氏がこれまで「マルクス主義経済理論においては家事労働は…資本の生産過程の外部にある個人的消費過程であるとして社会的生産問題から除外され、賃労働と家事労働の原理的相違が強調されるにとどまって、資本主義との内的関連の分析が軽視されてきた」³³⁾と述べていることは正しい指摘であろう。竹中氏の提起は、資本主義社会のもとでの家事労働を、「家内奴隷制」的なものとしてだけで把えていいものかどうかを問い直す契機を、逆に与えることになった。

そこで労働者家族の構造分析から婦人の主体形成の方向・条件を解明しようとするマルクス主義婦人論の最近の動向に着目しなければならないが、それにふれる前にもう一つ、近年とりわけ脚光を浴びてきているイリイチの「シャドウ・ワーク」論をみておかなければならない。イリイチは、産業社会以前には自立・自存の「サブシスタンス」があり、生存に固有な「ヴァナキュラー」な領域において、それぞれの活動を担う両性の「ジュンダー」な世界が展開されていたとする。そして、資本主義社会のもとでは、それが破壊され、賃労働とともに、女性の囲いこみによるシャドウ・ワークが形成されたとし、ヴァナキュラーなサブシスタンスな社会を回復するためには、①非経済的なサブシスタンスの形態の拡大、②エコロジー破壊や「逆生産性」をくいとめること、そして、③セクシズムを後退させること等のネガティブな成長政策の展開を主張するのである。³⁴⁾

現代資本主義社会の家族・生活の危機の局面を把えて、人間的生活の回復を説くイリイチの主張は、現代資本主義を批判・告発するものとして評価できるだろう。しかし、イリイチは危

機の局面のうちにその打開の方向を見い出そうとはしていない。そればかりか、産業資本以前の土地と一体となった、「家父長制」にも無自覚な社会をバラ色に描き出し、その回復を空想するのである。イリイチもまた、竹中氏と同じように、産業社会以前の家父長的制的な社会を、男と女が「互いに依存しあった」共同的社会とみている点は奇妙に一致している。違うのはイリイチは未来に何も託すことができないので「後向き」であるのに対し、竹中氏は現実の資本主義社会から資本主義をこえる未来を展望しようとしていることである。我々も当然、後者の道をとる。しかし、婦人の主体形成の方向・条件を解明しようとする我々は、竹中氏のレベルにとどまっているわけにはいかない。

そこで労働者家族の構造分析から婦人の主体形成論へアプローチしようとしているマルクス主義婦人論の最近の動向に着目したい。1970年代以降、婦人の賃労働者化はさらに進み、他方、「生活の社会化」も急激に進み、労働者家族の構造と機能が大きく変化してきた。マルクス主義婦人論の研究者の間では、労働者家族の構造と機能の変化を、歴史的・実証的に把握しようとしてきているものが多く見出される。とりわけ、それまで経済学では充分にとりあげられてこなかった生活過程、とくに家事労働についての理論的・実証的解明に手がつけられたことは興味深い。

たとえば、鎌田利子氏が婦人労働者の階層性や賃労働と家事労働の相互関連を、布施晶子氏はとも働き家族の実態と家族関係の解明を、³⁵⁾また伊藤セツ氏、宮崎礼子氏、岩田正美氏らは家事労働や家計の分析を媒介にして、労働者家族の生活実態を把握しようとしている。³⁶⁾そしてそれらの分析を基礎に、婦人の主体形成について手がかりを見出そうとしているのも、近年の特徴である。

伊藤・宮崎両氏は、家事労働が本来、生命と労働力の再生産を行なう労働であるにもかかわらずゆがめられていることを、「生活の社会化」その基軸となるものとして「家事労働の社会化」に注目し、公的・互助的・資本主義的社会化の3つに分類し、それらをつうじた労働者家族の貧困化の側面を把握、それに対抗して家事労働が本来「ゆがめられた消費生活を主体的に組みかえ新しい生活様式を創造していく主体」³⁷⁾、即ち、「家庭管理主体」が形成されることを提起した。そしてこの「家庭管理主体」は、同時に「生産と消費の統一的・社会的編成をめざす運動の主体」でなければならないとしている。両氏の提起は示唆に富んでいるものの、しかし、両氏のいう意味での「家庭管理主体」の形成について、家事労働のあり方からだけで説明するものであろうか。資本にとっての家事労働あるいは労働力再生産過程の位置づけのより深い分析や、あるいは家事労働と社会的労働の区別と関連を明確にすることを通して、あらためてその条件を問い直す必要があると思われる。そうでなければ竹中氏の主張と切り結ぶことはできないだろう。欧米マルクス主義フェミニズムを精力的に紹介・検討している、渋谷敦司氏は「『主婦』と『賃労働者』という婦人の『二重の矛盾した役割』のダイナミズムと関連させて捉える」³⁸⁾べきことを指摘している。確かに、これまで婦人論研究において、「主婦」と「賃労働者」であることとを切り離して検討することが多かったと思われる。社会的労働と家事労働、労働過程と生活過程（狭義）、その全体を視野にいれて検討すべきであろう。

他方、先に述べたように、婦人の主体形成論のアプローチの方法として、労働者家族の解体的状況が進行することとも相俟って、その再建の方向を解明する研究が前進し、そうした中に婦人の主体形成の契機を探ろうとする研究が近年みられる。たとえば、布施氏は、とも働き家

族の実証的研究から「新しい家族の創造」につながる「協業型仲間家族」が生みだされていることを指摘している。³⁹⁾即ち、婦人労働者の輩出は「国・自治体の社会施設・社会的サービス等の公的配慮と家族との相互補完関係のもとに」、さらには「隣人、友人、知人等との相互補完関係のもとに」、子育てや老親の世話を行なうことを志向する、「共立・共助」体制を確立するとともに、家族内における人間関係においては、「性別分業の枠をこえた役割分担が夫婦・親子の関係において進行し」、「性別分業の止揚」が求めざるをえないことを指摘している。⁴⁰⁾

また経済学から人間の発達を解明しようとする二宮厚美氏、成瀬龍夫氏らは『家族の経済学』⁴¹⁾を著わし、「家族の発達と進歩の今日的契機と条件」そして「家族再建の展望を切りひらこう」としている。婦人の発達の課題もその中の1つとして位置づけている。そこでは、家事労働を「社会的労働の参加を妨げて婦人の発達を阻害する要因としてばかりでなく、婦人もふくめた家族成員を支える労働として」⁴²⁾、「発達のための生活」へ転換する基盤として位置づけるべきだとし、家事労働をすべて「外部化」するのではなく、個別家族内に割りあてられたままの家事労働の社会化の方向を提起する。そして、家事労働の家族内協業とその枠をこえた協業を、公務労働に支えられながら調和的に行なうことによって、家族の社会的結合が強化され、地域の共同体が再建されることを展望する。しかし、こうした地域・家族の再建は、家族・地域生活における貧困化の「裏側に潜む“脱貧困”の力を」媒介にして進むとし、その力の1つは「『社会化された科学的生活情報の共同占有』にもとづいた、「家族内外にわたる新しい集団力の形成」と、「社会化された生活を共同で管理・維持する能力」の発達であり、もう1つは、伝統的家族の解体による、「家族内部に生命の再生産と互いの人格的结合を与える新しい原理」、即ち、「発達原理」が生じるとする。⁴³⁾

こうして、両者いずれも婦人の発達・主体形成の条件・契機を解明するにあたっては、労働者家族の発達・再建の課題と関連させて把えようとしていることが共通した特徴である。その際、家事労働の、家族内と、その枠をこえた協業、即ち、地域的協業の編成のあり方に手がかかりを見い出そうとしているのも共通した点である。それがどのような条件のもとで実現可能かということについては、未展開であるが、農家婦人の自立化の条件・契機、さらに自立化の内実を把える上で、重要な視点を提示しているといえるだろう。

以上、婦人論研究の最近の潮流について、その概略を把えてきた。婦人の自立化についての議論は1950年代半ば頃までは「家制度からの解放」が主流であったが、婦人の賃労働者化に伴って、「社会的労働に従事するか、専業主婦として家庭を守るのか」の議論に移行し、マルクス主義婦人論研究の成果もその過程で導入され、1970年代初頭には婦人の「社会的労働」の意義が確認されるに到った。しかし、1970年代半ば以降、パートをはじめとした婦人の賃労働者が大量に創出されるに及んで、婦人の賃労働者化が直ちに性別分業体制をゆるがし、新たな社会体制を求めるような婦人の自立化の契機をつくりだすものではないことが明らかになってくる。資本は性別分業を前提にした婦人の雇用体制をつくりだしているからである。他方、家事労働の資本主義的商品化・社会化が進行し、労働者生活の貧困化が結果する中で、それに抗して、家事労働の公共的・互助的社会的化の動きもみられ、そこで生活主体・家庭管理主体形成の条件を把えようとする研究も進展する。しかし、社会的労働と家事労働を相互に関連させて把えることは充分ではなかった。ところが、1980年代に入って以降、婦人の賃労働者化はもはやとめようもなく進展する一方、資本は生活過程をも深くとりこむにいたり、家族の解体の危機

が叫ばれる状況が生まれてきているのである。そこで、社会的労働と家事労働、労働過程と生活過程の統一的把握・調和的編成による、家族・地域の再建を志向する営みのうちに、婦人の自立化の契機を見い出そうとする議論が、今日、提起されてきているといえるだろう。

以上のことから、現段階で確認できる婦人論研究の視点は、①階級的視点を欠落させて抽象的婦人として把えるのは誤りであり、階級的視点をすえること、②その際、婦人を家族の成員として把え、その家族の階級的吟味をすること、さらに③家族の構造と機能を歴史的に把握すること、④そして、①から③の分析を媒介にして、婦人の主体形成の諸条件を検討することである。とくに、労働過程と生活過程を統一的に把握して、家族・地域を再建する主体の形成が展望されているのが今日の特徴である。いずれも婦人教育研究を前進させるために必要不可欠な視点と思われる。

しかし、見落としてはならないのは、婦人論研究はようやく本格的に着手されたばかりといっても過言ではなく、婦人の主体形成が、家族のどのような構造において、婦人のどのような主体的対応をへて、どのような内実をもつものとして実現されるのか、といった、主体形成のメカニズムに迫るような研究は未だ見出せない。婦人教育研究においてこそそれを解明することが重要なのである。しかし、これまでみたことから明らかなように、婦人教育研究の到達点は、婦人論研究の到達水準にも及ばないというのが現状である。したがって、家族の構造分析を媒介にして、婦人の主体形成のメカニズムを法則として明らかにしていくことは、未着手の課題であり、その解明は婦人教育研究の前進にとってばかりでなく、婦人論研究にとってもきわめて意義のあることであろう。我々が、農家婦人に限定するにしろ、この課題にアプローチすることは、農民教育論だけでなく婦人教育論にも一石を投じることになるであろう。

そこで、農家婦人の主体形成のメカニズムの解明にいよいよ進むことにしよう。それにはまず、農民家族の構造を歴史的に把えることから始めなければならない。

注1) 石垣綾子「主婦という第二職業論」【婦人公論】第40巻第2号、1955年2月。第1次主婦論論争は石垣綾子氏にはじまって、福田恒存氏、平塚らいてう氏、田中寿美子氏等多数加わって行なわれた。詳しくは生活科学調査会編【主婦とは何か】ドメス出版、1965年、および丸岡秀子【婦人思想形成史ノート】ドメス出版、1982年を参照されたい。

2) 磯野富士子「婦人解放論の混迷」【朝日ジャーナル】第57号、1960年4月、詳しくは同上参照。

3) 嶋津千利世「家事労働は主婦の天職ではない」【婦人公論】第47号第10巻、1955年10月。

4) 高木督夫「婦人運動における労働婦人と家庭婦人」【思想】第438号、1960年12月、毛利明子「『労働力の価値』と主婦労働」【朝日ジャーナル】第109号、1961年4月。

5) 武田京子「ビューティフルな主婦像こそ解放された人間像だ」【婦人問題懇話会会報】14号、1971年、P68、のちに同【主婦からの自立】汐文社、1981年、にまとめる。

6) エンゲルスは『家族・私有財産および国家の起源』（1884年）で家族と婚姻の歴史を分析し、性差別の根源を私有財産の発生に伴う階級社会の形成によるものであることを明らかにし、したがって性差別の廃絶は階級社会の廃絶にあることを明らかにした。

7) 布施晶子「今日の社会的産業への復帰をめぐって」【賃金と社会保障】1974年12月下旬号。

8) プロレタリア家族を抑圧の物質的基礎である生産手段をもたないことから、直ちに性愛を基礎とする民主的家族関係が成立していると把える傾向が支配的であった。

9) 伊藤セツ「最近の婦人論の潮流と争点」【賃金と社会保障、婦人労働問題研究】労働旬報社、1982年1

月下旬号。

- 10) 1979年【新経済社会七ヶ年計画】において政策として明確に位置づけられた。低成長下のもとで地域・家族への福祉肩がわりはかろうとするものにほかならない。
- 11) 『家庭基盤の充実』大平総理政策研究会報告書-3, 大蔵省, 1980年, P183。
- 12) 1985年に成立する。男女平等の名のもとに生理休暇の後退, 残業・夜間労働の開禁へ道をひらく内容がもりこまれている。
- 13) 篠塚英子【日本の女子労働】東洋経済新報社, 1982年, P154。
- 14) 同上, P155。
- 15) 竹中恵美子【女子労働論】有斐閣1983年, 居城舜子【『差別の経済学』の批判・検討】『賃金と社会保障, 婦人労働問題研究』労働旬報社, 1985年2月下旬号, に詳しい。
- 16) 目黒依子【女役割一性支配の分析】垣内出版, 1980年。
- 17) 井上輝子【女性学とその周辺】勁草書房, 1981年。
- 18) 上野千鶴子氏の立論はラジカル・フェミニズムに近いと思われる。
- 19) A, クーン, A, ウォルフ編, 上野千鶴子訳【マルクス主義フェミニズムの挑戦】勁草書房, 1984年, P246。
- 20) 同上, P225。
- 21) 伊藤セツ, 『現代婦人論入門』前出, P228~238。
- 22) 竹中恵美子「労働力再生産の資本主義的性格と家事労働」『経済学雑誌』大阪市立大学経済学会, 第81巻第1号, 1980年, 同「女子労働論の再構成」『婦人労働における保護と平等』社会政策学会研究大会社会政策叢書, 第9集, 1985年。久場嬉子「家事労働と資本」『東京学芸大学紀要』第3部門第30集, 1979年。
- 23) 同上「女子労働論の再構成」P6。
- 24) 同上, P13。
- 25) 伊藤セツ【『女子労働論の再構成—竹中恵美子氏の所説によせて』『婦人労働における保護と平等』啓文社, 1985年。
- 26) 大石恵子【『家族の機能分担』と婦人労働者】『一橋論叢』第67巻3号, 同「1844年工場法における婦人規制」『一橋論叢』67巻第1号。
- 27) 伊藤セツ【『女子労働論の再構成』—竹中恵美子氏の所説—によせて】『婦人労働における保護と平等』前出, P60。
- 28) 同上, P60。
- 29) 嶋津千利世「現代社会の家族と史的唯物論」同『婦人労働の理論』青木書店, 1978年。
- 30) 「ドイツ・イデオロギー」『マルクス・エンゲルス全集』第3巻, 大月書店, P174~175。
- 31) 伊藤氏は嶋津氏の言わんとするところを伝えようとして嶋津氏がいう「プロレタリア家族の本性が」というのを「プロレタリア家族の本性の表出が」と訂正している。伊藤セツ【『女子労働論の再構成』—竹中恵美子氏の所説—によせて】前出, P62。
- 32) 「ドイツ・イデオロギー」前出。
- 33) 竹中恵美子「労働力再生産の資本主義的性格と家事労働」前出, P51。
- 34) 玉野井芳郎・栗原彬訳【『シャドウ・ワーク』岩波書店, 1982年, 「パナキュラー・ジェンダー」山本啓士編「経済セックスとジェンダー」新評論, 1984年。
- 35) 鎌田とし子「婦人労働の発展と労働者階級」道又健治郎, 清山卓郎【戦後日本の労働問題】ミネルヴァ書房, 1980年また, 広田寿子【女子労働の研究】ドメス出版, 1975年もすぐれている。

- 36) 阿部和子, 伊藤セツ, 天野寛子共著『家事労働』光生館, 1988年, 宮崎礼子, 伊藤セツ『家庭管理論』有斐閣, 1978年, 岩田正美「消費過程の『社会化』と家計支出構造」大阪市立大学『生活科学部紀要』第25巻, 1977年, 江口英一, 川上晶子, 市原聡子「今日の独占資本と家計」『講座今日の日本資本主義9』大月書店, 1981年, 伊藤セツ, 阿部和子, 森ます美『生活時間』光生館, 1984年, その他多数。
- 37) 伊藤セツ「生活設計の主体性と新しい生活様式の創造」宮崎礼子・伊藤セツ『家庭管理論』前出, P218。
- 38) 渋谷敦司「最近の欧米における婦人解放理論の展開についての一考察」『立命館産業社会論集』第36号, 1983年, P118。
- 39) 布施晶子『新しい家族の創造』青木書店, 1984年, P230。
- 40) 同上, p238。
- 41) 成瀬龍夫・小沢修司編『家族の経済学』青木書店, 1985年。
- 42) 横田綾子「婦人の発達と家族の未来」同上, P118。
- 43) 二宮厚美「家族の発達と社会的民主主義」同上, P170~171。

第3章 農家婦人の自立化論の検討

第1節 農家婦人の自立化の3つのタイプ

農民家族の一員としての婦人の自立化の過程, その条件の解明はどのようにしてなされるべきであろうか。まず, 前章で明らかにされてきた視点を基礎にしつつ, これまでの農家婦人に関わる先行研究を検討しなければならないだろう。

ところで, 農家婦人の自立化の過程を解明するには, これまで検討を加えてきた労働者家族の婦人と同様に論じることができない。生産手段を所有する農民家族の独自の性格を歴史的に検討することが不可欠である。

いうまでもなく資本主義以前にあっては, 身分的・人格的隷属下において, 婦人に限らず“個としての自立化”等, 問題になりえなかった。資本主義のもとで, 生産手段から切り離され, 自らが労働力を処分する主体としてたちあられることによって, はじめて, 身分的・人格的隷属が断ち切れ, 人格的に自由な主体として登場してくるのである。他面, 資本の支配下におかれ, あげくのはては家族の機能は希薄化し, 家族成員の人格的結合まで弱められるのだが, しかし「互いに独立した人格の直接的結合にもとづく家族」に転換しうる前提条件を資本主義がつくりだしていることが重要なことである。しかし, 農民家族の場合, 以上のことをそのまま適用することはできない。土地所有を基礎にした家族だからである。

では, 戦後の農民家族の性格はどのように把握することができるだろうか。戦後, 農地改革によって生まれた自作農は, 農民的経営による自立の条件が与えられた, 農民的土地所有としての性格をもつものとして出発した。農民的土地所有は「個人的独立の発展のための基礎」¹⁾を与えるものであった。しかし, それはとりあえず家長のみに与えられただけであって, 家族成員に与えられたわけではなかったのである。この点が労働者家族と決定的に異なる点である。生産手段を所有する農民と, そうでない労働者の決定的な違いである。即ち, 自給的な性格が支配的な段階では, 土地は家産として継承され, 経営は家業として営まれ, 家長は土地所有を基礎に経営の管理・支配権を掌握し, 家族員の家長への服従を強制するのである。こうして,

戦後まもなくの頃は、新憲法・改正民法などの一連の民主的諸制度によって、明治以降、上から再編・強化された家父長的家族制度の機能が失われ、家族成員の自立化が制度的に保障された後も、傍系家族を含む複合家族による「家父長的」な家族協業が編成されていたのである。

ところが、1950年代以降になると、労働市場の展開によって、二・三男の傍系労働力が流出し、農民家族はそれまでの複合家族から直系家族へと純化していくことになる。この直系家族はもはや傍系家族等の非自由人を含む「家父長制家族」(エルゲルス)ではなく近代的農民家族²⁾である。この直系家族こそが戦後自作農の本来的性格を備えたものである。この家族経営は、土地所有の独占を基礎として家長の権限によって家族労働が支配・統括される側面はあるものの、家長への従属を絶対的に規定するものではなく、他方で、「生産的な実践主体として家族労働力を陶冶する」³⁾機構を備えていたと考えられる。農民的商品生産の展開に伴って、家族労働力の個別的自立を基礎とした、商品生産者としての自立の可能性が与えられたのである。

こうして、以上のような性格を備えた農民家族の、農民経営のもとでの個別的自立化が、1960年代以降、1970年代を経て、どのようにして、あるいはどこまで実現されたかが論議の焦点になるはずであった。ところが、1960年代以降、農業基本法、総合農政下の中小農家切り捨て政策によって、農民的经营の自立の条件はますます狭まり、さらに「農地法」改正(1970年および1980年)や「農用地利用増進法」(1980年)の制定によって、中核農家への農地の集積を促すべく法律が改正され、農民的土地所有の基盤自体が揺さぶられてきている中であって、農家婦人の自立化の方向について農民の自立化の方向ではなく、労働者的自立化論、あるいはブルジョア的自立化論が支配的になりつつある。以下、簡単にみてみよう。

まず、労働者的自立化論である。この1つが農家婦人の賃労働者化に着目して、そこに婦人の自立化の契機をみようとするものである。並木正吉氏は農外就労の増大が顕著になりつつあった1970年代初頭に婦人が農業から離脱する方向に進んでいると捉え、農民としてではなく労働者として、労賃をうけとることによる労働力価値の認識の高まり、あるいは集団性の形成等により、家族内民主主義が前進すると評価した。⁴⁾しかし、農家婦人の賃労働者化の強まりは、実は、農業生産の後退・弱化を意味するものにほかならない。したがって、これは農業が後退するなかであって、農家婦人としてではなく労働者婦人としての自立化を展望するものであり、そのことの可否が吟味されなければならないだろう。

労働者的自立化論としてもう1つ見落としてならないものは、農業に従事する過程で労働力価値認識の高まりや集団性の形成等の労働者的自立化が実現しようとする立論である。農民の家族関係を自作農的土地所有に基礎づけられた一種の生産関係として戦後いちやく捉えた綿谷昶夫氏は⁵⁾、1950年代半ば以降の、労働市場の展開による家族成員の、自家労働評価の高まりに着目し、「家父長的」な家族関係の変容を捉えようとした。⁶⁾現在、この立論の延長線上に位置づけるのが永田恵十郎氏の主張する地域営農集団の評価である。⁷⁾永田氏は、労働の社会化をつうじた、労賃範疇の確立による「個の確立」を主張する。しかし、果たしてそのように捉えうるのかどうか後の検討課題である。

次にとりあげるのは、ブルジョア的自立化論である。梶井功氏は、1967年以降米価上昇と豊作とが重なり、それまでにないほど稲作において「自立経営」がうみだされてくることに着目して、上層農では三範疇確立により「小企業農」的経営が成立し、他方下層では土地を資産的に保有する土地持ち労働者が滞留し、こうして戦後自作農は変質・崩壊したことを指摘する。

そして、「小企業農」的経営では婦人は農業労働から解放され、家事・育児を専門とする家政管理主体として自立化しつつあると捉え、そこに婦人の自立化の方向を展望しようとするのである。⁸⁾

1970年代半ば以降、稲作を中心に耕耘過程から収穫過程までの主要な労働過程が機械化される機械化体系段階に移行し、家族協業の枠をこえる大型機械が、経営にくみこまれた、生産組織の形成がみられるようになるが、梶井氏はその段階になると、婦人を排除した、自立した「個の連合体」としての生産者組織を提起する。⁹⁾しかし、果たして婦人は家政管理を担当するのみの生産者組織の形成の方向が進展しているといえるのであろうか。

そこで農民的自立化論を検討しよう。美土路達雄氏は1980年代に入ってから労働者の自立化論とブルジョアの自立化論を批判的に克服するものとして、農民的自立を基盤にした農家婦人の自立化論を展開した。即ち、前者の方向については、「人格的隷属からの自立化の傾向」を認めつつも、「性差別温存を前提としての賃労働者化」であり、「賃金奴隷への『解放』」にすぎないとし、他方、後者の方向については、「過度就業と過重労働からの解放」、即ち、「家事や育児への専念・充実化」という短絡があるとし、林悠紀子氏の立論¹⁰⁾を支持して、むしろ「婦人の労働を保障し」、同時に「極めて不十分な状態におかれている家事育児を十分にするためにも、家事および育児の社会化と、婦人の側における育児条件、母性保護の保障が必要である」ことが農家婦人の人間的地位をかちとる上で重要であることを指摘し、婦人の社会的生産労働としての農業労働に対して積極的な評価を与えた。¹¹⁾

美土路氏の農民的自立化論を捉えるには、氏の主張する「農民的生産様式」それを規定する「農民的生産関係」についてまず、言及しなければならない。

ところで、そもそも、農民の家族関係を自作農的土地所有に基礎づけられた一種の生産関係として、戦後いち早く捉え、家族成員の自立化に着目したのが綿谷氏であることは既に述べたところであるが、その生産関係としての家族関係に着目して、それを発展させようとしたのが梶井氏である。梶井氏は、1950年代に入って傍系労働力の労働市場の吸引によって複合家族から直系家族へ純化していく過程を「家父長的家族協業」の崩壊として早くに捉えたことは注目されることである。¹²⁾

しかし、梶井氏の立論は「家父長的な家族制度」の解体や民主教育の前進に媒介されながら、しかし直接的には機械を基軸とする家族協業の編成という下部構造によって上部構造である「イエ」関係が崩壊し、そこから直ちに「自立的労働主体」の成立を導きだそうとするもので、「正しい意味での下部構造＝生産関係」が「欠落」していた。¹³⁾こうして、梶井氏は農民的土地所有に規定された農民家族独自の家族関係が残ることについての理解が充分ではなかったのである。したがって、梶井氏にあっては、農民的土地所有のもとでの農民の家族関係の変革ははじめから問題にならないのである。

それに対し、美土路氏は、「農民的生産様式」及び「拡大された農民的生産様式」の範疇を用いて、農民を理論的に規定しようとする。農民的生産様式は①市場関係、②土地所有＝利用関係、③国家独占資本主義的政策・制度、これら3つの社会的諸関係に規定されつつ、独自のウクライドとしての農民的生産関係、即ち①農民の家族関係、②土地所有＝利用関係、③その集積としての農民間生産関係、さらに、拡大された農民的生産様式に照応する、農業生産組織関係を持つとし、こうした特徴をもつ農民的生産関係と農民的生産力との照応と対抗の関係を

とおして農民的生産様式が変容するものと捉える。¹⁴⁾

そして美土路氏は農民の主体形成の過程を次のようにおさえる。即ち、市場関係に媒介された労働の社会化の進展の結果としての「中・大型機械化『一貫』体系という農業生産力段階」が「商品的農民的生産関係との矛盾を激化」させ、その結果①農産物商品の価値実現が費用価格水準で決定されること、②土地喪失、③都市の農村に対する搾取・収奪、④前近代の家族関係の残存、⑤科学技術、福祉、労働法等の諸制度からの疎外等を必然的にもたらし、農民は貧困化する。そこで農民は貧困化を認識し、「人間的地位」を要求して、貧困化に対抗して農民の共同・共働的の社会化と公的の社会化の主体的追求をはじめると。こうして資本主義的労働の社会化の進行にともなう農民の現代的貧困化の矛盾の自覚過程を媒介にして、農民の主体的対抗形態として、農業生産関係組織が形成されるとする。こうした過程をとおして、農民の主体的性格は、まず機械の応用によって「カンとコツ」から「農学的工学的力能」を形成し、さらに、経営的な力量としての「関係社会科学的な力量」が要求され、そして、生産組織なり農協組織の構成主体としては、もはや「孤立分散的」農民ではなく、集団的主体として「社会性」や「組織性」が形成され、変化することを指摘する。¹⁵⁾

戦前、家父長的家族制度のもとで抑圧された存在だった農家婦人については次のように指摘した。商業的農業の発展に伴う自家労働評価の高まり、さらに、1970年代以降の中・大型機械化「一貫」体系の生産力段階に入って、婦人の機械作業への進出も強まり、技能形成が進み、「農民の小商品生産関係としての前近代性」が薄れるが、しかしなお農民的土地所有に規定された「プチブルジョア家族」¹⁶⁾として独自の家族関係の存続が土地所有権や相続権からの排除、あるいは農業生産組織における「専業男子農民の役員、オペレーターと兼業農民の主婦大衆による生産組織」からの請負組織化傾向、専業的農業生産組織における婦人の家庭内労働への「復帰」傾向等の「差別的従属的編成」¹⁷⁾への歪曲等の可能性をもたらすことを指摘する。農民一般としては、農業生産関係組織における集団性・組織性に注目していたにもかかわらず、婦人については否定的である。むしろ、婦人には、健康破壊・労働災害・社会的共同消費手段の不足等の農民生活の貧困化に対する生活的認識と要求が広がり、それに照応した、自主的共同的農民労働の社会化のとりくみが生まれていることに注目している。¹⁸⁾

美土路氏の立論は、はじめて農民の主体形成を法則的に捉えようとしたものとして高く評価することができるだろう。しかし、中大型機械化段階という新たな生産力に依拠し、生産主体であることを基盤にして、そこで必然的に貧困化克服を要求し、権利を自覚し、自主的共同的労働の社会化に照応する主体に発展するというのが、その必然性の根拠、及びそのすじ道については説明されていない。しかも、農家婦人が農業生産関係組織では否定的に位置づけ、他方生活関係組織の自主的共同的とりくみには、主体的に位置づく根拠は示されているとはいえない。農民の主体形成の捉え方に関連して、さらに理論的に検討する余地があると思われる。

そのことと関わって、美土路氏独特のカテゴリーである「プチブルジョア家族」は、プロレタリア家族でも、ブルジョア家族でもない、農民の独自性を示そうとするものといえるが、その独自性の捉え方が、農民の否定的側面にのみ注目しているもので、誤って捉えられていると思われる。つまり、美土路氏は、農民の歴史的典型を「分割地農民」におき、「分割地的土地所有」が「保守性」等の性格を農民に与えること、家族関係にも「家父長的家族関係」の性格を与えることをみるが、もう1つの側面、「個人的独立の発展のための基礎」を与えることを

みのがしてしまっているのである。再び述べることになるが、戦後の農民的土地所有下の家族は、「土地所有の独占を基礎として家長の権限によって家族労働が支配・統括される側面」があるが同時に「生産的实践主体として家族労働力を陶冶する」側面もあると捉えるべきではなからうか。即ち、経営主体としての側面を、労働主体としての側面とあわせて位置づけるべきであろう。

また、この場合の家長の支配・統括機能は、戦前からの家父長制的家族制度からひきずった「前近代性」そのものではなく、ブルジョア的に再編されたものと把握すべきではなからうか。そして、肯定的傾向と否定的傾向、両傾向を近代的農民家族に備わったものとして捉え、否定的傾向を打ち破って、肯定的傾向を全面的に展開する契機・条件を探るべきではなからうか。¹⁹⁾美土路氏の主体形成論では貧困化に対抗する集団の主体は導きだせても、農民経営の内実を充実・発展させようとする「経営主体」の形成は導きだせない。

しかし、それにしても美土路氏が農家婦人の農民的自立化についてはじめて、総括的に言及し、多くの示唆を与え、その後に発展させる手がかりをつくったことは、確認しておかなければならない。

以上、農家婦人の自立化をめぐる3つのタイプを先行研究から探ってきた。第2章で婦人論研究の視点の1つとして、どの階級に属するのかの吟味が重要であることが確認されているが、農家婦人の場合、とりわけそのことが重要であることが明らかであろう。労働者の自立の方向か、あるいはブルジョア的自立の方向か、さもなくば農民的自立の方向かそれ自体がまず検討されなければならないからである。いずれの道をとるかその立論の相違は、農民層分解の評価と関わって、その具体的あらわれである家族協業の現段階の性格をめぐる捉え方の相違によるとみることができるだろう。即ち、婦人論研究の第3の視点として示した、家族の構造と機能の分析を媒介にした検討が、農家婦人においては不可欠なものとして行なわれてきていることに注目されたい。そこで、現段階の家族協業の性格をどのようなものとして捉えられるか、そこでの婦人の位置はどのようなものと考えられるのか、そのことをさらに突っこんで検討してみよう。その際、個別経営の枠をこえた社会的協業として、生産組織に重点をおくか、あるいは個別経営中心に捉えるかも、重要な論点であろう。

第2節 現段階における家族協業の性格と機能の位置をめぐる

さて、婦人の自立化の諸契機を捉える重要な手がかりを得るために、さらに現段階の家族協業の性格とそこでの婦人の位置をめぐる立論の検討をしよう。

ところで、既に指摘しているように従来の研究では、家族協業の評価と関わって、ブルジョア的自立化か、労働者の自立化か、もしくは農民的自立化かそのいずれか、および個別経営中心か、生産組織中心で捉えるのかが争点となっていると考えられる。そこで代表的な議論をいくつかとりあげよう。

まず第1にとりあげるのは、既に詳述している梶井功氏に代表される、「生産組織中心、ブルジョア的自立化論」である。²⁰⁾梶井氏はそのことを「家族協業の崩壊」から導きだす。梶井氏は既にふれたことであるが、中下層農家では兼業化の進行によって、農業専従者・補助者は存在せず、「土地持ち労働者」化する一方、上層農家では中型機械体系の確立によって「ワンマンファーム」が進行していることを1970年代初めに指摘した。つまり、機械化体系が夫婦協

業をとる技術的必然性がなくなったとし、「個別経営中心，ブルジョア的自立化論」を主張したのである。しかし、その後、組作業を必要とする大型機械体系が成立するに及んで、妻の労働力は常に「協業を構成する要素にはならないがゆえに、自立的労働力主体として生産者組織に結集せざるをえない」ことを主張し、こうして、「生産組織中心，ブルジョア的自立化論」を展開するにいたるのである。梶井氏はこの上層農に日本農業の担い手を求めている。妻の労働力は、家事・育児に専門化し、夫婦は協業単位の基礎にならないというわけである。

確かに、機械化・省力化を基軸に大規模化，単一化をすすめてきた稲作経営にはその傾向がみとめられた。1967年をピークとする米価上昇と相次ぐ豊作によって、上層においては家事その他余暇活動にふり向ける自由時間が一定程度確保され、婦人労働の軽減も可能になった。しかし、野菜・畜産あるいは複合経営においては妻の労働を不可欠なものとして位置づけ編成する、家族協業による労働組織が一般的であることを見落してはならない。しかも、1970年代以降の減反政策，とりわけ1978年から始まった水田利用再編政策にもとづく転作強制は、大規模化・単一化をすすめてきた稲作農家にも、集約化の方向への経営転換を迫るものとなっており、実際、女子農業労働時間は1980年代に入ってから増大に転じている。²¹⁾減反転作を契機にして家族労働力とりわけ婦人の役割の見直しが進んでいることも各地から報告されている。²²⁾

今や、梶井氏が期待する上層農家もまた、減反転作，米価据え置きの中で、上向展開それ自体が制約され、夫婦協業あるいは二世帯協業による経営の集約化の方向へ転換するか、あるいは負債を恐れず単一化・大規模化をさらに進めるのか、その岐路に立たされていると思われる。

さて、次にとりあげるのは永田恵十郎氏に代表される「生産組織中心，労働者的自立化論」である。²⁴⁾永田氏は「家族協業の限界」からそのことを導きだす。永田氏は労働の社会化の進展により、個別経営で担うことのできない分業・協業（＝機械利用のための組作業の可能性）が発展するとし、機械利用を中心とした生産力を駆使するにふさわしい協業体制の確立を求め、それを兼業農家も含めた地域営農集団に託す。そして、地域営農集団を主体にして、集団的土地利用，水利用，機械利用集団による地域複合農業の実現によって、地域農業の再構成を展望する。農民はそこで、組織的な生産活動，経営管理活動をつうじて、社会化された労働の編成者として新たな熟練（管理能力，作業時期の決定，労働の配分）をうみだし、同時に社会化された近代意識を形成するというのである。そこでone woman farm，あるいはone couple farmとして、地域農業を構成する経営体の労働力として位置づく婦人もまた、組織的な生産・経営活動によって、労働者の魂を主体化した近代的意識²⁵⁾を形成し、こうして労働者的自立を実現するとする。

永田氏らが、単なる「集団性」「社会性」ではなく、生産組織化に伴う経営管理労働に着目し、そこでの新たな「熟練」の形成を指摘していることは重要な視点であろう。しかし、永田氏らの強調点は、労働の社会化による近代的意識の形成という点にあり、それについては疑問を抱かざるを得ない。つまり、分業と協業の発展が、家族経営の枠をこえたものとして必然的に発展し、それをつうじて労働力の自立化がはかれると、果たしていつてよいものかどうかである。今日の生産組織の多くは、分業・協業の必然的発展の結果として形成されているのではなく、むしろ、生活防衛的対応であって、個別経営の補完としての意義が大きいといえよう。永田氏らは家族労働の限界性の変革を集団的労働に期待するわけだが、生産組織化の意義には、個別経営と生産組織の労働・経営上の調整といった、個別経営の新たな経営管理労働の形成等

もあるのではないか。これらは農民的自立化の内実の一つと考えられるが、労働者の自立化を主張する永田氏は、この点については見落としている。

なお、「労働の社会化と貧困化」という枠組みで農民的自立化論を展開する美土路氏と、「労働の社会化」で労働者の自立化論を展開する永田氏らとは、主張は異なるものの、自立化の内実として提示している内容は極めて類似している。それは両者とも農民の否定的傾向しか扱っておらず、また同じように生産力→生産関係の変容という図式で扱っているからに他ならない。

そこで、梶井氏および永田両氏に対するアンチテーゼとして、「個別経営中心・農民的自立化論」を主張する大木れい子氏の立論を次にとりあげよう。大木氏は美土路氏の主張を一部支持しながらも、²⁵⁾それとは異なって、農民経営の肯定的傾向を積極的に位置づけて、農家婦人の自立化論の理論的体系化をはかろうとしている。²⁶⁾少したちいって検討を加えよう。

大木氏はいわば「家族協業の完結」を主張する。つまり家族経営は、本来、自然循環を基調とした自給生産で、かつ、性・年齢・能力の異なる家族労働力全体による生産力形成を行なうのが特徴であるから、水田モノカルチャー化による、地力破壊、労働力破壊から脱却し、家族経営の本来的な特徴を生かすには、地力再生産と労働力再生産の経営的結合によって、個別複合経営へ転換することが望ましくもあり、かつ合理的であるとする。²⁷⁾ここに家族成員の自立化の契機をもみていると思われる。

大木氏はまず、「農民的経営」をマルクスの分割地農民の規定から、「資本家」であり「土地所有者」でありかつ「労働者」であること、かつ生産手段としての土地所有が「人格的独立性の発展のための基礎」であることを確認した上で、「この小農の固有の性格を現段階の小農における家族成員＝婦人についても適用し得ることを明確にすることが農家婦人労働自立化の概念を指定することになる」²⁸⁾と課題を示している。

大木氏は、小農経営における自給的性格が支配的な段階での家産的土地所有に基づく家父長的関係が、「小農経営の発展段階（小商品生産の展開）に照応して喪失し、家族成員個人を基礎とした関係へと変化発展していくもの」とする。つまり、家族協業を構成する各成員が、それぞれに農民のもっている三位一体的性格、即ち、労働主体、経営主体、所有主体として生成、現出する²⁹⁾というのである。しかし、「小農経営の家族成員の現実的展開過程は」一般に家父長的関係を喪失させながら、漸次、「労働主体から日常的な経営主体へと展開し、さらに所有主体そしてより完全な経営主体への発展過程をたど」るだろうと想定している。

では、なぜそれが可能であろうか。大木氏は人格的自立の達成を「自家労働評価を基礎とする経済的側面と精神的自立の二側面を内包」すると捉え、それを家族経営の本来的性格とその商品生産の展開から導きだそうとする。つまり、家族労働力全体による生産力形成であって、「分担が完全に独立しているわけではない。したがって、家族内協業を基礎とする作業分担や部門分担が成立しており、そこで「民主的話し合い」が必要となり、こうして家族内民主化が前進するというのである。また、農業労働過程は生物生産であって、多くは複雑労働であり、その特性が「生物の生命活動の系統的で緻密な観測と測定、熟練と知的活動を伴った総合的判断」³⁰⁾等の、労働主体の精神的能力の発達を促すというのである。大木氏はとくにこの点を強調する。

大木氏が、農業近代化、モノカルチャー化への対抗の論理として、家族経営の特質をふまえて、個別複合経営を提起し、そこに農家婦人の農民的自立化の方向を見い出そうとしたことは

注目すべきことであろう。大木氏は「家族経営のモチ味を最大限に発揮すること」³¹⁾の中に家族成員の自立化の契機を見い出そうとしているのである。また、自立化の過程を農民のもっている三位一体的要素を展開させる過程であるとして、そのすじ道を労働主体→経営主体→所有主体より完全な経営主体への発展として捉えようとしたことは、その根拠が十分に示されているとは言い難いが、重要な視点を提示したといえるだろう。

婦人の自立化の最終的な課題は土地所有との関わりである。美土路氏が所有主体としての困難性を「農業経営の零細性」から指摘するのに対し、そのことを認めたで「実質的な経営参加」にもとづいて、「土地所有の媒介なし」に「労働権の確立による経営参加、地域参加」を確立する方向を探ろうとしていることも注目すべきことであろう。³²⁾しかも最近では農民的自立化の条件を確保するために、土地所有・相続の具体的あり方（共有形態等）にまで迫ろうとしている。³³⁾

大木氏が提示する視点は農家婦人の自立化のメカニズムを解明する手がかりを与える重要な論点が含まれていると考えられる。しかし、それにもかかわらず、大木氏の主張のいくつかについては疑問を抱かざるをえない。ひとつは、自立化の重要な契機として、生物生産特有の複雑労働をあげているが、果たしてそのように把えることができるのかどうかということである。商品生産の展開に伴って、たとえば、機械化に伴った肥培管理の緻密化、あるいは経営目標にもとづく合理的管理等の、つまり、機械化・化学化等の進展に伴った、経営管理労働の位置の高まりがみられること、大木氏の言葉でいえば、複雑労働の高度化に注目することが重要なのではないか。さもなくば、自給生産を基調とする家族経営の段階において、家族成員の自立化が抑制されることは説明がつかないであろう。大木氏も主張する、「小農経営の発展段階」に則し、家族経営の今日的特質との関連で、婦人の自立化が検討されるべきであろう。即ち、家族協業の現段階における性格の確定が急務の課題である。

さらにもう1つ、大木氏は生産組織については否定的に評価する傾向がみられる。³⁴⁾家族経営に自己完結性をみるからである。確かに、生産組織の多くは、「形成」と「解体」をくりかえし、分解促進的で、過渡的性格が強いものの、しかし、自己完結的経営の存続・発展は、ますます困難になってきているというのも、また事実である。そうした中で、階層的矛盾を激化させるのではなく、矛盾を緩和させて、個別経営の補完に成功している生産組織も多いことを、見落としてはならないだろう。既に指摘したように、生産組織の集団的経営管理労働のあり方や、生産組織化に伴う個別経営管理労働の新たな編成のあり方に、婦人の自立化の契機を見い出すこともまた欠かすことのできない重要な課題であろう。

以上、代表的な諸論から、農家婦人の自立化の方向を探ってきたが、それらをとおして確認できることは、農民的自立化を実現する過程に、農家婦人の人格的自立と諸能力の個性的発展を可能にする諸契機が含まれていると予想されるということである。それを解明する手がかりは、現段階における家族協業とその枠をこえた協業の性格を、個別経営と地域・集団の相互の位置づけの中で正しく捉え直すことにあるということも、ほぼ明らかになったであろう。それを媒介にして婦人の自立化の過程も検討されねばならないだろう。そこで現段階における家族協業の性格をあらためて検討することにしよう。

注1) マルクス『資本論』第3巻第6篇第47章。

2) 戦前にみられる家父長的家族制度のもとでは家長に絶対的に服従せざるをえなかった。傍系家族の存

在がそれを基礎づけていたのである。しかし、1950年代以降の農民家族は非自由人（二・三男）を排出した直系家族へと純化し、さらに「個人的独立の発展のための基礎」となる農民的土地所有に変わっていることに着目されたい。

3) 陣内義利氏は明治農法下の農民的商品生産の展開のうちにそのことを認めている。陣内義利「明治農法と家族制経営」, 農業経営構造問題研究会『農業経営と歴史的課題』農山漁村文化協会, 1978年, P109。

4) 並木正吉編『野良着をめぐ主婦たち—激増する農外就労』家の光協会, 1971。

5) 綿谷赳夫「農家の社会的性格と階層分化」農業総合研究所『農業総合研究』第12巻第3号, 1958年, (『綿谷赳夫著作集』第2巻収録。)

6) 綿谷赳夫「資本主義の発展と農民の階層分化」東畑・宇野『日本資本主義と農業』岩波書店, 1959年。

7) 永田恵十郎「地域農業の再編成と稲作経営」井上完二編『現代稲作と地域農業』農林統計協会, 1979年, なお、ここに所収された論文はいずれも立論の根拠は共通している。

8) 梶井 功『小企業農の存立条件』東京大学出版会, 1973年。

9) 梶井 功『農地法的土地所有の崩壊』農林統計協会, 1977年。

10) 林悠紀子「現代における農村婦人労働」山岡亮一先生還暦記念『現代農業と小農問題』有斐閣, 1972年。

11) 美土路達雄「総論 日本の農家婦人問題の状況と課題」美土路達雄・千葉悦子・古村えり子「農家婦人の労働・生活過程と学習課題」第1部。北海道大学『教育学部紀要』第38号, 1981年。

12) 梶井 功『農業生産力の展開構造』弘文堂, 1961年。

13) 鈴木敏正氏が既に批判を行なっている。鈴木敏正「戦後自作農体制の『崩壊』をめぐって(中)」『歴史評論』1978年, 339号。

14) 美土路達雄「農業機械化と農民教育」美土路達雄編著『農民教育の基礎構造』北大図書刊行会, 1981年, P17。

15) 同上, P30。

16) 同上, P17。

17) 同上, P63。

18) 美土路達雄「農家婦人の労働・生活と主体的性格」美土路達雄編著『農民教育の基礎構造』前出, P274~278。

19) 鈴木敏正氏は農民教育における分解論的視点からそのことを提起している。鈴木敏正「分解論的視点からみた農民教育論の課題」伊藤誠次『農村における住民の生活構造の変容と社会教育』東洋館出版, 1983年。

20) 梶井 功『小企業農と存立条件』前出, 同『農地法的土地所有の崩壊』前出。

21) たとえば北海道稲作農家(単一経営)では一人当たり自家労働時間は'80年1165時間, '81年1283時間, '83年には1391時間に増大している。農林水省『農家の形態別にみた農家経済』。

22) 転作物導入・定着をはかるため野菜作を導入する機会が多くみられるが, 婦人に対する研修・教育等に農業関連諸機関がとりくむ実践が各地から報告されている。

23) 永田恵十郎「地域農業の再構成と稲作経営」, 松木洋一「集落農場制の経営様式と労働主体の動向」, 大泉一貫「単作地帯における自己完結型経営の存立構造」, 井上完二『現代稲作と地域農業』前出。沢辺恵外雄・木下幸孝編『地域複合農業の構造と展開』農林統計協会, 1979年。松木洋一「農業労働様式の方法について」『農業経営研究』第28号, 1977年。

24) 永田恵十郎「地域農業の再構成と稲作経営」前出, P625。

- 25) 大木れい子「農家婦人自立化論の検討」東北大農業研究所研究報告，1980年。
- 26) 大木れい子「農家婦人労働自立化の現段階と展望」『農林統計調査』第34巻第7号，1984年，同「婦人の農民的自立の現段階の性格」『農村生活研究』日本農村生活研究会，第29巻第3号，1985年10月。
- 27) 宮崎礼子，大木れい子『農家の暮らしと生活設計』家の光協会，1982年，P213～219。
- 28) 大木れい子「農家婦人労働自立化の現段階と展望」同上，P3。
- 29) 同上。
- 30) 同上。
- 31) 宮崎礼子・大木れい子『農家の暮らしと生活設計』前出，P214。
- 32) 大木れい子「農家婦人労働力の自立化傾向と農業労働」『農林統計協会』1980年4月，P3～4。
- 33) 大木れい子「農家婦人労働自立化の現段階と展望」前出。
- 34) 大木氏は、「機械の共同利用が婦人労働力を排除するのが一般的」だと指摘している。宮崎礼子・大木れい子『農家の暮らしと生活設計』前出，P226。

第4章 地域農業の発展と農家婦人の農民的自立化の条件

第1節 現段階における家族協業の特徴

まず現段階における農民経営の性格を家族協業のあり方を中心に把えてみることにする。なぜなら，家族協業を中軸にした労働組織のあり方は，土地と労働力の結合様式＝農民的生産様式の具体的なあらわれといえることができるだろう。したがって，農民的自立化の手がかりを与えてくれるちがいない。

そこでまず農民経営の性格の変化を，家族協業のあり方を中心に歴史的にみてみよう。農民経営の内実は資本主義のもとで商品経済に深くみこまれる中で変容していくからである。その際，家族協業を農業労働に限定せずに，「生命および労働力の再生産」にとって欠かすことのできない「家事労働」をも含めて把えてみる必要があるだろう。なぜなら，農民経営は小土地所有を基礎とする，家族労働力を主体とする経営であり，家族は生活の単位であるとともに生産の単位でもあり，経営と生活は一体となってわかちがたく結びついているからである。土地と労働力の結合を切り離す農民層分解の過程は，同時に，混然一体となっていた生産と生活が漸次分離していく過程でもあり，生産と生活は自立していくわけだが，家族労働力を基本とする農民経営であるかぎり，密接不可分に結びついており，それらを完全に分離することはできない。しかも婦人は農業生産の重要な担い手であると同時に，家事労働の重要な担い手でもあり，婦人の自立化について考察するには，家事労働あるいはそれを行なう生活過程が，当然視野にいれられなければならないだろう。しかし，これまでの先行研究の検討からも明らかのように生活過程・家事労働を視野にいれたものはほとんどみられず，農業生産労働における位置づけから接近するものばかりである。最近の婦人論研究の成果をいかすところまで到っていない。¹⁾従来の婦人論研究における「社会的労働への復帰」への意義を過大に評価する傾向の影響があらわれているといえるだろう。

まず自給生産を基調とする段階であるが，何度か指摘しているように，この段階の農業技術は人力・畜力農機具段階で，農業生産労働は裸手労働を主体とする家族協業が行なわれていた。

自然的条件に制約され、生産の自由度も少なかった。他方、家事労働も農業生産労働の延長であった。米・麦を作ることはもちろん、一切の副食物をつくりだし、また糸を紡ぎ機を織っていたのである。丸岡秀子氏が述べるように、農家婦人は「1日10時間から15・6時間の労働をして尚も炊事から家事一切、縫物、育児、洗濯等²⁾をしいられていたのである。そして「家」を代表する家長には家族成員を自給的生産労働に従わせる、つまり全生活過程の支配・統括機能が与えられていた。つまり、家事労働と農業生産労働の省力化による自由時間の確保や、家計と経営のきりもり、といったことは問題ではなかった。

しかし、それも商品経済の発展に伴って大きく変容する。即ち、商品生産的経営へ移行するのである。わが国の場合、その本格的展開は戦後になってからである。この段階は、農業技術でみれば農業機械体系段階へ移行していく過程にあるといえ、耕耘過程の機械化が主として進んだ「跛行的機械化段階」と、1970年代、とりわけ1970年代後半に入ってから、収穫過程の機械化を含む中・大型機械体系へ移行しはじめた段階とに、大きく分けることができる。家族協業を基軸としながらも、機械費用節減のため、家族協業の枠をこえた協業・分業の発展が広範にみられるのも、この段階になってからである。また、同時に、直接的生産過程にとどまらず、「流通過程に延長された生産過程」である「大型流通加工施設が大型農業機械と結合して全体として機械体系を形成している」のも大きな特徴である。³⁾「この中で農民労働から自立した専門的労働が農業関連労働として位置づいている」のである。山田定市氏は、このように1970年代後半以降の機械体系段階を特徴づけ、今日の農業生産力形成を、単に個別農民経営における個別生産力としてではなく、集团的・地域的に重層的に生産力が形成されているとし、地域的・集团的生産力形成として特徴づけている。⁴⁾

そこでは、農業生産における自然的制約が緩和され、農業生産の自由度は飛躍的に増大することになるが、そのことは、一方で、農業生産をどのように編成するか、即ち、土地利用編成、労働編成の個別的・集团的・地域的編成が新たな課題となってくるのである。つまり、経営管理労働⁵⁾の編成の課題である。自給生産の段階においては、家計と経営は一体であって、経営管理労働として自立的に把握できるものはわずかだったにちがいない。しかし、今日では経営管理労働のあり方いかんが経営内容を決定するといっても言いすぎではないだろう。しかも経営管理労働の個別的・集团的・地域的編成が重要なのである。

では、一体、今日必要とされる経営管理労働とは具体的にいえばどのようなものであろうか。第1に、経営目標にもとづいた栽培・飼育過程の緻密化、その合理的編成が必要とされる。これには、単純労働が機械労働におきかわるため、複雑労働の緻密化が可能になる、あるいは機械化に伴って新たな複雑労働が生じるといったことから生じる、機械労働と複雑労働の調和的編成の課題、また家族内分業・複合化に伴う労働力編成の課題、その場合の地力再生産を円滑に行う土地利用編成の課題等があげられるだろう。重要なことは、これらを統一的に把握して調和的に編成することである。第2には、経営目標にもとづいた市場対応の課題である。これには販売、購買、財務管理等が含まれているだろう。第3に、生産組織化（流通過程も含む）に伴う分業・協業の形成から生じる地域的・集团的経営管理の課題―労働力・土地・諸施設の合理的編成の課題等があげられるだろう。⁶⁾

こうしてみると、これらの経営管理労働はいずれも、今日、農民経営を発展させるためには不可欠であることがわかる。即ち、経営管理労働の編成のあり方が経営構造の内容を規定する

のである。したがって、経営管理労働を家族成員がどのように担うのか、個別経営と諸組織・諸機関が相互にどのように関わりあうかが、経営構造の内容を決定する重要な位置を占めることになるだろう。

では、農家生活はどのように変容したのだろうか。農家生活も都市の労働者家族の生活と変わらないほど「近代化」「合理化」された。家事労働は生活諸手段の購入が進む中で、自給的性格を後退させる一方、電化・機械化が進み、家事労働編成の自由度が増大しているといえるだろう。とりわけ近年は、家族の枠をこえた共同労働あるいはサービス労働の社会的な供給がさかんになってきており、それらの多面的編成によって、個性的で豊かな生活を現実のものにすることができると考えられる。このことは、言いかえれば、農業生産において経営管理労働が重要な位置を占める様に、農家生活の面では計画・記録・学習等⁷⁾の家庭管理労働が自立化し、その編成のあり方が農家生活の内実を決定するということがいえるだろう。家事労働を、単に「家内奴隷制の基礎」とわり切るわけにはいかないだろう。

しかし、さらに見落としてはならないことは、家族労働力を基軸とする農民経営の性格から生じる問題である。即ち、いかに、経営と生活が各々自立的に編成しうる条件を拡大しているとはいえ、それらは完全には分離していないのである。したがって、家事労働のあり方は、両者の分離の程度に応じて異なるものの、相互規定的である。家庭管理労働のあり方が、直接経営構造にインパクトを与えることも生じるのである。したがって、家庭管理労働を分離してそれ自体の編成に努めるというあり方ではなく、家庭管理労働と経営管理労働を統一的に把握して、両者を調和的に編成することが、当然必要となる。

それらのあり方いかんによっては、農業生産力の多面的・総合的発展の可能性を拡大し、農業生産の社会的編成における自由度の拡大をもたらし、そして「全生活時間の自由で自主的な編成の基礎条件をなす自由時間の増大をもたらす」であろう。そこでは、農民経営・生活の多面的・個性的展開を媒介にして、農家婦人も含めて、農民の個性的発展が実現すると考えられる。

では、以上のことを実現しうる条件が、「可能性」ではなく、現実のものとしてどのように存在しているのだろうか。その検討を次節で行なうことにしよう。

第2節 地域農業の発展と農民的自立化の条件

わが国農業の多面的・総合的発展の可能性が現実に生まれてきていることを、機械化を基軸にした農業技術の面から前節で明らかにしたが、しかし、わが国農業の現状をみれば、むしろ、経営的自立がますます困難になりつつあるとあってよいだろう。1960年代以降、農業基本法制下の「近代化」政策によって、経営の単一化・専門化と、機械化・化学化が一面的に追求されてきた。即ち、省力化の一面的追求による地力収奪的な農法が展開されてきたのである。農家経済の側面で見ると、生産諸資材および生活諸手段の購入に伴う経営費・家計費の膨張があいつぎ、その結果、大規模経営が一部に出現するが、大部分の農家は追加所得を求めて兼業へなだれこんでいくことになるのである。

そこに、1970年代以降の、米をはじめとする「過剰」問題の発生である。とりわけ、構造不況下に入ってから、独占資本は重化学工業を中心に、輸出特化によって危機を回避しようとし、他方、その見返りとして、アメリカを中心に食糧農産物の輸入が進められ、その結果、国内農

産物は「過剰」におちいり、農民は「生産調整」を余儀なくされたわけである。1970年代後半から展開されている地域農業再編政策も、地域農業の縮小・再編をつうじて、中小農家を切り捨てようとするものにほかならない。また農協や農外資本によるイテングレーションも進んでいる。「農地法」も1970年さらに1980年に改正され、また1980年には「農用地利用増進法」が成立し、借地による中核農家への土地集積へ道を開いた。こうして、農民的土地所有の基盤それ自体が揺すぶられているのである。

それを農業労働編成のあり方および家事労働編成のあり方にそくしてみるならば次のようなことがいえるだろう。たとえば、兼業化によって複雑労働を緻密に行なえず粗放化し、その結果、反収低下等にみられる生産力低下をもたらす。その上、基幹的農業従事者である婦人・高齢者にはone man farmによる過重労働が強いられる。他方、専業的農家では大規模化の推進によって、逆に複雑労働が増加し、過重労働を結果するのである。複雑労働を主として担当する婦人（男子は機械労働）はとりわけ労働が過重になる。それを緩和しようとして、家事労働が粗放化し、家族成員の労働力再生産に支障をきたすという皮肉な現象まで生まれてくることになる。⁸⁾

あるいは、農家生活ならではの、自家生産物を利用しての味噌づくり、漬物づくり、自給野菜づくりも、労働力不足の中で削られ、商品として購入することによって補うといったことも珍しくない状況になっている。こうした自給率の低下は、当然、家計費の増大をもたらすことになり、追加所得を求めて兼業化、あるいは大規模化に一層拍車をかけることになる。だが、構造不況下に入ってから、労働市場は狭隘化し農業就業は不安定化する一方で、「過剰」基調下の農産物価格の低迷、生産諸資材の相次ぐ値上げによって、上向展開も困難になってきている。都市近郊の農家では兼業条件の悪化と土地価格の上昇と相俟って、土地を資産とする、いわゆる「土地持ち労働者」の形成も見い出される。

また、委託化や生産組織化によって、中下層の兼業農家層は集団的経営管理労働から排除される傾向が強い。一部の専業的農家が経営管理を独占し、兼業農家の主婦と高齢者が単純労働者化するのである。さらに農協や農外資本によるインテグレーションによって、農民は「単なる労働力」と化す状況も進行している。これでは地域農業の担い手には当抵なりえないだろう。

このようにして、家族協業を基軸とする農民経営は崩壊の危機に瀕し、「経営者の性格」が失われつつある一方、「土地所有者の性格」と「労働者の性格」がますます強まっているというのが現状である。

しかし、間違えてならないのは、今日の農業経営の危機的状況は、梶井氏の主張するような、単なる農民間の競争による農民層分解、その結果としての「家族協業の崩壊」ではなく、国家独占資本主義的政策に依拠した、資本による搾取・収奪の結果にほかならないということである。しかも、農民的自立の基礎が失われつつあるとはいえ、農民的土地所有が依然として農民経営の根幹をなしているというべきであろう。そうであるとすれば、資本による農業破壊に抗して、資本に直接支配されていない労働力と、資本によって再生産されない土地の所有を基盤にして、土地と労働力の多面的結合による農民的蓄積⁹⁾の可能性がなお残されていると把えるべきではなかろうか。機械化・施設化による農業生産の自由度の拡大は、その実現の基礎条件といえるだろう。

筆者が農家経営の危機的状況の中で、それに抗して、営農と生活を守り発展させようとする

地域的・集团的とりくみが各地で展開されていることに注目するのも、そこに、農民的経営の自立をめざす農民の主体的営みが現にあると考えるからであり、農民的蓄積の可能性をみるからにほかならない。

そこでは、家族労働力の再生産と土地生産力の再生産を有機的に結合し、経営と生活の調和的編成を実現する主体的対応が地域的・集团的に行なわれていると考えられる。言いかえれば、地域農業を発展させるべく、地域的・集团的とりくみをつうじて地域農業を再構成するということの中には、経営と生活を統一的視野にたって再構成するということが不可欠に含まれるということである。この主体的対応を、学習課題を把握し、それを実践していく学習過程として把え、また、それを実践する主体を、学習主体として把えれば、そこでは労働主体の形成を基礎的前提として、経営主体、生活主体の形成を内に含む地域農業の編成主体、山田定市氏の言葉を借りれば「統治主体」の形成が進展しているとみることができよう。つまり、農民の学習主体としての発展をみる場合、労働主体、経営主体としての側面を分析することを基本におかなければならないが、生活主体としての側面の分析、およびそれと労働主体、経営主体との相互関連の分析が不可欠なものとして位置づけられねばならないということを示しているといえるだろう。

そしてまた、生活主体分析を位置づけることによって、農家婦人の主体形成の基盤の解明の手がかりをも得ることができよう。なぜならば、農家婦人は「農民経営における家族協業の要に位置」し、「農業労働と家事・家庭労働、さらに農業経営と家計管理の双方を担い、その統一的な発展という問題をたえずみずからに課している結節的存在」であるからにほかならない。

以上より、結論として、農民的農業の展開のうちに、生活主体、経営主体を含む地域農業編成主体が形成されており、その中には農家婦人も当然含まれると考えられる。では、農民的農業の展開過程において、農家婦人は学習主体としてどのような学習活動を実践し、主体的力量をどのように高めているのだろうか。農家婦人の人格的自立と諸能力の個性的発展を実現するその発達メカニズムの解明に迫ろうとする我々は、地域農業の発展をめざす農民的農業の展開過程にそくしてさらに考察を進めなければならない。

第3節 地域農業の発展と農家婦人の自立化の基盤

一 「農民的家族協業」の再構築

本稿をしめくくるにあたって、地域農業の発展、即ち、農民的農業の展開過程で、農家婦人が主体的性格をどのように変えていくのか、そのプロセスと、その具体的諸契機・諸条件を明らかにしなければならない。しかし、このことの多くは実証的分析による考察に譲らねばならない。なぜなら、地域農業のあり方は、社会的経済的に規定されながらも、その歴史的展開の差異、つまり農民諸階層の動向の差異、そして何よりも主体的対応の差異によって、極めて個性的なものであるからである。それ故、本来、個別経営にまでおいて婦人の主体的性格は分析されねばならない。

したがって、ここでは農家婦人の自立化の基盤がどのように存在しているのか、それとの関連で、主体的性格をどのように変えていくと考えられるのかを素描するにすぎない。

そこです、農民的農業の展開の特徴を確認すれば、農民経営の蓄積条件にみあった経営展開ということができるだろう。いかえれば、家族労働力の再生産を基礎にして、土地と労働力の集約的・多面的結合によって経営内充実をはかり、経営と生活の調和的編成をめざそうとする経営展開ということになるであろう。無論、地域的・集团的補完を伴うものであることはいうまでもない。

さて、以上のような農民的農業の展開過程で、農家婦人は主体的性格をどのように変化させていくことになるであろうか。その手がかりは、農民的農業の展開の条件であり結果でもある、家族協業の編成のあり方をみることをとおして得られるだろう。そこに、経営と生活の再構成に家族成員がどのように関わっているのかが具体的にあらわれるからである。

第1に、家族協業の民主的編成が家族成員の民主化を前進させるだけでなく、労働主体、経営主体さらに地域農業編成主体としての発展を促すといえるだろう。つまり、家族労働力の再生産を基礎にして、家族労働力にみあった家族協業を編成することは、家族成員の諸能力を最大限に発揮させることであり、そのことによって労働主体としての発展が促されるだろう。そして家族成員の諸能力を最大限に発揮させ、栽培・飼育過程を合理的に組織化しようとするれば、男女間の固定的分業の流動的・相互浸透を促し、その結果、経営管理労働の家長（男子）からの独占が崩れざるをえない。そして、経営主体としての発展をも促すことになるだろう。

ところで栽培・飼育過程の合理的編成といっても土地・機械・施設を媒介して行なわれなければならない。したがって、家族成員の諸能力を発揮し、土地生産力を最大限に高め、経営内充実をはかろうとするれば、婦人の土地・機械・施設に対する関わりが必然的に強まっていくだろう。田畑輪換・複合経営による地力再生産の実現等がそれにあたる。こうして、生産手段としての土地・機械・施設との関わりを強め、これらの販売・購入・貸借等を決定する経営の意志決定にも参与することになるだろう。農民的土地所有に規定された、土地所有権、相続権からの婦人の排除が、プチブルジョア家族関係の限界であると、美土路氏は指摘し、大木氏もまた「所有主体としての性格を欠くことにより、農民的自立への必要条件を欠いている」と指摘したが、筆者は生産手段としての土地の位置づけを高め、土地との関わりを強化することによって、経営参加をつうじて実質的な所有主体へと近づいているのを見るのである。

こうした経営主体としての発展が、個別的に実現されるのではなく、地域的・集团的に実現される中で地域農業の担い手としての力量も蓄積されていくだろう。即ち、地域的・集团的経営管理をつうじて、地域の労働力と土地の保全、その多面的結合による地域農業の発展をめざす主体へと発展していくのである。地域農業編成主体としての発展である。

以上から、労働主体→経営主体→地域農業編成主体へと発展していくすじ道の概観が把握することができたであろう。

第2に指摘できることは、家族労働力の再生産を基礎にした経営であることが、経営と家計が未分離であるが故に、家計管理主体として婦人が発展していくことと相互規定的な関連で、経営主体としての発展を促さずにはいかないだろうということである。1970年代半ば以降の、経営条件の悪化は、家計費の圧縮を余儀なくされ、記帳・計画による家計管理等の家計管理主体としての自立的発展を促しているにちがいない。そのことがまた、婦人の労働主体・経営主体としての発展にインパクトを与えるのである。即ち、婦人は家計を管理している主体として、家計費を確保することをより強く求めて、経営改善にのりだしていくことになるのではなから

うか。経営目標にもとづく市場対応能力や作業日誌記帳や経営簿記記帳による科学的経営管理能力が、こうした中で形成されると考えられる。そしてこうした経営管理能力が婦人層にも地域・集团的に形成されるならば、農協の民主化や農産物市場の農民的編成の基盤を準備することになるだろう。即ち、ここにも地域農業編成主体として発展しうる可能性があるといえる。

さらに第3に指摘しなければならないことは、家族労働力の再生産過程を基礎にして家族協業を編成することが、生活主体としての形成を促し、経営と生活が未分離であるが故に、必然的に経営と生活を調和的に編成する主体を形成し、そのことがひいては地域生活の充実・発展をめざして、地域生活の再構成をはかる地域統治主体へと発展していくことになるだろうということである。

たとえば、家族内協業と分業を行なうことによって、家事労働を農民家族の労働力再生産を確保する必要不可欠な労働として位置づけることは、家事労働主体、家庭管理主体、即ち、生活主体としての発展を促すに違いない。しかし、そのことを完全に行なうには、経営と生活を調和的に編成することがもとめられる。即ち、家事労働時間と商品生産労働時間の編成の課題である。今日では、農業生産における機械化、あるいは生活諸手段の機械化・省力化、その両者の調和的な編成がもとめられるが、それにとどまらず、そのことを基盤にして、地域住民の生活の充実を求める主体へとさらに発展していくことになるだろう。こうして、地域の共同消費手段の利用・管理あるいは生産手段としての土地の管理・利用等を担いうる主体へと発展していくことになるのではないか。その際、見落としてならないのは、生活手段としての土地の利用・管理は生産手段としての土地の利用・管理と統一的に行なわねばならず、したがって地域農業編成主体と地域住民の生活を編成する主体とを統一的に把握した、地域統治主体としての形成・発展が促されると考えられる。

以上、農民的農業の展開過程における婦人の主体的性格の変化を仮説的に提示した。家族成員の諸能力を最大限いかして、家事労働を含めて「農民的家族協業」として編成しようとするそこに、農民家族の自立化を促す基盤があると捉えたのである。そこでは、婦人は経営と生活の再構成をはかる、その結節的存在として位置づいており、したがって、労働主体、経営主体、家庭管理・家計管理を含む生活主体、地域統治主体の累重的な発展過程として捉えられるだろうと考えたのである。こうした過程をとおして、農家婦人は人格的に自立化し、そしてまた諸能力を个性的に発展させていくことになると考えられる。それがどのような階層にをいて、どのような学習内容、学習方法を組織しながら展開されるのか、その解明にいよいよ進まねばならないが、これには実証的分析が必要不可欠であり、その本格的な検討は次の機会に譲らざるをえないだろう。

注1) なお宮崎礼子氏・大木れい子氏には生活の主体者として経営を見直す主体の形成をみていこうという視点がある。しかし、大木れい子氏がいう、労働主体→経営主体→所有主体→より完全な経営主体とどのように関連するのか不明である。宮崎礼子・大木れい子『農家の暮らしと生活設計』家の光協会、1982年。

2) 丸岡秀子『日本農家婦人問題』。

3) 山田定市はとくに「流通過程に延長された流通過程」の協業・分業が進んでいることに注目する。山田定市氏『地域農業と農民教育』日本評論社、1980年。

4) 同上、及び山田定市「農民的生産力の基本的性格—地域農業の展開との関わりにおいて」を参照されたい。

- 5) 乗本秀樹は「人と人との関係を対象とする特殊な精神的複雑労働」を管理労働とし「自然対人間の関係において行なわれるある種の精神的複雑労働を経営労働」と捉え、両者をあわせて経営管理労働としてとらえている。筆者もそれに依拠している。乗本秀樹「家族農業経営の構造的把握について」『農林業問題研究』第14巻3号、1978年。吉田 忠、乗本秀樹「農業経営と収益性」吉田 忠『農業経営論考』同文館、1977年。
- 6) 山田定市氏も経営管理労働に注目している。山田定市『地域農業と農民教育』前出。
- 7) 宮崎礼子・伊藤セツ『家庭管理論』有斐閣新書、1978年に詳しい。
- 8) 中屋紀子氏の報告によると農家婦人の農繁期の炊事時間が都市共働きの妻よりも30分少ない。中屋紀子「戦後日本社会の発展と農民家族」布施晶子・玉水俊哲編著『現代の家族』青木書店、1982年。
- 9) 鈴木敏正「分解論的視点からみた農民教育の課題」伊藤誠二編『生活構造の変容と学習課題』東洋館出版、1982年。

|

第5章 まとめ

農家婦人の自立化の諸条件、諸契機さらにその内実を明らかにするために、それに関わる先行研究の検討を中心にして基礎的考察を行ってきた。

まず第1章では、婦人教育研究から手がかりを得ようとして、戦後婦人教育研究の流れと現段階の到達点の把握につとめた。1970年代半ば以降、婦人教育研究もようやく本格化し、単に教育対象・学習主体としての婦人教育論ではなく、未だ、学習主体の学習過程のメカニズムにまで迫ろうとはしていないものの、「婦人問題を解決する主体」の形成とそのための学習内容編成をめざして理論化をはかろうとしていること、そこには婦人問題の把握に違いのある4つの見解のあることが明らかになった。

そこで第2章では、婦人教育論に立論の根拠を与えている婦人論研究を検討することによって、婦人教育論で論じられている内容を吟味し、発展させるべき課題を明らかにしようとした。婦人論研究の流れ、とくに最近の潮流についての詳しい内容は本文に譲ることにして、それらの検討をつうじて明らかになった、婦人教育研究にも欠かせない婦人問題を捉える視点をあらためて確認すれば、第1に階級的視点をいれること、婦人教育研究にしばしばみられるような抽象的な個人として、婦人を捉えてはならないことがあげられるだろう。第2に、その際、婦人を家族の一成員として捉え、婦人を家族の階級的性格と関連させて捉えることである。労働者家族の婦人とブルジョア家族の婦人では、自立の内実は全く異なる。第3に、家族を、歴史的に発展するものとして捉えることである。婦人の賃労働者化が進む一方、家事労働の社会化も進んでいる、今日の労働者家族と、戦後まもないころの労働者家族とでは、同じ労働者家族といっても性格が異なることは当然である。したがって婦人の主体形成の諸条件も異なってくるに違いない。つまり、主体形成の諸条件を捉えようとするためには、家族の構造と機能を歴史的に捉えなければならないのである。そのためには、第4に、労働過程と生活過程の両過程を統一的に把握して、家族の構造と機能を検討することである。婦人論研究においてもこの点は弱かったといえるだろう。そして、第5に、家族の解体的状況が進行している今日、それに抗して、家族の再建をつうじた家族成員の発達という視点をすすめることである。

これらの視点の有効性は、第3章以降の農家婦人の農民的自立化の検討の過程で明らかにされたことはいうまでもない。否、むしろ、家族の「構造と機能」を歴史的・階級的に捉えるという点では農民家族の研究の方が一歩進先んじているといってもよく、第3章以降では、第2章で明らかにされた視点を、さらに具体化し、深めたということがいえるだろう。とくに、竹中氏の枠組みでは、農民家族の歴史的・階級的性格が捉えられないこと、したがって、主体形成を展望することができないことが、第3章以降の分析で自明なものとなったであろう。しかも、労働者家族の婦人の場合、婦人の主体形成の諸条件の解明に重点がおかれ、主体形成のメカニズムの解明にまで迫っていない状況にあるが、仮説的ではあるにしろ、農家婦人の主体形成の動態的過程を分析する視点を提示できたと考える。以下、簡単に追ってみよう。

第3章において、我々は、従来の農家婦人の自立化論について検討した。そこでまず、労働者の自立化論かブルジョアの自立化論かもしくは農民的自立化論かいずれの方向で捉えるかの対立のあることをみた。つまり、農民家族の場合、労働者家族と異なって、農民層分解の過程にあるものとして階級的性格それ自体が歴史的に検討されなければならないからである。

農民家族成員としての発達を志向する筆者は、労働者の自立論とブルジョアの自立論を批判的に克服しようとして、農民的自立化論を主張する美土路氏に、とりわけ注目し検討を加えた。農民の主体形成を法則的に初めて捉えようとした美土路氏の功績は、高く評価されねばならない。しかし、美土路氏が、農民の独自性を示そうとして主張する「プチブルジョア家族」規定は、農民の否定的傾向のみを捉えるものであって、したがって、美土路氏の主体形成論では、貧困化に対抗する集団的主体は導き出せても、農民経営の内実を発展させようとする「経営主体」は導き出せないことが明らかになった。

そこで、我々は、婦人の農民的自立化の理論的枠組みを見出すために、現段階における家族協業の性格と婦人の位置をめぐる諸論の検討へとさらに進めた。農民層分解の動向の評価と関わって、家族協業と生産組織の現段階的性格をめぐる評価の違いが自立の方向に対立を生みだしていると考えられたからである。

その結果、「生産組織中心、ブルジョアの自立論一家族協業崩壊論」、「生産組織中心、労働者の自立論一家族協業崩壊論」を検討し、いずれにしても問題があると結論を下し、「個別経営中心・農民的自立論一家族協業完結論」を主張する大木氏の立論に注目した。大木氏は、農民経営の肯定的傾向、即ち、生産手段としての土地所有が「人格的独立性の発展の基礎」であることをふまえて、家族成員の自立化の過程を、労働主体→日常的な経営主体→所有主体→より完全な経営主体へと発展過程をたどるだろうということを、仮説的に提示したことは注目すべきことであった。

しかし、大木氏は自立化の諸契機を生物生産特有の複雑労働の存在から解こうとしており、また生産組織については否定的であることから、果たしてそのようにいえるものか、その検討も含めて、我々自身があらためて、現段階における家族協業とその枠をこえた協業の性格を、個別経営と地域・集団の相互の位置づけの中で正しく捉え直す必要がでてきたのである。その上で、婦人の自立化の諸契機についてあらためて検討しなければならなくなった。

そこで第5章では、これまでの先行研究をふまえて筆者の農家婦人の主体形成論を提示しようとした。まず、現段階における家族協業のあり方について、あらためて検討し直した。その際、経営と生活が密接不可分に結びついていることから、家事労働も視野にいれ、今日の技術・

生産力段階からすると、家庭管理労働と経営管理労働を調和的に編成することによって、農民経営・生活の多面的・個性的展開を媒介にして、農民家族成員の個性的発達の可能性のあることが明らかになった。しかし、同時に忘れてはならないことは、わが国農業の現状は農業生産の多面的発展を促す方向に進んではおらず、むしろ、ますます困難になりつつあるということである。

そのことを、家事労働・農業労働に即してみれば、資本による搾取、収奪をつうじて、農民の経営管理労働、家庭管理労働の自主的編成の自由度が制約され、単なる「労働者」「消費者」になりつつあるということであることが明らかになった。

では、農民経営の自立的発展の可能性はもはや見い出せないのか。我々は、「資本による農業破壊に抗して、資本に直接支配されていない労働力と、資本によって再生産されない土地の所有を基盤にして、土地と労働力の多面的結合による農民的蓄積の可能性がなお残されている」と把えた。そして、営農と生活を守り発展させようとする地域的・集団的とりくみ、つまり、地域農業の発展にもとづく農民的農業の展開にそれを見出したのである。そして、その過程にこそ、農民家族成員の経営主体と生活主体を不可欠な構成要素とする、地域農業編成主体の形成が見出しうると把えたのである。

そこで、家族成員の一員である婦人が、どのように主体的力量を高めているか、農民的農業の展開過程と相互規定的なものとして把えることが重要になってくる。我々はそれを、家族成員の諸能力を最大限にいかし、家族労働力の再生産を基礎において「農民的家族協業」として編成しようとする、そこに農民家族の自立化を促す基盤があると把えた。布施氏が指摘する「協業型仲間家族」、あるいは、二宮氏が指摘する、「発達原理が生じる」家族が、農民家族においては、農民的農業の展開のうちに、「農民的家族協業」の再構築というかたちで形成されていると把えたのである。その具体的な発展過程としては、たとえば、①労働主体→経営主体→地域農業編成主体、②家計管理主体→経営主体→地域農業編成主体、③生活主体→経営と生活の調和的編成主体→地域統治主体等を想定した。とりわけ婦人は、経営と家計管理が未分離であるが故に家計管理主体、あるいは生活主体としての立場から、経営の再構成をはかる経営主体としての発展が促されることを強調した。また、生産手段としての位置づけが高まる中で、経営主体としての発展を基礎にして、実質的所有主体にもなりうることを、またそれを基礎にして、地域の土地管理主体として発展しうる可能性を示した。

こうして、農家婦人の農民的自立化の可能性を検討する中で、婦人の主体形成の過程を把える場合、家事労働主体、家庭管理労働主体あるいは生活主体をも視野にいれて把えることが必要不可欠であることが明らかになった。しかし、このことは、婦人のみに限られるものではないだろう。つまり、農民の主体形成の過程を総合的に把え、学習方法・学習内容を検討しようとするならば、労働・経営のみならず生活過程をもくみいれて把えるべきなのである。そのことによってはじめ、「農民的生産様式」の変容をみることができるだろう。

しかし、今のところ農家婦人の主体形成の過程は仮説的にモデルとして提示したにすぎない。しかも主体形成の過程は一様ではなく、階層的矛盾を伴いながら進んでいくと考えられる。

したがって、その具体的分析は、具体的な地域にそくして、個別経営にまでおいて、経営形態別、あるいは、階層別に検討されねばならないだろう。そしてここで考察した論点は、実証的分析をつうじて、からためて検証されることになるだろう。

注1) なお、筆者は農家婦人の自立化の実証的分析をこれまでにいくつか行なっている。

拙稿「農業生産の発展と婦人労働」美士路達雄編著『現代農民教育の基礎構造』北大図書刊行会、1981年、同「農民的酪農の展開過程における農家婦人の自立化の諸契機」美士路達雄、山田定市編著『地域農業の発展条件』お茶の水書房、1985年。同「減反政策下における農家の経営対応と婦人労働」山田定市ほか『地域農業再編下の農業構造の変貌と主体形成』北海道大学教育学部産業教育計画研究施設報告書、27号、1985年。を参照されたい。

労働者・農民出身知識人の 養成——ソビエトの経験 〔訳載その1〕

Опыт СССР по подготовке интеллигенции
из рабочих и крестьян
Н. М. Катунцева

N. M. カトゥーンツェヴァ

目 次

序 章	167
第1章 国内戦および復興期における労農大学予備校の発生と 労働者・農民出身知識人の形成におけるその役割	182
第1節：最初の労農大学予備校の創設（1919—1920年）〔以上、本号訳載〕	182
第2節：復興期の時代のラプファーク（1921—1925年）	
第2章 国民経済再建期ソ連邦における人材養成問題。労農大学予備校の状態。1926—1941年	
第1節：再建期の課題と関連した人材問題の設定とラプファーク活動のたて直し	
第2節：ラプファークの状況と発展の量的指標。1926—1941年	
第3節：ロシア共和国における民族労農大学予備校・学科の建設と 連邦共和国における労農大学予備校網の発展	
第3章 労農大学予備校の生徒教育の質的改善にかんするソビエト国家の措置。1926—1941年	
第1節：再建期の労農大学予備校の生徒の学習教育とイデオロギー教育の水準引上げ	
第2節：ラプファーク活動の総括	
第4章 現段階のソ連邦の高等教育機関の下の準備学科（予科）	
第1節：労農大学予備校の第二の生涯	
第2節：準備学科の組織	
終 章	

序章

資本主義から社会主義への世界的規模での移行をその主な内容とする現代において、世界で最初の社会主義国であるソ連邦の多方面にわたる経験は特別な意義を有している。それは、ソ連の今後の発展にとっても、また、社会進歩の道をふみだした諸国にとっても重要である。

第10期五ヶ年計画の中で、この経験を考慮して共産主義建設の将来計画を樹立したソ連邦共産党第25回大会は、第10期五ヶ年計画を成功裡に遂行する確信を表明した。そのさいに、大会は、ソ連における多数の有資格知識人、すなわち、国民の『精神的』勢力の存在を考慮に入れ

ていたが、その大部分は、ソビエト社会の社会的根幹をなす労働者と農民の中から育ったものである。

ソビエト国家が生まれてからこの方、わが国の高等・中等教育機関は、3300万人以上の資格を有した人民に献身的な専門家を養成した。このうち1250万人は高等教育を修了している。1975年だけでも、713,700人に、高等教育の修了証書（диплома）が授与された。1975/76学年度に、ソ連の856の高等教育機関で、約500万人の学生が学んでいた。⁽¹⁾第25回党大会は、国民教育制度の一層の発展という課題を決定し、1980年に向けて、「高等・中等専門教育を受けた960万人の専門家を養成すること、とくに、生産力が集約的に発展するところに人材を確保することに特別の注意を払うこと」を提起した。

わが国で進行している住民の知識人化の過程は、全国民的知識の義務的水準の引上げを可能とした。第25回党大会で指摘されたように、現在、「青年の全般的中等教育への移行は、基本的に完了した。」⁽²⁾

ソビエト連邦は、専門家養成のテンポと水準において、すべての国々をかなり前に追い越し、世界で第1位になった。世界の教育水準にかんするユネスコの最新資料は、上に引用した事実と驚くべきコントラストを呈している。資料は、世界で初等教育を受けた者は4人に1人に過ぎず、中等教育を受けた者は12人に1人に過ぎないことを示している。ドイツ連邦共和国やフランス、イギリスのような発達した資本主義国においても、大学で学ぶ権利を与えられ、教育を受けているものは、主として、支配階級の若者たち20～25パーセントに過ぎない。⁽³⁾アメリカ合衆国では、勤労者たちが真の科学的知識に近づくことをさえぎる障害物の手のこんだシステムが、整然と機能している。

資本主義制度にたいする社会主義制度の優位性を一目瞭然と例証する知識人要員の養成におけるソビエト連邦の大きな成果は、ソ連における国民教育事業のあり方から合法的に出てくるものである。このことは、資本主義諸国でも認めている。ソビエト人が当然誇りにしている宇宙研究の分野や、最新式の労働手段の開発、地下資源の探究、自然科学、医学その他における諸発見によって特筆すべきものとなっている、ソビエトの科学・技術の群を抜く勝利のもっとも重要な要因は、ソ連における中等・高等教育の広汎な発展と高い水準の結果達成された専門家養成事業における成功である、と注意深い外国の観察者たちは、つとに指摘している。宇宙開発におけるソビエト科学の最初の凱旋のとき、すでに、『ニューヨーク・タイムス』の記者、ハリー・シュワルツはつぎのように書いた。「ソビエト連邦が、科学研究の多くの重要な分野において、第一級の職員とすべての必要な条件を、多くの場合、それは、もう一つの世界、とりわけアメリカ合衆国におけるあらゆる良いものと同様か、ときには凌駕する条件を有していることは、以前から専門家たちにとっては明らかなことであった。」⁽⁴⁾

現在ソ連に存在する教育制度は、一挙につくり上げられたものではない。文化革命のあらゆる要素、とりわけ、国民教育の問題と知識人要員養成の問題は、闘争と勝利の巨大な道りを経たソビエト国家の日々の営みと密接に結びついていた。国の社会主義的改造は、もし、ソビエト政権がその最初の日から、文化を広汎な大衆の財産とするようにアピールした文化革命の実現に着手しなかったならば、考えられなかったことであろう。このことがもっとも重要かつ複雑な課題であったのは、革命当時ロシアの住民の4分の3以上が文盲だった事情による。革命のほんの数年前に、ヴェ・イ・レーニンは、苦渋をもって次のように記した。「人民大衆が、

教育、光明、知識という点でこれほどの略奪をうけている野蛮国——こういう国は、ヨーロッパでは、ロシア以外にひとつも残っていない。』⁽⁵⁾

「学べ、学べ、そして学べ！」と、レーニンはよびかけた。そして、数百万の労働者と農民は、知識を完全にわがものとして新しい生活を建設するため、文化や科学、マルクス主義の世界観の基礎を理解し、勉強しはじめた。ソビエト国家の政治・社会体制は、国民教育制度の民主主義的性格を条件づけた。高等教育機関で養成された新しい、ソビエト的知識人は、年々、量的に増大し、また質的にも向上してきた。文化建設の分野におけるこれらの成果は、偉大な十月がその礎をすえた社会主義的改造の結果はじめて、ソビエト連邦によって達成されたものである。

本研究の課題としては、ソ連の知識人形成過程にかかわる全問題の究明が包含されるわけではない。本書の問題は、一つの重要な問題のみに限定される。つまり、「十月」に生みだされた独得な教育機関である、労働者農民大学予備校（ラプファークрабфак。以下、労農（大学）予備校）の、資本主義から社会主義への移行期における労働者・農民出身知識人要員の養成問題における決定的役割と、同じく、ソビエト連邦及びその他の国々での、労農予備校の活動経験の現代における活用を解明することである。

労農大学予備校は、ソ連における要員問題の解決の鍵である。労農大学予備校は、過渡期に共産党が専門家養成の分野における主要な問題、つまり、思想的に信頼されあらゆる部門を指導しうるプロレタリア知識人の創出と養成をごく短期間に達成し、また社会主義建設の実践と密接に結びつけて新しい知識人を形成する課題、を基本的に解決することを助けた有効な手段であった。

労農大学予備校の活動経験は、共産主義建設期においても意義を有しており、とくに、最高学府（высшая школа）での授業のために必要な知識の習得をめざす、在職経験を有する青年労働者や農村青年にとって意義を有している。現在、わが国の高等教育機関（высшее учебное заведение）に附属してつくられた予備科（予科）での大学入学志願者（абитуриент）たちの立派な学習はこのことの明確な証である。

過渡期の労農大学予備校を分析するさいに、この大学予備校の公的継承者であるばかりでなくその経験をとくに体得している施設である、現代の予備科の問題を避けて通ることはできない。それゆえ本書では予備科の活動を独自にとりあげた。なぜなら、それは、成熟した社会主義の下、人材養成制度を完全なものとする過程において生まれた、とくに新しい実験的形態だからである。

ソ連における労農大学予備校建設の経験は、社会主義諸国やアジア、アフリカ、ラテン・アメリカの発展しつつある国々にとって、現代でもやはり、疑いなく実践的関心を得ているのであり、それらの国々にとって、自分たちの民族の知識人を生み出すことおよび急激なテンポで育成することは実に欠くべからざることである。

× × ×

新しい、社会主義的知識人を生みだす事業における労農大学予備校のもっとも重要な意義をよりはっきりと示すために、まず、簡単にでも、プロレタリア革命の勝利後に人材養成の分野

でソビエト国家の前に生じた課題についてふれなければならないし、また、ソ連において知識人形成がたどった方向をみてみなければならない。

ソビエト国家の創始者であるレーニンが、勝利を確信していた大十月社会主義革命の前夜、すでに次のように書いた。新しい国家は「銀行事業と企業連合、すぐれた組織者たちを必要とするだろうし、……以前にもまして、ますます多くの技師や、農業専門家や、技手や、科学的で教養あるあらゆる種類の専門家たちを必要とする。」⁽⁶⁾ 統治者となり、かつてのおくれた国においてごく短期間に社会主義社会を建設しようとした労働者階級の前に、生産の指導者および組織者の要員養成問題が、とりわけすどく立ち現われた。これは当然である。何となれば、科学と技術の成果の全面的利用、ならびに社会生活の科学的組織化に基礎をおく社会主義建設は、管理者・経営＝組織者・文化＝教育者として諸課題を解決する能力をもった教養ある専門家なしに実現することはできないからであった。

社会主義は、知識人の急速な量的増大を必要とした。偉大な十月によって提起された壮大な諸課題の実現への主導的かつ指導的勢力である共産党にたいして、まさにこのもっとも重要な課題の解決が負わされた。レーニンは1918年春、論文『ソヴェト権力の当面の任務』の中で次のように書いた。「われわれボリシェビキ党はロシアを承服させた。われわれは、ロシアを、貧乏人のために金持の手から、勤労者のために搾取者の手からたたかいた。われわれは、いまや、ロシアを管理しなければならない。」⁽⁷⁾

資本主義の下で、勤労大衆は、かれらの肉体的、精神的能力を歪め、愚鈍にする隷属的で強制的な肉体労働を余儀なくされていた。精神労働の従事者、すなわち知識人は、その大部分がブルジョアジーの召使であったのであり、かれらの経験と知識は肉体労働をする人びとの搾取と抑圧のために利用された。搾取者たちは精神的活動にたいする独占的権利を掠め保持していたのである。階級的利害の対立は、精神労働と肉体労働の対立をもたらした。

階級的利害の共通性で結びつけられた労働者階級と勤労農民の代表者たちの中から新しい知識人をつくりだすという課題は、プロレタリアートによる権力の掌握とともに最も重きをおかれた。新しい国家体制は、精神労働と肉体労働の対立を一掃し、社会のすべての成員を全面的に発達させる可能性を切り開いた。

ソビエト知識人の創出は二つの方法で行われた。すなわち、古い専門家たちの利用及び社会主義建設の過程でのかれらの再教育の方法、ならびに労働者階級及び勤労農民の中から新しい要員をつくりだす方法である。新しい、真に人民的な知識人の形成は、国民経済における指導者的かつ組織者的仕事に先進的労働者と農民を直接登用する方策によって、また、労農大学予備校が長期間その補充の源泉となった高等・中等専門教育機関において教養ある専門家を養成するという方策によって、実現された。教育機関での新しい人材の養成が主要な方策であった。しかし、このためには時間が必要であり、物的およびその他の条件が必要であったが、ソビエト権力の最初の数年間、わが国はその条件を有していなかった。

旧知識人をソビエト政権の側に参加させることは、とてつもない困難をともなっていた。古いロシアにおいて知識人は、その社会的地位からいっても、政治的見解からも一様ではなかった。それは、知識人の活動において、また、知識人の一部が不正確に理解していたプロレタリア革命への態度において反映した。専制と資本主義の圧制とたたかった闘士とならんで、知識人の構成部分には、搾取体制の熱烈な擁護者、及び明確な立場をもたないさまざまな動揺分子

が少なからずいた。

ロシア知識人の運命の転換期となった大十月社会主義革命は、知識人の階級分化を促進した。十月革命は知識人の前に、新しい社会主義社会の建設という輝かしい展望を描き、資本のお雇い勢力から人民の知的勢力への知識人の転化の礎を置いた。

指摘しておかなければならないのは、職業革命家たちがソビエト知識人の最初の核になったことである。これらの人びとは、革命的原則性、全面的な教養、高い文化という点できわ立っていた。かれらはきわめて少数であったが、しかしかれらは、社会生活の新しい進歩的形態をつくりだすうえで秀れた役割を有していた。若いソビエト共和国の統治機構を自ら掌握して、かれらは古いものを崩壊させようばかりではなく、創造的活動を献身的に導きうることをも全世界に示すことができた。レーニンとレーニ的な不屈さを有した知識人の偉大な権威は、労働者階級の革命闘争におけるかれらの前衛的役割、ならびに、かれらが私欲をすてて自らの知識と才能を捧げた広汎な人民大衆の利害との同一性を明白にした。アメリカの作家で、ロシアにおける十月革命の目撃者であるA. R.ウィリアムスは最初のソビエト政府のメンバーの高い知性を強調して、「最初の人民委員会〔内閣〕は、そのメンバーによって書かれた書物やかれらが用いている言語の数に根拠をおくならば、その文化と教養において、世界のどの内閣よりも高いものであった」と、ほれぼれして書いた。政府首班で天才的思想家であるウラジミール・イリイチ・レーニンについて、国際的労働運動のすぐれた活動家ヴァイヤン・クチュリエは、「知識人レーニンは、労働者のように思考することができた」⁽⁸⁾と述べていたが、レーニンはまた、労働者のように行動することもできたし、世界のプロレタリアートの歴史的願望ならびに利害の体現者でもありえた。

レーニンのような秀れた一群の知識人たちは、高い道徳的品性と結びついた知識と才能を有し、すべての力を革命と社会主義の事業に献げつつ、新しいソビエト的知識人の創出のための尺度となった。これらと共に、自己の世界観と政治的傾向から人民と社会主義に心を寄せた、古いロシアの知識人のもっとも先進的な部分が十月革命を狂喜して迎えた。かれらは、1917年の社会主義的変革を、進歩的な望ましい現象とみなし、その最初の日からソビエト政権の協力者となった。ためらうことなく革命的人民のあとに続いたこれらの知識人たちの中には、秀れた学者、作家、芸術家、医師、教育家、その他の人びとがいた。これを根拠にレーニンは1917年12月に、「教養ある人びとがいまやすでに現われてきており、人民の側に、勤労者の側にうつつて、資本の召使どもの反抗をうちくだくのをつたすけている」⁽⁹⁾と、指摘した。しかし、最初の革命的改造の実現という光栄ある使命がかれらにこそ属するものだとはいえ、本気でソビエト政権の側についたこのような知識人は、きわめて少なかった。

古い知識人の大部分は、別の道をあゆんだ。かれらのうちの若干は外国へ亡命し、残ったものたちはソビエト政権の発展にブレーキをかけようとして、ソビエト政権に対して積極的に闘争しはじめた。レーニンは、このような知識人の行動について次のように悲嘆し述べている。「ブルジョアジーの味方のうち、とくに高級職員、銀行員などの連中は、社会主義的改造の実現をめざす政府措置をぶちこわすために、怠業をおこない、ストライキを組織している。」⁽¹⁰⁾

以前の知識人のうちもっとも多数を占める一群は革命にかんする謬見にとらわれており、両極に分れたグループのあいだで揺れ動き、中立的立場をとっていた。これらの『中立派』は、生じている事態をいまだ十分理解できず日和見的立場をとった。かれらは、ボリシェビキが国

民の支持をうけていることはみとめたが、同時に、ボリシェビキの指導の下に労働者と農民が強力な国家をつくることができるとは信じなかった。⁽¹¹⁾

だが、古い知識人の一部分の敵対と動揺にもかかわらず、かれらを社会主義建設の事業に参加させることがまったく不可欠であった。レーニンはずぎのようにのべた。「粉碎された資本主義によっては腹はふくれないだろう。資本主義が残した全ての文化を握って、それで社会主義を建設しなければならない。じっさいの科学、技術、あらゆる知識、熟練をわがものとしなければならない。こういうことをせずに、われわれが共産主義社会の生活をうちたてることはできない。ところで、この科学、技術、熟練は——専門家の手の中に、かれらの頭の中にある。」⁽¹²⁾古い専門家のいっさいの活動は厳格な共産主義的統制のもとに掌握された。ソビエト政権は、知識人の個々のグループの参加を区別して取扱った。かれらのうち真面目に働く人びとについては手をつくして激励し、かれらのためにゆきとどいたへだてのない環境とよりよい物質的生活条件をつくり、労働者をかれらの経験と知識を尊敬するよう教育した。しかし、同時に、奸猾な怠業者たちとは非妥協的な闘争を行った。このことは、懐疑的な以前の知識人たちのうちの多くが国民に誠意をもってつくすことの必要性を自覚し、しだいに、社会主義建設に加わってくることを促進した。

ソビエト政権は、知識人の中に祖国を愛する気持をよびおこしつつ、知識人にたいして祖国の経済的、文化的復興の現実的なプランを明らかにし、戦争と干渉によって破壊された国民経済の復興のために創造的の気魄をもって着手している大衆の労働への熱意に心を向けさせようとした。レーニンは、当時、知識人の資本主義的大規模生産の分野で仕事をしてきた部分をひきつけることはきわめて重要であると強調した。これにともなって、ブルジョア的な生産組織者の知識、経験を勤労者の広汎な層の独創性、エネルギーと結合するというもっとも困難な問題を解決しなければならなかった。

しかしながら、むかしの専門家の利用は、新しい、ソビエト的知識人をつくり出す問題で決定的役割を果すことはできなかった。それはソビエト的知識人の補充手段の一つにすぎなかった。というのは、資格を有する古い知識人の数は、非常に少なかったからである。たとえば、1914年に1億5千920万人の住民がいた全ロシアにおいて、高等教育を受けた者は11万2千人を数えるだけであった。⁽¹³⁾ところで、もし、この中にはっきりした亡命者をも、ソビエト政権への敵対者をも、動揺者をも考慮に入れるとすれば、要員の実際数は、大十月社会主義革命が提起した壮大な課題を解決するためにはきわめて少ないものであった。若いソビエト的要員の増加に応じて、知識人全体の中での古い専門家の比重は次第に減小していった。

社会の革命的改造の事業に私心なく献身的でかつ住民の大部分を構成している、労働者階級と勤労農民の中から多数の新しい人材を創出することが、当然のことながら、ソビエト的知識人の形成の主要な方向であった。ソビエト国家は、国民教育制度全体の根本的再建を基本的に重視していたとはいえ、労働者選抜制度のような、風変りな、歴史上まだ見たこともない一連の知識人補充方法に頼らざるをえなかった。これは、学校とは関係のない革命的な人材養成方法であった。この方法は、わが国の指導的な働き手の初期の不足をみとすために利用された。

すでに十月革命以前の時期にボリシェビキ党の隊列には、革命的知識人たちと並んで、秀れた一群の革命的労働者たちが敵との闘争で立ちあらわれ、きたえられていた、ということの特筆しておかなければならない。レーニンは、これらの人びとにたいして深い尊敬の念を抱き、

かれらの献身性に感銘していた。レーニンは、労働者たちの中で知識と社会主義への熱烈な志向が育っており、労働者のあいだから、「ほんとうの英雄が頭角を現わしつつある。これらの英雄たちは——その惨憺たる生活環境にもかかわらず、人間を愚鈍にする工場での苦役にもかかわらず、——学び学び、さらに学び、自分を意識的な社会民主主義者、『労働者知識人』にきたえあげていくだけの性格と意志力をもちあわせている。」⁽¹⁴⁾と述べた。ボリシェビキ党はかれらに知識を与え、そして、かれらを革命運動の組織者及び指導者の水準まで引上げた。

大十月の勝利の後、かれらの多くは、共産党およびソビエト国家の卓越せる指導者となった。述べておかなければならないことは、このような人材は少なかったので、かれらは国家統治のもっとも重要な部門にのみ配置された、ということである。プロレタリアートによる権力の掌握後に立てられた改革の規模こそが、大衆的な労働者選抜制度をただちに必要としたのであった。それゆえ、革命の最初の年に、国家・党・ソビエト機関の革新は、本質的に、数千の労働者と農民を活用する方向で行われたが、かれらの不十分な経験と知識を補ったのは高い思想性と新政権への限りない忠誠であった。労働者選抜制度は、次第に、よりいっそう大衆的性格を帯びた。選抜登用された人びとにとっては、実践活動が、同時に、かれらの学校でもあった。かれらは、古い専門家たちをコントロールしながら、古い専門家たちに学び、仕事のうでで成長し、経験をつみ、時には過失をやらかし、しかし、社会主義的生産の組織者および指導者としての術を倦まずたゆまず習得した。選抜登用された人びとのために（基本的な仕事から離れて、または離れることなく、学びうる）さまざまな講座、学校、教育施設が創設された。かれらのうちのもっとも才能のある者たちを、かれらがひきつづき大学で科学を習得することができるように、労農大学予備校へ派遣することが実行された。

労働者選抜制度は、多数のソビエト的知識人を結びつける点では大きな役割を果し、また、数万の指導者、組織者及び専門家たちを国にもたらしたが、かれらは、人民に身を委ね、人民の内部から生れてきた人々であった。選抜された人びとは、自らの献身的な活動によって社会主義建設の事業にきわめて重要な貢献をなした。

しかしながら、大衆的な労働者選抜制度は、やむをえない、一時的な措置であった。この制度は、専門的準備教育、つまり、医学や教育学その他の分野における高い技術的資質と知識が必要とされる部門では、モデルとすることはできなかった。このような要員をつくりだすうえでは時間の問題が決定的意義を有していた。ところで、選抜された人びとは、専門知識についてはいうまでもなく、一般教育にかんしてさえ、必ずしも十分精通していたとはいえなかったが、こういう人びとが、要員不足のゆえに、いっさいの事前の準備教育なしで仕事に参加したのであった。国の社会主義的改造と技術的進歩の展望はやはり、国民経済の指導的な仕事においていっそう教養のある、そして資格をもった人びとの活用を必要とした。

ソビエト国家は、古い専門家や選抜された人びとを用いながらも、同時に、国民教育制度において、労働者・農民の中から計画的に人材養成を組織するというきわめて大きな仕事を行った。それはソビエト知識人の隊列を補充するための安定した予備軍をつくりだすべきものだった。このことは、ソビエト国家が、知識人の量的、質的構成を次第に標準的なものにするためにとりくんだ主要なみちであった。

勝利したプロレタリアートが、新しい状況に慣れ、専門家養成の事業において学校と校外の要素を密接に結びつけながら国民教育のあらゆる単位の継続的な活動を組織するには、多くの

年月を要するだろうと共産党は考えていた。この面での党の第一の課題は、古いロシアの搾取階級によってつくられた国民の文盲という幾世紀にわたる障害物をうちこわすこと、ならびに勤労者たちの文化、一般教養、職業・技術の水準を向上させる活動や、最高学府——高い有資格専門家養成の基本的水路——を勤労者たちが獲得する活動を発展させること、であった。

搾取体制を打倒した偉大な十月は、その深さと規模において未曾有の文化的社会革新であることを立証したが、それは、レーニンの言葉によれば、「幾百年の文化的負債を、数年、数十年間で償う」⁽¹⁵⁾ことであった。ソビエト権力は、国民教育と知識人養成のふるい身分的＝階級的制度の根絶に、ただちにとりかかった。ソビエト権力の樹立を宣言し、そして、レーニンを首班とする人民委員会を創設した第2回全ロシア＝ソビエト大会は、はやくも、教育人民委員部（ナルコムプロス）を人民委員会議の構成部分として決定し、ア・ヴェ・ルナチャールスキーをその指導者に任命した。

国民教育の問題でとくに重要な法令だったのは、1917年12月11日付、「教育と陶冶の事業の宗務省から教育人民委員部への移管にかんする」ソビエト政府の決定であった。移管すべきものは、すべての教会付属小学校、神学校と神学セミナリヤ、ギリシャ正教監督管区学校、神学アカデミーその他であった。つづいて1918年1月20日、人民委員会議の歴史的な布告、「良心の自由と、教会および宗教団体について」が出された。これは、国家から教会を分離し、学校事業への教会の干渉を、完全にそして永久にとりのぞいた。宗教的教義の教授の禁止は、学校での教授＝学習を、真に科学的な基礎にもとづくものとした。⁽¹⁶⁾

ソビエト政府の最初の布告の中で、1917年11月2日の「ロシア諸民族の権利宣言」は大きな意義を有しており、かつて抑圧されていた諸民族を解放するものであった。その中で、諸民族の平等と主権、すべてのそして一切の民族的制限の撤廃、わが国の住民となっている少数民族の自由な発展がうたわれた。⁽¹⁷⁾

こうして、身分的差別を撤廃したソビエト政権は、教育機関と文化施設の門戸を、その社会的地位や、民族、信仰、性にかかわらず、すべての勤労者のために開いた。1918年7月に採択された最初のソビエト憲法は、これらの勤労者の獲得物を確認した。国民教育の分野においてもっとも民主的な権利を勤労者に付与したソビエト政府の前述の諸法令は、ソビエト教育制度全体——その初等段階から完成の段階、つまり、高度の有資格専門家を養成する最高学府、まで——の発展のための土台をきずいたのである。

教育活動の場における最初のもっとも重要な一歩は、文盲の撲滅であった。というのは、勤労者の無知と無学は、住民の文化的水準の向上にとって障碍だったからである。ソビエト国家は、文盲撲滅のために最大限の手段を講じた。ほとんど、いたるところで、教育を必要とする人たちのいっせい調査が行われ、教えることのできる人びとがどれだけいるか調べられ、可能なあらゆる講習会がもよおされ、初等読本が印刷されたりした。読み書きできる住民が活動に引き入れられ、文盲撲滅所（リクベス）のための指導主事や教師の養成が行われた。党のよびかけに応じて、国じゅう全体が読書を始めた。はりつめた一日の仕事のあとで、数百万の労働者や農民が、科学の初歩を習得するために、そして、新しい社会の教養ある建設者となるために読み書きを学んだ。

文盲撲滅の活動は、歴史上いまだかつてない規模とテンポになった。すでに、過渡期の数年間の結果として、普通7年制教育が基本的に実現された。1939年には、もう、国の住民のうち

読み書きできる者は約90パーセントになっていた。したがって、ソ連邦における大衆的文盲の克服の問題は1940年代初めには立派に解決されたが、それは社会主義体制のもっとも偉大な勝利であった、と確信をもって言いけることができる。⁽¹⁸⁾

知識人の隊列補充の安定した予備軍をつくりだすための次の一步は、広汎な普通教育機関を組織することであった。そこで、文盲撲滅所とならんで、国じゅうに第一段学校（少し読み書きできる者のために）と第二段学校（上級のタイプ）が、そして人民大学が、つくられるようになった。第一段学校には、文盲撲滅所の教授要目程度の知識をもつ16歳以上の青少年が在学し、そこでかれらは1年間（しばしば1年より短い期間）学習した。さまざまな学校＝講習所や自学サークル、政治課程学校などをふくんでいた第二段学校には、少し読み書きのできる者のための学校を終了した者か、あるいは、それとほぼ同じ知識水準を有する者が在学した。勤労者の大部分は、これらのところで、職場から離れずに学習した。人民大学は、党とソビエト的世論の代表者たちからなる協議会がそれを指導していたもので、教授＝学習過程の編成の点で、上級タイプの学校とほとんど違いがなかった。人民大学は、党機関とソビエト機関のために大量の実践的な働き手を養成した。それと同時に、そう多くない数だったが、大学入学者も養成した。

ソビエト国家が確立してゆくにつれて、学校外教育機関が、都市と農村の勤労者のますます広汎な層を引き入れていった。レーニンは、この分野における国の最初の成果について述べ、次のことを強調した。「ソビエトの活動分野で、一年半の間に学校外の教育と啓蒙ほど巨大な成果を達成した分野はまず見出しえまいと、私は信じている。この分野で活動することが……他の分野で活動するよりも容易であったことは疑いない〔省略部分は、「われわれや諸君にとって」——訳者〕。この分野では、われわれは古い首かせや古い障害物を投げすてなければならなかった。この分野では、誰れよりも労働者・農民大衆のあいだに現われた、知識への、教育の自由への、自由な発達へのあの実に大きな要求に応ずることは、より容易であった……。」⁽¹⁹⁾

職業技術教育水準の向上に大きな意義を与えつつ、専門教育機関や講習会に勤労者を大量に参加させるために、1920年の夏、人民委員会議は、布告「職業・技術的知識の普及方策」を採択した。この布告はプロレタリアートの受講義務についての決議によって補足された。これらの決定によって15歳以上40歳未満の全ての男女労働者に、各種工場に附設する短期間の学校や講習会を終えることが要求された。⁽²⁰⁾

再建期には、技術の進歩・発展と結びついて職業技術教育への要求がますます高まった。これらの教育機関全体の量的増加は、一層明確な専門化を意図して行われたが、これは、国民経済の社会主義的再建の要求にこたえたものであった。また、ソビエト国家は、党・ソビエトの指導者および軍事指導者の要員養成にかんして大きな仕事を行ったが、これは、主に専門の党教育機関（ソビエト党員学校・共産主義大学など）と軍事教育機関で行われた。

党と政府は、ソビエト政権樹立の最初の日から、もっとも高い資格をそなえた専門家の養成にかんする主要な水路として、大学に特別な注意を向けてきた。大十月社会主義革命以前はカースト的ブルジョア的な精神にどっぷりとつかっていた大学の主要な目的は、搾取者たちの手のうちで従順な道具となるような、また、勤労者たちの奴隷化に奉仕するような専門家の養成であった。

革命前のロシアには11万2千人の学生を有する91の高等教育機関が存在した。大部分の高等

教育機関は、モスクワ、ペトログラード、キーエフ、ハーリコフと若干の他の都市にあった。現在の民族共和国——白ロシア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベク、トルクメン、カザフ、の地域には一つも存在しなかった。ロシアは巨大な農業国であったにもかかわらず、農業高等教育機関は全部で9つであり、学生数は4192名であった。⁽²¹⁾

大学の門は、事実上、勤労者の子弟には閉ざされていた。30990人の学生が学んでいた8つのロシアの総合大学で（1914/15年の統計資料によれば）、労働者の子弟は1桁を数えるだけであり、そして農民（ほとんどもっぱら富農の子弟）が12.7パーセントの構成で、残りの学生たちは、貴族と官吏の家庭の出身者（38.3パーセント）、僧侶（7.4パーセント）、都市ブルジョアジー（24.4パーセント）その他であった。4つの技術高等教育機関の学生7620人の構成も、ほぼ同じようなものであって、ここでは農民が18パーセント、そして都市の中小ブルジョアジー出身者が31.3パーセントになっていることくらいの違いがいただけであった。⁽²²⁾

大学の教官団と学生の一部は、十月革命にたいして否定的な態度をとった。かれらの間で、若いソビエト国家の高等教育機関の問題への不介入の要求を意味するスローガンである大学『自治』を、かれらは執拗に主張した。ルナチャールスキーは、この時期に大学の講座をはじめて訪問した時のことを回想して、次のように書いている。「私は人民委員になったばかりのほんの数日後、レニングラードのある高等教育機関に自分の新しい任をおびてはじめて出かけていった時の私がうけた気持ちの悪い思い出をもっている。実際、化学的妨害をうけるだろうとのねずみ色の紙に鉛筆で書かれた誰れかの予告は実現しなかったが、しかし、私のまわりには、文字通り、何ともいえない狼のような眼があった。講堂をうめつくした若者や娘たちは、敵でもみるように私を見ていた。』⁽²³⁾

大十月社会主義革命の勝利の結果権力を握った労働者階級と勤労農民は、このような状態に甘んじることはできなかった。それゆえ、大学の社会的構成を変えることと、新しい要求に対応した高等教育機関の改革がソビエト国家の焦眉の課題であった。というのは、現実から離れ、政治から離れて大学はありえなかったからである。

国民教育の分野におけるソビエト政府の最初の諸法令は、大学の民主化を実現した。大学入学にさいし、金持ちや高貴な家柄の人々のためのあらゆる法律上の特権は根絶され、労働者・農民青年の高等教育への通路が開かれた。

レーニンによって起草された1918年8月2日付人民委員会議布告『高等教育機関への入学規則について』は、⁽²⁴⁾大学生の構成の根本的変更をめざしたものだ。布告はソビエト共和国のすべての市民に高等教育機関の門戸を開放した。16歳に達した者は国籍や性に関係なく誰でも、任意の高等教育機関の学生となることができた。布告では、大学への入学は卒業証書や入学試験なしですべての希望者に開かれているとうたわれた。⁽²⁵⁾

大学進学の際の入学試験の廃止は不可欠なことであった。なぜなら、このようにしてこそ、かつての有産階級から、かれらの知識独占状態——大学進学の際に決定的な優先権を与えかねない——を利する機会を奪うことになったからである。同時に、高等教育に進む労働者と農民にとっての障害を除いたのであった。もし入学試験の廃止がなかったならば、すべての勉学希望者の大学入学にかんする人民委員会議のいかなる決定も裏付のないものになったかも知れない。ソビエト政府は、法的にのみならず事実の上でも勤労大衆が学ぶ機会を保証する措置をとったのである。

1918年8月2日の布告は、生徒の入学と物質的保証における階級的原則を守る必要を強調した人民委員会議決定によって補強された。この決定の草稿をまとめる中でレーニンは「プロレタリアートと貧農の出身者が無条件に第一番に採用されなければならないし、かれらには広範に奨学金が与えられるであろう。」と指示した。⁽²⁶⁾

布告にたいする人民の態度は一農民ア・コルネーエフの手紙に特徴的である。——「布告のお陰で卒業証明や試験なしで大学に入れるようになったといううわさが私の耳に入った時、うれしくてたまりませんでした。布告は勤労大衆に高等教育を受ける機会を与えています。労働者と農民の多くはこのことを夢みてきました。しかしこの夢はかないませんでした。つらい仕事と貧しさがこの考えを遠ざけ、かれらはやっと僅かな知識を得られるだけでした。生まれてこの方畑を見たことがないという白い手の農業技師を農村のわれわれのところに送るようなことは今になくなるでしょう。資本家の下ではたらいてきて、今、国のために働こうとしないサボタージュ技師たちは、私たちのところから今になくなるでしょう。」⁽²⁷⁾

プロレタリア青年の学習意欲は巨大だった。教育人民委員部の設置の後ただちに労働青年は人民委員部に対して文字どおり矢のように願書を送りつけた。1918年8月2日の布告の公布後、大学には数万の勤労者子弟が押しかけた。8月2日以前は、モスクワ大学には2350の定員に対して中学校卒業者から2632通の願書が寄せられていたのが、8月2日以後さらに5892通の願書が、主として中等教育を受けなかった人々から、届いたのだった。1918年のモスクワ大学の新生受入れは1913年の5倍以上であった。1919年の秋には全国の大学の学生数は11万7千に達した（1918年初めの6万に対して）。⁽²⁸⁾

広範な人民大衆に最高学府の門戸を開き、かれらに高等教育を受ける権利を与えはしたが、それにもかかわらず、1918年8月2日の布告は、高等教育を受ける上での最も大きな障害を克服していなかった。大学に入った労働者農民青年はその大半が最高学府の課程履習のための準備ができていなかったのである。かれらは中等教育を受けておらず、そのため大学で教授される学問をよく理解できなかった。このことがしばしば、新たに入学した学生の一部の中途退学の原因となった。

党は、労働青年を大学へ準備する正規の中等学校の設置の完了を待つことはできなかった。労働者と農民に最高学府へ進学する自らの権利を行使する機会を与えることが必要だったし、そのことによってブルジョアジーとブルジョア知識人の高等教育をうける特権を奪うことが必要であった。高等教育をうけるための労働者と農民の準備教育の最も可能な形態が労農大学予備校であった。

ソ連におけるラプファーク建設の歴史を知らずして、ソビエト連邦の要員問題の解決に至る複雑な過程、ならびに、経済建設と文化建設におけるわが国の後の成功を多くの点で決定づけた複雑な過程を、理解することはできない。すなわちラプファークは、新しい知識人の形成過程における初歩的段階なのであった。労農大学予備校は、ルナチャールスキーの典型的な表現をかりるなら、大学の窓にかけられた、そして、知的な専門職を得る機会を早くから奪われてきた労働者農民青年が高等教育にむかって昇ってゆく、一種の消防の梯子として生まれたのであった。労農大学予備校の貢献によって、知識人の社会的構成は変わり、知識人養成のテンポが早まり、実践的な専門家がつくり出され、これらが、ソ連邦における文化革命の発展を刺激し、社会主義の勝利を早めたのであった。過渡期の時代に、労農大学予備校という型の教育機

関がなかったならば、要員問題の解決は不可能だったであろう。

× × ×

ソ連の知識人要員の創出における労農大学予備校の役割の問題は長い間ソビエトの文献において解明されてこなかった。プロレタリア国家に特有のこの教育機関の建設におけるソビエト連邦の豊かな経験を一般化したような一冊の専門書も、或は一篇の論文さえ、なかった。これには理由があった。労農大学予備校は、資本主義から社会主義への過渡期全体にわたって、すなわち要員養成の分野における上述の課題がわが国の当面の日程にのぼっていた間、ソ連邦に存在していた。敵対階級が消滅すると共に、また、わが国の国民経済と文化のほとんどの部門がその頃までにすでに充分保証される位の要員の計画的養成が軌道に乗ると共に、労農大学予備校はこれが当初つくられた時に有した意義を失ったのである。なおそれでも幾つかのラプファークが大祖国戦争の開始の頃まで生きのびたが、その主要な役割はすでに果し終っていた。ソ連におけるラプファーク建設の経験を総括することが戦後になってようやく可能になったというのは当然のことである。

このことは個々の大学や労働者学部がずっと初期の段階でその記念日に、つまり3周年、5周年、8周年、15周年の記念として文集や論文を発行したり、或は教育人民委員部がラプファークの10周年記念特別論集を出したりした事情をみとめないものではない。⁽²⁹⁾

戦前期にも、個別にとりあげたラプファークやその全体にわたる労農大学予備校建設の幾つかの側面を明らかにしようとした一連の労作が出された。⁽³⁰⁾しかし、主としてラプファークの初期10年間にかんするこれらの著作のすべては、労農大学予備校の発展の一般的合法則性を解明しなかったし、その現実の活気に満ちた状況を再現していなかった。これらの著作は、その後、研究資料となるほかなかった。

労農大学予備校の歴史にかんする最初の総括的著作は1950年代に現われはじめた。それは、第一に、エム・エヌ・ボクローフスキー記念ラプファーク1校のみの活動の総括を行っている、モスクワ国立大学200周年記念論文集に発表された諸論文であり、次いでア・ヴェ・クラスニコワの短い発表、そして本書の著者の論文、次いで単行本、である。⁽³¹⁾

ここに挙げた作品は専門的研究である。さらに、ソ連の文化革命の発展をとり上げた著作はほとんどすべて、多かれ少なかれ労農大学予備校の建設の問題に触れていると言わねばならない。⁽³²⁾しかし戦後わが国ではこのテーマに関しまとまった総合的な著作は一篇も刊行されておらず、研究者たちは、既に発行されている文献に依拠しながら、国の諸民族区やその他の地方、都市におけるラプファークの発達史を検討し続けるか、或は個々の労農大学予備校の活動を総括するかであった。⁽³³⁾

いろいろな分野で、関連する問題にたずさわっている著者たちも、ラプファーク建設史に言及してきた。⁽³⁴⁾

1960年代の初頭、ソ連邦には、以前のものと同原理的には別であるが、それらの活動経験を学んだ教育機関が『ラプファーク』の名の下に出現し、このことは現代的な幹部養成制度の改善のワン・ステップとなっている。最近(1969年8月20日)、ソ連共産党中央委員会と連邦閣僚

会議はソ連邦の高等教育機関への準備学部の設置にかんする決定を行なった。⁽³⁵⁾これに対して党機関、ソビエト機関、及び広範な世論が寄せる強い関心は、現在、その活動の経験の一般化を要求している。しかし準備学部——今日的な一種独特のラプファーク——の活動にかんしては、その幾つかの現状にかんする、雑誌や新聞のそれほど大きくない論文と記事をのぞけば、まだわが国の文献にはそれに関する論文や記事は一つも現われていない。

社会主義友好諸国は、ソ連の労働者予備校の建設に大きな関心を示し、そしてわが国の経験を活用しながら、ラプファークに類似した教育施設を、自国につくりだした。これについてわが国で知らされているのは個々の雑誌や新聞記事によってだけである。

植民地主義から解放され、そして社会進歩の行程に踏みだした後、熟練した民族カドルの養成を必要としているアジア、アフリカ、ラテン・アメリカの発展途上諸国にとっての、ソ連のラプファーク建設の経験がもつ意義にかんしても、同様に定期刊行物上に個々の発表があるのみである。

ソ連のラプファークの発展の歴史の検討は、ブルジョア「ソビエト研究家」が文化建設の部門でのわれわれの到達点に汚名を着せ、国民教育制度とソビエト知識人を中傷しようとしていることを暴露するうえでも現在、大きな役割を果している。革命がそれがいかなる形態であろうとも文明の破壊と滅亡だけをもたらすという思想は、ずっと昔から、現代の偽造者たちの主張のライトモチーフである。アメリカ合衆国の著名な社会学者であり、心理学者であるエマリー・ボガードスは、著書『社会思想史』〔初版、1940年——訳者〕で、十月革命の勝利を「ロシア人の圧倒的多数の無学と文明の崩壊と」⁽³⁶⁾の結果であるとした。

反革命活動のためにソビエト・ロシアから追放された、元エスエル右派党員の著名なピチリーム・ソローキンの『著作』が、1970年に再び出版された。旧い知識人が「政治からいっさい」手を引く動機について語った彼の率直な告白は、当時レーニンが特別の論文⁽³⁷⁾を書くための素材となったものである。ソローキンが「ロシア革命は、破壊においてのみその任務を果し」、文化の全領域で天才を一掃した後、一人の二流家さえ生みださなかった⁽³⁸⁾と結論づける『ロシア人の日記の数頁』〔初版、1924年——訳者〕は度々、再版され、今日まで反ソビエト文献として広く普及している。

多くの外国の「研究者たち」は、ソビエト・ロシアが革命後の初期に世界に提起した、赤貧と文盲のソビエト・ロシアでの文化生活および知的生活全般の復興、さらに熟練した専門家の創造が、非現実的の事業であり、ポリシェヴィキの空想的な思いつきであるということを証明しようと長年試みてきた。

しかしながら、これらの作りごとが現実そのものによって論破され、ソ連の威信が増してゆくに連れて、ソ連の文化革命の獲得物をまったく否定するブルジョア作家の数は減少した。勤労者の文化水準の全般的向上、国民教育および知識人要員の創出の分野におけるわが国の著しい成功を叙述した著作が、つぎつぎとあらわれてきた。そして社会主義体制に対して好意的態度をもっては思われなかった外国の著作家たちも、ソ連を訪問した後、しばしばその成果を認めざるをえなかった。

しかし、ソ連のこれらの成果を切り離したため、いかなるブルジョア学者も、社会主義体制の本質そのものに起因する、ソ連の文化発展の真の理由を指摘しえなかった。「ソビエト研究家」は一人として最初の社会主義国の文化部門における豊富な経験を今日まであえて一般化しよう

としなかった。なぜならば、その前進は巨大で議論の余地のないものであり、そしてそれが全世界の勤労大衆をひきつける力は余りに大きいからである。

そしてやはり、ソ連の文化建設全体においても、文化の個々の部門においてもその成果を偽造する試みは止んでいない。そこでは、共産主義社会の建設において巨大な役割を果たしているソビエト知識人の養成と形成の諸問題に多くの関心が払われている。

革命前の知識人——その一部が自己の運命をソビエト・ロシアと共にした——の問題は多くの流言をひきおこしている。革命におけるその役割と、社会主義建設の途上でのソビエト政権との相互関係の性格は、歪曲されている。⁽³⁹⁾ブルジョア歴史家たちが、教育および人材養成制度の根本的再編成の結果、十月革命後あらわれた労働者・農民知識人に、特別の執着をもって自己の仕事のほこ先をむけていることは当然のことである。そして、まず、肉体労働に従事する人間は科学を習得することができない、ソビエトの専門家たちの質は悪いという反動的知識人の主張に基づいた所説が出て来、次いで、ソ連の知識人の変質、その国民大衆からの遊離等にかんする「理論」すらあらわれたのである。

イギリスの歴史家シーラ・フィツパトリックは、国内戦の時代の教育人民委員部の活動にかんする著書で、国家機関としてのその役割を低めようと試み、そして新しい知識人の養成事業の第一段階としての「学校事業」⁽⁴⁰⁾の破綻を非難した。アメリカの「ソビエト研究家」フィリップ・ポンパーは、『ロシア革命とインテリゲンチヤ』なる「研究」で、「ツァーリの国家機関の正当な後継者は、革命的なインテリゲンチヤではなく」人民から遊離した「共産主義的機関従事者」とポンパーが名づけている「新しい世代の官僚や行政官」であることを証明しようと試みた。⁽⁴¹⁾

しかしながら、わが国の知識人にかんするこれらの主張のごまかしは、もう誰の目にも明らかである。教育を受ける機会を以前から奪われてきた大衆の文化的覚醒に依存しながら、プロレタリア国家は、真に人民的な知識人を労働者階級と勤労農民の中から形成することを保障する、新しいソビエトの要員養成制度の創設途上にあるすべての障害を克服した。勤労者に知的職業の獲得の道を切りひらいた労農大学予備校の発展の歴史は、その典型である。

これと関わってソ連のラプファークの建設に関する外国の研究者の評価は興味深い。例えば、西ドイツの歴史家クラウス・マイヤーは、ラプファークは独創的な教育手段であって、「十分な準備教育を受けなかった労働者、農民の高等教育への機会を保証することを使命としたのみならず、それは、同時に、『最高学府のプロレタリア化』のための政治手段でもあった」とみなしている。だが、彼は、要員の量的増大に影響を及ぼした労農大学予備校の一般教育機関としての役割を過小評価しており、また、ラプファークによる従来の専門家養成の質を疑問視している。

ソビエトの労農大学予備校の活動を積極的に評価しているのは竹岡正直（日本）である。彼は、大衆の創造的なイニシャチブの結果としてのラプファークのようなタイプの教育機関の発生は、資本主義から社会主義への過渡期の重要な特徴であるとみなしている。

× × ×

筆者は本書において、既に公刊されている文献に基づき、かつ現存する資料を分析しながら

ら、資本主義から社会主義への過渡期におけるソ連邦のラプファークの発展史の様々な局面をより深く明らかにすること、また現段階の高等教育機関に付設されている予備科の活動を分析することを旨とした。

マルクス・レーニン主義の古典的著作、とりわけレーニンの労作は、本書の方法論的基礎をなし、その主たる典拠となっている。

党大会、党代表者会議、党中央委員会総会の基本的決定、およびソビエト政府の布告と決定はきわめて大きな意義を有した。筆者は、党中央委員会の回状文書、党やコムソモールや労働組合の会議資料、ラプファークが存在した全期間中の教育人民委員部やその諸機関の決定を調べた。本書では、中央統計局（ЦСУ）によって作成され、統計資料集として公開されている膨大な統計資料を利用している。教育人民委員部の報告書、様々な学生組織の報告書から、高等教育機関や労農大学予備校の記念文集から、また、ソ連邦のラプファーク建設の参加者や証人の回想から興味深い事実資料が引用されている。

定期的刊行物は重要な典拠であった。全国的な新聞や雑誌の他に、本書では個々の高等教育機関やラプファークの発行部数の多い刊行物が利用されている。

また、党アルヒーフやソビエト＝アルヒーフからも多くの資料が用いられている。

ソビエト連邦共産党付属マルクス・レーニン主義研究所中央アルヒーフ（ЦПА ИМЛ）において貴重な資料が発表されているが、これらの資料は、資本主義から社会主義の過渡期における国および連邦共和国の主な州の党機関の要員養成制度に関する指導的活動を知り、これを通してそれらの地区でのこの問題を解決する際に果たした労農大学予備校の役割を確めることを可能とした。

また同様に、ソ連邦共産党モスクワ市委員会、モスクワ（州）委員会の党史研究所のモスクワ党アルヒーフ（МПА）の資料も利用している。党モスクワ委員会の蔵書に基づいて要員養成の諸問題における首都の党諸機関の指導的な役割を追跡することができた。また、高等教育機関やラプファークの最も基礎的な党細胞の蔵書は、個々の教育機関における党の指令の実施状況について判断することを可能にした。

全連邦レーニン共産主義青年同盟〔コムソモール——訳者〕中央委員会のアルヒーフ（ЦА ВЛКСМ）において興味深い事実資料が見つけられているが、ここでは、コムソモール中央委員会の指導員による、我が国の高等教育機関やラプファークにおけるコムソモール組織の活動の視察報告書がもっとも貴重な資料であった。

ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国中央国立アルヒーフ（ЦГА РСФСР）およびソ連邦国家権力最高機関と国家行政機関の十月革命中央国立アルヒーフ（ЦГАОР）の蔵書から豊富な具体的な歴史資料を引用することができた。これらのアルヒーフの所蔵資料の中で、ナルコムプロスの指導的諸機関の多数の指令や回状文書や、高等教育機関とラプファークならびに援助を与えた様々な諸機関の活動を性格づける議事録、報告書、教科プランその他の諸資料が、学問的に用いられた。労働組合の大会、定例会議、諸会議の速記録は重要な位置を占め、それらにおいてラプファーク入学候補者選定の準備や学生への物質的保証に関する問題が検討された。

ロシア共和国教育省中央アルヒーフで筆者は、ナルコムプロスの様々な部局の活動を反映している蔵書を渉猟した。遺憾ながら、特に関心のあるラプファークの部局の蔵書は全く保存されていなかった。だが、それは利用できたし、この問題について不完全な文書綴りであったと

はいえ、すでに手もとにある資料をある程度補うことになった。

モスクワ国立大学アルヒーフのエム・エヌ・ポクローフスキー記念ラブファークの蔵書資料は、同大学のラブファークの活動をより深く知ることのみならず、制度全体の多数の要因を適確に規定することも可能にした。

わが国の高等教育機関に付設されている今日の予備科の活動を解明するために、文書課の目録にしたがってソ連の高等中等専門教育省アルヒーフの日常業務文書を広く利用している。筆者は、省の協議会議事録、各共和国、各官庁、個々の高等教育機関の報告書、また、全連邦労働組合中央評議会の日常書類書庫の、教育・大学・研究機関労働組合の蔵書に特別な関心を払った。

公刊されたものもアルヒーフのものもふくめ上述のすべての資料を用いることによって、ソ連のラブファークと予備科の活動に関する一般化を行い、かつ労働者農民知識人の創出に果たしたそれらの役割を明確にする、筆者の作業は可能になった。

第1章 国内戦および復興期における労農大学予備校の発生と労働者農民出身知識人の形成におけるその役割

第1節 最初の労農大学予備校の創設（1919年—1920年）

労働者・農民出身知識人の養成は、ソビエト政権樹立の当初からプロレタリアートが心をいためた社会的問題である。若いソビエト政権は、この分野において、他の多くの分野と同じように、前人未踏の道を歩まざるをえなかった。新しい形態の探求と大衆の創造的発意は労農大学予備校の創設をもたらした。労農大学予備校は、直ちに発生したのではなかった。最初は、労働者と革命的な学生および進歩的な教授たちのイニシャチブによって、最高学府への勤労者の準備講座が、高等教育機関に附設してつくられるようになった。このイニシャチブは、ソビエト政府によって支持された。教育人民委員部は、1918年9月24日付の決定で、「体系的な高等教育課程の履習にとって不可欠な科目の」⁽¹⁾労働者向け準備講座を、1918/19学年度中に組織することを高等教育機関に提起している。1919年1月、教育人民委員部参与会は、このような講座をモスクワに45ヵ所開設する決定を行った。⁽²⁾

準備講座は、存続の見込が十分でなかった。講座の編成は、あいまいであり、定まっていなかった。しっかりとした組織的中心がなかった。授業にふさわしい部屋もなく、物的基礎は非常に弱いものであった。講座の教科プランは系統的でなかったし、高等教育機関へ労働者を送り出すことを急ぐあまり、教材をないがしろにした。

いちばんうまくいった講座は、モスクワ大学に附設して1919年1月に組織されたプレチスチェンスキー労働者講座^{*}とその他いくつかの講座であった。これらの講座は、労働者の授業にとって、また、高等教育機関入学に必要な知識をかれらが習得するために、もっともふさわしい条件を有していた。モスクワ大学附設の講座には、当時、全部で300人の労働者＝生産従

^{*} プレチスチェンスキー労働者講座は、ツァーリ専制のもとで労働者が入りうる最上級の、古くからある教育施設であった。これは進歩的な知識人の積極的な参加と援助によって1907年に開設され、教育にたいする労働者たちのあふれんばかりの要求にこたえてきた。1919年9月、この講座は、ラブファークに改編された。

事者が学んでいた。あれこれの欠陥はあったが、養成講座の活動経験は、積極的な役割を果し、その後、労農大学予備校によって利用された。

労働者たちも学べるような特別な学部を組織するという問題は、1918年の初め、共産主義学生ビューローのある会議で、はじめて提起された。この問題の解決には、モスクワ商科大学（現在のプレハーノフ記念経済大学）での出来事——これが、わが国における最初の労農大学予備校の創設をもたらした——が影響した。1918年末に、ここで、学生代表機関、——スタロスタート（代表者会議）——をめぐる闘争が激しくなった。少数派であった（16000人に対し8人）学生コムニストは、学内に十分な基盤をもたず、自分たちの代表をスタロスタートに送ることが出来なかった。商科大学のコムニスト細胞の会議で、ザモスクボレーチエ地区党組織代表のテル＝バガニヤーン（В. Тер-Ваганян）が発言し、つぎのような提案をした。「どうしたらスタロスタートを獲得できるか、少しは考えているか？学生にどう対応したらいいのか、諸君は知らないのか？同志諸君、恥かしいじゃないか？諸君のまわりには、数百の大小の工場がある——それとも、諸君はこのことを忘れたのか？『十月』のときは、労働者が最高学府を実際に自分たちのものにしたことを忘れたのか？そして、諸君は、スタロスタートで一つの席を得るためにカデットたちの提案に賛成したいのか？さあ、ミヘリソン〔工場〕……ツィンデリ〔工場〕、ブロッカル〔工場〕から労働者たちを呼んでこよう。」⁽³⁾高等教育機関への入学にかんする〔8月の〕布告を利用し、学生コムニストたちは、ザモスクボレーチエの工場労働者を商科大学での勉強に参加させるためのイニシャチブをとり、それをザモスクボレーチエ地区の党が支援したのである。先の工場の労働者たちは、コムニストの呼びかけに即座にこたえ、約千人の若い労働者が学生として申込み、受講証を手に入れた。

第一回の学生集会で、テル＝バガニヤーンは次のような演説をした。「労働者たちは学ぶ権利をもっているか？十月革命で労働者はこの権利を獲得した。いまは学習どころではなく、もっと待たなければならないのだろうか？もちろん、われわれにとって困難であることはいうまでもない。デニーキン、コルチャーク、アルハンゲーリスク政権が妨害している。だが、われわれの内部にも、同様に早く克服すべき敵がいる——それは、われわれを妨害している知識人、専門家である。労働者にとって、学問は歯が立たないだろうか？しかし、革命後二年間、自分の仕事をやり通してきたのであり、労働者は会議で種々の報告を理解できるようになり、また、労働者にとって、2～3時間連続して聴くことはあたりまえのことになっており、そういう労働者は、まる暗記に慣れているどんな中学生よりも、十倍もよく、教授の講義を理解するであろう。われわれは科学をあまり知らないし、知識もない。だが大したことはない。教授が理解されないとしたら、何んのために教授がいるかだよ。そうだと、そのうえ、われわれが平行的に一般教育課程を学ぶことが、なぜ、できないだろうか？われわれには何んの障害もない——われわれは最高学府をわがものとしなければならない。」⁽⁴⁾

労働者に依拠しつつ、コムニスト達は、階級的に誠意ある人々を、大学のあらゆる自治組織に選出することをすすめていった。かれらのイニシャチブによって、教科プランと教授活動の若干の改革がなされ、そして、大学自体も、商科大学からマルクス記念経済大学に名称変更された。労働者たちは、かれらにとって近づきやすい形態での高等教育を要求した。労働者の創意的なイニシャチブは、他の学部と平等な権利をもち、大学のあらゆる管理運営機関に自分たちの代表をもちうるような、新しい学部——労農大学予備校——を組織することが必要だとす

る思想に行きついた。労農大学予備校創設のイニシャチブは、教育人民委員部において次官のポクロフスキー(М. Н. Покровский)によって支持された。かれは、ただちに、そのイニシャチブを評価してラプファークの建設にあらゆる援助を与えた。

1919年2月2日、経済大学において、最初の労農大学予備校の開学祝賀会が行われた。そこに集ったラプファークの学生たちや教官、労働組合や企業体の代表者たちを前にして祝辞を述べたのは、教育人民委員ルナチャールスキーと次官ポクロフスキー、そして、ザモスクボレーチエ地区党からは古いポリシェビィクで学者のオストロビチャーノフ(К. В. Островитянов)その他であった。⁽⁵⁾

ロシアの大科学者チミリャーゼフ(К. А. Тимирязев)の手紙は、出席していたすべての人びとに深い感銘を与えた。かれは、重病のためベッドから離れることができなかったが、最初のラプファークの開設を心から喜んで、次のような挨拶をよせた。「若い友人のみなさん！すでに、よわい70代の半ばをすぎた人間の熱烈な挨拶をみなさんにおくりたいと思います。……齢と病のために、私は自分で出席することはできませんが、私の欠席が、長いあいだ私の夢であった最初の自由な労農大学予備校の開設に対し無関心だと受けとられたくないのです。科学と民主主義、知識と労働の密接な結合は、数十年來、私のよびかけてきたところでした。……科学のもっとも主要な成果が労働者に十分理解され、そして、科学が、しっかりとした、間違いのないささえを得るときに、また、その運命が人民自身の手にあるときには、労働者は、真に、理性的創造的勢力となるであります……。」⁽⁶⁾

ラプファークが組織されたことによって、プロレタリアートの青年が高等教育機関における勉学のために必要な準備教育を、直接、最高学府の内部において受けることが可能となる方法が明示された。

1919年3月に開かれた第8回共産党大会は、最高学府を労働者農民青年で補充する問題に重大な関心をよせ、そのことと関連して、最初のラプファークの活動経験が、特別な意義をもつようになった。第8回大会で採択された党綱領は、高等教育の分野における党の焦眉の課題を次のように指摘している。「学習することを希望するすべての者に、そしてまず第一に労働者に、最高学府の門戸を広く開放すること、最高学府で教えることができるすべての人びとをそこで教授活動に参加させること、若手の科学者と講壇の間にあるすべての、ありとあらゆる人為的障壁をとり除くこと、最高学府を活用する実質的可能性を労働者と農民に与えるために、学習者の物質的保障を行うこと。」⁽⁷⁾

高等教育機関の活動の基礎となった大会のこれらの指示に依拠し、また、最高学府における学習の実質的可能性を勤労者に保障するよりよい方策による労農大学予備校の建設を考えて、教育人民委員部は、1919年9月11日、「総合大学附設労農大学予備校の組織にかんする」決定を採択した。決定が述べていたのは総合大学のことではなかった。その中で、すべての高等教育機関に附設してラプファークを開設することが提案された。モスクワ大学附属の労働者準備講座は、労農大学予備校に提案された要求にもっとも完全にこたえた。それゆえ、教育人民委員部は、この講座を正真正銘の労農大学予備校として認知することができると思なした。⁽⁸⁾モスクワ大学附設労農大学予備校には、ポクロフスキーの名称が与えられた。

1920年9月には、ラプファークの存在は、しっかりとした法制的なものとなっていた。レーニンの署名によって、1920年9月17日に人民委員会議の「労農大学予備校にかんする」布告が

出され、教育人民委員部の決定で以前採択されていたあらゆる基本的な規定が確認された。⁽⁹⁾

労農大学予備校の強化にとって、これとおとらず重要な文書は、1920年12月末に召集されたモスクワにおける第一回国民教育問題党協議会の決定であった。党協議会は、労農大学予備校にかんする特別な決定を採択したが、その中で、現に在る労農大学予備校の強化と、高等教育機関や高等工業教育機関(ВУЗа) 附設の新しいラブファークの開設にごく真険な注意を向ける必要性が教育人民委員部に指示された。労農大学予備校の建設は、教育人民委員部の重点課題として確認された。⁽¹⁰⁾

1919年から1921年にかけては、ラブファークが毎月のように開設された。1921年4月1日、わが国における労農大学予備校数は59校、学生数は25,436人となった。8校のラブファークに7,112名の学生を有したモスクワを除いても、すでに共和国内33都市にラブファークが存在した。⁽¹¹⁾

ラブファーク生たちは、その風貌からして、昔の温室育ちのブルジョア学生たちとは、はっきりとちがっていた。かれらは肉体労働者であったし、かれらの大部分は、十月革命と国内戦の戦闘の場をくぐってきた者たちであった。工作機械や犁をすてて、ラブファーク生たちは、国のすみずみからやってきた。かれらの風采は、しばしば、古手の教官たちを驚かせた。

カザン大学の教官プレブラトゥーヒナ(Р. К. Превратухина)は、ラブファークへ最初の学生がやってきた時のことをつぎのように描写している。「大学のピカピカの階段をわらじが軽やかに昇ってゆく、釘を打ちつけた靴が音をたててくる……。グレーの軍用外套や、革ジャンパーを着て、カバンをもったり、もたなかったり、真赤な小さなスカーフや編んだスカーフを付け、農家の手織りの上張りを着て、学生たちがラブファークへやってきた。」⁽¹²⁾

イワノボ=ボズネセンスク工科大学教授ザスラーフスキー(И. Заславский)は、大学に新しい学生が出現したこと、そしてかれらの気分を、じつにみごとに描写している。「ラブファークの中に押寄せた大変な数の労働者農民の無学な大衆に会ったさいの教官陣のぴりぴりした態度が昨日のごとく想いだされる。これらの多くの者たちは、駅からまっすぐに、入学面接試験にやってきた。うんざりする長旅のあとのことでもあり、何んと教室の中で飲み喰いしたり、疲れのためか、何んと床の上で眠ってしまったりしていた。ひげを生やした30から40歳の労働者と一緒に、16歳の少女たちも入ってきた。威勢のいい、快活な織工たちは、わが県の僻遠の地からきた内気な新参者たちと、きわだった対称をなしていた。……大群をなしてやってきた青年たちが知識を渴望していること、青年たちが、どんな消耗も恐れず一昼夜に14時間も勉強する用意があること、ほとんど不可能なこともかれらには要求しうる、と確信できることは、とびきり愉快なことであった。」⁽¹³⁾

ナジェージダ・コンスタンチーノヴナ・クループスカヤは回想の中で、次のように書いている。「あざやかな光景がたくさん記憶に残っている。貧民青年がかつて教育人民委員部に連れてこられた時のことが思いだされる。彼は、この世に教育人民委員部というものが存在することさえ知らず、そしてモスクワまでたどりついて、誰れかが彼をみつけ、必要な所へ連れていてくれることを^{あて}にし、ロモノーソフの銅像をやっとさがし、その足下にすわっていた。二人連れの学生が、彼に注意をとめ、事態を察し、教育人民委員部に連れてきた。そして青年をラブファークに世話してやったのだった。」⁽¹⁴⁾

労農大学予備校の聴講生たちの社会的構成は変化した。ラブファークでは1919/20学年度に

労働者——40%，農民——32%，その他——28%であったが、1920/21学年度には労働者の比率は、農民とその他の比率の若干の低下（23%）（25%）のため52%まで増加した。

ラブファーク内の党員は、この頃はまだそれほど多くなかった。1919/20年度に20%，1920/21年度にコムソモール員とあわせて、26%であった。しかし、まさにかれらが労農大学予備校で指導的な役割を果たしたのだった。

最初の労農大学予備校の建設は、内戦と外国の武力干渉の複雑な状況において行われた。国内では最も必要なものが不足していた。まったくひどい飢えと崩壊が若いソビエト共和国を襲った。高等教育機関とラブファークの学生たちの物質的狀態は、極度に苛酷であった。この時期を想いおこして、クループスカヤは「学生たちはししば暖房のない、設備の悪い寮で、食うや食わずで生活し、これらの学生たちは手を休めず働き、お互いに助けあいながら、知識をたたかいとり、ソビエト政権と共産党を心から愛した。」⁽¹⁵⁾と書いている。

レニングラード化学工業大学のラブファークの校長のビルゾーヴィチ（М. А. Бирзович）は次のように書いた。「学生たちは文字通り寒さと飢えに苦しみ、履物と衣服の不足がこれに加わった。熱意も根気も努力も続かず、いまましい物質不足で、長いあいだ懐いてきた最高学府への夢を放棄せざるをえなくなる、と思われたが、しかし、ラブファークの中でわれわれの経験していることは、この時期に労働者階級が克服しなければならない諸困難と比べるなら何でもないという考えが、なおいっそう根気強く学習に没頭させたのである。」⁽¹⁶⁾

国の苛酷な経済状態にもかかわらず、ソビエト国家は、高等教育機関とラブファークの活動の保障のために資金を支出した。以前学生だった者たちは、学習するために戦線から派遣された。1920年7月4日付のロシア共和国人民委員会議の決定によって学生と大学教員に対する配給は、軍事教育施設の学生に対する配給と同等にされた。教育人民委員部の命令に従って、ラブファークの学生たちが奨学金（ルーブリ相場不安定な下でそれはラブファーク生を実質保障することにならなかった）分だけ社会保障のかたちで、食料品、下着、履物等を受けとることもまれでなかった。党と政府の配慮と、知識獲得に対するラブファーク生たちの不屈の精神とがあっちはじめて、すべての障害が克服され、労農大学予備校は内戦期をもちこたえ、強化することさえできたのだった。

労農大学予備校は、その発生の初めから、自己の立場を最終的に失うことをおそれる旧来の反動的知識人の陣営の敵意ある反抗をひきおこした。外国の干渉者たちがロシアの封鎖を宣言し、コルチャーク、ユデーニチ、デニーキンらの白衛軍が若いソビエト共和国を全面的に包囲した時に、この衝突の中でラブファークは市民権を確立したのであった。最高学府の中でも深刻な階級的衝突が発生し、大学の中に「身をひそませながら」、敵対的な気分をもった教授連や一部の旧大学生、搾取階級出身者たちは、ソビエト政権の諸決定を無視しようとし、労農青年の高等教育機関入学をゆるすまいとした。大学の知識人の反ソビエト的傾向の部分は、「いなな者」、「料理人の子ども」（かれらはプロレタリア学生を軽蔑してこう呼んだ）もまた学問を志ざしているという思想に我慢できなかつたのである。

ラブファーク生たちは、時には敵意と憎悪のはざまにありながら、最高学府の中で活動を開始した。かれらは一部の教授と旧学生からの少なからぬ蔑視、嘲笑、無視に遭遇した。たとえば、測量技術大学のラブファーク生たちは、大学の建物のところに来た時、すべての教室が閉められているのを見た。ラブファーク生たちは「インターナショナル」を歌って、教室の一つ

を突撃して占拠し、そしてそこで学生のもっとも革命的な部分と一緒に集会をひらいたという。商科大学の旧学生たちは、敵意のこもった叫声をもってラブファーク生たちを迎えた。「ここに何の用があるのだ、何がわかるのかね。たしかまだ正式に読み書きを習ってなかったのじゃないかね。」カザン大学のラブファークの生徒たちも、意地の悪い言葉の数々に出会った。「何の為に来たのか？どこへ来たと思っているんだ？」と何人かの旧大学生が意地悪くたずね、またある者ははやしたてた。「学問を身につけるって！そんな、君たち、ばかじゃないか。……いやんなっちゃう。まず、無理だよ。」⁽¹⁷⁾

モスクワ大学のラブファークの教官の一人は、後に、次のように回想した。「かれら（ラブファーク生たち）は、一部の教授からも『旧学生』からも、殷勤無礼な軽蔑や、嘲笑をふくんだ冷淡な態度に幾度も遭遇した。これはまだ、種々さまざまな事件がおこっていた時のことであり、ラブファーク生のための教室、机、腰掛、電球、黒板のチョーク……がすぐには『そろわない』時期のことであった。ラブファークが付設されている教育機関の領地の文字どおり、ひと坪ひと坪の、1メートルごとの、まさにこの内戦をたたかわなければならなかったのである……。」⁽¹⁸⁾

ラブファークとラブファーク生たちの出現にともなって、最高学府の「自治」が崩壊した。もはや人民から隔絶することはゆるされなかった。反動的傾向の知識人のいかなる反抗も、新しい労働者農民学生が高等教育機関の教室において自己の正当な地位を占める、革命によって獲得された権利を行使することを妨げることができなかった。労働者階級は、労農大学予備校が労働者階級の所産であること、科学と知識が今後、労働者の階級的利益のためにもちいられるだろうということを手早く理解した。

深刻な困難にもかかわらず、内戦期には労農大学予備校の建設の著しい成功が勝ちとられた。戦時の複雑な状況も、反動勢力の抵抗も、ラブファークが国民教育制度の中でその位置をしっかりと占めることを妨げなかった。

しかしながら、労農大予備校の歴史において内戦の時代は、ただその発足と組織的確立の時代であるにすぎなかった。これはほんの始まりであった。新しい、労働者・農民知識人要員の養成という主要な目的の実現をうながすはずの労農大学予備校の建設という、さらに大きな活動が差し迫っていたのである。

〔以下、次号に訳載〕

（訳者：竹田正直，所 伸一，桑原 清，塚本智宏）

文献註

序章

- ¹ «СССР в цифрах в 1975 году». Краткий статистический сборник. М., 1976, стр. 224—228.
- ² «Материалы XXV съезда КПСС». М., 1976, стр. 164, 221.
- ³ «XXIV съезд Коммунистической партии Советского Союза». Стенографический отчет, т. II. М., 1971, стр. 162.
- ⁴ «Правда», 7 октября 1957 г.
- ⁵ В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 23, стр. 127.
- ⁶ В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 34, стр. 311, 312.
- ⁷ В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 36, стр. 172.
- ⁸ «Друзья Октября и мира». М., 1967, стр. 82.
- ⁹ В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 35, стр. 198.
- ¹⁰ Там же, стр. 156.
- ¹¹ С. А. Федюкин. Великий Октябрь и интеллигенция. М., 1972, стр. 40—43.
- ¹² В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 38, стр. 55.
- ¹³ «Культурное строительство СССР». Статистический сборник. М.—Л., 1940, стр. 9.
- ¹⁴ В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 4, стр. 269.
- ¹⁵ Цит. по: К. Цеткин. О Ленине. Сборник статей и воспоминаний. М., 1933, стр. 25.
- ¹⁶ «Декреты Советской власти», т. 1. М., 1957, стр. 210—211, 371—374.
- ¹⁷ Там же, стр. 39—41.
- ¹⁸ В. А. Куманев. Революция и просвещение масс. М., 1973, стр. 284, 285, 291.
- ¹⁹ В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 38, стр. 329.
- ²⁰ «Известия ВЦИК», 11 августа 1920 г.
- ²¹ «Труды ЦСУ», т. 28, вып. I («Народное образование в СССР»). М., 1926, стр. 513.
- ²² «Культурное строительство СССР». Статистический сборник, стр. 114.
- ²³ «Красное студенчество», 1928/29, № 11, стр. 2.
- ²⁴ Собрание узаконений и распоряжений рабочего и крестьянского правительства (далее — СУ), 1918, № 57, ст. 632.
- ²⁵ Там же.
- ²⁶ В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 37, стр. 34.
- ²⁷ «Известия ВЦИК», 25 августа 1918 г.
- ²⁸ «Вестник Московского университета», 1954, № 1, стр. 131; «Первый Московский государственный университет за первое советское десятилетие (1917—1927 гг.)». М., 1928, стр. 77; А. Я. Си-нецкий. Профессорско-преподавательские кадры высшей школы СССР. М., 1950, стр. 46.
- ²⁹ «Первый Московский государственный университет за первое советское десятилетие (1917—1927 гг.)»; «15 лет рабфака имени академика В. Р. Вильямса при Тимирязевской сельскохозяйственной академии». М., 1935; «100 лет Ленинградского технологического института», ч. I и II. Л., 1928; «12 лет работы рабфака Ленинградского технологического института». Л., 1932; «Рабочий факультет Ленинградского электротехнического института имени В. И. Ульянова-Ленина. 1921—1931 гг.». Л., 1932; «Рабфак на новых путях». Итоговый сборник. Л., 1925; «На пятом году». Итоговый сборник рабфака Ленинградского государственного университета. Л., 1924; «Смоленский государственный университет. Рабочий факультет».

Смоленск, 1922; «Голос студента». Изд. студкома Самарского рабфака. Самара, 1922; «К трехлетию рабочего факультета Иваново-Вознесенского политехнического института». Иваново-Вознесенск, 1923; «На подступах к высшей школе». Иваново-Вознесенск, 1924; «Юбилейный сборник Костромского государственного рабочего факультета (1919—1924 гг.)». Кострома, 1924; «Итоги и перспективы рабочих факультетов». Л., 1925; «Пять лет рабочего факультета Казанского государственного университета имени В. И. Ульянова-Ленина». Сборник статей. Казань, 1924; «Рабочий факультет Казанского государственного университета имени В. И. Ульянова-Ленина». Казань, 1927; «На путях к высшей школе (Казанский государственный университет). Восемь лет работы рабфака (1919—1927 гг.)». Казань, 1927; «Рабфак». Казань, вып. 7, 1926; «Пермский рабочий факультет за 10 лет (1919—1929 гг.)». Пермь, 1929; «На путях к вузу. Итоги работы Пермского рабфака за три года (1925—1928)». Пермь, 1928; «10 лет Ульяновского рабфака имени Ленина». Ульяновск, 1930; «Омский рабфаковец. 8 лет рабфака (1920—1927)». Сборник. Омск, 1927; «Учеба и песни». Юбилейный сборник к десятилетию рабфаков. Омск, 1929; «Десять лет Бакинского рабочего факультета». Баку, 1931; «Красный студент». Сборник рабочего факультета при Белорусском государственном университете. Минск, 1922; «Четыре года работы Томского рабфака». Сборник к 5-летию. Омск, 1924; «Пять лет работы рабфака при Тверском педагогическом институте». — «Известия Тверского пединститута», вып. 3. Тверь, 1927; «10 лет строительства рабфаков». Юбилейный сборник. М.—Л., 1929, и др.

³⁰ *И. Розенталь*. Что такое рабфаки и для чего они нужны? М., 1930; «Рабочие факультеты и профессиональное образование Сибирского края». М., 1928; *В. М. Костяников*. Пролетариат на учебе (Агрорабфак имени Тимирязева). М., 1931; *П. С. Венедиктов*. Рабоче-крестьянский путь к высшей школе (о рабфаках и рабочем факультете при Дальневосточном университете). Владивосток, 1929; *М. Мириенгоф*. Путевка в аудиторию. М., 1931; *Труньский*. Рабфак Киевского института народного просвещения. 1923—1925 гг. Киев, 1926; «Закавказский институт инженеров путей сообщения. Железнодорожный рабфак на 1931/32 г.». Тифлис, 1932; «Рабфаки на Урале и как в них поступить?». Свердловск, 1930; «Что такое музыкальный рабфак и как на него поступить?». М., 1929; «Пролетаризация высшей школы». — «Революция и культура», 1929, № 4; *К. Былинский*. Детище М. Н. Покровского (К XV-летию рабфаков). — «Фронт науки и техники», 1934, № 4; *Марков*. О работе рабфаков Средней Азии. — «Подготовка кадров железнодорожного транспорта», 1935, № 4—5; «Северный рабфак». — «Северная Азия», 1927, № 2; *Я. Рузина*. Достижения и задачи рабочих факультетов УССР. — «Просвещение Донбасса», 1923, № 10—19; *М. К. Корбут*. Казанский государственный университет за сто двадцать пять лет. 1804—05—1929—30, т. II. Казань, 1930.

³¹ «Из истории Московского университета 1917—1941 гг.». Юбилейный сборник к 200-летию МГУ. М., 1955 (*Н. М. Караченцева*. Рабочий факультет Московского университета в 1919—1925 гг.; *Г. Н. Яблокова*. Рабочий факультет Московского университета в 1926—1930 гг.); *А. В. Красникова*. Из истории строительства советской высшей школы (К 35-летию Декрета о рабочих факультетах). — «Вестник высшей школы», 1955, № 12; *Н. М. Катунцева*. Роль рабочих факультетов в формировании кадров народной интеллигенции в СССР. М., 1966.

³² *Г. Г. Карпов*. О советской культуре и культурной революции

в СССР. М., 1954; *его же*. Ленин о культурной революции. Л., 1970; М. П. Ким. Коммунистическая партия — организатор культурной революции в СССР. М., 1955; *его же*. 40 лет советской культуры. М., 1957; К. П. Абросенко. Рост культуры советского общества. М., 1958; А. Е. Мординов. О социалистическом содержании и национальной форме советской культуры. М., 1960; А. В. Кольцов. Культурное строительство в РСФСР в годы первой пятилетки (1928—1932). М.—Л., 1960; И. С. Смирнов. Ленин и советская культура. Государственная деятельность В. И. Ленина в области культурного строительства (октябрь 1917—лето 1918 гг.). М., 1960; М. С. Андреева. Коммунистическая партия — организатор культурно-просветительной работы в СССР (1917—1933 гг.). М., 1963; А. И. Арнольдов. Социализм и культура. М., 1962; *его же*. Социализм и культурная революция (некоторые философские проблемы культурной революции). М., 1967; «Культурная революция в СССР (1917—1965 гг.)». Материалы Всесоюзной сессии Научного совета по истории социалистического и коммунистического строительства в СССР. Под ред. М. П. Кима. М., 1967; «Советская интеллигенция (История формирования и роста. 1917—1965 гг.)». Под ред. М. П. Кима. М., 1968; «КПСС во главе культурной революции в СССР». М., 1972; Ф. Ф. Королев. Очерки по истории советской школы и педагогики. 1917—1920 гг. М., 1958; *его же*. Советская школа в период социалистической индустриализации. М., 1959; А. С. Бутягин, Ю. А. Салтанов. Университетское образование в СССР. М., 1957; К. Т. Галкин. Высшее образование и подготовка научных кадров в СССР. М., 1958; Ф. Ф. Королев, Т. Д. Корнейчик, З. И. Ривкин. Очерки по истории советской школы и педагогики. 1921—1931 гг. М., 1961; В. П. Елютин. Высшая школа страны социализма. М., 1959; Е. В. Чуткерашвили. Развитие высшего образования в СССР. М., 1961; В. В. Украинцев. КПСС — организатор революционного преобразования высшей школы. М., 1963; «Из истории советской интеллигенции». Сборник статей. М., 1966; В. А. Ульяновская. Формирование научной интеллигенции в СССР. 1917—1937 гг. М., 1966; Л. А. Шилов. Деятельность Коммунистической партии по перестройке высшей школы в первые годы Советской власти. 1917—1921 гг. Л., 1965; «Высшая школа за 50 лет». М., 1967; Ш. Х. Чанбарисов. Формирование советской университетской системы. Уфа, 1973, и др.

³³ М. З. Тугаев. Октябрь и просвещение (очерк истории просвещения в Татарии накануне Октябрьской революции и в первые годы Советской власти). Казань, 1970; С. В. Морозова. Деятельность партийной организации рабочего факультета Казанского университета в восстановительный период. — «Борьба КПСС за развитие народного образования и культуры». Казань, 1972; *ее же*. Роль рабочих факультетов в подготовке кадров национальной интеллигенции (на материалах рабфака Казанского университета). «Борьба КПСС за развитие народного образования и культуры»; «Уральский политехнический институт имени С. М. Кирова. Исторический очерк. 1920—1970 гг.». Свердловск, 1970; «Московский университет за 50 лет Советской власти». М., 1967; З. П. Игумнова. Из истории создания рабфака имени М. Н. Покровского. — «Вестник Московского университета», 1970, № 3; А. А. Шилов. Вовлечение рабочих и крестьян в университет (О работе рабфака 1921—1927 гг.). — «Вестник ЛГУ». Серия. История, язык, литература, вып. 1, 1969, № 2, и др.

³⁴ «Из истории выполнения второй программы партии в области культурного строительства». Сборник. М., 1968; В. П. Точеная.

В. И. Ленин об интеллигенции в переходный период от капитализма к социализму. — «Вестник МГУ». Серия. История, 1970, № 2; В. Г. Черкашина. Формы стимулирования социальной активности интеллигенции в первые годы Советской власти. — «Проблемы истории и теории научного коммунизма». М., 1969; Е. В. Чуткерашвили. Кадры для науки. М., 1968; В. П. Чумаченко. Сельская молодежь и специальность. Минск, 1971; В. Л. Соскин. Ленин. Революция. Интеллигенция. Новосибирск, 1973, и др.

³⁵ Собрание постановлений Правительства СССР (далее — СПП СССР), 1969, № 20, ст. 112.

³⁶ Цит. по: А. И. Арнольдов. Социализм и культура. М., 1962, стр. 18.

³⁷ В. И. Ленин. Полн. собр. соч., т. 37, стр. 188—197.

³⁸ Sorokin, Pitirim. Leaves from a Russian Diary (and Thirty Years after). N. Y., 1970.

³⁹ О фальсификации истории старой интеллигенции в буржуазной историографии см. С. А. Федюкин. Указ. соч., стр. 20—24.

⁴⁰ Sheila Fitzpatrick. The Commissariat of Enlightenment: Soviet Organization of Education and the Arts under Lunacharsky. October 1917—1921. Cambridge, 1970, p. 380.

⁴¹ Philip Pomper. The Russian Revolutionary Intelligentsia. N. Y., 1970, p. 196.

⁴² “Jahrbücher für Geschichte Osteuropas”, 1967, N 3, S. 451—452.

第1章

¹ СУ, 1918, № 71, ст. 771.

² «Советское студенчество», 1937, № 8, стр. 54.

³ «Красное студенчество», 1928/29, № 14, стр. 26; 1934, № 2, стр. 15.

⁴ «Красное студенчество», 1928/29, № 11, стр. 26.

⁵ «Известия ВЦИК», 12 февраля 1919 г.

⁶ Там же.

⁷ «КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК», т. 2. М., 1970, стр. 49.

⁸ СУ, 1919, № 45, ст. 443.

⁹ СУ, 1920, № 80, ст. 381.

¹⁰ «Директивы ВКП(б) по вопросам просвещения». М.—Л., 1931, стр. 354, 355.

¹¹ «Правда», 3 июня 1921 г.

¹² «На путях к высшей школе». Казань, 1927, стр. 137.

¹³ «К 3-летию рабочего факультета Иваново-Вознесенского политехнического института. 1920—1923». Иваново-Вознесенск, 1923, стр. 12.

¹⁴ «Советское студенчество», 1938, № 8, стр. 12.

¹⁵ Там же.

¹⁶ «12 лет работы рабфака Ленинградского химико-технологического института (1920—1932)». Л., 1932, стр. 5.

¹⁷ «Красное студенчество», 1928/29, № 11, стр. 28; «На путях к высшей школе», стр. 14.

¹⁸ «Красное студенчество», 1928/29, № 11, стр. 28.

訳者付記：

この論文は、1979年に本学部を訪れた、現代ソ連の歴史家ニーナ・ミトロファエーナ・カトゥーンツェヴァ教授の著書『労働者農民出身知識人の養成にかんするソ連邦の経験』（モスクワ、『思想』出版社）*Нина Митрофановна Катунцева, Опыт СССР: по подготовке интеллигенции из рабочих и крестьян, М., Изд-во "Мысль", 1977. 206 стр.*の翻訳である。今回は、紙面の都合などにより、頁数にして全体の約5分の1に当る、序章と第1章第1節のみを掲載する。

本書の内容・方法にかかわる訳者たちのコメント等は、訳載を重ねてからにしたい。

ここでは一つ、ラブファークの唯一の包括的な歴史研究である本書が、現在、各国の高等教育進学者の社会的構成への問題関心が国際的に高まる中で、この角度からみてもインフォメーションの豊かな労作として価値をましており、ソ連の事例に関する日本のごく最近の社会学的論究において、基本資料として重用されている（日本教育社会学会『教育社会学研究』第40集（1985年）所収、相原次男論文）ことを読者にお知らせするにとどめる。

1986年2月4日

執筆者紹介

宮本 憲一 (大阪市立大学商学部教授)

浅野 慎一 (北海道大学大学院教育学研究科)

遠藤 智恵子 (北海道大学大学院教育学研究科)

千葉 悦子 (北海道大学教育学部研究生)

カトウーンツェヴァ, ニーナ・ミトロファーノヴァ

(ソ連邦科学アカデミー・ソ連邦史研究所上級研究員(文化史部門)・教授)

訳者 竹田 正直 (北海道大学教育学部教授)

所 伸 一 (北海道大学教育学部助手)

桑 原 清 (北海道教育大学助手)

塚 本 智 宏 (北海道大学大学院教育学研究科)

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第30号

昭和61年3月26日 印刷

昭和61年3月31日 発行

発行機関 北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設

060 札幌市北区北11条西7丁目

発行者 道又 健治郎

印刷所 富士プリント株式会社

064 札幌市中央区南16条西9丁目
